

令和8年版

ふみ みやこ

ぶんきょう(文の京)の 社会福祉

安心してらせるまちに



は じ め に

文京区では、文京区基本構想に掲げる将来都市像の実現に向けて、「文の京」ハートフルプラン文京区地域福祉保健計画(令和6～8年度)を策定し、総合的かつ効果的な地域福祉保健施策の推進に努めています。

近年の社会状況は、人口減少、単身高齢者世帯の増加、就労形態の多様化、地域社会の連帯感の希薄化など、大きく変化しており、虐待やひきこもり、認知症高齢者の増加、孤独・孤立など多様化・複雑化した福祉保健課題への対応が求められています。

このような現状を踏まえ、各分野において以下の取組を行っていきます。

まず、児童福祉の分野では、令和8年4月からこども部門組織を再編しました。こどもから若者まで切れ目のない支援体制を構築するとともに、こども基本法の目的を踏まえ、引き続き、子育て支援の更なる充実や質の高い保育環境の提供を進め、安心して子育てができる環境整備を推進していきます。また、児童相談所では、児童虐待などの複雑な案件に対し、高度で専門的な相談援助を丁寧に展開しつつ、里親支援などの社会的養護を一層推進していきます。さらに、令和8年4月に施行した「文京区こどもの権利に関する条例」のもと、「こどもの権利」とその擁護に関する普及啓発に努めていきます。

高齢者福祉の分野では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、フレイル予防・介護予防の取組や在宅医療・介護連携の推進、さらには、住まい・生活支援を一体的に提供していく地域包括ケアシステムの取組を推進していきます。また共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく「新しい認知症観」のもと、認知症のある方やその家族が、安心して暮らせる環境を整備していきます。また、高齢世代が社会参加・社会的役割をもつことによる生きがいづくりを進めるとともに、地域活動の担い手として活躍する場を拡大するなど、高齢者の地域における豊かな暮らしを支援していきます。

障害者福祉の分野では、障害の有無によって分け隔てられることなく、住み慣れた地域社会で豊かな生活が送れるよう、障害者の自立支援や社会参加が実現できるまちを目指します。このため、障害者への日常支援の充実だけでなく、障害者差別解消法の趣旨の浸透を目指して、区民の障害理解促進に努めるとともに、情報や心のバリアフリー化を推進することで、だれもがお互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら、ともに生きる地域社会の実現を目指していきます。

生活福祉の分野では、所得の少ない世帯等の生活の安定と経済的自立を図ることを目的とした生活福祉資金貸付事業のほか、生活保護に至る前の段階にある経済的困窮者の自立支援を促進する「生活困窮者自立支援制度」、ひきこもり状態にあるご本人やそのご家族等を支援する「文京区版ひきこもり総合対策」、困難を抱える女性の支援など、様々な取組を進めています。また同時に、必要な方が適切に生活保護につながる相談体制を強化し、それぞれの事情に寄り添った必要な支援を行っていきます。

これらに加え、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業を実施し、既存の分野別支援の枠組みを活かしつつ、困りごとを包括的に受け止め、適切な支援機関へつなぐチーム体制を構築し、複合課題等に対する支援を強化します。また、地域の多様な主体と連携・協働して、誰もがどこかにつながり、困りごとを抱えてもより良く生きられる地域づくりを目指します。

この「ぶんきょう（文の京）の社会福祉」は、本区の福祉関連の施策について、過去5年間の実績等を盛り込み、できるだけわかりやすく取りまとめた事業概要です。本区の福祉行政の現況を理解していただくための一助としてご活用いただければ幸いです。

ふみ みやこ
「ぶんきょう（文の京）の社会福祉」目次

文京区の概要	1
福祉事務所	9
母子父子福祉	
1 ひとり親家庭相談（生活福祉課）	13
2 母子及び父子福祉資金	
（1）資金の種類（生活福祉課）	14
（2）母子及び父子福祉資金貸付件数（生活福祉課）	16
（3）母子及び父子福祉資金償還件数（生活福祉課）	17
3 母子生活支援施設	
（1）入所状況（生活福祉課）	17
（2）年度別入所状況（生活福祉課）	17
4 入院助産（生活福祉課）	18
5 母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業（生活福祉課）	18
6 母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業（生活福祉課）	19
7 ひとり親家庭子育て訪問支援券事業（こども若者支援課）	20
8 ひとり親家庭等医療費助成（こども若者支援課）	21
9 ひとり親家庭向け住宅施策	
（1）文京区すまいる住宅登録事業（福祉政策課）	22
（2）文京区住まいの協力店制度（福祉政策課）	23
（3）ひとり親世帯移転費用等助成（福祉政策課）	24
（4）すみかえサポート事業（福祉政策課）	25
女性福祉	
1 女性相談（生活福祉課）	27
2 母子・女性緊急一時保護事業（生活福祉課）	28
児童福祉	
1 お子さんを預けたいとき	
（1）保育所（幼児保育課）	29
（2）認証保育所（幼児保育課）	43
（3）緊急一時保育（幼児保育課）	43
（4）リフレッシュ一時保育（幼児保育課）	44

(5) 私立保育園の一時保育（幼児保育課）	44
(6) 一時保育事業（こども若者支援課）	45
(7) ベビーシッター利用料助成制度（こども若者支援課）	46
(8) おうち家事・育児サポート事業（こども若者支援課）	47
(9) ふたごちゃん・みつごちゃん家事・育児サポート利用料助成制度（こども若者支援課）	47
(10) ファミリー・サポート・センター事業（こども若者支援課）	48
(11) 乳幼児ショートステイ事業（こども家庭支援センター）	48
(12) こどもショートステイ・トワイライトステイ事業（こども家庭支援センター）	48
(13) 病児・病後児保育事業（こども若者支援課）	49
(14) 子育て支援事業利用料等助成制度（こども若者支援課）	50
(15) 学童保育（育成室）（児童課）	50
2 おでかけしましょう	
(1) 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば等）	
（こども若者支援課・幼児保育課・児童課）	52
(2) 児童館（児童課）	55
3 育児相談をしたい	
(1) 乳幼児子育て相談（幼児保育課）	57
(2) こども家庭支援センター（こども家庭支援センター）	57
(3) 児童相談所（児童相談所）	61
(4) ネウボラ面接（保健サービスセンター）	64
(5) ネウボラ相談（保健サービスセンター）	64
(6) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）（保健サービスセンター）	64
4 子育て情報の提供	
(1) 子育てガイド（こども若者政策課）	65
(2) 子育て応援メールマガジンの配信（こども若者政策課）	65
5 各種手当等	
(1) 児童手当（国の制度）（こども若者支援課）	66
(2) 児童育成手当（区の制度）（こども若者支援課）	68
(3) 児童扶養手当（国の制度）（こども若者支援課）	69
(4) 特別児童扶養手当（国の制度）（こども若者支援課）	70
(5) こども医療費助成（こども若者支援課）	71

高齢者福祉

1 高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）（高齢福祉課）	73
2 高齢者に関する相談（高齢福祉課）	77

3	介護予防・日常生活支援総合事業	
(1)	総合サービス事業（介護保険課・高齢福祉課）	78
(2)	一般介護予防事業（高齢福祉課）	79
4	いきいきと暮らすために	
(1)	高齢者クラブへの助成（高齢福祉課）	82
(2)	シルバーセンターの運営（高齢福祉課）	83
(3)	文京いきいきアカデミア（公益財団法人 文京アカデミー）	83
(4)	高齢者いきがいきづくり事業（高齢福祉課）	84
(5)	高齢者いきいき入浴事業（生活衛生課）	84
(6)	長寿お祝い事業（高齢福祉課）	84
(7)	シルバーお助け隊事業補助（高齢福祉課）	85
(8)	ミドル・シニア講座（高齢福祉課）	85
(9)	絵本の読み聞かせ講座（高齢福祉課）	85
(10)	フォローアップ講座（高齢福祉課）	86
(11)	元気高齢者が活躍！介護施設ワークサポート事業（高齢福祉課）	86
(12)	文の京フレイル予防プロジェクト（高齢福祉課）	86
(13)	東京都シルバーパスの交付（高齢福祉課）	87
5	ひとり暮らし高齢者対策	
(1)	高齢者救急通報システム事業（高齢福祉課）	87
(2)	緊急連絡カードの設置（高齢福祉課）	87
(3)	「話し合い員」制度（高齢福祉課）	88
(4)	ハートフルネットワーク事業（高齢福祉課）	88
(5)	高齢者自立生活支援事業（高齢福祉課）	89
(6)	高齢者等見守りあんしん電話事業（高齢福祉課）	89
(7)	高齢者見守りあんしん IoT 事業（高齢福祉課）	90
6	身体の不自由な方等	
(1)	高齢者日常生活支援用具の給付等（高齢福祉課）	90
(2)	高齢者住宅設備等改造事業（介護保険課）	91
(3)	敬老杖の支給（高齢福祉課）	91
(4)	車いすの貸出し（高齢福祉課）	92
(5)	車いすステーション事業（高齢福祉課）	92
(6)	院内介助サービス（介護保険課）	92
(7)	高齢者補聴器購入費用助成事業（高齢福祉課）	92
7	認知症の方やその家族に対する支援	
(1)	認知症施策総合推進事業（高齢福祉課）	93
(2)	認知症検診事業（高齢福祉課）	95

(3) 診断後支援事業（高齢福祉課）	96
(4) 認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ（高齢福祉課）	96
(5) 「チームオレンジ Bunkyo」サポーターによる認知症にやさしいまちづくり （高齢福祉課）	96
(6) 行方不明認知症高齢者ゼロ推進事業（高齢福祉課）	98
8 高齢者等に対する支援	
(1) 高齢者紙おむつ支給等事業（高齢福祉課）	99
(2) 高齢者訪問理美容サービス（高齢福祉課）	100
9 高齢者向け住宅施策	
(1) シルバーピアの提供（福祉政策課）	101
(2) ライフサポートアドバイザー事業（福祉政策課）	102
(3) 文京区すまいる住宅登録事業（福祉政策課）	102
(4) 文京区住まいの協力店制度（福祉政策課）	103
(5) 居住支援セミナー（福祉政策課）	103
(6) 高齢者世帯移転費用等助成（福祉政策課）	103
(7) すみかえサポート事業（福祉政策課）	104
10 高齢者施設の運営	
(1) 特別養護老人ホーム（介護保険課）	105
(2) 高齢者在宅サービスセンター（介護保険課）	106
(3) 養護老人ホームへの入所（高齢福祉課）	109
(4) 文京福祉センター江戸川橋・湯島（高齢福祉課）	111

障害者（児）福祉

1 手帳の交付	
(1) 身体障害者手帳の交付（障害福祉課）	117
(2) 愛の手帳の交付（障害福祉課）	117
(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付（予防対策課）	118
2 相談員（障害福祉課）	118
3 障害者総合支援法による福祉サービス（障害福祉課・予防対策課）	119
4 児童福祉法による障害児通所支援等（障害福祉課・予防対策課）	122
5 障害福祉サービス等の実績（障害福祉課・予防対策課）	124
6 障害者基幹相談支援センター（障害福祉課・予防対策課）	127
7 地域生活支援拠点（障害福祉課）	128
8 本郷福祉センター	
(1) 生活介護事業（若駒の里）（障害福祉課）	129
(2) 放課後等デイサービス事業（放課後等デイサービス JOY）（障害福祉課）	129

9	福祉作業所（障害福祉課）	129
10	文京区放課後等デイサービスロード（障害福祉課）	130
11	児童発達支援センター	
	（1）児童発達支援（そよかぜ）（教育センター）	131
	（2）放課後等デイサービス（ほっこり）（教育センター）	131
12	障害児への相談支援事業	
	（1）総合相談室（教育センター）	132
	（2）発達支援巡回相談（教育センター）	134
	（3）障害児相談支援事業（なないろ）及び特定相談支援事業（教育センター）	134
13	通所施設事業	
	（1）日中活動系サービス推進事業（障害福祉課・予防対策課）	135
	（2）地域活動支援センター（障害福祉課・予防対策課）	135
14	手当等の支給	
	（1）心身障害者福祉手当（障害福祉課）	136
	（2）精神障害者福祉手当（予防対策課）	137
	（3）東京都心身障害者扶養共済制度（障害福祉課）	138
	（4）重度障害者特別給付金（障害福祉課）	138
15	障害者の医療費助成	
	（1）自立支援医療（更生医療）の給付（障害福祉課）	139
	（2）自立支援医療（育成医療）の給付（健康推進課）	139
	（3）自立支援医療（精神通院）の給付（予防対策課）	139
	（4）心身障害者医療費の助成（マル障）（障害福祉課・予防対策課）	140
16	補装具費の支給・日常生活用具の給付等	
	（1）補装具費の支給（障害福祉課・予防対策課）	140
	（2）日常生活用具の給付・住宅設備改善費・点字図書の給付 （障害福祉課・予防対策課）	141
	（3）小児慢性特定疾病児童の日常生活用具給付（予防対策課）	142
	（4）中等度難聴児発達支援事業補聴器購入費の助成（障害福祉課）	143
	（5）補助犬の給付（都の制度）（障害福祉課）	143
	（6）心身障害者（児）紙おむつ支給（障害福祉課）	144
17	在宅福祉サービス等	
	（1）重度脳性麻痺者介護事業（障害福祉課）	144
	（2）在宅心身障害者（児）緊急一時介護委託費助成（障害福祉課）	145
	（3）心身障害者（児）短期保護事業（障害福祉課）	145
	（4）意思疎通支援事業（手話通訳者等派遣）（障害福祉課）	146
	（5）意思疎通支援事業（失語症者向け意思疎通支援者派遣）（障害福祉課）	146

(6) 救急代理通報システム事業（障害福祉課）	147
(7) 自動火災報知器の設置（障害福祉課）	147
(8) 心身障害者（児）布団乾燥消毒・丸洗い（障害福祉課）	147
(9) 心身障害者（児）理美容サービス（障害福祉課）	148
(10) 身体障害者巡回入浴サービス事業（障害福祉課）	148
(11) 軽度障害者入浴サービス事業（障害福祉課）	148
(12) 日中短期入所事業（障害福祉課・予防対策課）	149
(13) 精神障害者地域安心生活支援事業（障害福祉課）	149
(14) 精神障害者地域生活安定化支援事業（予防対策課）	150
(15) 精神障害者単身生活サポート事業（予防対策課）	150
(16) 医療的ケア児在宅レスパイト事業（障害福祉課）	150
(17) 医療的ケア児支援ルーム事業（障害福祉課）	151
18 社会参加の促進	
(1) 障害者・児移動支援事業（障害福祉課・予防対策課）	151
(2) 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」（障害福祉課）	151
(3) 心身障害者（児）レクリエーション（障害福祉課）	152
(4) 福祉タクシー事業（障害福祉課）	152
(5) 自動車燃料費助成事業（障害福祉課・予防対策課）	153
(6) リフト付福祉タクシー事業（障害福祉課）	153
(7) 団体バス借上経費補助事業（障害福祉課）	154
(8) 心身障害者自動車運転免許取得経費補助事業（障害福祉課）	154
(9) 身体障害者用自動車改造費の助成（障害福祉課）	154
(10) ぶんぶんまるしえ（障害者・高齢者の手作り作品・商品販売代理事業） （障害福祉課）	155
19 障害者就労支援センター（障害福祉課）	155
20 福祉環境整備	
(1) 福祉環境整備の促進（住環境課）	157
(2) 東京都福祉のまちづくり条例に基づく届出の受付（住環境課）	158
21 障害者向け住宅施策	
(1) 障害者住宅の提供（福祉政策課）	158
(2) 文京区すまいる住宅登録事業（福祉政策課）	159
(3) 文京区住まいの協力店制度（福祉政策課）	160
(4) 障害者世帯移転費用等助成（福祉政策課）	160
(5) すみかえサポート事業（福祉政策課）	161

文京総合福祉センター

- 1 文京総合福祉センター内施設
(高齢福祉課・こども若者支援課・こども家庭支援センター・障害福祉課・予防対策課) 163
- 2 地域防災への対応(防災危機管理課・福祉政策課) 166
- 3 各施設のお問い合わせ先(障害福祉課) 166

教育センター(児童発達支援センター)

- 1 総合相談室(教育センター) 167
- 2 児童発達支援(そよかぜ)(教育センター) 167
- 3 放課後等デイサービス(ほっこり)(教育センター) 168
- 4 発達支援巡回相談(教育センター) 168
- 5 文京版スターティング・ストロング・プロジェクト(BSSP)(教育センター) 168

生活保護

- 1 保護の動向(生活福祉課) 169
- 2 保護の内容(生活福祉課) 170
- 3 法外援護
(1) 自立促進事業費の支給(生活福祉課) 177
(2) 学童服・運動着購入費用の補助(生活福祉課) 177
(3) 夏季健全育成費の支給(生活福祉課) 178
(4) 中学校卒業者への自立援助金の支給(生活福祉課) 178
(5) 修学旅行等支度金の支給(生活福祉課) 178

介護保険

- 1 被保険者
(1) 被保険者証(介護保険課) 180
(2) 負担割合証(介護保険課) 180
(3) 手続き(介護保険課) 180
- 2 保険料
(1) 第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料(介護保険課) 181
(2) 保険料の減免制度(介護保険課) 182
(3) 第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料の納め方(介護保険課) 182
(4) 保険料を滞納した場合の給付制限(介護保険課) 183
(5) 第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)の保険料の納め方(介護保険課) 183

3	要介護（要支援）認定	
(1)	対象者（介護保険課）	184
(2)	認定調査（介護保険課）	184
(3)	介護認定審査会（介護保険課）	184
(4)	認定期間（介護保険課）	184
(5)	要介護（要支援）認定状況（介護保険課）	185
4	保険給付	
(1)	介護保険で利用できるサービス（介護保険課）	186
(2)	高額介護（介護予防）サービス費の支給（介護保険課）	187
(3)	高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給（介護保険課）	188
(4)	特定入所者介護（介護予防）サービス費の支給（介護保険課）	189
(5)	利用者負担額軽減（介護保険課）	190
(6)	保険給付の状況（介護保険課）	192
5	地域支援事業（高齢福祉課・介護保険課）	193
6	地域密着型サービス指定状況（介護保険課）	194
7	介護保険相談窓口（介護保険課）	196
8	介護人材確保・定着支援等	
(1)	アクティブ介護（介護保険課）	196
(2)	介護啓発番組（介護保険課）	197
(3)	若年層向け介護の仕事啓発に関する事業（介護保険課）	197
(4)	入門的研修（介護保険課）	197
(5)	介護施設従事職員住宅費補助（介護保険課）	197
(6)	介護職員等宿舍借上げ支援事業補助（介護保険課）	198
(7)	E P A介護福祉士候補者受入事業補助（介護保険課）	198
(8)	介護職員奨学金・公的資金返済支援補助（介護保険課）	198
(9)	介護職員初任者研修及び実務者研修受講費補助（介護保険課）	199
(10)	介護支援専門員等研修費用補助（介護保険課）	199
(11)	認知症介護基礎研修費用補助（介護保険課）	199
9	その他	
(1)	介護サービス事業者連絡協議会（介護保険課）	200
(2)	介護事業者情報検索等システム（介護保険課）	201
(3)	事業者運営指導等（介護保険課）	201
(4)	介護保険特別会計（介護保険課）	202

■ 国民健康保険

1	資格	
(1)	国民健康保険の手続き（国保年金課）	203
(2)	70 歳から 74 歳の方の自己負担割合（国保年金課）	204
2	保険料	
(1)	保険料と保険料計算（国保年金課）	204
(2)	保険料の減免制度（国保年金課）	206
3	収納	
(1)	保険料の納め方（国保年金課）	207
(2)	納付の相談（国保年金課）	208
(3)	滞納処分（国保年金課）	208
4	給付	
(1)	療養の給付（国保年金課）	208
(2)	療養費の支給（国保年金課）	210
(3)	高額療養費の支給（国保年金課）	211
(4)	その他の給付（国保年金課）	214
(5)	高額療養費資金貸付制度（国保年金課）	214
(6)	一部負担金の減額、免除及び徴収猶予（国保年金課）	214
(7)	第三者行為（交通事故等）（国保年金課）	215
5	その他	
(1)	保健事業（国保年金課）	216
(2)	国民健康保険事業の運営に関する協議会（国保年金課）	218
(3)	国民健康保険特別会計（国保年金課）	219

■ 後期高齢者医療制度

1	資格	
(1)	被保険者数（国保年金課）	221
(2)	被保険者の一部負担金の割合別内訳数（国保年金課）	222
2	保険料	
(1)	保険料の決め方（国保年金課）	223
(2)	保険料の納め方（国保年金課）	223
(3)	保険料の計算方法（国保年金課）	224
(4)	保険料の軽減・減免（国保年金課）	224
3	収納	
(1)	収納状況（国保年金課）	227

4	給付	
(1)	入院時の食費及び入院時の居住費（国保年金課）	228
(2)	療養費（国保年金課）	230
(3)	高額療養費（国保年金課）	230
(4)	高額介護合算療養費（国保年金課）	232
(5)	自己負担の限度額区分（任意記載事項併記申請）（国保年金課）	232
(6)	特定疾病療養受療証（国保年金課）	232
(7)	移送費（国保年金課）	233
(8)	第三者行為（国保年金課）	233
(9)	葬祭費（国保年金課）	233
5	その他	
(1)	健康診査事業（国保年金課）	233
(2)	後期高齢者医療特別会計（国保年金課）	235

国民年金

1	被保険者	
(1)	強制加入被保険者（国保年金課）	237
(2)	任意加入被保険者（国保年金課）	237
(3)	届出（国保年金課）	238
2	保険料	
(1)	納付義務（国保年金課）	239
(2)	納付方法（国保年金課）	239
(3)	納付期限（国保年金課）	239
(4)	前納（国保年金課）	239
(5)	免除（国保年金課）	239
(6)	納付猶予（国保年金課）	240
(7)	学生納付特例（国保年金課）	240
(8)	追納（国保年金課）	241
3	給付	
(1)	老齢基礎年金（国保年金課）	241
(2)	障害基礎年金（国保年金課）	243
(3)	特別障害給付金（国保年金課）	244
(4)	遺族基礎年金（国保年金課）	245
(5)	寡婦年金（国保年金課）	246
(6)	老齢福祉年金（国保年金課）	246
(7)	未支給年金（国保年金課）	246

(8) 死亡一時金（国保年金課）	246
(9) 給付状況（国保年金課）	247
(10) 裁定請求（国保年金課）	247
(11) 年金の支給（国保年金課）	248
4 年金の相談（国保年金課）	248

その他の福祉

1 公衆浴場補助（生活衛生課）	249
2 災害弔慰金等の支給等	
(1) 災害弔慰金の支給（福祉政策課）	249
(2) 災害障害見舞金の支給（福祉政策課）	249
(3) 災害援護資金の貸し付け（福祉政策課）	250
3 小災害の援助（福祉政策課）	250
4 旧軍人・戦没者遺族等の援護（生活福祉課）	251
5 原爆被爆者に対する見舞金（生活福祉課）	251
6 区民葬儀（福祉政策課）	251
7 成年後見申立支援等	
(1) 成年後見申立支援（福祉政策課・高齢福祉課・障害福祉課・予防対策課）	252
(2) 成年後見中核機関事業（福祉政策課）	253
8 福祉サービス第三者評価事業補助（福祉政策課）	253
9 社会福祉法人の許認可等及び指導監査（福祉政策課）	253
10 行旅病人、葬祭を行う者がいない死亡人（生活福祉課）	254
11 中国残留邦人等自立支援法による支援給付（生活福祉課）	254
12 ごみの訪問収集（文京清掃事務所）	254
13 受験生チャレンジ支援貸付事業（生活福祉課）	255
14 住居確保給付金事業（生活福祉課）	255
15 生活保護受給者就労支援・就労準備支援事業（生活福祉課）	255
16 生活保護受給高齢者支援事業（生活福祉課）	256
17 生活困窮者自立支援事業（生活福祉課）	256
18 金銭管理支援・生活自立支援事業（生活福祉課）	258
19 避難行動要支援者名簿（防災危機管理課）	258
20 福祉避難所の設置（福祉政策課）	259
21 文京区社会を明るくする運動（福祉政策課）	259
22 かかりつけ医・在宅療養相談窓口（在宅療養支援連携相談窓口）（高齢福祉課）	260
23 文京区配偶者暴力相談支援センター（生活福祉課）	261
24 文京区版ひきこもり総合対策（生活福祉課）	261

25	ヤングケアラー支援推進事業（こども家庭支援センター）	261
26	重層的支援体制整備事業（ぶんきょうチームでまるごと支援）（福祉政策課）	262

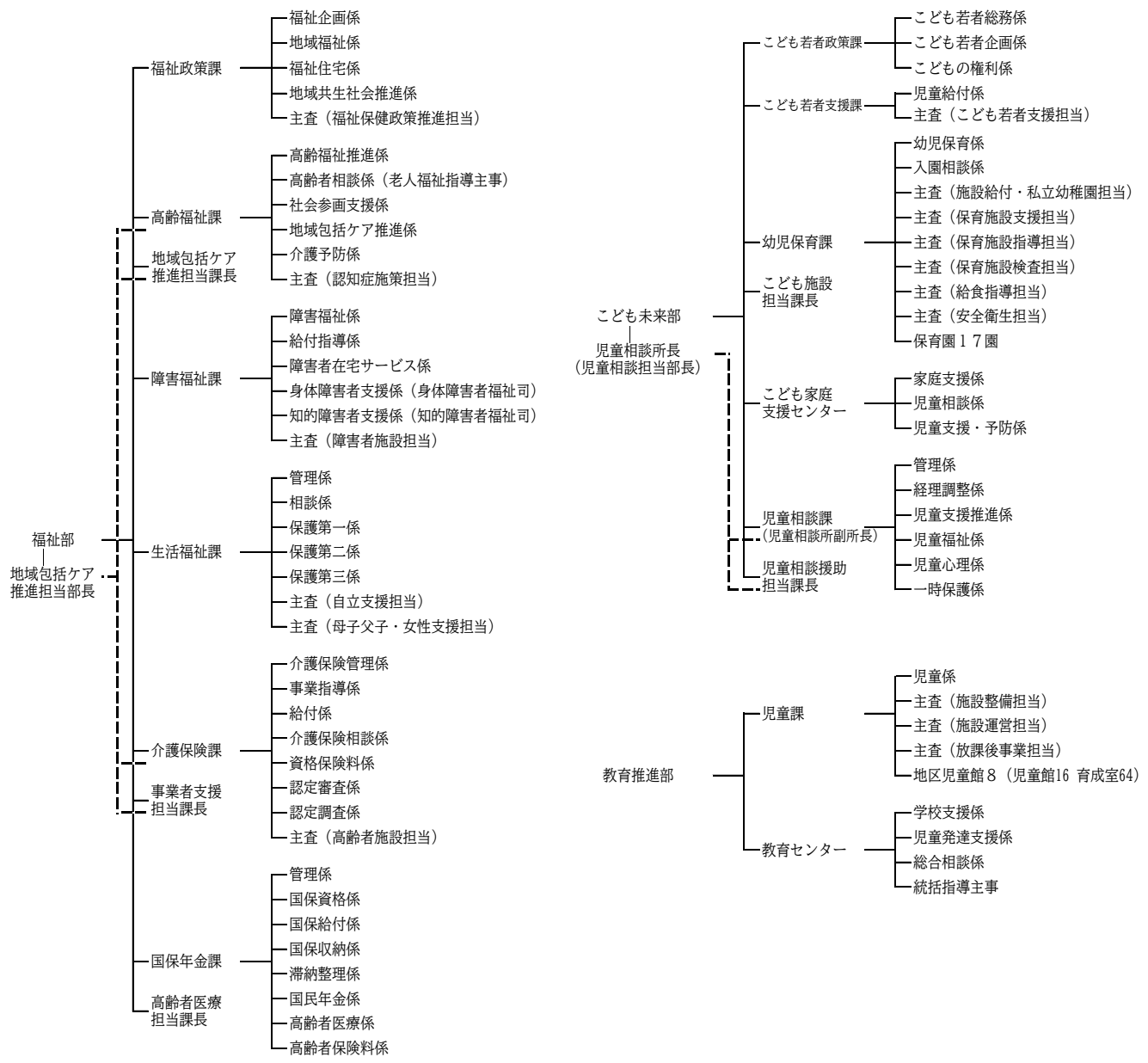
■ 民間の協力

1	民生委員・児童委員	
(1)	民生委員・児童委員（福祉政策課）	263
(2)	民生委員の推薦・委嘱（福祉政策課）	265
2	共同募金（福祉政策課）	265
3	（社会福祉法人）文京区社会福祉協議会	
(1)	社会福祉協議会の生い立ち（社会福祉協議会）	265
(2)	社会福祉協議会の目的（社会福祉協議会）	266
(3)	所在地（社会福祉協議会）	266
(4)	事業概要（社会福祉協議会）	266
(5)	生活福祉資金貸付制度（社会福祉協議会）	268
(6)	総合支援資金貸付制度（社会福祉協議会）	269
(7)	緊急小口資金および総合支援資金の特例貸付（社会福祉協議会）	271
(8)	不動産担保型生活資金（社会福祉協議会）	272
(9)	要保護世帯向け不動産担保型生活資金（社会福祉協議会）	273
(10)	ふれあいいきいきサロン活動支援（社会福祉協議会）	273
(11)	ファミリー・サポート・センター事業（社会福祉協議会）	274
(12)	文京区子育てサポーター認定制度（社会福祉協議会）	275
(13)	地域の子育てサポート連絡会（社会福祉協議会）	276
(14)	子ども食堂運営支援金助成事業（社会福祉協議会）	276
(15)	いきいきサポート事業（在宅福祉サービス事業＝会員制）（社会福祉協議会）	276
(16)	権利擁護センター（あんしんサポート文京）（社会福祉協議会）	277
(17)	地域連携ステーション（ボランティア担当）（社会福祉協議会）	280
(18)	地域連携ステーション（フミコム）（社会福祉協議会）	280
(19)	みまもり訪問事業（社会福祉協議会）	281
(20)	地域福祉コーディネーターの配置（社会福祉協議会）	281
(21)	地域の支え合い体制づくり事業（社会福祉協議会）	281
(22)	介護予防・日常生活支援総合事業（社会福祉協議会）	282
(23)	地域共生社会を目指した総合的・包括的な相談支援体制の整備 （社会福祉協議会）	282
4	（公益社団法人）文京区シルバー人材センター	
(1)	シルバー人材センターの生い立ち（シルバー人材センター）	283
(2)	シルバー人材センターの目的（シルバー人材センター）	283

(3) 所在地（シルバー人材センター）	283
(4) 事業概要（シルバー人材センター）	284
5 保護司（福祉政策課）	286
6 文京区更生保護女性会（福祉政策課）	286

文京区の概要

令和8年4月現在の福祉部・こども未来部（一部教育推進部を含む）の組織図は、次表のとおりです。

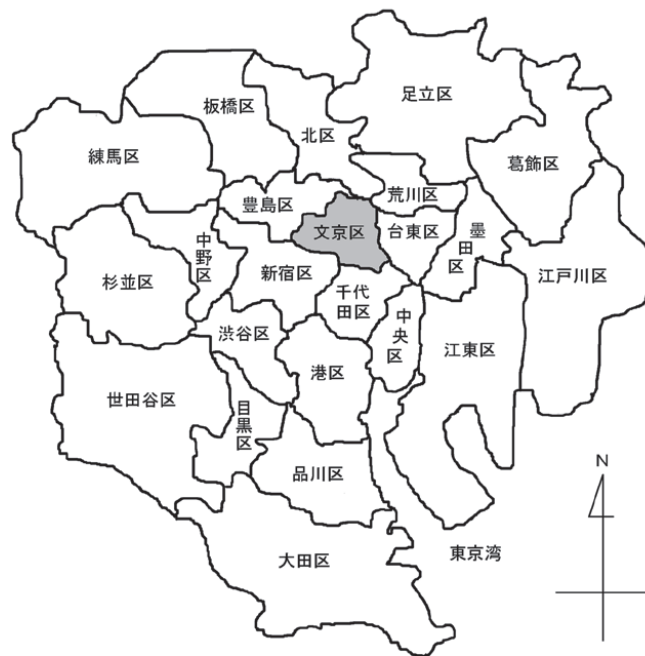


文京区の概要

1 位置

文京区は、旧江戸市街の外縁に位置し、都心3区の西北部に位置しています。南部は神田川をへだてて千代田区に接し、東部は台東区、北東部は荒川区、北部は北区、北西部から西部にかけて豊島区、さらに南西部は新宿区に接しています。

面積は約 11.29 平方キロメートル、周囲は約 21 キロメートル、南北約 4 キロメートル、東西約 6 キロメートルです。



2 人口

文京区の人口は、平成 11 年以降増加に転じ、22 年連続して人口が増加していました。令和 3 年に人口減少となったものの、令和 4 年以降再び増加に転じました。

また、人口構造をみると、令和 8 年 4 月 1 日現在、総人口に占める年少人口（15 歳未満）及び老年人口（65 歳以上）の比率は、それぞれ 12.4%、18.6%となっています。

文京区の人口 (令和 8 年 4 月 1 日)

	世 帯 数	人 口	男	女
住民基本台帳人口	132,265 世帯	236,683 人	112,530 人	124,153 人

※表の数値は、日本人と外国人住民の合計

※人口総数は、その他を含むため、男女の計と一致しない場合がある。

文京区の過去5年の総人口と、老年人口（65歳以上）・年少人口（15歳未満）の割合

（資料：住民基本台帳 各年4月1日）

	世帯数	総人口	65歳以上	割 合	15歳未満	割 合
令和4年	124,069 世帯	227,218	43,663	19.2%	29,329	12.9%
令和5年	127,040 世帯	230,201	43,608	18.9%	29,374	12.8%
令和6年	129,110 世帯	232,790	43,641	18.7%	29,528	12.7%
令和7年	131,120 世帯	235,380	43,824	18.6%	29,573	12.6%
令和8年	132,265 世帯	236,683	43,981	18.6%	29,407	12.4%

※表の数値は、日本人と外国人住民の合計

3 交通

公共交通機関としては、地下鉄の三田線・丸ノ内線・千代田線・有楽町線・南北線・大江戸線の6線、都営バス、コミュニティバス（Bーぐる）などが区民の足となっています。

4 予算

「文の京」総合戦略に掲げる主要課題の解決に邁進するため、現場の視点を重視し、職員の創意と工夫により、効率的・効果的に質の高い行政サービスを提供するための予算を編成しました。また、次に掲げる重点的に推進すべき優先度の高い施策を重点施策として展開しています。

- (1) 主要課題の解決に繋がる施策
- (2) 区制80周年記念に関する施策
- (3) 持続可能な行財政運営を推進する施策
- (4) その他、区として重点的に推進する必要があると認められる施策

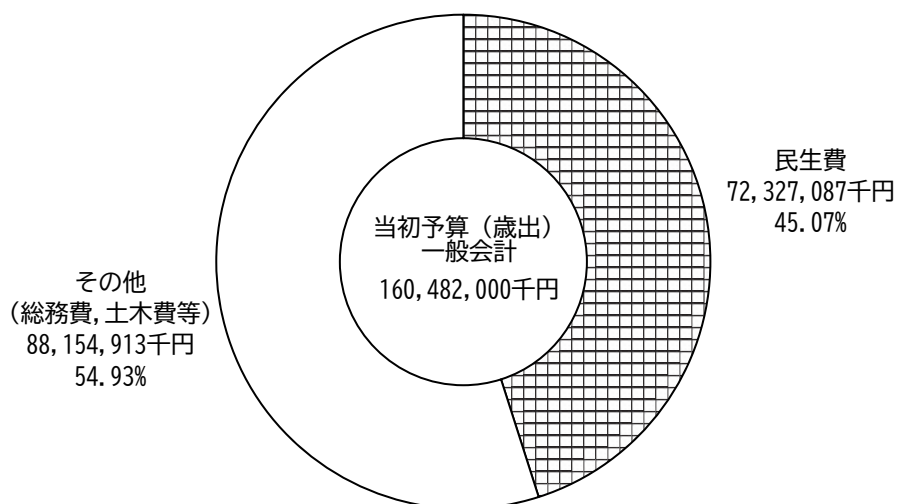
令和8年度の文京区の一般会計当初予算は、1,604億8200万円で、そのうち民生費は723億2708万円となっています。内訳等は3ページのとおりです。

令和8年度当初予算額（歳出）

文京区の予算のうち、社会福祉関係（民生費）の占める割合は次のとおりです。

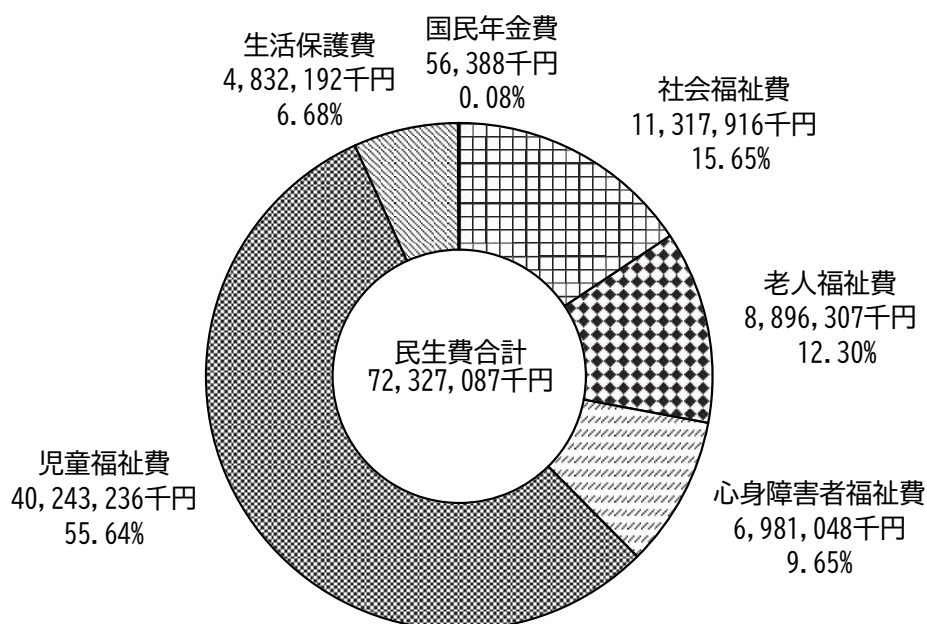
なお、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の予算額は下表のとおりです。

※内訳の各割合は小数点第3位を四捨五入しています。



各特別会計予算	
国民健康保険特別会計	20,758,000 千円
介護保険特別会計	17,680,000 千円
後期高齢者医療特別会計	6,854,000 千円

【民生費の内訳】



5 福祉部・こども未来部の組織の沿革

昭和 40 年 4 月	福祉事務所が区へ移管され、管理課、福祉課、国民健康保険課、国民年金課の 4 課 1 所で厚生部を組織
昭和 47 年 4 月	児童課新設
昭和 47 年 6 月	福祉センター開館
昭和 50 年 4 月	小石川保健所、本郷保健所が区へ移管。保健衛生部を新設
昭和 51 年 12 月	厚生部のうち、福祉課、福祉事務所、福祉センターの 1 課 2 所で福祉部を新設
昭和 52 年 4 月	福祉部に老人福祉課を新設
昭和 55 年 3 月	福祉作業所 2 ヲ所、授産場が区へ移管
昭和 61 年 4 月	厚生部の管理課を婦人青少年課に名称変更 福祉部の組織改正により障害者福祉課を新設し、大福祉事務所制を採用、福祉事務所の事業を福祉課、高齢者福祉課、障害者福祉課、保護課でそれぞれ分担
平成 3 年 4 月	厚生部の婦人青少年課を女性青少年課に名称変更 福祉部に高齢者施設計画担当課を新設
平成 4 年 4 月	福祉部保護課の保育園入園事務を厚生部児童課へ移行
平成 10 年 4 月	福祉部に介護保険準備担当課を新設
平成 12 年 4 月	介護保険制度導入により、介護保険部を新設し、厚生部を廃止する等、福祉関係の組織を改編 厚生部の女性青少年課は区民部へ、児童課は福祉部へ、国民健康保険課と国民年金課は介護保険部へ移行。福祉部は、福祉課、高齢者福祉課、障害者福祉課、保護課、児童課、福祉センターで構成。介護保険部は、介護支援課、介護管理課、国民健康保険課、国民年金課で構成
平成 14 年 4 月	福祉部の高齢者福祉課住宅担当は都市計画部住宅課へ移行。国民健康保険課と国民年金課を統合して国保年金課を設置
平成 15 年 4 月	介護支援課と介護管理課を統合して介護保険課を設置。高齢者福祉課は介護保険部へ移行 保育課を新設し、児童課には子ども家庭支援センター準備担当を設置
平成 15 年 10 月	児童課に子ども家庭支援センターを設置
平成 16 年 4 月	本郷福祉センター（若駒の里）開所
平成 18 年 4 月	福祉部と区民部の子育て部門を統合し、男女協働子育て支援部を新設。男女協働子育て支援部は、子育て支援課、保育課、児童青少年課、男女協働・特命担当課で構成
平成 19 年 5 月	障害者福祉課に障害者就労支援センターを設置
平成 20 年 4 月	福祉部と介護保険部を統合し、福祉部は、高齢福祉課、障害福祉課、生活福祉課、介護保険課、国保年金課、福祉センターの 6 課で構成

平成 21 年 4 月	福祉部に特命担当課長、高齢者医療担当課長を新設 男女協働子育て支援部の男女協働・特命担当課、子ども家庭支援センターを統合し、男女協働・子ども家庭支援センター担当課を新設
平成 24 年 4 月	福祉部に福祉政策課を新設し、特命担当課長を廃止
平成 26 年 4 月	福祉部に福祉施設担当課長、認知症・地域包括ケア担当課長を新設。都市計画部の再編により、福祉政策課に福祉住宅係を設置し、福祉住宅サービス（指定管理）が開始
平成 27 年 3 月	福祉センター閉館
平成 27 年 4 月	文京総合福祉センター（老人福祉センター・障害者支援施設・障害者基幹相談支援センター）開館。教育センターに児童発達支援センターを設置 障害福祉課障害者就労支援センターの運営を委託
平成 28 年 4 月	子育て部門の組織改正により、男女協働子育て支援部は子ども家庭部となる。子育て支援課、幼児保育課、子ども家庭支援センターの 3 課で構成され、子ども施設担当課長を新設。児童青少年課は教育推進部へ移管。幼児保育課においては、総務部より私立幼稚園、教育推進部より区立幼稚園事務が移行
平成 29 年 4 月	子ども家庭部に児童相談所準備担当課長及び児童相談所準備担当を新設
令和 2 年 4 月	福祉部に地域包括ケア推進担当部長を新設 福祉部に地域包括ケア推進担当課長を新設し、福祉施設担当課長及び認知症・地域包括ケア担当課長を廃止
令和 6 年 4 月	福祉政策課に地域共生社会推進係を新設 子ども家庭部に児童相談所開設準備担当部長、児童相談所開設準備室長、児童相談所開設準備室及び子ども施策推進担当課長を新設
令和 7 年 4 月	介護保険課に事業者支援担当課長を新設 文京区児童相談所を開設。子ども家庭部に児童相談所長（児童相談担当部長）、児童相談所副所長（児童相談課長）及び児童相談援助担当課長を新設。 児童相談課に経理調整係、児童支援推進係を新設
令和 8 年 4 月	子ども家庭部をこども未来部に名称変更 こども未来部にこども若者政策課及びこども若者支援課を新設し、子育て支援課及び子ども施策推進担当課長を廃止 子ども施設担当課長をこども施設担当課長に名称変更 子ども家庭支援センターをこども家庭支援センターに名称変更 教育推進部児童青少年課青少年係はこども若者支援課こども若者支援担当へ移管

6 福祉保健施策に係る計画

地域福祉保健を取り巻く現状や多様化する区民ニーズに対して、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、区の公的サービスの充実と地域の様々な主体との連携による地域の支え合いを強化し、地域福祉保健施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、令和6年3月に、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「^{ふみ}文の^{みやこ}京」ハートフルプラン文京区地域福祉保健計画」を策定しました。

◆ (1) 計画の性格・位置付け ◆

本計画は、「文京区基本構想」に掲げる将来都市像の実現に向けて策定する、本区の地域福祉保健施策を推進するための基本となる総合計画であり、各法律に規定された「地域福祉計画」、「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」、「重層的支援体制整備事業実施計画」、「次世代育成支援行動計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「子どもの貧困対策計画」、「若者計画」、「老人福祉計画」、「介護保険事業計画」、「障害者計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」、「健康増進計画」及び「食育推進計画」を包含するものとなっています。

法律に基づく計画名	根拠法令	本計画における計画名
地域福祉計画	社会福祉法第 107 条	地域福祉保健の推進計画
成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画	成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第 1 項	
重層的支援体制整備事業実施計画	社会福祉法第 106 条の 5 第 1 項	
次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項	子育て支援計画
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項	
子どもの貧困対策計画	子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条第 2 項	
若者計画	子ども・若者育成支援推進法第 9 条第 2 項	
老人福祉計画	老人福祉法第 20 条の 8	高齢者・介護保険事業計画
介護保険事業計画	介護保険法第 117 条	
障害者計画	障害者基本法第 11 条第 3 項	障害者・児計画
障害福祉計画	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条	
障害児福祉計画	児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項	
健康増進計画	健康増進法第 8 条第 2 項	保健医療計画
食育推進計画	食育基本法第 18 条	

(2) 基本理念

- 人間性の尊重
- 自立の支援
- 支え合い認め合う地域社会の実現
- 健康の保持・増進
- 協働による地域共生社会の実現
- 男女平等参画の推進

(3) 基本目標

- だれもが、いきいきと自分らしく、健康で自立した生活を営める地域社会を目指します。
- だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な福祉保健サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う地域社会を目指します。
- だれもが、地域、暮らし、生きがいとともに創り、互いに高め合い、役割を持つことができる地域社会を目指します。

(4) 主要項目または重点課題

① 地域福祉保健の推進計画

- ア 交流の活性化を図る地域の居場所づくり
- イ 地域人材の発掘・育成を通じた地域福祉活動の活性化
- ウ 多様で複合化した課題に対応する包括的な支援体制の強化
- エ 生活困窮者等への支援
- オ 福祉保健サービスの利用支援と権利擁護の推進
- カ まち・心・情報のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進
- キ 災害時の自助・互助・共助・公助による安全・安心の確保

② 子育て支援計画

- ア 親子の健やかな成長の支援
 - イ 多様な子育て支援サービスの提供
 - ウ 子どもの生きる力・豊かな心の育成
 - エ 全ての子育て家庭を支える体制の充実
 - オ 子育てしやすいまちづくりの推進
 - カ 充実したライフデザインの支援
 - キ 社会的自立への援助
 - ク 自己実現の機会づくり
- } 若者計画

③ 高齢者・介護保険事業計画

- ア 地域でともに支え合うしくみの充実
- イ 在宅サービス等の充実と多様な住まい方の支援や取組
- ウ 健康で豊かな暮らしの実現
- エ いざというときのための体制づくり

④ 障害者・児計画

- ア 自立に向けた地域生活支援の充実
- イ 相談支援の充実と権利擁護の推進
- ウ 安心して働き続けられる就労支援
- エ 子どもの育ちと家庭の安心への支援
- オ ひとにやさしいまちづくりの推進

⑤ 保健医療計画

- ア 健康づくりの推進
- イ 地域医療の連携と療養支援
- ウ 健康安全の確保

(5) これまでの福祉保健に関する計画

計画期間	計画名	策定（改定）時期
—	文京区地域福祉計画	平成6年3月
—	文京区地域福祉計画（第2次）	平成9年3月
平成12年度～平成16年度	文京区地域福祉計画	平成12年3月
平成15年度～平成19年度	「文 ^{ふみ} の京 ^{みやこ} 」ハートフルプラン 文京区地域福祉計画	平成15年3月
平成18年度～平成20年度	「文 ^{ふみ} の京 ^{みやこ} 」ハートフルプラン 文京区地域福祉計画	平成18年3月
平成21年度～平成23年度	「文 ^{ふみ} の京 ^{みやこ} 」ハートフルプラン 文京区地域福祉計画	平成21年3月
平成24年度～平成26年度	「文 ^{ふみ} の京 ^{みやこ} 」ハートフルプラン 文京区地域福祉保健計画	平成24年3月
平成27年度～平成29年度	「文 ^{ふみ} の京 ^{みやこ} 」ハートフルプラン 文京区地域福祉保健計画	平成27年3月
平成30年度～平成32年度	「文 ^{ふみ} の京 ^{みやこ} 」ハートフルプラン 文京区地域福祉保健計画	平成30年3月
令和3年度～令和5年度	「文 ^{ふみ} の京 ^{みやこ} 」ハートフルプラン 文京区地域福祉保健計画	令和3年3月
令和6年度～令和8年度	「文 ^{ふみ} の京 ^{みやこ} 」ハートフルプラン 文京区地域福祉保健計画	令和6年3月



福祉事務所

福祉事務所

1 沿革

東京都においては、昭和 26 年 10 月 1 日社会福祉事業法施行とともに条例で福祉地区を設け、その地区に福祉行政の実施機関として、知事の管理する福祉事務所を設置しました。

昭和 40 年 4 月 1 日地方自治法の一部改正により、住民に身近な事務事業が特別区に移管されることとなり、福祉事務所も区に移り、新たに文京区福祉事務所として再発足しました。昭和 61 年 4 月 1 日には福祉部長が福祉事務所長を兼務する大福祉事務所制（対象者別組織）となりました。

福祉事務所は、生活保護法を始め、福祉諸法に基づき、地域福祉を推進する住民サービスの第一線行政機関として業務内容の充実や組織、機構の改革を行ってきました。

2 業務内容

文京区福祉事務所は、文京区が設置した行政機関で、文京区の区域を管轄区域とし、主として社会福祉六法（生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法）による保護、援護、育成、更生などの業務を行っています。

所在地・建物

春日一丁目 16 番 21 号
文京シビックセンター内
福祉事務所 9・11 階部分使用

3 生活保護法

日本国憲法は、国民に基本的人権のひとつとして生存権を保障し、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」（憲法第 25 条）と規定しています。

この憲法によって保障された生存権を具体化するために社会保障制度があり、その中でも公的扶助制度として生活保護制度があります。

生活保護は、「国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」（法第 1 条）としています。

生活保護には、重要な三つの原理があります。第一に、「すべての国民は、保護を無差別平等に受けることができる」という無差別平等の原理（法第2条）。第二に、「健康で文化的な生活水準を維持することができる」ことを保障する最低生活の原理（法第3条）。第三に、「保護は、生活に困窮する者が、自己の利用し得る資産や働ける能力その他あらゆるものを活用することを要件とし、また、民法に定める扶養義務者の扶養や他の法律に定める扶助は、すべて生活保護に優先して行われるものとする」という補足性の原理（法第4条）があります。

生活保護を受ける場合は、原則として、要保護者かその扶養義務者などの申請に基づいて行われます。

申請があると、福祉事務所の地区担当員（ケースワーカー）がその家庭の実状を調査し、その世帯の保護基準による最低生活費を計算し、収入と対比して保護の要否を判定します。

保護が必要とされた場合は、居宅において必要な金銭や医療等の給付を行うのが原則ですが、居宅において保護することが困難なときは、病院や各種施設において保護することになります。

4 身体障害者福祉法

身体障害者福祉法は、身体障害者の更生を援護し、必要な保護を行い、すべての障害者の福祉の増進を図ることを目的として、昭和24年12月に制定されました。その後の改正で逐次内容の充実が図られてきましたが、昭和61年9月の改正で新たに内部障害に小腸機能障害、平成10年4月からは免疫機能障害、平成22年4月から肝臓機能障害が加えられ、対象範囲も拡大されました。身体障害の原因には、先天的なものと事故・病気などによる後天的なものがあります。

この法律の実施機関として、福祉事務所では、専門的、技術的知識を持った身体障害者福祉司を配置し、保護の相談に応じ、社会的更生の方途について支援しています。

また、区長から委託された身体障害者相談員が地域社会での相談等を行っています。

5 知的障害者福祉法

知的障害者に対する福祉施策については、昭和35年3月31日知的障害者の更生を援助するとともに、必要な保護を行い、知的障害者の福祉を図ることを目的として、精神薄弱者福祉法（現在の知的障害者福祉法）が制定され、社会一般の理解と関心も次第に高まり、その援助も逐次増進されてきました。

この法律の実施機関として、福祉事務所では、専門的、技術的知識を持った知的障害者福祉司を配置し、保護の相談に応じ、社会的更生の方途について支援しています。

また、区長から委託された知的障害者相談員が、地域社会での相談等を行っています。

6 老人福祉法

高齢者の福祉を促進するため、昭和 38 年 8 月に施行された老人福祉法には、「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。」（法第 2 条）という基本理念がうたわれています。これにより本区でも高齢者の福祉を専門に取り扱う老人福祉指導主事を配置し、高齢者の在宅生活支援及び養護老人ホーム入所措置等を行っています。

7 母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童福祉法

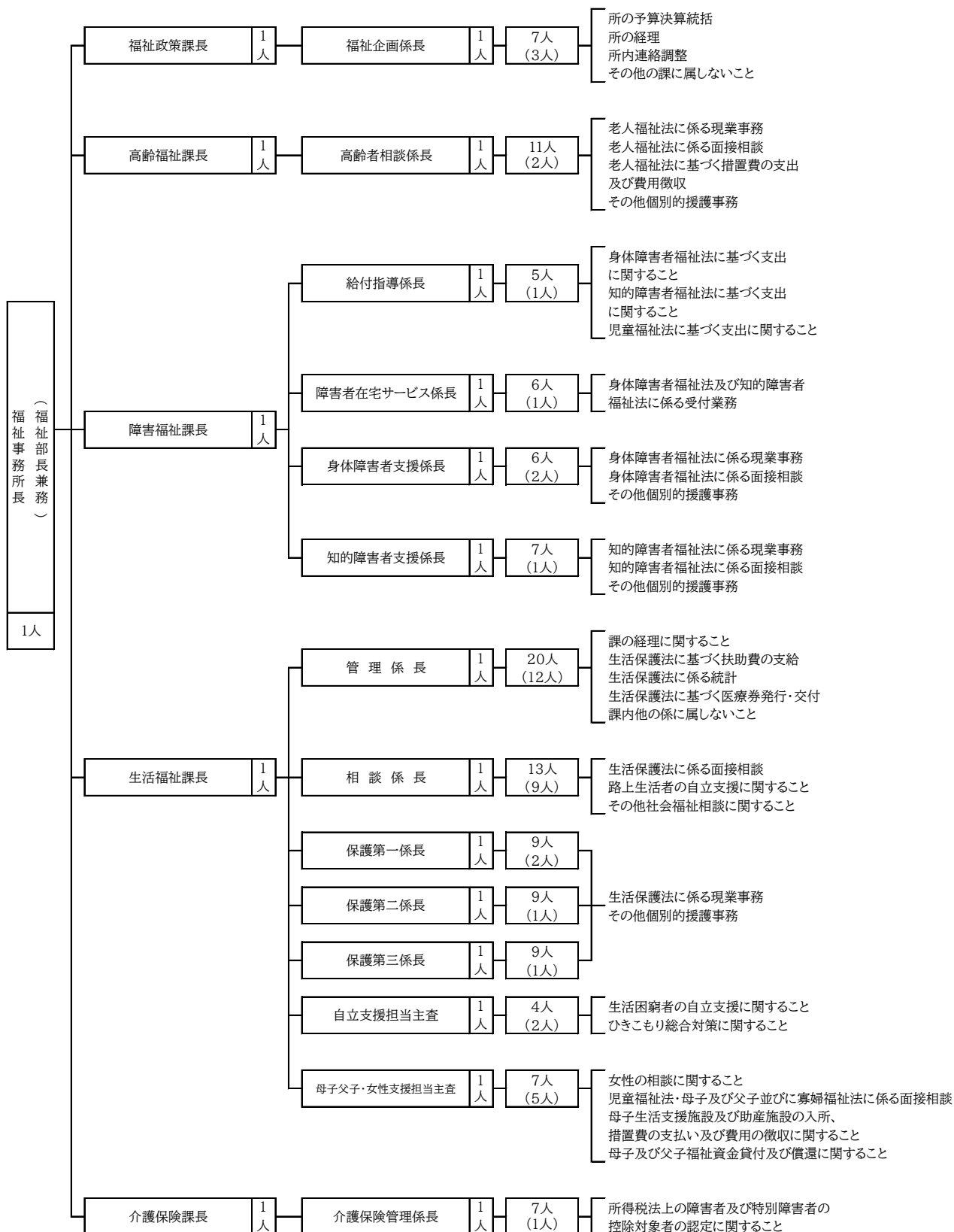
母子家庭の母はこどもを養育しながら、一家の生計も維持するという二重の負担を背負い、特別の援助が必要であるところから昭和 28 年 4 月 1 日「母子福祉資金の貸付等に関する法律」が施行され、母子福祉資金制度、母子相談員制度その他が制定されました。さらに、昭和 39 年 7 月 1 日「母子福祉資金の貸付等に関する法律」が廃止され、これに替わる「母子福祉法」が誕生しました。その後、昭和 56 年 6 月 11 日同法が「母子及び寡婦福祉法」に改正され、昭和 57 年 4 月 1 日から施行されました。平成 26 年 10 月 1 日には、父子家庭への支援を拡大し「母子及び父子並びに寡婦福祉法」が施行されました。本区では、母子父子自立支援員を福祉事務所に配置し、母子及び父子家庭の一身上の相談や母子及び父子福祉資金貸付等に関する相談に応じ、その自立更生に必要な助言、指導を行っています。

また、「児童福祉法」は、児童の保護を目的として昭和 23 年 1 月に施行されて以来、さまざまな改正を経て今日に至っています。平成 16 年には、児童虐待への対策を中心として改正が行われ、令和 4 年には、子育て世帯に対する包括的な支援の体制の強化を行うために改正が行われました。また、平成 28 年の改正により、特別区において児童相談所を設置することが可能となったことを踏まえ、令和 7 年 4 月 1 日より本区に児童相談所が開設されました。

本区では、こども家庭支援センター、児童相談所、保健サービスセンター及び生活福祉課等が連携して、児童虐待の防止に取り組んでいます。

組織及び事務分掌

(令和8年4月1日現在)



()内は会計年度任用職員数

母子父子福祉

1	ひとり親家庭相談（生活福祉課）	13
2	母子及び父子福祉資金	
(1)	資金の種類（生活福祉課）	14
(2)	母子及び父子福祉資金貸付件数（生活福祉課）	16
(3)	母子及び父子福祉資金償還件数（生活福祉課）	17
3	母子生活支援施設	
(1)	入所状況（生活福祉課）	17
(2)	年度別入所状況（生活福祉課）	17
4	入院助産（生活福祉課）	18
5	母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業（生活福祉課）	18
6	母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業（生活福祉課）	19
7	ひとり親家庭子育て訪問支援券事業（こども若者支援課）	20
8	ひとり親家庭等医療費助成（こども若者支援課）	21
9	ひとり親家庭向け住宅施策	
(1)	文京区すまいる住宅登録事業（福祉政策課）	22
(2)	文京区住まいの協力店制度（福祉政策課）	23
(3)	ひとり親世帯移転費用等助成（福祉政策課）	24
(4)	すみかえサポート事業（福祉政策課）	25

母子父子福祉

母子家庭や父子家庭等の親は、子育てと生計の維持をひとりで担っていることから、様々な困難を伴う場合があります。このような母子家庭や父子家庭等の経済的自立や生活の安定を支援し、その児童の福祉を図るために、福祉資金貸付制度や就業支援等の様々な制度を行っています。

1 ひとり親家庭相談

ひとり親家庭の生活や就労等の困りごとなどの相談に応じ、必要な支援へのつなぎや自立した生活に向けた支援を行います。

相談支援状況（延件数）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
住宅 母子生活支援施設	122	92	43	67	31
生活保護	99	86	21	5	0
家庭紛争	28	20	13	5	2
就 労	358	332	318	316	293
養 育	107	86	113	29	13
母子及び父子福祉 資金	356	374	300	138	194
児童扶養手当 母子年金	22	25	34	11	0
医 療	188	113	8	7	1
その他（教育等）	882	818	666	437	456
計	2,162	1,946	1,516	1,015	990
訪問調査指導	15	13	6	6	13
相談実人員	269	317	310	267	332

（生活福祉課母子父子・女性支援担当）

2 母子及び父子福祉資金

母子家庭の母又は父子家庭の父等で、現に 20 歳未満の児童を扶養している者に対して資金貸付を行い、経済的自立、生活意欲の助長を図ることを目的とした、母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子及び父子福祉資金貸付制度があります。

資金の種類には、事業開始、事業継続、技能修得、修業、就職支度、医療介護、生活、住宅、転宅、結婚、就学支度、修学の 12 種類の資金があり、資金の種類によって 6 ヶ月から 1 年の据置期間において、3 年から 20 年以内に返還していただき、利子は無利子（ただし、例外があります。）となっています。

(1) 資金の種類

東京都母子及び父子福祉資金一覧

（令和 8 年 4 月 1 日現在）

資金の種類	対象	貸付金の内容	金額の限度	据置期間	償還期間	利子
事業開始資金	母・父・団体	事業を開始するのに必要な設備費、什器、機械等の購入資金	3,720,000 円 母子・父子福祉団体の場合 5,580,000 円	貸付の日から 1 年間	据置期間経過後 7 年以内	無利子 ※2
事業継続資金	母・父	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料を購入する資金	1,860,000 円	貸付の日から 6 か月	// 7 年以内	無利子 ※2
技能習得資金	母・父	事業を開始又は就職するために必要な知識技能を習得するため必要な資金	知識技能を習得する期間中（5 年以内） 月額 68,000 円 高校 3 年在学時に就職を希望する児童が自動車運転免許を習得する場合 460,000 円	習得期間満了後 1 年間	// 20 年以内	無利子 ※2
※1 修業資金	児童	児童が事業を開始又は就職するために必要な知識技能を修得させるため必要な資金			// 20 年以内	無利子
就職支度資金	母・父又は児童	就職するために直接必要な被服、履物等を購入する資金	110,000 円 通勤のために自動車を購入する場合 340,000 円	貸付の日から 1 年間	// 6 年以内	無利子 ※2 (父・母)
医療介護資金	母・父又は児童	医療又は介護を受けるために必要な資金	医療 340,000 円 (特別 510,000 円) 介護 500,000 円	医療又は介護を受ける期間満了後 6 か月	// 5 年以内	無利子 ※2
生活資金	母・父	1. 技能習得又は医療介護期間中の生活を維持するために必要な資金（技能 5 年以内、医療 1 年以内） 2. 母子又は父子家庭になって 7 年未満の方で生活の安定を図るために必要な資金（貸付期間 3 か月以内） 3. 失業している期間中（離職した日から 1 年以内）の生活を維持するために必要な資金 4. 家計急変(※4)による収入の激変緩和のために必要な資金(貸付期間原則 3 か月以内)	一般 月額 118,000 円 (生計中心者でない場合) 79,000 円 技能習得期間中 月額 141,000 円 養育費取得のための裁判費用の場合 (12 月相当) 1,416,000 円 家計急変 児童扶養手当に準拠した額(全部支給の額)の範囲内	技能習得期間満了後 6 か月	// 20 年以内	無利子 ※2
				医療又は介護期間満了後 6 か月	// 5 年以内	
				生活安定貸付期間満了後 6 か月	// 8 年以内	
				失業貸付期間満了後 6 か月	// 5 年以内	
				家計急変貸付期間満了後 6 か月	// 10 年以内	
住宅資金	母・父	自己所有の住宅の建設、購入及び現に居住する住宅の増改築・補修(構造部分の修繕)又は保全に必要な資金	1,500,000 円	貸付の日から 6 か月	// 6 年以内	無利子 ※2
			災害、老朽等による増改築及び住宅建設、購入の場合 2,000,000 円		// 7 年以内	

資金の種類			対象	貸付金の内容		金額の限度			据置期間		償還期間	利子
転宅資金			母・父	転居に必要な敷金・前家賃・運送代にあてるための資金		260,000 円			〃		〃 3 年以内	無利子 ※ 2
結婚資金			児童	児童の結婚に際し必要な資金		340,000 円			〃		〃 5 年以内	無利子 ※ 2
就学 支度 資金	児童	小学校、中学校に入学するために必要な金（所得税非課税世帯の方）			小学校入学者 91,600 円 資中学校入学者 101,000 円	中学校卒業後 6 か月				据置期間 経過後 20 年以内 （専修学校 一般課程 のみ 5 年 以内）	無利子	
		高校、高専、専修学校、短大、大学、大学院に入学するために必要な資金			専修学校（一般課程）又は公立の高校もしくは専修学校（高等課程） 160,000 円 私立の高校又は専修学校（高等課程） 420,000 円 国公立の大学、短大、高等専門学校又は専修学校の専門課程 430,000 円 私立の大学、短大、高等専門学校又は専修学校の専門課程 590,000 円 国公立の大学院 430,000 円 私立の大学院 590,000 円	卒業後 6 か月						
		知識技能を習得させる施設であって厚生労働大臣が定める修業施設へ入所するために必要な資金			282,000 円		習得期間満了後 6 か月					〃 5 年以内
		学 校 種 別			1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	備 考		
※ 1 ※ 3 修学資金	児童 （高校・短大・大学・大学院・高専又は専修学校に修学させるために必要な資金）	高等学校 中等教育学校（後期課程） 専修学校（高等課程）	国公立	自 通 宅 学	27,000	27,000	27,000			償還期間： 据置期間経過後 20 年以内（専修学校（一般課程のみ 5 年以内）） 据置期間： 卒業後 6 か月 利子：無利子		
				自 通 宅 外 学	34,500	34,500	34,500					
			私立	自 通 宅 学	45,000	45,000	45,000					
				自 通 宅 外 学	52,500	52,500	52,500					
		高等専門学校	国公立	自 通 宅 学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500			
				自 通 宅 外 学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500			
			私立	自 通 宅 学	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500			
				自 通 宅 外 学	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000			
		専修学校（専門課程）	国公立	自 通 宅 学	67,500	67,500	67,500	67,500				
				自 通 宅 外 学	78,000	78,000	78,000	78,000				
			私立	自 通 宅 学	89,000	89,000	89,000	89,000				
				自 通 宅 外 学	126,500	126,500	126,500	126,500				
		短期大学	国公立	自 通 宅 学	67,500	67,500						
				自 通 宅 外 学	96,500	96,500						
			私立	自 通 宅 学	93,500	93,500						
				自 通 宅 外 学	131,000	131,000						

		大 学	国公立	自通宅学	71,000	71,000	71,000	71,000	
				自通宅外学	108,500	108,500	108,500	108,500	
			私立	自通宅学	108,500	108,500	108,500	108,500	
				自通宅外学	146,000	146,000	146,000	146,000	
		大 学 院	修士課程相当		132,000	132,000			
			博士課程相当		183,000	183,000	183,000		
		専修学校（一般課程）			55,500	55,500			

※1 高等学校、高等専門学校及び専修学校に就学中又は修業施設で知識技能習得中の児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日に達したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、金額に児童扶養手当の相当額を加算した額が貸付限度額になります。

※2 原則、連帯保証人を立てていただき、無利子での貸付けとなります。（収入を明らかにする書類及び生活収支内訳により償還可能であると判断でき、かつ、連帯保証人を探す努力をしてもなお困難であると認められる場合、利子は年1％）

※3 児童扶養手当法施行令第4条に基づく前年所得が682万円（年収目安900万円）を超える場合は別限度額の適用となります。

※4 次のいずれの要件にも該当する場合となります。①児童扶養手当法に基づく児童扶養手当等を受給していない者、②貸付申請月の前月の所得に12を乗じて得た額が、扶養親族及び扶養親族でない児童の有無・数に応じて、児童扶養手当法施行令第2条の4第2項の表第2欄に定める額未満である者

(2) 母子及び父子福祉資金貸付件数

	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
事業開始	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業継続	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修 学	19	12,253,644	15	10,290,704	10	9,487,800	8	8,496,700	9	8,264,470
技能習得	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就職支度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生 活	0	0	0	0	0	0	1	324,000	0	0
住 宅	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3,000,000
転 宅	0	0	0	0	0	0	3	591,500	0	0
就学支度	0	0	1	300,000	1	590,000	0	0	1	240,000
結 婚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
児童扶養	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	19	12,253,644	16	10,590,704	11	10,077,800	12	9,412,200	12	11,504,470

(3) 母子及び父子福祉資金償還件数

	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	延件数	金 額	延件数	金 額	延件数	金 額	延件数	金 額	延件数	金 額
事業開始	44	600,200	21	285,054	32	432,324	28	379,470	32	432,324
事業継続	74	710,766	51	499,788	22	213,270	70	356,837	60	727,330
修 学	3,314	31,591,170	2,923	34,801,978	2,986	35,970,678	2,474	25,642,464	2,367	26,262,812
技能習得	65	421,080	53	281,250	36	170,035	60	258,075	88	412,983
修 業	24	97,200	5	20,250	19	58,941	0	0	2	10,000
就職支度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療介護	0	0	6	30,000	12	60,000	15	75,000	0	0
生 活	374	2,205,506	284	1,798,724	196	1,249,744	154	1,046,814	195	1,206,640
住 宅	98	897,302	23	556,183	24	455,400	24	455,400	26	501,400
転 宅	67	303,384	7	71,320	1	10,000	24	145,370	44	307,419
就学支度	1,593	5,375,338	1,614	4,958,765	1,507	4,360,638	1,208	3,653,773	1,039	3,188,225
結 婚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
児童扶養	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	5,653	42,201,946	4,987	43,303,312	4,835	42,981,030	4,057	32,013,203	3,853	33,049,133

(生活福祉課母子父子・女性支援担当)

3 母子生活支援施設

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子が、養育すべき児童（18歳未満）の福祉に欠けることがある場合は、本人からの申込みにより実情を調査し、必要があれば母子生活支援施設において母子保護を実施します。※世帯の所得に応じて費用負担があります。

(1) 入所状況

(令和8年3月31日現在)

所在地	施 設 名	入所世帯数	入所人員
墨田区	ベタニヤホーム	1	3
荒川区	ハイツ尾竹	1	2
府中市	白鳥寮	2	5
計		4	10

(2) 年度別入所状況

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
墨田区 ベタニヤ ホーム	入所世帯数（実）	2	4	2	2	2
	入所世帯数（延）	24	16	24	17	8
	入所人員（延）	48	32	48	34	21
荒川区 ハイツ 尾 竹	入所世帯数（実）	1	0	0	0	1
	入所世帯数（延）	8	0	0	0	10
	入所人員（延）	16	0	0	0	20
世田谷区 母子生活 支援施設 かわだ	入所世帯数（実）	1	0	0	0	0
	入所世帯数（延）	7	0	0	0	0
	入所人員（延）	14	0	0	0	0
府中市 母子生活 支援施設 白鳥寮	入所世帯数（実）	1	0	1	2	2
	入所世帯数（延）	12	0	12	23	24
	入所人員（延）	36	0	36	58	60

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
八王子市 リフレ ここのえ	入所世帯数（実）	1	1	0	0	0
	入所世帯数（延）	12	5	0	0	0
	入所人員（延）	24	10	0	0	0
昭島市 サンライズ 万世	入所世帯数（実）	1	0	0	0	0
	入所世帯数（延）	2	0	0	0	0
	入所人員（延）	4	0	0	0	0
横浜市 むつみ ハイム	入所世帯数（実）	1	1	1	0	0
	入所世帯数（延）	11	12	2	0	0
	入所人員（延）	22	24	4	0	0
新宿区 のぞみ荘	入所世帯数（実）	0	0	1	1	1
	入所世帯数（延）	0	0	9	12	3
	入所人員（延）	0	0	27	36	6
計	入所世帯数（実）	8	6	5	5	6
	入所世帯数（延）	76	33	47	52	45
	入所人員（延）	164	66	115	128	107

（生活福祉課母子父子・女性支援担当）

4 入院助産

保健上必要であるにもかかわらず、経済的な理由で病院又は助産所に入院できない妊産婦の方を対象に、その費用を助成します。制度を利用した方は、所得等に応じた自己負担金があります。

入院助産取扱件数（申請受理年度）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
都立病院	1	0	0	0	0
都立病院以外	0	1	0	0	0
計	1	1	0	0	0

（生活福祉課母子父子・女性支援担当）

5 母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業

（事業開始 平成20年度）

区内在住の母子家庭の母及び父子家庭の父が、就労する際に必要な教育訓練を受講した場合に、その経費の一部を支給します。

① 対象要件

- ア 母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けていること
- イ 教育訓練を受けることが、適職に就くために必要であると認められること
- ウ 過去の自立支援教育訓練給付金を受給したことがないこと

② 支給内容

- ア 受講のために支払った費用の6割相当額（講座により上限額あり）ただし、資格の取得・就職等の要件を満たした場合追加支給あり
- イ 雇用保険制度から教育訓練給付金の支給を受けることができる場合は、その支給額との差額分の支給

③ その他

ア 受講前に、対象講座の指定を受けるための面接と申請手続きが必要です。

イ 修了後 30 日以内に、訓練給付金の支給を受けるための申請をすることで、支給されます。

④ 申請件数

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
講座指定申請者	3	1	3	3	3
給付金支給申請者	1	0	1	1	6

(生活福祉課母子父子・女性支援担当)

6 母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業

(事業開始 平成 20 年度)

区内在住の母子家庭の母及び父子家庭の父が、就業する際に有利で生活の安定が図られる資格・技能取得に向けて修業する際、生活の負担の軽減を図るため、訓練促進費等を支給します。

① 対象要件

ア 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること（所得水準を超えた場合であっても、その後 1 年間に限り、引き続き対象者とする）

イ 対象資格を取得するための養成機関において 6 月以上の課程に修業し、資格の取得が見込まれること

ウ 就業または育児と修業との両立が困難であると認められること

エ 過去に給付金の支給を受けていないこと

② 対象資格

看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等、その他、就職の際に有利になる資格

③ 支給内容

ア 訓練促進給付金

住民税非課税世帯の場合は月額 100,000 円、住民税課税世帯の場合は月額 70,500 円を支給。

※上限 4 年

※養成機関における課程の修了までの期間の最後の 12 月については月額 40,000 円加算

イ 修了支援給付金

住民税非課税世帯の場合は 50,000 円、住民税課税世帯の場合は 25,000 円。

修了後 30 日以内に申請することで支給されます。

④ 支給件数

訓練促進給付金

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
支給件数	6	6	9	13	16
支給期間（月）	45	64	93	136	150

修了支援給付金

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
支給件数	1	1	1	2	7

(生活福祉課母子父子・女性支援担当)

7 ひとり親家庭子育て訪問支援券事業

(事業開始 平成14年度)

ひとり親家庭において育児の援助が必要になった場合に、安全なベビーシッターサービス等を利用し、安心して子育てできるよう支援するため、ひとり親家庭子育て訪問支援券を交付しています。

※平成14年度から平成29年度まで実施していた「ひとり親家庭緊急一時ホームヘルパー派遣事業」は平成30年度から「ひとり親家庭子育て訪問支援券事業」に統合しました。

① 対象家庭

文京区内在住の小学校6年生以下の児童がいるひとり親家庭

② サービス内容

ア 保育サービス

児童の保育（病後児保育含む。）、食事の世話、沐浴、保育施設、習い事等への送迎等

イ 育児援助に付随して行う家事援助サービス

居室の片付け・掃除、洗濯物干し・取り込み、食事の準備、生活必需品の買物等

③ 利用要件

理由を問わず、年間24枚（または36枚）を利用することができます。

また、以下の事由に該当する場合は追加交付を受けることができます。

ア 保護者又は小学校6年生以下の児童が、自宅安静療養を必要とする一時的傷病で援助が必要である場合

イ 保護者が冠婚葬祭に出席するため、援助が必要である場合

ウ 保護者が技能習得のための通学、就職活動等のため援助が必要である場合

エ 保護者が勤務日以外の出勤又は勤務時間外の勤務、出張等のため、援助が必要である場合

オ その他緊急又は一時的な援助が必要であると判断できる場合

④ 派遣時間

午前7時から午後10時まで

1枚当たり4時間以内の1時間単位・1回の派遣2時間以上・1日複数枚の利用可

⑤ 費用負担基準

(令和8年4月1日現在)

階層区分	所得基準額		通常負担額 (児童1人の場合)			加算負担額 (児童が2人以上の場合、 1人増えるごとに加算)		
	2人世帯	扶養親族等	1時間 当たり	前日 取消料 1時間 当たり	当日 取消料 1時間 当たり	1時間 当たり	前日 取消料 1時間 当たり	当日 取消料 1時間 当たり
I	3,984,000 円以下	左欄の額に 扶養親族等 1人増える ごとに 380,000 円 を加算した 額	300 円	100 円	300 円	100 円	50 円	100 円
II	3,984,001 円以上 5,551,000 円以下		700 円	200 円	700 円			
III	5,551,001 円以上 7,118,000 円以下		1,000 円	300 円	1,000 円			
IV	7,118,001 円以上		1,300 円	400 円	1,300 円			

⑥ 利用状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
世帯数	50 世帯	51 世帯	61 世帯	57 世帯	57 世帯
利用枚数	932 枚	806 枚	905 枚	936 枚	849 枚

(こども若者支援課こども若者支援担当)

8 ひとり親家庭等医療費助成

(事業開始 平成2年度)

ひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を目的として、児童が 18 歳に到達した最初の 3 月 31 日（一定以上の障害を有する場合は 20 歳未満）まで、健康保険各法令により医療に関する給付が行なわれた場合における自己負担分医療費のうち、一部又は全部を助成します。

① 対象者

児童（次のいずれかに該当する）

父、母、養育者（上記の児童を養育している）

ア 父母が婚姻を解消（事実婚の解消含む）した児童

イ 父又は母が死亡した児童

ウ 父又は母の生死が不明である児童

エ 父又は母から引き続き 1 年以上遺棄されている児童

オ 父又は母が母又は父の申し立てにより保護命令を受けた児童

カ 父又は母が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている児童

キ 父又は母が規則で定める障害の状態にある児童

ク 婚姻によらないで生まれた児童

ケ 父母が不明な場合（棄児等）

ただし、次のいずれかに該当する方は、助成を受けることができません。

- ・ 児童が児童福祉施設等に入所している、里親に委託されているとき
- ・ 児童が父及び母と生計を同じくしているとき（父又は母が障害による受給を除く）
- ・ 児童が父又は母の配偶者（事実上の配偶者を含む。）に養育されているとき

② 申請状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
世帯数	572	576	573	554	510
対象者数	787	638	577	555	513

③ 助成状況

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
現物 給付	件数	10,532	10,837	10,726	10,302	9,995
	金額	25,710,061	27,761,530	27,375,394	27,944,860	27,222,872
現金 給付	件数	181	229	193	271	343
	金額	1,451,413	1,500,684	1,346,904	1,387,781	1,474,197
計	件数	10,713	11,066	10,919	10,573	10,333
	金額	27,161,474	29,262,214	28,722,298	29,332,641	28,475,037

④ 所得限度額

(令和8年3月31日現在)

	ひとり親家庭の父・母等	配偶者・扶養義務者等
扶養0人	2,080,000円	2,360,000円
扶養1人	2,460,000円	2,740,000円
扶養2人	2,840,000円	3,120,000円
3人以上	1人につき38万円加算	1人につき38万円加算

父または母からの養育費の8割を所得と認定します。

⑤ 本人負担金

- ア 本人または同居扶養義務者が住民税課税の方は、保険診療に係る医療費（入院時食事療養標準負担額を除く）の1割が本人負担となります。但し、本人負担金には上限があります。
- イ 本人、同居扶養義務者ともに住民税非課税の方は、入院時食事療養標準負担額のみをお支払いいただくことになります。

(こども若者支援課児童給付係)

9 ひとり親家庭向け住宅施策

(1) 文京区すまいる住宅登録事業

(事業開始 平成27年度)

民間賃貸住宅市場において入居制限を受けやすいひとり親世帯の入居を拒まない住宅を確保し、住宅困窮者の住環境を向上し、居住の安定を図ります。

登録住宅は、福祉住宅サービス窓口及び区ホームページで閲覧できます。

【登録住宅の条件】

次の条件を満たす、ひとり親世帯が安心して住める優良住宅を、文京区住まいの協力店を仲介者として、住宅オーナーが登録申請を行います。

- ① 区内の民間賃貸住宅であること
- ② ひとり親世帯の入居を拒まないこと

- ③ 居室内に専用の浴室及びトイレを設置していること
- ④ 1月分の家賃（共益費等を除く）が170,000円以下であること
- ⑤ 見守り電球及び緊急通報装置を設置できる住宅であること
- ⑥ 専有面積が15㎡以上であること
- ⑦ サービス付き高齢者向け住宅でないこと

※入居資格認定を受けたひとり親世帯が登録住宅に入居した場合、区が住宅オーナーへ1戸あたり月10,000円の謝礼を支払います。また、登録住宅のうち入居者の居住に配慮されている設備部分等に対して、住宅オーナー謝礼を加算します。加算額は、1戸あたり月額10,000円が上限となります。

【入居できる人の要件】

文京区すまいる住宅に入居するには、事前に入居資格の認定申請を行う必要があります。要件を審査し、入居資格認定書を発行します。

- ① 18歳未満のお子さんがいる母子家庭及び父子家庭、又は父母の死亡などにより18歳未満のお子さんを祖父母などが養育している世帯であること
（18歳未満のお子さんには、満18歳に達した日の属する年度の末日までの子を含む）
（離婚が成立する前であっても、書面にて離婚手続の着手を証明できる方を含む）
- ② 区内に引き続き1年以上居住していること
- ③ 住宅に困窮し、かつ、自力により住み替える住宅を確保することが困難であること
- ④ 独立して日常生活を営めること
- ⑤ 緊急連絡先があること
- ⑥ 入居資格の認定申請を行った後、世帯の構成員の増減又は変更を行わないこと

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
新規登録住宅 (ひとり親・高齢者・障害者共通)	30件	56件	31件	55件	43件
ひとり親 入居決定者	0件	1件	1件	0件	1件
ひとり親 入居資格認定者	0件	2件	2件	2件	3件

(福祉政策課福祉住宅係)

(2) 文京区住まいの協力店制度

(事業開始 平成27年度)

不動産業界団体と連携し、民間賃貸住宅市場において入居制限を受けやすいひとり親世帯に対して、適切な民間賃貸住宅の情報を提供します。

【文京区住まいの協力店】

不動産業界団体から推薦を受けた民間の不動産店舗です。民間賃貸住宅への入居相談やあっせんのほか、文京区すまいる住宅の登録や入居資格認定者の入居を促進します。

店舗名	所在地	電話番号	休日
ケーコーポレーション本店	白山1-33-19 ライオンズマンション白山駅前1階	03 (5689) 0441	水
実用春日ホーム本店	小石川1-9-5	03 (5684) 0801	水・火(第2・第4)
実用ライフサポート	大塚1-1-15東谷ビル	03 (5319) 3280	水
大八恒産	小石川2-1-2 ユニオン小石川第1ビル10階	03 (6801) 6081	日・祝
東洋ハウス	大塚1-4-10	03 (3947) 2411	火・水・祝
エイコーポレーション 本郷三丁目支店	本郷2-40-7	03 (3815) 1313	日・祝
東京不動産企画本店	千駄木2-6-6	03 (3823) 0561	水・祝
南桜商事	向丘1-7-8	03 (5684) 0002	水
パレットエステート	千駄木2-13-1ルネ千駄木プラザ1階	03 (3822) 7593	水・日
Pier37	向丘1-10-6	03 (3812) 0622	無
はせがわ住販	千石4-1-22-1階	03 (3945) 1616	火・水
株式会社ルームレーダー	文京区本郷2-22-12 本郷BOXツリービル2階	03 (5654) 5888	水・日・祝
ツルガヤ不動産	関口1-18-9	03 (3260) 6638	日・祝
テー・エム・ケー	関口1-21-17	03 (3269) 8000	日・祝
沼田商事	大塚6-8-3	03 (3943) 4621	日・祝
春日土地	本郷4-2-2	03 (3811) 1231	日・祝
電話住宅相談所	本郷4-24-7	03 (3813) 0001	日・祝
エヌケートータルプラン	本駒込2-26-10中嶋ビル1階	03 (3944) 4792	水・日
保全	本駒込2-8-8	03 (3947) 1671	水・日・祝
明治コーポレーション	小石川5-4-4	03 (3812) 0555	火・水
ナミエ・エステート	本郷3-15-4本郷小林ビル1階	03 (5684) 0122	土・日・祝
日生不動産	湯島3-46-4	03 (3834) 1404	日・祝
株式会社M I K I A	文京区大塚1-5-18大伴ビル8階	03 (6912) 0461	土・日
後藤不動産	大塚4-52-5	03 (3943) 0005	日(第2)・祝
レオ・コーポレーション水道橋駅前店	本郷1-15-4文京尚学ビル1階	03 (3813) 6262	水

(福祉政策課福祉住宅係)

(3) ひとり親世帯移転費用等助成

(事業開始 平成4年度)

アパートの取壊し等により立ち退き要求を受けている又は住環境の改善のため住み替えをする場合、一定の基準に基づき転居前の家賃と転居後の家賃との差額等を助成します。

① 対象世帯

ア 18歳未満の児童と父又は母のみで構成する家庭

(18歳未満の児童には、満18歳に達した日の属する年度の末日までの者を含む)

(離婚が成立する前であっても、書面にて離婚手続の着手を証明できる方を含む)

イ 父母の死亡等により、18歳未満の児童を祖父母又は兄弟が養育している世帯

② 助成要件

- ア 区内に引き続き1年以上居住していること
- イ 現に民間賃貸住宅に居住していること
- ウ 取壊し等による立ち退き要求を受けている又は住環境の改善のため、区内の他の民間賃貸住宅に住み替えること（定期賃貸借契約の期間満了を除く）
- エ 住み替え後の1月分の家賃が、単身世帯13万円以下、その他の世帯17万円以下であること
- オ 前年の所得額が④に定める金額以下であること
- カ 生活保護法による保護を受けていないこと
- キ 文京区高齢者賃貸住宅登録事業による家賃助成を受けたことがないこと
- ク 暴力団員でないこと
- ケ 住民税を滞納していないこと
- コ 現に居住する民間賃貸住宅の家賃を滞納していないこと
- サ 本制度を利用したことがないこと

③ 助成内容

- ア 移転費用（上限150,000円）
- イ 新旧家賃の差額（上限月額20,000円、賃貸借契約により住み替える日から2年間）
※立ち退きに際して立ち退き料を受領する場合は、助成金が減額される場合があります。

④ 所得制限額

前年所得 1,896,000円以下

※同居人1人につき380,000円を控除、そのほか障害者等の特別控除あり

⑤ 助成実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
新規	1件	1件	1件	0件	0件
継続	4件	4件	0件	1件	1件
助成世帯数	5件	5件	1件	1件	1件

※移転費用助成と家賃助成を利用している人の実人数

（福祉政策課福祉住宅係）

（4）すみかえサポート事業

（事業開始 平成18年度）

区内の民間賃貸住宅に住み替えようとするときに連帯保証人の確保が困難な場合、区と協定を締結した民間保証会社が提供する債務保証サービスを利用できます。また、区と協定を締結した民間保証会社又は国の登録家賃債務保証業者を利用し、一定の要件を満たす場合は、区が初回保証料の一部を助成します。

① 対象世帯

- ア 18歳未満の児童と父又は母のみで構成する家庭
（18歳未満の児童には、満18歳に達した日の属する年度の末日までの者を含む）
（離婚が成立する前であっても、書面にて離婚手続の着手を証明できる方を含む）

イ 父母の死亡等により 18 歳未満の児童を祖父母又は兄姉が養育している世帯

② 利用条件

ア 区内に引き続き 1 年以上居住していること

イ 緊急連絡先があること

③ 保証内容

滞納家賃、残存家財等の撤去費用、原状回復費用等

④ 助成内容

ア 要件 公営住宅法施行令により算出した前年の所得が 1,896,000 円以下で、住宅に係る他の公的助成を受けていないこと

イ 限度額 50,000 円

また、(公財) 東京都防災・建築まちづくりセンターが行うあんしん居住制度を利用した方が、上記②及び④アの要件を満たす場合、区が費用の一部を助成します。助成限度額は、制度の利用に係る事務手数料から消費税を控除した額又は消費税を控除した額の 3 分の 1 (費用の支払方法により異なる) です。

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
すみかえサポート	2 件	1 件	0 件	2 件	2 件
あんしん居住制度	2 件	0 件	0 件	1 件	0 件

※高齢者世帯・障害者世帯・ひとり親世帯をあわせた実績

(福祉政策課福祉住宅係)

女性福祉

- 1 女性相談（生活福祉課） 27
- 2 母子・女性緊急一時保護事業（生活福祉課） 28

女性福祉

1 女性相談

性暴力、夫・恋人・親族などからの暴力、職場などでのセクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産に伴う問題、風俗産業や売買春の問題、住居の喪失や生活困窮の問題、離婚に伴う不利益や制度利用上の問題など、女性の人権侵害にかかわるさまざまな相談を受け、問題の解決に向けて支援を行っています。特に緊急の支援が必要な際は、公営・民営の緊急避難施設の利用をコーディネートして緊急一時保護を行い、女性の安全を確保し、その後の生活再建と自立を支援しています。

相談内容

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人 間 関 係	夫婦 関係	離婚の問題	289	279	258	218	216
		夫等の暴力	783	786	616	589	584
		保護命令	6	1	0	0	0
		その他	42	50	120	124	99
	親族 関係	父親の暴力	230	254	153	157	192
		子供の暴力	13	9	17	11	5
		他の親族の暴力	38	43	18	32	42
		その他	485	590	538	484	433
	恋愛男女関係		13	23	17	11	16
	近隣・職 場関係	恋人・知人などの暴力	13	10	17	13	31
その他		94	71	24	37	57	
経済関係	生 活 困 窮		308	381	268	136	79
	借 金・サラ金		14	22	11	13	25
医療（健 康）関係	妊 娠・出 産		7	6	1	26	10
	その他（医療等）		515	495	282	194	209
住 宅 関 係			228	306	145	95	97
職 業 関 係			99	90	62	28	56
施 設 入 所			72	68	63	19	41
売 春 強 要 等 ※(人身取引被害再掲)			0	0	2	2	5
犯 罪 被 害			0	0	0	0	0
帰 住 先 な し（浮浪他）			23	11	12	9	14
そ の 他			1	3	0	0	0
計			3,273	3,498	2,624	2,198	2,211
相 談（活 動） 延 件 数			9,553	8,982	7,120	5,205	5,726

（生活福祉課母子父子・女性支援担当）

2 母子・女性緊急一時保護事業

(事業開始 平成 13 年度)

夫等の暴力からの避難等で緊急に施設での保護が必要な母子または女性を、一時的に施設等に入所させて必要な保護と相談、支援を行っています。

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
延人数	14 人	4 人	2 人	3 人	2 人
延日数 (宿泊数)	32 日	26 日	1 日	3 日	2 日
世帯数	9 世帯	3 世帯	1 世帯	3 世帯	2 世帯

(生活福祉課母子父子・女性支援担当)

児童福祉

1	お子さんを預けたいとき	
(1)	保育所（幼児保育課）	29
(2)	認証保育所（幼児保育課）	43
(3)	緊急一時保育（幼児保育課）	43
(4)	リフレッシュ一時保育（幼児保育課）	44
(5)	私立保育園の一時保育（幼児保育課）	44
(6)	一時保育事業（こども若者支援課）	45
(7)	ベビーシッター利用料助成制度（こども若者支援課）	46
(8)	おうち家事・育児サポート事業（こども若者支援課）	47
(9)	ふたごちゃん・みつごちゃん家事・育児サポート利用料助成制度（こども若者支援課）	47
(10)	ファミリー・サポート・センター事業（こども若者支援課）	48
(11)	乳幼児ショートステイ事業（こども家庭支援センター）	48
(12)	こどもショートステイ・トワイライトステイ事業（こども家庭支援センター）	48
(13)	病児・病後児保育事業（こども若者支援課）	49
(14)	子育て支援事業利用料等助成制度（こども若者支援課）	50
(15)	学童保育（育成室）（児童課）	50
2	おでかけしましょう	
(1)	地域子育て支援拠点事業（子育てひろば等） （こども若者支援課・幼児保育課・児童課）	52
(2)	児童館（児童課）	55
3	育児相談をしたい	
(1)	乳幼児子育て相談（幼児保育課）	57
(2)	こども家庭支援センター（こども家庭支援センター）	57
(3)	児童相談所（児童相談所）	61
(4)	ネウボラ面接（保健サービスセンター）	64
(5)	ネウボラ相談（保健サービスセンター）	64
(6)	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）（保健サービスセンター）	64
4	子育て情報の提供	
(1)	子育てガイド（こども若者政策課）	65
(2)	子育て応援メールマガジンの配信（こども若者政策課）	65
5	各種手当等	
(1)	児童手当（国の制度）（こども若者支援課）	66
(2)	児童育成手当（区の制度）（こども若者支援課）	68
(3)	児童扶養手当（国の制度）（こども若者支援課）	69
(4)	特別児童扶養手当（国の制度）（こども若者支援課）	70
(5)	こども医療費助成（こども若者支援課）	71

児 童 福 祉

全てのこどもには、大人と同じようにひとりの人間として生まれた時から様々な権利があります。区では、子どもの権利条約の理念に基づき、令和8年4月1日に「文京区こどもの権利に関する条例」を施行しました。今後も、こどもの最善の利益を守るため、「こどもの権利」とその擁護に関する普及啓発に努めていきます。また、毎年9月から11月を「文の京こども月間」とし、重点的に「こどもの権利」とその擁護に関する理解促進に取り組んでいます。

その一方で、児童虐待の未然防止につなげるための早期発見と適切な対応が重要です。こども家庭支援センターでは、児童虐待の予防的支援として子育て支援講座や親子ひろばの実施、家庭支援ヘルパーの派遣などを行っています。引き続き、関係機関との連携強化を図り、必要な時に適切な相談ができる体制の充実を目指します。加えて、「こども家庭センター」機能を整備したことで、母子保健部門と児童福祉部門の連携を強化し、妊娠期からの切れ目のない支援を行います。

令和7年度に開設した児童相談所では、児童虐待をはじめとしたこどもに関する様々な問題に対して、こどもの最善の利益を守るため、迅速かつ的確な相談援助業務を行います。その中で、より高度で緊急性の高い相談援助業務に対応できるよう、専門性の高い人材の確保と育成を継続的に進めていきます。加えて、区内外の関係機関と緊密な連携を図りながら、こどもと家庭に関わる福祉のさらなる向上に取り組んでいます。

また、全ての子育て世帯に向けた支援策も引き続き推進していきます。「未就学児の定期的な預かり事業」の結果を踏まえ、令和8年度より事業を開始した「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」は、こどもの発達促進や、保護者の育児負担の軽減に寄与しているところです。

今後も、多様化するニーズに対応するため、関係機関と連携して、子育て支援の充実を図るとともに、こどもの最善の利益を守るための様々な施策を積極的に推進していきます。

1 お子さんを預けたいとき

◆ (1) 保育所 ◆

保育所は、児童福祉法に定める施設で、保護者が働きに出ていたり、病気などにより家庭で保育できない児童を保護者に代わって保護、育成するために設けられた施設で、一般には保育園と呼んでいます。

本区の保育園は、昭和36年4月に、藍染保育園、久堅保育園、青柳保育園、さしがや保育園の4園が都から区へ移管となって事業を開始しました。その後年々増設され、平成14年度から15年度にかけて、かごまち保育園・根津保育園の「公設民営方式」2園を開設し、また、平成18年度に幼保一元化施設である柳町保育園が開園、平成19年度以降は私立園の開設が続き、平成28年度に保育所型認定こども園であるお茶の水女子大学こども園が開園しました。また、「子ども・子育て支援新制度」で認可事業となった地域型保育事業としては、平成29年度に、このえ本郷三

丁目小規模保育園等が開園、平成 30 年 4 月に家庭的保育事業も 2 施設開設等し、認可保育施設は令和 7 年 4 月には 122 施設（内分園 3 園）となっています。

保育園では 1 日 8 時間保育を原則としながらも、保護者の就労時間その他家庭の状況等を考慮して全園で 11 時間開所を実施しています。さらに、夕方の保育時間を 1 時間延長する延長保育を、昭和 59 年 10 月にしおみ保育園・水道保育園で実施後、次々と実施園を増やし、平成 16 年 4 月からは全園で実施しています。0 歳児保育は、昭和 43 年にしおみ保育園で開始し、現在では多くの保育園で実施しています。また、昭和 57 年に制度化した障害児保育も令和 4 年 4 月に「要配慮児保育」に名称変更し、その内容を充実しながら実施しています。

保育園での保育は、乳児及び幼児をいくつかのクラスに分けクラスごとに保育士を置き、児童の健康と安全を第一として基本的な生活習慣を身につけて、自立心、創造性を養うことを目的として保育を行っています。

（幼児保育課幼児保育係）

① 入所（入園）

保育園への入所（入園）は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法により、保護者からの入園申し込みを受けて、保育の必要性を認定したうえで、区が承諾することにより実施されます。

なお、定員を超える申し込みがあった場合には、困窮の程度の高い家庭の乳幼児を選考し、入園の承諾を行います。

また、区では保育園に関するさまざまな情報を提供しています。

（幼児保育課入園相談係）

② 保育料

東京都の事業により、令和 7 年 9 月 1 日から、認可保育所等におけるすべての児童の月額基本保育料が無償となりました。

階層別保育在籍児の状況

（令和 8 年 4 月現在）

階 層 別 内 訳																	
A 階 層	B 階 層	C 階 層	D 階 層														合計
			第 0	第 1	第 2	第 3	第 4	第 5	第 6	第 7	第 8	第 9	第 10	第 11	第 12	第 13	
4	125	16	101	3	21	31	84	73	88	84	99	160	222	267	197	201	
			第 14	第 15	第 16	第 17	第 18	第 19	第 20	第 21	第 22	第 23	第 24	第 25	他	***	
			162	142	140	151	596	242	294	609	802	624	218	233	68	***	6,057

（単位＝人）

保育料・延長保育料

(令和7年9月1日改定)

階層 区分	所得等の状況		月額保育料(円)	延長保育料(円)			
				4・5歳 クラス	3歳 クラス	1・2歳 クラス	
A	被生活保護世帯		0	0	0	0	
B	区民税非課税世帯			0	0	0	
C	区民税均等割のみ			600	600	600	
D0	区 民 税 所 得 割	48,000 円未満		900	900	900	
D1		48,000 ～ 49,000 円未満					
D2		49,000 ～ 58,000 円未満					
D3		58,000 ～ 66,000 円未満					
D4		66,000 ～ 85,000 円未満		1,000	1,000	1,500	
D5		85,000 ～ 103,000 円未満		1,200	1,200	1,900	
D6		103,000 ～ 121,000 円未満		1,400	1,400	2,100	
D7		121,000 ～ 139,000 円未満		1,500	1,500	2,300	
D8		139,000 ～ 157,000 円未満		1,600	1,700	2,500	
D9		157,000 ～ 185,000 円未満		1,800	1,800	2,700	
D10		185,000 ～ 221,000 円未満			1,900	2,900	
D11		221,000 ～ 256,000 円未満			2,000	3,100	
D12		256,000 ～ 280,000 円未満			2,100	3,200	
D13		280,000 ～ 303,000 円未満			2,200	2,200	3,400
D14		303,000 ～ 324,000 円未満					3,500
D15		324,000 ～ 342,000 円未満					3,700
D16		342,000 ～ 360,000 円未満					3,800
D17		360,000 ～ 378,000 円未満					4,000
D18		378,000 ～ 468,000 円未満					4,300
D19		468,000 ～ 501,000 円未満					4,800
D20		501,000 ～ 546,000 円未満					5,300
D21		546,000 ～ 666,000 円未満					5,700
D22		666,000 ～ 890,000 円未満		2,200	2,600	6,200	
D23		890,000 ～ 1,220,000 円未満				6,700	
D24		1,220,000 ～ 1,520,000 円未満				7,200	
D25		1,520,000 円以上				7,700	

※令和7年9月1日から、認可保育所等におけるすべての児童の月額基本保育料が無償となりました。

なお、延長保育料及び実費費用は、無償化の対象外です。

(幼児保育課入園相談係)

(令和8年4月1日現在)

保育施設名・所在地	電 話	定 員 (人)						延長保育 実 施	開設年月日
		計	0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳		
藍染保育園 根津 2-34-15	03-3828-5509	87	—	12	15	20	40	平成 3.4.1	昭和 36.4.1 移管
○久堅保育園 小石川 5-27-7	03-3811-0712	123	12	20	22	23	46	昭和 62.4.1	昭和 36.4.1 移管
○青柳保育園 関口 3-2-5	03-3941-4518	95	9	14	18	18	36	平成 4.1.1	昭和 36.4.1 移管
○さしがや保育園 白山 2-32-6	03-3811-3474	128	12	21	23	24	48	昭和 62.4.1	昭和 36.4.1 移管
駒込保育園 千駄木 3-19-17	03-3821-8800	93	—	15	18	20	40	平成 12.4.1	昭和 39.5.15
こひなた保育園 小日向 1-21-1	03-3943-4457	97	—	15	18	20	44	平成 6.4.1	昭和 41.4.15
本郷保育園 本郷 1-28-12	03-3812-2394	93	—	15	18	20	40	昭和 63.4.1	昭和 42.5.1
○大塚保育園 大塚 6-22-19	03-3943-1631	103	9	13	14	21	46	平成 10.4.1	昭和 43.4.1
○しおみ保育園 千駄木 2-27-8	03-3827-8229	107	11	14	16	22	44	昭和 59.10.1	昭和 43.7.29
○千石保育園 千石 1-4-3	03-3947-9220	146	12	23	25	26	60	昭和 60.4.1	昭和 44.12.1
○向丘保育園 向丘 1-3-11	03-3814-6755	133	13	18	24	26	52	昭和 60.4.1	昭和 45.6.15
○水道保育園 水道 1-3-26	03-3812-2237	122	9	18	23	24	48	昭和 59.10.1	昭和 46.1.5
○本駒込保育園 本駒込 5-63-2	03-3822-3659	99	10	14	17	18	40	平成 1.4.1	昭和 46.8.1
○本駒込南保育園 本駒込 3-11-14	03-3823-3247	121	12	20	21	22	46	平成 5.4.1	昭和 47.1.1
○千石西保育園 千石 3-15-15	03-3944-4688	117	9	18	20	22	48	昭和 63.4.1	昭和 48.4.20
本駒込西保育園 本駒込 2-9-16	03-3947-2906	24	—	6	8	10	—	平成 16.4.1	昭和 50.4.1
○目白台保育園 目白台 1-5-1	03-3945-4220	86	10	12	14	16	34	平成 3.4.1	昭和 52.4.18
※根津保育園 根津 1-15-12	03-3827-2161	21	6	7	8	—	—	平成 15.4.1	平成 15.4.1
柳町保育園 小石川 1-23-6	03-3811-0978	36	—	10	12	14	—	平成 18.4.1	平成 18.4.1
○お茶の水女子大学 こども園（保育所部分） 大塚 2-1-1	03-5978-5127	60	6	10	11	11	22	平成 28.4.1	平成 28.4.1
※私立慈愛会保育園 本郷 4-12-5	03-3816-3715	21	6	7	8	—	—	平成 16.4.1	昭和 49.4.1
※私立たんぽぽ保育園 本郷 7-3-1	03-3812-4091	108	18	18	18	18	36	平成 2.9.1	昭和 53.4.1
※私立たんぽぽ保育園第3分園 湯島 2-31-1	03-6240-0569	62	6	9	11	12	24	平成 24.9.1	平成 24.9.1
◎私立どんぐり保育園 千駄木 2-48-4	03-3828-8708	33	—	—	—	11	22	平成 2.8.1	平成 2.7.1
※私立どんぐり保育園ラゴム 根津 2-33-17	03-5834-8638	27	6	10	11	—	—	平成 31.6.1	平成 31.6.1
●私立キッズハーモニー・白山 白山 4-36-13	03-3942-6460	47	5	6	9	9	18	平成 19.4.1	平成 19.4.1

保育施設名・所在地	電 話	定 員 (人)						延長保育 実 施	開設年月日
		計	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4・5 歳		
※私立まなびの森保育園茗荷谷大塚 3-20-5	03-3946-6670	57	3	10	11	11	22	平成 22.8.1	平成 22.8.1
私立こころの保育園文京西片西片 2-1-1	03-5805-3911	91	—	14	17	20	40	平成 23.4.1	平成 23.4.1
※私立小学館アカデミー小石川保育園小石川 2-1-12	03-5805-1015	69	9	12	12	12	24	平成 23.4.1	平成 23.4.1
※私立みんなのスマイルキッズ江戸川橋保育園関口 1-45-15	03-5229-3007	64	9	11	11	11	22	平成 23.6.1	平成 23.6.1
●私立白山ひかり保育園白山 2-29-9	03-3818-1188	60	6	10	11	11	22	平成 24.6.1	平成 24.6.1
※私立小学館アカデミー茗荷谷保育園大塚 1-4-15	03-5940-2566	61	6	10	11	11	23	平成 25.4.1	平成 25.4.1
私立グローバルキッズ後楽二丁目園後楽 2-20-15	03-5684-3060	72	—	6	6	20	40	平成 25.10.1	平成 25.10.1
●私立グローバルキッズ後楽二丁目分園後楽 2-6-1	03-5684-1020	33	9	12	12	—	—	平成 25.11.1	平成 25.11.1
※私立アスク本駒込保育園本駒込 2-1-23	03-5319-2511	70	6	10	12	12	30	平成 25.12.1	平成 25.12.1
※私立ベネッセかごまち保育園白山 5-17-17	03-5940-2023	61	6	11	11	11	22	平成 26.4.1	平成 26.4.1
※私立ベネッセ千石保育園千石 4-45-2	03-5981-6816	63	6	10	11	12	24	平成 26.4.1	平成 26.4.1
●私立キッズガーデン文京春日西片 1-17-8	03-5615-8971	60	6	10	11	11	22	平成 26.4.1	平成 26.4.1
私立グローバルキッズ新大塚園大塚 5-3-13	03-3947-5658	50	—	10	10	10	20	平成 26.4.1	平成 26.4.1
※私立ポピンズナーサリースクール千駄木千駄木 2-16-7	03-5815-2151	60	9	9	9	11	22	平成 26.7.1	平成 26.7.1
●私立東京こども保育園湯島 2-29-1	03-5805-2318	35	6	9	10	10	—	平成 27.4.1	平成 27.4.1
※私立ミアヘルサ保育園ひびき湯島湯島 4-1-12	03-6801-8583	60	6	10	11	11	22	平成 27.4.1	平成 27.4.1
※私立にじのいるか保育園小石川小石川 1-24-3	03-6801-8228	63	12	17	17	17	—	平成 27.4.1	平成 27.4.1
※私立テンドーラビング保育園茗荷谷大塚 4-41-12	03-5981-8488	55	6	9	10	10	20	平成 27.4.1	平成 27.4.1
※私立ちやいれっく新大塚駅前保育園大塚 5-29-6	03-5940-3866	51	6	9	9	9	18	平成 27.4.1	平成 27.4.1

保育施設名・所在地	電 話	定 員 (人)						延長保育 実 施	開設年月日
		計	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4・5 歳		
※私立同仁美登里保育園 目白台 3-10-9	03-3941-8901	37	10	12	15	-	-	平成 27.4.1	平成 27.4.1
※私立まなびの森 保育園本駒込 プ チ ・ ク レ イ シ ュ 本駒込 3-22-4	03-3823-5907	60	6	10	11	11	22	平成 27.4.1	平成 27.4.1
※私立保育所まゐむ東大前園 向丘 1-16-26	03-6801-5660	26	6	10	10	-	-	平成 27.4.1	平成 27.4.1
※私立ポピンズナーサリースクール本郷 本郷 4-15-14	03-3868-2947	70	9	12	12	12	25	平成 28.4.1	平成 28.4.1
※私立にじのいるか保育園千石 千石 2-8-9	03-6902-1551	69	9	12	12	12	24	平成 28.4.1	平成 28.4.1
○私立えがの森保育園・せんごく 千石 1-29-4	03-3947-3702	60	6	10	11	11	22	平成 28.4.1	平成 28.4.1
※私立富坂まきば保育園 小石川 2-17-40	03-3868-3374	78	9	12	12	15	30	平成 29.4.1	平成 29.4.1
※私立テンドーラビング保育園千駄木 千駄木 2-11-3	03-5842-1126	50	6	8	9	9	18	平成 29.4.1	平成 29.4.1
※私立クオリスキッズ駒込保育園 本駒込 5-71-6	03-5832-9208	50	6	8	9	9	18	平成 29.4.1	平成 29.4.1
※私立モニカ茗荷谷駅前園 小石川 5-3-2	03-5615-8798	60	6	10	11	11	22	平成 29.4.1	平成 29.4.1
※私立ソラストお茶の水第一保育園 湯島 1-10-5 1 階	03-6801-5568	48	9	13	13	13	-	平成 29.4.1	平成 29.4.1
私立ソラストお茶の水第二保育園 湯島 1-10-5 2 階	03-3868-3969	83	-	9	12	12	50	平成 29.4.1	平成 29.4.1
※私立にじのいるか保育園千石第二 千石 3-39-15	03-6912-1525	90	9	15	16	16	34	平成 30.4.1	平成 30.4.1
※私立テンドーラビング保育園小石川 後楽 1-8-13	03-3868-3997	88	9	15	16	16	32	平成 30.4.1	平成 30.4.1
※私立さくらさくみらい 小日向 小日向 2-18-3	03-6902-2902	76	6	10	12	16	32	平成 30.4.1	平成 30.4.1
※私立モニカ本駒込園 本駒込 3-20-3	03-5834-8361	60	6	8	10	12	24	平成 30.4.1	平成 30.4.1
※私立こどもヶ丘保育園本駒込園 本駒込 4-42-14	03-5834-8633	43	3	5	7	8	20	平成 30.4.1	平成 30.4.1
私立さくらさくみらい 護国寺 大塚 6-37-5 1 階	03-6912-2303	67	-	10	12	15	30	平成 30.11.1	平成 30.11.1
※私立茗荷谷ここわ保育園 小石川 5-8-1	03-3868-0639	60	6	8	10	12	24	平成 31.4.1	平成 31.4.1
※私立大空と大地のなーさーい茗荷谷園 大塚 3-27-1	03-5981-8921	100	9	14	16	19	42	平成 31.4.1	平成 31.4.1
※私立テンドーラビング保育園音羽 目白台 3-4-14	03-6902-1855	100	9	14	16	19	42	平成 31.4.1	平成 31.4.1
●私立グローバルキッズ茗荷谷園 小石川 5-38-11	03-3868-2625	63	6	10	11	12	24	平成 31.4.1	平成 31.4.1
●私立木下の保育園白山 白山 2-15-12	03-5615-9985	96	6	12	18	20	40	平成 31.4.1	平成 31.4.1
※私立ソラスト小石川保育園 白山 3-3-3	03-5615-8300	60	6	10	10	11	23	平成 31.4.1	平成 31.4.1

保育施設名・所在地	電 話	定 員 (人)						延長保育 実 施	開設年月日
		計	0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳		
※私立さくらさくみらい水道 水道 2-14-10	03-6902-2139	70	6	10	10	14	30	平成 31.4.1	平成 31.4.1
●私立グローバルキッズ大塚四丁目園 大塚 4-11-2	03-6902-2802	70	6	10	12	14	28	平成 31.4.1	平成 31.4.1
※私立キッズパートナー文京関口 関口 1-20-6	03-5206-8770	60	3	9	9	13	26	平成 31.4.1	平成 31.4.1
※私立こどもヶ丘保育園第二本駒込園 本駒込 4-3-1	03-5834-2694	69	6	9	9	15	30	平成 31.4.1	平成 31.4.1
※私立ういず千駄木保育園 千駄木 1-15-12	03-5842-1952	60	6	8	10	12	24	令和 1.9.1	令和 1.9.1
※私立 AIAI NURSERY 新大塚 大塚 6-23-9	03-5810-1725	60	6	9	9	12	24	令和 1.10.1	令和 1.10.1
私立キッズパートナー文京千石 千石 1-18-19	03-5810-1750	74	-	10	10	18	36	令和 1.10.1	令和 1.10.1
※私立小石川ちとせ保育園 小石川 2-4-12	03-5802-8817	80	9	11	13	15	32	令和 2.4.1	令和 2.4.1
※私立ちやいれっく小石川保育園 小石川 2-6-9	03-5615-9410	69	6	10	11	14	28	令和 2.4.1	令和 2.4.1
●私立文京白山雲母保育園 白山 2-15-5	03-3830-1033	60	6	10	11	11	22	令和 2.4.1	令和 2.4.1
●私立千石すきっぷ保育園 千石 1-5-15	03-5810-1640	59	6	10	10	11	22	令和 2.4.1	令和 2.4.1
私立神田川ほとりに花咲く保育園 水道 2-9-6	03-5810-1651	73	-	13	15	15	30	令和 2.4.1	令和 2.4.1
私立クオリスキッズ江戸橋保育園 水道 2-10-3	03-5981-9612	50	-	7	10	11	22	令和 2.4.1	令和 2.4.1
※私立テンドーラビング保育園関口 関口 2-4-11	03-5810-1821	72	8	10	12	14	28	令和 2.4.1	令和 2.4.1
※私立クオリスキッズ水道橋保育園 本郷 1-14-7	03-3830-1550	54	4	8	9	11	22	令和 2.4.1	令和 2.4.1
◎私立 MIRATZ 本郷第二保育園 本郷 2-36-4	03-5615-9276	21	-	-	-	7	14	令和 2.4.1	令和 2.4.1
※私立明日葉保育園西片園 西片 1-8-15	03-3868-0289	60	6	9	9	12	24	令和 2.4.1	令和 2.4.1
※私立キッズパートナー文京本駒込 本駒込 1-11-15	03-5810-1635	70	6	10	12	14	28	令和 2.4.1	令和 2.4.1
※私立このえ本駒込保育園 本駒込 1-20-19	03-6912-2185	70	6	10	12	14	28	令和 2.4.1	令和 2.4.1
●私立にじいろ保育園千駄木 千駄木 2-6-3	03-5834-2633	59	6	8	9	12	24	令和 2.10.1	令和 2.10.1
※私立このえ第二本駒込保育園 本駒込 1-20-21	03-6912-1007	60	6	8	10	12	24	令和 3.4.1	令和 3.4.1
※私立本郷ちとせ保育園 本郷 6-16-3	03-3815-5555	80	9	12	12	15	32	令和 3.4.1	令和 3.4.1
●私立文京ガーデンひかり保育園 小石川 1-1-7	03-3813-1188	60	6	9	9	12	24	令和 3.4.1	令和 3.4.1
※私立クオリスキッズ小石川保育園 小石川 2-2-6	03-5615-9515	50	6	6	8	10	20	令和 3.4.1	令和 3.4.1

保育施設名・所在地	電 話	定 員 (人)						延長保育 実 施	開設年月日
		計	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4・5 歳		
※私立大空と大地のなーさーい文京千石園 千石 4-2-15	03-6304-1548	68	9	10	10	13	26	令和 3.4.1	令和 3.4.1
●私立キッズラボ千石園 本駒込 2-9-8	03-5981-8677	69	6	12	12	13	26	令和 3.4.1	令和 3.4.1
●私立ばけっとランド本郷保育園 湯島 2-20-10	03-5615-9230	89	6	11	11	13	48	令和 3.4.1	令和 3.4.1
●私立マジオひまわり保育園本郷 本郷 2-18-11	03-6240-0814	60	6	7	10	12	25	令和 3.10.1	令和 3.10.1
※私立小石川ここわ保育園 小石川 3-19-7	03-3830-0402	100	9	15	16	20	40	令和 4.4.1	令和 4.4.1
●ソラスト茗荷谷保育園 大塚 1-4-1	03-6902-9201	100	9	14	16	19	42	令和 5.4.1	令和 5.4.1
私立このえ本郷三丁目小規模保育園 本郷 5-25-16	03-3830-0927	12	—	6	6	—	—	平成 29.4.1	平成 29.4.1
※私立キッズパートナー文京駕籠町 本駒込 6-1-22 1 階	03-5940-6841	19	3	8	8	—	—	平成 29.6.1	平成 29.6.1
※私立ちいさいおうち小石川 小石川 5-38-2 1 階	03-5844-6049	19	6	6	7	—	—	平成 29.9.1	平成 29.9.1
※私立サンライズキッズ保育園白山園 白山 1-7-11 1 階	050-5807 -2203	12	3	4	5	—	—	平成 29.12.1	平成 29.12.1
※私立 MIRATZ 目白台保育園 目白台 2-13-2 1 階	03-5981-9263	19	6	6	7	—	—	平成 30.4.1	平成 30.4.1
※私立キューピールーム新大塚園 大塚 4-46-5 1 階	03-6912-0010	12	2	5	5	—	—	平成 30.4.1	平成 30.4.1
○私立薨の糸おとわ小規模保育園 音羽 1-1-7 1 階	03-6304-1138	19	3	8	8	—	—	平成 30.4.1	平成 30.4.1
※私立みらいつばき千駄木保育園 千駄木 2-13-1 2 階	03-5834-7612	12	3	4	5	—	—	平成 30.9.1	平成 30.9.1
私立赤門小規模保育園 本郷 3-30-8 1 階	03-3868-3535	17	—	8	9	—	—	平成 30.11.1	平成 30.11.1
※私立 MIRATZ 本郷保育園 本郷 4-9-7 1 階	03-5615-9270	19	6	6	7	—	—	平成 31.4.1	平成 31.4.1
※私立こどもヶ丘保育園本駒込小規模園 本駒込 4-3-1	03-5834-7639	19	6	6	7	—	—	平成 31.4.1	平成 31.4.1
※私立洛和大塚みどり保育園 大塚 4-50-1 大塚みどりの郷 1 階	03-5395-0777	19	6	6	7	—	—	令和 2.4.1	令和 2.4.1
※私立ちいさいおうち大塚仲町 大塚 3-43-3 小石川ハイツ星座 101	03-6902-9301	12	4	4	4	—	—	令和 2.4.1	令和 2.4.1
※私立 MIRATZ 白山保育園 白山 1-32-4 1 階	03-3830-0726	15	5	5	5	—	—	令和 3.4.1	令和 3.4.1
※私立ハッピーナーサリー千駄木小規模保育園 千駄木 4-1-14	03-5842-1192	18	6	6	6	—	—	令和 3.6.1	令和 3.6.1
○とことこ保育ルーム 白山 4-26-10-103	080-5888 -3364	3	1	1	1	—	—	令和 5.2.1	令和 5.2.1
○ぽっかぽか保育室 本駒込 3-38-9	090-2635 -7156	3	1	1	1	—	—	平成 30.4.1	平成 30.4.1
○家庭的保育室 Sandy's 本駒込 4-27-3 1 階	03-3822-8488	3	1	1	1	—	—	平成 30.6.1	平成 30.6.1
○Nursery room Coco 白山 5-17-25	080-6636 -6082	3	1	1	1	—	—	平成 31.4.1	平成 31.4.1

保育施設名・所在地	電 話	定 員 (人)						延長保育 実 施	開設年月日
		計	0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳		
● 国立大学法人東京科学大学わくわく保育園 (区民枠) 湯島 1-5-45 6号館	03-5803-4078	6	2	2	2	-	-	平成 31.4.1	平成 31.4.1
※ちいさいおうち春日とモーハウス 春日 2-25-3	03-6801-5211	13	3	5	5	-	-	令和 2.4.1	令和 2.4.1
計 120 施設 (内分園 3 園)		7,302	711	1,203	1,348	1,356	2,684		

○印は4か月以降から、※印は43日目以降から、●印は57日目以降から、◎印は3歳児から、
無印は1歳児から保育します。

(幼児保育課幼児保育係・保育施設支援担当)

保育園の定員と在籍状況の推移

(各年度9月1日現在)

保 育 園 名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
藍 染 保 育 園	85 (87)	79 (87)	81 (87)	80 (87)	81 (87)
久 堅 保 育 園	123 (123)	120 (123)	114 (123)	111 (123)	113 (123)
青 柳 保 育 園	95 (95)	89 (97)	84 (95)	85 (95)	89 (95)
さしがや保育園	128 (128)	123 (128)	124 (128)	123 (128)	121 (128)
駒 込 保 育 園	92 (93)	92 (93)	92 (93)	92 (93)	90 (93)
こひなた保育園	96 (97)	94 (97)	90 (97)	95 (97)	86 (97)
本 郷 保 育 園	93 (93)	92 (93)	89 (93)	93 (93)	92 (93)
大 塚 保 育 園	97 (103)	91 (103)	95 (103)	91 (103)	82 (103)
し お み 保 育 園	107 (107)	106 (107)	104 (107)	103 (107)	96 (107)
千 石 保 育 園	146 (146)	145 (146)	141 (146)	139 (146)	132 (146)
向 丘 保 育 園	133 (133)	129 (133)	133 (133)	129 (133)	123 (133)
水 道 保 育 園	122 (122)	119 (122)	109 (122)	110 (122)	99 (122)
本駒込保育園	93 (99)	93 (99)	91 (99)	90 (99)	59 (99)
本駒込南保育園	119 (121)	115 (121)	121 (121)	113 (121)	115 (121)
千 石 西 保 育 園	115 (117)	107 (117)	111 (117)	115 (117)	107 (117)
本駒込西保育園	49 (53)	51 (53)	44 (53)	39 (53)	21 (53)
目 白 台 保 育 園	74 (86)	64 (86)	62 (86)	66 (86)	61 (86)
柳 町 保 育 園	36 (36)	36 (36)	36 (36)	36 (36)	36 (36)

保 育 園 名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
根 津 保 育 園	19 (21)	20 (21)	21 (21)	20 (21)	18 (21)
お茶の水女子大学こども園	60 (60)	60 (60)	60 (60)	60 (60)	60 (60)
私立慈愛会保育園	31 (33)	22 (33)	21 (21)	21 (21)	20 (21)
私立たんぽぽ保育園	113 (117)	109 (114)	109 (108)	107 (108)	103 (108)
私立たんぽぽ保育園分園	17 (18)				
私立たんぽぽ保育園第2分園	16 (20)	11 (20)			
私立たんぽぽ保育園第3分園	37 (74)	50 (57)	54 (66)	61 (66)	49 (62)
私立たんぽぽ保育園第4分園	15 (28)	7 (28)	0 (6)		
私立どんぐり保育園	37 (45)	32 (45)	30 (36)	32 (36)	32 (36)
私立キッズハーモニー・白山	30 (45)	27 (47)	33 (47)	31 (47)	34 (47)
私立八千代保育園	39 (47)				
私立まなびの森保育園茗荷谷	68 (72)	63 (68)	56 (60)	56 (60)	54 (57)
私立こころの保育園文京西片	90 (91)	89 (91)	90 (91)	89 (91)	83 (91)
私立小学館7がみ小石川保育園	71 (71)	69 (71)	69 (69)	69 (69)	67 (69)
私立みんなのスマイルキッズ江戸川橋保育園	64 (65)	63 (65)	61 (64)	61 (64)	62 (64)
私立白山ひかり保育園	59 (60)	52 (60)	54 (60)	47 (60)	45 (57)
私立小学館7がみ茗荷谷保育園	61 (62)	62 (62)	60 (61)	59 (61)	60 (61)
私立グローバルキッズ後楽二丁目園	56 (72)	53 (72)	44 (72)	49 (72)	40 (72)
私立グローバルキッズ後楽二丁目園分園	30 (33)	29 (33)	25 (33)	18 (33)	29 (33)
私立アスク本駒込保育園	66 (70)	61 (70)	63 (70)	62 (70)	59 (70)
私立キッズガーデン文京春日	65 (68)	62 (68)	56 (60)	59 (60)	54 (60)
私立ベネッセかごまち保育園	48 (60)	42 (45)	39 (42)	48 (61)	48 (61)
私立ベネッセ千石保育園	69 (70)	68 (70)	68 (70)	56 (63)	59 (63)
私立グローバルキッズ新大塚園	40 (50)	38 (50)	41 (50)	39 (50)	33 (50)

保 育 園 名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
私立ホピンスナーサリースクール千駄木	60 (60)	59 (60)	60 (60)	59 (60)	59 (60)
私 立 東 京 こ ど も 保 育 園	31 (35)	29 (35)	30 (35)	28 (35)	33 (35)
私立ミアヘルサ保育園ひびき湯島	61 (65)	58 (65)	61 (60)	59 (60)	57 (60)
私立にじのいるか保育園小石川	58 (65)	55 (65)	59 (63)	57 (63)	49 (63)
私立テンダーラピング保育園茗荷谷	52 (65)	50 (63)	46 (60)	37 (55)	38 (55)
私 立 ハ ッ ピ ー マ ム 茗 荷 谷	46 (55)	50 (55)	32 (55)	23 (55)	15 (55)
私立ちやいれっく新大塚駅前保育園	46 (51)	48 (50)	46 (50)	48 (51)	49 (51)
私 立 ま な び の 森 保 育 園 本 駒 込 プ チ ・ ク レ イ シ ュ	68 (68)	68 (71)	62 (60)	56 (60)	62 (62)
私 立 保 育 所 ま ゃ む 東 大 前 園	24 (26)	25 (26)	23 (26)	22 (26)	24 (26)
私 立 同 仁 美 登 里 保 育 園	34 (35)	34 (37)	35 (35)	35 (35)	35 (35)
私立ポピンズナーサリースクール本郷	70 (70)	68 (70)	68 (70)	69 (70)	65 (70)
私立にじのいるか保育園千石	67 (69)	67 (69)	63 (69)	56 (69)	59 (69)
私立えがおの森保育園・せんごく	59 (62)	54 (62)	55 (60)	48 (60)	52 (60)
私 立 富 坂 ま き ば 保 育 園	89 (90)	89 (90)	85 (86)	80 (82)	78 (78)
私立テンダーラピング保育園千駄木	51 (55)	45 (55)	41 (50)	48 (50)	48 (50)
私立クオリスキッズ駒込保育園	50 (50)	48 (50)	49 (50)	50 (50)	50 (52)
私 立 モ ニ カ 茗 荷 谷 駅 前 園	52 (60)	58 (60)	56 (60)	56 (60)	55 (60)
私立ソラストお茶の水第一保育園	45 (48)	44 (48)	38 (48)	42 (48)	40 (48)
私立ソラストお茶の水第二保育園	57 (83)	64 (83)	64 (83)	64 (83)	53 (83)
私立テンダーラピング保育園小石川	84 (101)	68 (100)	63 (100)	64 (100)	68 (100)
私立にじのいるか保育園千石第二	95 (97)	96 (97)	91 (90)	89 (90)	87 (90)
私立さくらさくみらい 小日向	58 (76)	55 (76)	51 (76)	53 (76)	53 (76)
私 立 モ ニ カ 本 駒 込 園	53 (60)	54 (60)	56 (60)	58 (60)	59 (62)

保 育 園 名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
私立こどもヶ丘保育園本駒込園	35 (45)	32 (45)	25 (45)	35 (45)	34 (43)
私立さくらさくみらい 護国寺	32 (67)	35 (67)	33 (67)	32 (67)	31 (67)
私立茗荷谷ここわ保育園	60 (61)	56 (61)	58 (60)	60 (60)	60 (60)
私立グローバルキッズ茗荷谷園	40 (63)	41 (63)	41 (63)	51 (63)	47 (63)
私立木下の保育園白山	64 (96)	51 (82)	52 (96)	56 (96)	59 (96)
私立ソラスト小石川保育園	39 (62)	42 (62)	44 (60)	53 (60)	42 (60)
私立さくらさくみらい 水道	52 (70)	52 (70)	42 (70)	44 (70)	45 (70)
私立大空と大地のなーさーい茗荷谷園	99 (100)	98 (100)	100 (100)	98 (100)	97 (100)
私立グローバルキッズ大塚四丁目園	54 (70)	65 (70)	62 (70)	64 (70)	57 (70)
私立キッズパートナー文京関口	31 (60)	38 (60)	30 (60)	24 (60)	23 (60)
私立テnderラビング保育園音羽	85 (103)	97 (103)	91 (100)	91 (100)	97 (100)
私立こどもヶ丘保育園第二本駒込園	54 (72)	61 (72)	64 (72)	70 (72)	68 (72)
私立どんぐり保育園ラゴム	33 (33)	33 (33)	33 (33)	28 (33)	32 (31)
私立ういず千駄木保育園	60 (60)	57 (60)	60 (60)	60 (60)	58 (60)
私立キッズパートナー文京千石	47 (74)	52 (74)	35 (74)	43 (74)	35 (74)
私立AIAI NURSERY 新大塚	43 (60)	44 (60)	30 (60)	30 (45)	39 (60)
私立小石川ちとせ保育園	70 (90)	76 (90)	73 (80)	79 (80)	77 (80)
私立ちゃいれっく小石川保育園	39 (69)	41 (69)	49 (69)	56 (69)	59 (69)
私立文京白山雲母保育園	33 (60)	41 (60)	38 (60)	44 (60)	44 (60)
私立千石すきっぷ保育園	35 (59)	35 (59)	32 (59)	45 (59)	36 (59)
私立神田川ほとりに花咲く保育園	28 (73)	46 (73)	52 (73)	61 (73)	58 (73)
私立クオリスキッズ江戸川橋保育園	18 (50)	19 (50)	21 (50)	23 (50)	21 (50)
私立テnderラビング保育園関口	53 (72)	62 (72)	60 (72)	62 (72)	68 (74)

保 育 園 名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
私立クリスキッズ水道橋保育園	35 (54)	35 (54)	31 (54)	35 (54)	35 (54)
私立MIRATZ本郷第二保育園	13 (21)	14 (21)	15 (21)	19 (21)	17 (21)
私立明日葉保育園西片園	64 (67)	69 (71)	70 (60)	71 (71)	66 (71)
私立キッズパートナー文京本駒込	49 (70)	53 (70)	60 (70)	57 (70)	49 (70)
私立このえ本駒込保育園	57 (70)	64 (70)	68 (70)	66 (70)	65 (70)
私立にじいろ保育園千駄木	32 (59)	50 (59)	52 (59)	55 (59)	57 (59)
私立このえ第二本駒込保育園	39 (60)	48 (60)	54 (60)	58 (60)	53 (60)
私立本郷ちとせ保育園	47 (90)	60 (90)	74 (80)	75 (80)	76 (80)
私立文京ガーデンひかり保育園	37 (60)	52 (60)	54 (60)	58 (60)	59 (60)
私立クリスキッズ*小石川保育園	22 (50)	27 (50)	33 (50)	30 (50)	31 (50)
私立大空と大地のなーさーい文京千石園	36 (68)	42 (60)	45 (68)	47 (68)	46 (68)
私立キッズ*ラボ千石保育園	37 (76)	40 (76)	46 (69)	55 (69)	60 (69)
私立ぽけっとランド本郷保育園	35 (89)	51 (89)	76 (89)	75 (89)	66 (89)
私立マジオひまわり保育園本郷		21 (60)	35 (60)	40 (60)	48 (60)
私立小石川ここわ保育園		74 (100)	94 (100)	100 (100)	98 (100)
私立ソラスト茗荷谷保育園			57 (100)	70 (100)	85 (100)
私立このえ本郷三丁目小規模保育園	6 (12)	8 (12)	10 (12)	12 (12)	9 (12)
私立キッズパートナー文京駕籠町	16 (19)	18 (19)	13 (19)	13 (19)	19 (19)
私立ちいさいおうち小石川	16 (19)	18 (19)	16 (19)	18 (19)	18 (19)
私立サンライズキッズ保育園白山	12 (12)	8 (12)	12 (12)	11 (12)	12 (12)
私立MIRATZ目白台保育園	12 (19)	11 (19)	6 (19)	11 (19)	16 (19)
私立キュービールーム新大塚園	9 (12)	9 (12)	7 (12)	11 (12)	12 (12)
私立薊の糸おとわ小規模保育園	18 (19)	16 (19)	13 (19)	15 (19)	18 (19)

保 育 園 名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
私立みらいつばさ千駄木保育園	11 (12)	12 (12)	12 (12)	10 (12)	12 (12)
私立赤門小規模保育園	13 (17)	11 (16)	17 (17)	17 (17)	15 (17)
私立MIRATZ本郷保育園	18 (19)	19 (19)	19 (19)	19 (19)	17 (19)
私立こどもヶ丘保育園本駒込小規模園	18 (19)	13 (19)	17 (19)	16 (19)	17 (19)
私立ちいさいおうち大塚仲町	11 (12)	7 (12)	7 (12)	11 (12)	12 (12)
私立洛和大塚みどり保育園	18 (19)	14 (19)	8 (19)	11 (19)	15 (19)
私立MIRATZ白山保育園	9 (15)	11 (15)	11 (15)	15 (15)	14 (15)
私立ハッピーナリ-千駄木小規模保育園	14 (18)	17 (18)	17 (18)	18 (18)	18 (18)
国立大学法人東京科学大学わくわく保育園	6 (6)	6 (6)	0 (6)	0 (6)	5 (6)
私立ちいさいおうち春日とモーハウス	13 (13)	13 (13)	14 (13)	13 (13)	12 (13)
土屋家庭的保育室	2 (3)	3 (3)			
ぽっかぽか保育室	3 (3)	3 (3)	3 (3)	3 (3)	2 (3)
家庭的保育室Sandy's	4 (5)	5 (5)	2 (5)	4 (5)	3 (3)
Nursery room Coco	3 (3)	3 (3)	3 (3)	3 (3)	3 (3)
家庭的保育室プチ・アンジュ	3 (3)	3 (3)	3 (3)	3 (3)	3 (3)
とことこ保育ルーム			3 (3)	3 (3)	3 (3)
計127園(内分園6園)	6,156 (7,319)	6,260 (7,361)	6,211 (7,314)	6,312 (7,308)	6,153 (7,311)

上段は在籍児童数、下段の()内は児童定数 (単位=人)

(幼児保育課入園相談係)

年齢別保育実施児の年度別推移

(各年度9月1日現在)

年 度	区・私立別	施設数	定 員	年 齢 別 在 籍 人 数					
				0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4・5 歳	計
令和3年度	区 立	20	1,920	145	300	350	366	721	1,882
	私 立	104	5,399	521	849	950	700	1,254	4,274
	合 計	124	7,319	666	1,149	1,300	1,066	1,975	6,156
令和4年度	区 立	20	1,922	134	299	341	359	692	1,825
	私 立	103	5,439	456	883	923	784	1,351	4,397
	合 計	123	7,361	590	1,182	1,264	1,143	2,043	6,222
令和5年度	区 立	20	1,920	124	292	348	355	683	1,802
	私 立	103	5,394	491	814	909	792	1,403	4,409
	合 計	123	7,314	615	1,106	1,257	1,147	2,086	6,211
令和6年度	区 立	20	1,920	126	300	337	345	682	1,790
	私 立	102	5,388	480	869	899	784	1,490	4,522
	合 計	122	7,308	606	1,169	1,236	1,129	2,172	6,312
令和7年度	区 立	20	1,920	120	280	329	318	634	1,681
	私 立	102	5,391	514	870	914	734	1,440	4,472
	合 計	122	7,311	634	1,150	1,243	1,052	2,074	6,153

(幼児保育課入園相談係)

(2) 認証保育所

平成13年度から、認可保育所だけでは応えきれない大都市ニーズに対応するため、東京都独自の基準を満たす保育施設を認証保育所として認証し、運営費等について助成を行っています。現在、認証保育所は下表の1施設です。

(令和8年4月1日現在)

施 設 名	電 話	所 在 地	定員	対 象
こもれび保育園 春日園	03-3814-0202	春日1-11-18	30人	生後57日～2歳児クラスまで

(幼児保育課施設給付・私立幼稚園担当)

(3) 緊急一時保育

保護者が病気、出産、看護等の理由により、お子さんの保育ができない場合に、区立保育園で一時的にお子さんを預かる制度で、平成18年4月1日から、区立保育園3園(さしがや保育園・しおみ保育園・本駒込南保育園)で開始し、平成20年5月12日からは、区立保育園17園に拡大しました。また平成26年度からは定員を3名増加し、一日当たり41名の枠を確保しました。なお、令和8年5月1日からは乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施に伴い、緊急一時保育事業の定員1枠を同事業に転用するため、一日当たりの定員は24名となりました。

利用状況

年度	実施園数	延べ利用者数
令和3年度	17園	1,797人
令和4年度	17園	1,279人
令和5年度	17園	1,489人
令和6年度	17園	1,422人
令和7年度	16園	995人

※令和2年度から令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、利用要件を一部制限しました。

※令和7年度は、本駒込保育園の工事に伴い、16園で実施しました。

(幼児保育課幼児保育係)

(4) リフレッシュ一時保育

緊急一時保育の定員に空きがある場合に、利用の理由を問わず、生後4か月又は満1歳から小学校に就学前までの児童を区立保育園で一時的に預かり保育する制度で、平成22年4月1日から、区立保育園6園（藍染保育園・駒込保育園・こひなた保育園・千石保育園・本駒込保育園・目白台保育園）で開始し、平成24年度より区立保育園17園に拡大しました。

利用状況

年 度	実施園数	延べ利用者数
令和3年度	17 園	220 人
令和4年度	17 園	1,207 人
令和5年度	17 園	2,063 人
令和6年度	17 園	2,458 人
令和7年度	16 園	2,572 人

※新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、令和2年度は年間を通じて事業を中止し、令和3年度及び令和4年度は一時的に事業を中止しました。

※令和7年度は、本駒込保育園の工事に伴い、16園で実施しました。

（幼児保育課幼児保育係）

(5) 私立保育園の一時保育

私立保育園で、技能修得、通院、看護、リフレッシュ等のために、就学前児童を対象に一時保育を実施しています。

（令和8年4月1日現在）

実施保育園	住 所	電 話	開始時期
赤門小規模保育園	本郷 3-30-8 熊野ビル1階	03-3868-3535	令和3年12月
キッズハーモニー・白山	白山 4-36-13	03-3942-6460	令和4年1月
キューピールーム新大塚園	大塚 4-46-5 アトラスアパニュー 文京大塚1階	03-6912-0010	令和3年12月
このえ本郷三丁目小規模保育園	本郷 5-25-16	03-3830-0927	令和3年11月
サンライズキッズ保育園白山園	白山 1-7-11 小澤第一ビル1階	050-5807-2203	令和4年4月
みんなのスマイルキッズ江戸川橋保育園	関口 1-45-15	03-5229-3007	平成23年6月
たんぼぼ保育園（バンビ）	本郷 7-3-1	03-3812-4091	平成12年4月
白山ひかり保育園	白山 2-29-9	03-3818-1188	平成24年6月
文京ガーデンひかり保育園	小石川 1-1-7	03-3813-1188	令和4年8月
キッズパートナー文京関口	関口 1-20-6	03-5206-8770	令和4年9月
キッズパートナー文京千石	千石 1-18-19	03-5810-1750	令和4年9月
キッズパートナー文京本駒込	本駒込 1-11-15	03-5810-1635	令和4年9月
洛和大塚みどり保育園	大塚 4-50-1	03-5395-0777	令和5年5月
アスク本駒込保育園	本駒込 2-1-23	03-5319-2511	令和5年7月
繭の糸おとわ小規模保育園	音羽 1-1-7 正進社ホール ディングスビル1階	03-6304-1138	令和6年9月

（幼児保育課保育施設支援担当、施設給付・私立幼稚園担当）

(6) 一時保育事業

満1歳から小学校就学前の児童を一時的にお預かりすることにより、地域で安心して子育てができるように支援します。

① 実施施設及び内容

(令和8年4月1日現在)

	キッズルーム 目白台	キッズルーム シビック	キッズルーム かごまち	キッズルーム 茗荷谷
所在地	目白台三丁目 18番7号 (目白台総合セン ター1階)	春日一丁目 16番21号 (文京シビックセン ター3階)	本駒込二丁目 29番6号 (駕籠町小学校内)	大塚一丁目 4番1号 (中央大学茗荷谷 キャンパス1階)
保育 対象	満1歳から小学校就学前の児童			
定員	9人	15人	9人	9人
開所 日時	午前8時～午後 6時 (日曜、祝日及び 年末年始を除く)	午前9時～午後9 時30分 (年末年始を除く)	午前8時～午後 6時 (日曜、祝日及び年 末年始を除く)	午前8時～午後 7時 (日曜、祝日及び 年末年始を除く)
利用時間等	3時間以上8時間以内			
開始年月日	平成18年5月1日	平成15年10月1日	平成27年4月16日	令和5年4月1日

② 利用料

	区 民	区民以外
3時間以内	2,400 円	3,900 円
3時間を超えると1時間ごと	800 円	1,300 円

③ 利用状況

ア キッズルーム目白台

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
登録者数	857 人	818 人	732 人	677 人	696 人
利用者数(延)	1,428 人	1,339 人	1,165 人	1,556 人	1,334 人

※令和3年度から、締切後の利用者数を含む。

イ キッズルームシビック

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
登録者数	2,787 人	2,689 人	2,634 人	2,651 人	2,619 人
利用者数(延)	4,715 人	5,048 人	5,435 人	5,824 人	5,979 人

ウ キッズルームかごまち

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
登録者数	973 人	961 人	894 人	867 人	815 人
利用者数(延)	2,662 人	2,528 人	2,322 人	2,335 人	2,239 人

※令和7年度から、締切後の利用者数を含む。

エ キッズルーム茗荷谷

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
登録者数	—	—	567 人	792 人	920 人
利用者数(延)	—	—	2,450 人	2,776 人	2,879 人

※キッズルーム茗荷谷は、令和5年4月に開設しました。

(こども若者支援課こども若者支援担当)

(7) ベビーシッター利用料助成制度

(事業開始 令和3年度)

日常生活上の突発的な事情により一時的に保育が必要となった保護者やベビーシッターを活用した共同保育を必要とする保護者に対し、ベビーシッターの派遣による保育サービスを受けた際の保育利用料の一部を助成しています。

- ① 対象児童 ア 0歳から満6歳になる年度の末日までの児童
イ 満7歳になる年度の初日から満12歳になる年度の末日までの病児・病後児・障害児
- ② 上限時間 児童一人につき年度当たり144時間
(多胎児・障害児・ひとり親家庭の0歳から満6歳になる年度の末日までの児童の場合、児童一人につき年度当たり288時間)
- ③ 上限金額 7時から22時の利用：1時間当たり2,500円
22時から翌7時の利用：1時間当たり3,500円
- ④ 利用状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
申請件数(延べ)	399 件	3,003 件	3,881 件	4,467 件	4,893 件
助成金額	18,105,569 円	139,108,462 円	194,929,848 円	235,248,462 円	272,590,919 円

※令和3年度は、対象児童を満2歳から満6歳になる年度の末日までの児童(病児・病後児を除く。)、上限時間を児童一人につき年度当たり128時間(多胎児の場合、児童一人につき年度当たり256時間)として実施しました。

※令和6年度から、病児・病後児利用の対象児童を満7歳から満12歳になる年度の末日までの児童に対象を拡大しました。

※令和7年度から、満7歳から満12歳になる年度の末日までの障害児を対象児童に追加するとともに、障害児利用の対象児童について上限時間を288時間に拡大しました。また、上限時間について、満7歳から満12歳になる年度の末日までの病児・病後児を144時間に、ひとり親家庭の0歳から満6歳になる年度の末日までの児童を288時間にそれぞれ拡大しました。

(こども若者支援課こども若者支援担当)

◆ (8) おうち家事・育児サポート事業 ◆

(事業開始 令和4年度)

家事・育児サポートの提供を希望する満3歳未満の児童を養育する家庭を対象に、区が指定した事業者のベビーシッターサービス等を一定の負担で利用できる「おうち家事・育児サポート券」を交付しています。

① 対象世帯 妊婦又は満3歳未満の乳幼児を養育する世帯（多胎児を妊娠又は養育する世帯を除く。）

② 利用料 1時間 1,000円

③ 利用枚数 妊娠期から満1歳になる前日までの1年間で96時間分（1時間券×96枚）
満1歳から満2歳になる前日までの1年間で96時間分（1時間券×96枚）
満2歳から満3歳になる前日までの1年間で96時間分（1時間券×96枚）

④ 利用状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
申請件数（延べ）	1,707 件	1,828 件	1,894 件	2,355 件

※令和7年度から、利用枚数の上限を1年間で96時間分に拡大しました。

※令和8年度から、対象に妊婦を追加しました。

(こども若者支援課こども若者支援担当)

◆ (9) ふたごちゃん・みつごちゃん家事・育児サポート利用料助成制度 ◆

(事業開始 令和3年度)

多胎児を養育する家庭が抱える、同時に二人以上の妊娠・出産・育児をすることに伴う、多胎児家庭特有の困難の解消を図るため、ベビーシッターを活用した共同保育、家事支援、産後ドゥーラのサポートを利用した世帯に利用料の一部を助成しています。

① 対象世帯 満3歳未満の多胎児を養育する世帯、多胎児を妊娠中の世帯

② 上限時間 妊娠期～0歳（妊娠期から1歳の誕生日の前日まで） 年度当たり240時間
1歳（1歳から2歳の誕生日の前日まで） 年度当たり180時間
2歳（2歳から3歳の誕生日の前日まで） 年度当たり120時間

③ 上限金額 1時間当たり2,700円

④ 利用状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
申請件数（延べ）	41 件	60 件	65 件	104 件	125 件
助成金額	3,558,664 円	4,707,579 円	6,960,713 円	8,535,940 円	8,638,682 円

※令和6年度から、事業名が変更になりました（旧：多胎児家庭サポーター事業利用料助成制度）。

※令和8年度から、対象に多胎児を妊娠中の世帯を追加しました。

(こども若者支援課こども若者支援担当)

◆ (10) ファミリー・サポート・センター事業 ◆

緊急や私用の場合等、臨時的・単発的な保育需要に応えるため、子育ての援助を行う提供会員と援助を受ける依頼会員とからなる会員組織により、地域の中で子育ての相互援助活動を行っています。なお、平成13年2月から文京区社会福祉協議会に委託して実施しています。(274ページ参照)

(こども若者支援課こども若者支援担当)

◆ (11) 乳幼児ショートステイ事業 ◆

(事業開始 平成24年度)

保護者が疾病等の理由により、緊急かつ一時的に児童を自宅で養育することが困難になった場合に、区が指定する福祉施設において、生後60日から3歳未満までの乳幼児を対象とした、宿泊を伴う預かりを行う「乳幼児ショートステイ事業」を実施しています。

① 実施施設 (令和8年3月31日現在)

施設名称	社会福祉法人二葉保育園 二葉乳児院
住 所	新宿区南元町4番地
電 話 番 号	03-5363-2170
定 員	1人
保育対象者	原則生後60日目から3歳未満までの乳幼児
開始年月日	平成24年11月1日

② 利用状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用者数(延)	10人	16人	10人	20人	34人
利用日数(延)	43日	58日	21日	66日	113日

(こども家庭支援センター家庭支援係)

◆ (12) こどもショートステイ・トワイライトステイ事業 ◆

(事業開始 こどもショートステイ事業 平成27年度／トワイライトステイ事業 平成28年度)

保護者が疾病等の理由により、緊急かつ一時的に児童を自宅で養育することが困難になった場合に、文京総合福祉センターのこどもショートステイ専用室において、2歳から小学校6年生までの児童を対象とした、宿泊を伴う預かりを行う「こどもショートステイ事業」及び夜間の時間帯に一時的な預かりを行う「トワイライトステイ事業」を実施しています。

① 実施施設 (令和8年3月31日現在)

施設名称	文京総合福祉センターこどもショートステイ専用室
住 所	小日向二丁目16番15号
定 員	3人
保育対象者	2歳から小学校6年生までの児童
開始年月日	こどもショートステイ事業：平成27年4月15日 トワイライトステイ事業：平成28年4月15日

② 利用状況

ア こどもショートステイ事業

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用者数（延）	296 人	355 人	392 人	441 人	488 人
利用日数（延）	454 日	466 日	499 日	626 日	682 日

イ トワイライトステイ事業

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用者数（延）	82 人	122 人	95 人	90 人	25 人
利用日数（延）	82 日	122 日	95 日	90 日	25 日

（こども家庭支援センター家庭支援係）

（13）病児・病後児保育事業

（事業開始 平成16年度）

保護者が仕事等で保育が出来ない場合に、病中又は病気の回復期にあり集団保育が困難な児童を医療機関等で一時的に預かり、子育てと就労の両立を支援します。

順天堂病後児ルームは、令和7年4月1日から元町ウェルネスパーク内に移転し、新たに病中の児童の預かりを開始しました。これに伴い、名称を「順天堂病児・病後児ルーム」に変更しました。

① 実施施設

（令和8年4月1日現在）

	保坂病児保育ルーム	順天堂病児・病後児ルーム「みつばち」	駒込病院病児・病後児保育室「ろびん」	ゆうひが丘春日病児保育ルーム
住 所	白山五丁目27番12号 保坂こどもクリニック2階	本郷一丁目1番19号 元町ウェルネスパーク東館2階	本駒込三丁目18番22号 都立駒込病院保育棟2階	小石川一丁目5番1号 パークコート文京小石川ザタワー3階
電 話 番 号	03-5976-0641	03-3813-5810	03-3823-1305	03-3868-2714
定 員	6人	6人	最大4人まで	6人
保 育 対 象	生後4か月から小学校3年生までの児童			
	病中又は病気の回復期			
開始年月日	平成16年12月10日	平成22年6月15日	令和3年2月1日	令和3年7月1日

② 利用状況

（令和8年4月1日現在）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
保坂病児保育ルーム	1,051 人	1,265 人	1,353 人	1,253 人	1,237 人
順天堂病児・病後児ルーム「みつばち」	263 人	626 人	723 人	817 人	1,019 人
駒込病院病児・病後児保育室「ろびん」	105 人	176 人	450 人	817 人	843 人
ゆうひが丘春日病児保育ルーム	520 人	723 人	901 人	1,048 人	1,028 人

（こども若者支援課こども若者支援担当）

(14) 子育て支援事業利用料等助成制度

(事業開始 平成 30 年度)

住民税非課税の世帯や生活保護を受けている世帯等を対象として、各種子育て支援サービスを利用した際の保育利用料の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図ります。

- ① 対 象 者 文京区に在住で、各種子育て支援サービス利用時に住民税が非課税の世帯又は生活保護を受けている世帯

※一時保育事業のみ、区市町村民税の合算額が 77,101 円未満である世帯も対象

- ② 補助率・対象事業

【利用料の半額】ファミリー・サポート・センター事業、おうち家事・育児サポート事業

【利用料の全額】一時保育事業(キッズルーム)、病児・病後児保育事業、ベビーシッター
利用料助成制度(児童 1 人当たり年度 4 万円まで)

※ 補助の対象となる経費は、利用事業ごとに異なる。

- ③ 利用状況

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
申請件数	152 件	360 件	347 件	212 件	518 件
助成金額	293,492 円	750,874 円	687,943 円	331,330 円	1,717,934 円

(こども若者支援課こども若者支援担当)

(15) 学童保育(育成室)

この事業は、区内に在住する小学校 1 年生から 3 年生(心身に特別な配慮を要する児童については小学校 6 年生まで延長可)で、保護者の就労や疾病等の理由により昼間家庭において適切な保護を受けられない児童のため、その育成を図ることを目的として実施しています。

現在、児童館内に設置している育成室のほか、学校内の教室等を利用している育成室があり、専門の職員が遊びを中心とした生活指導を行っています。

保育時間は下校時から午後 6 時 30 分まで、区立小学校の長期休業期間中は午前 8 時 15 分から午後 6 時 30 分まで、区立小学校の振替休業日等は午前 8 時 30 分から午後 6 時 30 分までです。

なお、土曜日は午前 8 時 30 分から午後 5 時までの保育になります(保育料は 1 か月あたり 10,000 円)。

児童館併設以外の育成室

(令和 8 年 4 月現在)

育 成 室	所 在 地	電 話	開設年月
指ヶ谷育成室	白 山 2-28-4 (指ヶ谷小学校内)	03-3811-9214	昭和 41.11
汐見育成室	千駄木 2-19-23 (汐見小学校内)	03-3821-2212	昭和 42.9
駕籠町育成室	本駒込 6-2-5 (駕籠町会館内)	03-3943-9336	昭和 57.4
柳町育成室	小石川 3-19-7	03-5684-0241	昭和 40.1
柳町第二育成室	小石川 3-19-7	03-5684-0242	昭和 59.4
神明育成室	本駒込 4-35-15 (勤労福祉会館内)	03-3823-4303	昭和 59.7
千駄木育成室	千駄木 5-44-2 (千駄木小学校内)	03-3824-6674	昭和 61.11

育 成 室	所 在 地	電 話	開設年月
窪町育成室	大 塚 3-2-3（窪町小学校内）	03-3946-1509	平成 3.4
本郷第二育成室	本 郷 4-5-15（本郷小学校内）	03-3811-9215	平成 10.4
駒本育成室	向 丘 2-37-5（駒本小学校内）	03-3827-6175	平成 17.4
向丘育成室	向 丘 1-3-13（向丘保育園敷地内）	03-5800-1521	平成 19.4
大塚小学校育成室	大 塚 4-1-7（大塚小学校内）	03-3946-4431	平成 21.4
第三中学校育成室	春 日 1-9-9（第三中学校敷地内）	03-3815-5535	平成 24.4
茗台育成室	春 日 2-9-5（アカデミー茗台内）	03-5684-7681	平成 25.4
駕籠町小学校育成室	本駒込 2-29-6（駕籠町小学校内）	03-3945-6031	平成 27.4
柳町第三育成室	小石川 1-23-16（柳町小学校内）	03-3815-8171	平成 27.4
本郷第三育成室	本 郷 4-5-15（本郷小学校内）	03-3812-3800	平成 27.4
文林中学校育成室	千駄木 5-44-12（文林中学校内）	03-3823-4811	平成 28.4
誠之第一育成室	西 片 2-14-6（誠之小学校内）	03-3812-8710	平成 29.4
湯島小学校育成室	湯 島 2-28-14（湯島小学校内）	03-6801-6173	平成 29.4
音羽第一育成室	目白台 3-4-14（テnderラビング 保育園音羽内）	03-6902-0223	平成 31.4
誠之第二育成室	西 片 2-14-6（誠之小学校内）	03-3812-8881	令和 2.4
文林中学校第二育成室	千駄木 5-44-12（文林中学校内）	03-3827-4820	令和 3.4
根津第二育成室	根 津 2-24-9	03-3827-4851	令和 4.1
根津第三育成室	根 津 2-24-9	03-3827-4851	令和 4.4
茗荷谷育成室	大塚 1-4-1（中央大学茗荷谷キャンパス内）	03-5976-0150	令和 5.4
林町育成室	千石 2-18-10	03-5810-1685	令和 5.4
小石川育成室	小石川 1-5-1-301	03-3811-9822	令和 5.4
水道第二育成室	水 道 1-9-1	03-5990-9841	令和 6.4
水道第三育成室	水 道 1-9-1	03-5990-9843	令和 6.4
湯島第二育成室	本 郷 2-39-6	03-3811-2101	令和 6.4
本郷第四育成室	本 郷 2-36-9	03-3816-3600	令和 6.4
白山育成室	白 山 2-38-11	03-5990-9533	令和 6.4
音羽第二育成室	目白台 3-4-14（テnderラビング 保育園音羽内）	03-3945-7830	令和 6.4
千石第三育成室	千 石 3-23-7	03-3945-4511	令和 6.4
千石第四育成室	千 石 3-23-7	03-3945-4521	令和 6.4
駒本第二育成室	本駒込 3-1-4	03-3823-1011	令和 6.4
元町育成室	本郷 1-1-19（元町ウェルネスパーク内）	03-3811-6501	令和 7.4
誠之第三育成室	西 片 2-15-16	03-3818-1100	令和 7.4
昭和第一育成室	本駒込 5-9-10	03-3821-1851	令和 7.4
汐見第三育成室	千駄木 2-26-13	03-3824-2850	令和 7.4
明化育成室	千 石 1-13-9（明化小学校内）	03-3947-1271	令和 8.4
昭和第二育成室	本駒込 5-9-10	03-3821-1852	令和 8.4

育 成 室	所 在 地	電 話	開設年月
昭和第三育成室	本駒込 5-9-10	03-3821-1853	令和 8.4
窪町第二育成室	大 塚 3-24-6	03-3945-1270	令和 8.4
窪町第三育成室	大 塚 3-24-6	03-3945-1271	令和 8.4
湯島第三育成室	湯 島 2-31-1	03-3811-5681	令和 8.4

上記の外に柳町児童館を除く15児童館に育成室が設置されています（12月29日～1月3日と日曜祝日以外開室）。

各育成室の定員は、おおむね40人となっています。

（児童課児童係・施設運営担当）

2 おでかけしましょう

（1）地域子育て支援拠点事業（子育てひろば等）

子育てひろば

保護者と就学前（子育てひろば水道は、対象年齢3歳未満）の乳幼児と一緒に安心して遊べる場を提供するとともに、親同士の情報交換や子育てに関する相談など、保護者を支援することを目的としています。

○開設日 月曜日～土曜日（休日、年末年始を除く。）

（子育てひろば汐見、江戸川橋は日曜日も開設）

○開設時間 午前10時～午後4時（子育てひろば水道以外、7・8月は午後5時）

○利用にあたっては登録カードの記載をお願いしています。

※令和2年度、令和3年度、令和4年度及び令和5年度5月までの子育てひろばについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、一部制限を設けながら実施しました。

① 施設・体制

ア 子育てひろば西片 西片一丁目8番15号

平成8年4月15日開設

総面積 182.44 m² （保育室、授乳室、湯沸室）

専門指導員 5名

イ 子育てひろば汐見 千駄木二丁目19番23号 汐見小学校内

平成12年5月8日開設

総面積 369.49 m² （保育室、ベビールーム、プレイルーム）

専門指導員 7名

ウ 子育てひろば水道 水道一丁目3番26号 水道保育園内

平成23年4月1日開設

総面積 33.48 m² （プレイルーム、授乳コーナー）

専門指導員 3名

エ 子育てひろば千石 千石一丁目4番3号 千石児童館内

平成25年4月1日開設

総面積 123.23 ㎡（保育室、授乳室）

専門指導員 3名

オ 子育てひろば江戸川橋 小日向二丁目16番15号 文京総合福祉センター3階

平成27年4月1日開設

総面積 328.1 ㎡（保育室、授乳室）

専門指導員 5名

② 活動内容

ア 乳幼児とその保護者が安心して遊べる場の提供

イ 子育てに関する情報の交換及び仲間づくりの場の提供

ウ 幼稚園・保育園での経験を持つ指導員による子育てに関する指導、助言、相談等

エ 子育てに関する講習会等の開催

③ 年度別指導・相談件数

(件)

年 度	子育てひろば 西片	子育てひろば 汐見	子育てひろば 水道	子育てひろば 千石	子育てひろば 江戸川橋	計
令和3年度	593	168	131	132	236	1,260
令和4年度	820	114	81	146	227	1,388
令和5年度	678	343	257	420	207	1,905
令和6年度	495	461	44	366	57	1,423
令和7年度	421	331	43	348	53	1,196

④ 年度別利用・登録状況

ア 利用者数

(人)

年 度	幼・保 別	子育てひろば 西片	子育てひろば 汐見	子育てひろば 水道	子育てひろば 千石	子育てひろば 江戸川橋
令和3年度	幼 児	2,654	4,564	83	2,964	6,022
	保護者	2,544	3,958	79	2,689	5,824
	計	5,198	8,522	162	5,653	11,846
令和4年度	幼 児	3,364	5,120	159	3,540	6,706
	保護者	3,247	4,545	153	3,253	6,534
	計	6,611	9,665	312	6,793	13,240
令和5年度	幼 児	5,685	9,507	1,032	6,786	12,814
	保護者	5,658	8,821	954	6,404	12,821
	計	11,343	18,328	1,986	13,190	25,635
令和6年度	幼 児	5,383	10,063	1,256	8,152	15,082
	保護者	5,328	9,505	1,171	7,790	15,065
	計	10,711	19,568	2,427	15,942	30,147
令和7年度	幼 児	5,568	7,919	990	7,781	16,361
	保護者	4,995	7,732	977	7,425	16,220
	計	10,563	15,651	1,967	15,206	32,581

イ 登録者数

(人)

年 度	子育てひろば 西片	子育てひろば 汐見	子育てひろば 水道	子育てひろば 千石	子育てひろば 江戸川橋	計
令和3年度	402	703	45	2,386	973	4,509
令和4年度	427	643	54	2,228	1,110	4,462
令和5年度	607	1,018	131	2,204	1,668	5,628
令和6年度	624	1,106	130	2,138	1,869	5,867
令和7年度	614	970	104	2,116	2,001	5,805

(こども若者支援課こども若者支援担当・幼児保育課幼児保育係・児童課児童係)

地域団体による地域子育て支援拠点

(事業開始 平成29年度)

地域団体が地域の子育て支援の充実を図るため、主に3歳未満の乳幼児及びその保護者が相互の交流を行い、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助等を実施する「地域子育て支援拠点事業」を運営しています。区は開設及び運営経費の補助を行い、支援しています。

① 施設概要

(令和8年4月1日現在)

施設名 (所在地)	利用時間	運営団体	開所日
こまびよのうちに (本駒込5-11-6)	月曜日～金曜日 午前10時～午後3時 (祝日、年末年始、その他臨時 休室日を除く。)	NPO法人 居場所コム	平成29年5月22日
こそだて応援まちづら (本郷3-9-5 NK本郷ビル4階)	月曜日～金曜日 午前10時10分～午後3時10分 (祝日、年末年始、その他臨時 休室日を除く。)	一般社団法人 まちの広場	平成30年10月1日
さきちゃんちpetit (白山2-14-17 1階)	月曜日から金曜日、第2土曜日 午前10時～午後4時 (第2土曜日の前の木曜日、祝 日、年末年始、その他臨時休室 日を除く。)	さきちゃんち 運営委員会	令和2年3月26日
おひさま0・1・2 (音羽1-20-2 音羽ダイコクビル201号)	日曜日～木曜日 午前9時30分～午後3時 (祝日、年末年始、その他臨時 休室日を除く。)	特定非営利 活動法人 オアシス	令和4年12月6日

② 年度別利用状況

	こまびよの うちに	こそだて応援 まちづら	さきちゃんち petit	おひさま 0・1・2	計
令和3年度	1,519件	1,421件	2,713件	—	5,653件
令和4年度	1,641件	1,725件	2,618件	521件	6,505件
令和5年度	2,372件	1,904件	2,737件	2,401件	9,414件
令和6年度	1,730件	2,563件	2,713件	2,249件	9,255件
令和7年度	2,898件	3,439件	2,648件	2,327件	11,312件

※令和3年度、令和4年度及び令和5年度5月までにおいては、新型コロナウイルス感染症対策として、事前予約制とし、人数制限を設けました。

(こども若者支援課こども若者支援担当)

(2) 児童館

児童館は児童福祉法に基づく児童厚生施設で、児童の健全育成を図るためよりよい環境作りに役立てることを目的としています。

開館時間は、午前 10 時から午後 6 時までです(土曜日については午前 10 時から午後 5 時まで、休館日は 12 月 29 日～1 月 3 日と日曜祝日)。

利用対象者は、区内に住んでいる乳幼児（保護者同伴）、小学生、中学生及び高校生となっています。

また、午前中は親子同士の交流・親睦の場として地域の乳幼児とその保護者を対象にリトミックや体操、読み聞かせ等を取り入れた「乳幼児プログラム」を行っています。

施設内には、遊戯室・図書室・工作室・屋上遊戯場等があります。専門の職員が、遊びを通じて児童の集団的及び個別的な指導を行い、こどもの健康を増進し、豊かな情操の育成に努めています。

行事としては、縁日・盆踊り大会・七夕祭り・クリスマス・ひな祭り等の季節行事や映画会・人形劇・工作・卓球・リズムダンス・ウォークラリー・お化け屋敷・迷路等の月間・週間行事を行っているほか、図書の貸出しや幼児クラブ活動を実施しています。

文京区児童館一覧

(令和 8 年 4 月現在)

館 名	所 在 地	開設年月	規 模	施設の内容
大塚児童館 03-3943-1632	大 塚 6-22-19	昭和 43.5.1	鉄筋コンクリート 3 階建の 3 階部分 341.09 m ²	3 階 遊戯室 図書室 工作室 育成室 屋上遊戯場
しおみ児童館 03-3827-9129	千駄木 2-27-8	昭和 43.7.29	鉄筋コンクリート 5 階建の 3, 4, 5 階部分 596.12 m ²	3 階 屋外遊戯場 4 階 工作室 図書室 5 階 育成室
千石児童館 03-3947-9221	千 石 1-4-3	昭和 44.12.1	鉄筋コンクリート 3 階建の 3 階部分 384.35 m ²	3 階 図書室 工作室 育成室×2 室 屋上遊戯場
水道児童館 03-3812-2238	水 道 1-3-26	昭和 45.12.15	鉄筋コンクリート 3 階建の 2 階の一部 3 階部分 390.52 m ²	2 階 工作室 図書室 育成室 3 階 遊戯室 屋上遊戯場
本駒込児童館 03-3822-3791	本駒込 5-63-2	昭和 46.8.1	鉄筋コンクリート 3 階建の 3 階部分 362.23 m ²	3 階 工作室 図書室 遊戯室 育成室 屋上遊戯場
本駒込南児童館 03-3823-3253	本駒込 3-11-14	昭和 47.1.1	鉄筋コンクリート 3 階建の 3 階部分 468.99 m ²	3 階 工作室 図書室 遊戯室 育成室 屋上遊戯場
久堅児童館 03-3815-7715	小石川 5-27-7	昭和 47.5.1	鉄筋コンクリート 一部鉄骨造り 5 階建の 3 階部分 415.46 m ²	3 階 工作室 図書室 遊戯室 育成室
柳町児童館	(休館中)	昭和 48.3.11	代替事業「ぷち・やなぎちょうじどうかん」 を実施中。柳町小学校Ⅱ期工事竣工に伴い、 令和 8 年秋ごろに再開予定。	

館 名	所 在 地	開設年月	規 模	施設の内容
千石西児童館 03-3944-2865	千 石 3-15-15	昭和 48. 4. 20	鉄筋コンクリート 地下 1 階地上 3 階建の 地下 1 階及び 3 階部分 539.12 m ²	地下 1 階 遊戯室 3 階 工作室 図書室 育成室
小日向台町児童館 03-3941-1740	小日向 2-2-2	昭和 49. 5. 18	鉄筋コンクリート 3 階建の 3 階部分 390.92 m ²	3 階 工作・図書コーナー 遊戯室 育成室×2 室 屋上遊戯場
目白台児童館 03-3941-8837	目白台 1-5-1	昭和 52. 4. 18	鉄筋コンクリート 3 階建の 3 階部分 362.19 m ²	3 階 工作室 図書室 遊戯室 育成室 屋上遊戯場
湯島児童館 03-3814-9247	本 郷 3-10-18 湯島総合センター内	昭和 55. 4. 7	鉄筋コンクリート 5 階建の 5 階部分 491.10 m ²	5 階 工作室 図書室 遊戯室 育成室 屋上遊戯場
白山東児童館 03-3813-6501	白 山 1-29-10	昭和 60. 4. 1	鉄筋コンクリート 3 階建の 2, 3 階部分 596.38 m ²	2 階 育成室 図書室 3 階 工作室 遊戯室 屋上遊戯場
根津児童館 03-3824-6466	根 津 1-14-3 根津総合センター内	昭和 62. 12. 1	鉄筋コンクリート 4 階建の 1 階部分 408.98 m ²	1 階 工作室 遊戯室 育成室 図書室
目白台第二児童館 03-3943-9337	目白台 3-18-7 目白台総合センター内	平成 3. 4. 1	鉄筋コンクリート 地下 1 階地上 2 階建の 2 階部分 676.06 m ²	2 階 遊戯室 工作室 図書室 育成室 A V ルーム
本郷児童館 03-5689-4570	本 郷 5-30-8	平成 4. 11. 1	鉄筋コンクリート 地下 1 階地上 3 階建 949.82 m ²	地下 1 階 ホール 1 階 育成室 2 階 工作室 図書室 3 階 遊戯室

児童館利用状況

(単位：人)

館 名	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
大塚児童館	18,875	16,127	17,207	17,489	15,782
しおみ児童館	16,554	15,134	16,277	16,080	15,196
千石児童館	26,627	30,539	38,833	41,791	39,694
水道児童館	17,103	17,087	20,347	17,756	16,008
本駒込児童館	14,997	14,960	13,291	17,833	18,782
本駒込南児童館	22,461	24,110	27,367	30,646	30,661
久堅児童館	18,618	16,856	22,744	23,846	21,878
柳町児童館 ※ 1	24,217	14,516	2,662	3,544	4,235
千石西児童館	19,579	22,380	25,527	23,181	23,311
小日向台町児童館	24,061	26,740	29,888	29,117	26,546
目白台児童館	14,010	12,800	16,455	14,985	12,150
湯島児童館	13,316	15,245	17,363	18,632	19,641
白山東児童館 ※ 2	28,214	28,212	33,129	33,907	13,277
根津児童館	20,363	19,327	25,418	23,089	24,392
目白台第二児童館	13,822	13,313	15,257	18,203	19,712

館 名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
本郷児童館	20,476	15,757	26,736	21,007	27,692
合 計	313,293	303,103	348,501	351,106	328,957

※1 令和5年2月以降は、「ぷち・やなぎちょうじどうかん」の利用者数である。

※2 令和7年7月から令和8年7月まで改修工事のため休館しており、当該期間については代替事業「白山東 BASE」の利用者数である。

(児童課児童係)

3 育児相談をしたい

(1) 乳幼児子育て相談

区立保育園（根津保育園を除く）において、乳幼児の子育てに悩みを持っている方々に対し、相談事業を実施しています。

- ① 相談日時 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
- ② 相談員 当該保育園の園長等
- ③ 相談方法 電話及び面接による相談

(幼児保育課幼児保育係)

(2) こども家庭支援センター

(事業開始 平成15年度)

家庭における子育て及びこどもの健全な育成を支援することにより、区民が安心してこどもを産み育て、こどもが健やかに成長し自立できる環境の形成に資するためにこども家庭支援センターを設置し、子育て支援のため、総合相談事業・親子ひろば事業・子育て支援講座等を実施しています。また、児童虐待対応として区児童相談所、学校、警察等関係機関と連携し、関係機関とのネットワークを形成して（要保護児童対策地域協議会の事務局）未然防止と早期発見、迅速的確な対応に努めています。

こども家庭支援センター施設の概況（令和8年4月1日現在）

所在地 春日一丁目16番21号 文京シビックセンター5階

電話 03-5803-1894

相談専用電話 03-5803-1109

ファックス 03-5803-1345

ぴよぴよひろば 03-5803-1398

開館時間 各事業によって異なります。

① 総合相談事業

区内在住の18歳未満の方とその保護者等を対象に、子育てについての心配や、こどもと家庭の人間関係の悩み等、また、児童虐待に関することについて、電話又は来所により相談を受けています。

相談には、一般相談（平日の午前9時～午後5時）と、一般相談後に内容に応じて利用できる専門相談をご案内しております。

（相談状況）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
一般相談	40,922 件	36,615 件	37,867 件	35,322 件	35,976 件
専門相談	101 件	75 件	47 件	4 件	0 件
児童虐待（再掲）	25,991 件	22,567 件	21,329 件	19,200 件	17,792 件
総件数	41,023 件	36,690 件	37,914 件	35,326 件	35,976 件

※相談員の行動回数（訪問、面接、電話等）の集計数

（こども家庭支援センター児童相談係）

② 親子ひろば事業（びよびよひろば）

区内在住の3歳未満の親子が楽しく遊びながら、他の親子との交流や情報交換ができる場です。利用時間は平日の午前10時から12時、午後2時から4時（7月、8月は午後5時まで）で、初めての利用者には利用カードを発行しています。

（利用状況）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
登録者数	2,013 人	1,575 人	1,827 人	2,226 人	2,466 人
利用者数	8,689 人	10,263 人	16,326 人	17,042 人	18,048 人

※令和3年度、令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、事前予約制とし、利用人数、回数等を制限して実施しました。

（こども家庭支援センター家庭支援係）

③ 子育て支援講座

子育て支援講座等を開催し、こどもを健やかに育てていくことができるように子育て家庭を支援しています。

（開催状況）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
開催回数	14 回	20 回	22 回	22 回	23 回
参加者数	101 人	237 人	357 人	331 人	365 人

※令和3年度、令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、規模を縮小して実施しました。

（こども家庭支援センター家庭支援係／児童支援・予防係）

④ 文京区要保護児童対策地域協議会

児童虐待等に関わる関係機関により構成された文京区要保護児童対策地域協議会（平成19年12月児童虐待防止ネットワーク連絡会から改組）において、虐待事例の検証や連携のあり方、早期発見、再発防止等についての検討や、個別ケースについての情報交換、支援方針の検討等を行っています。また、児童虐待防止マニュアルを作成し、こどもや関係機関に配布・

周知しています。

(開催状況)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
開催回数	95回	71回	121回	113回	130回

(こども家庭支援センター児童支援・予防係)

⑤ 家庭支援ヘルパー事業 (令和4年度 育児支援ヘルパーより事業名称変更)

育児ストレスや産後うつ病等により児童の養育が困難な家庭を対象に、児童虐待の発生を未然に防止するために、家庭支援ヘルパーを派遣しています。

(事業開始 平成19年1月)

(実績) (令和4年度より対象年齢を18歳未満に拡大)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
決定連絡会	9回	10回	11回	11回	14回
新規派遣家庭	10件	11件	19件	14件	27件
派遣回数	399回	251回	413回	304回	585回

(こども家庭支援センター児童支援・予防係)

⑥ こどもの最善の利益を守る法律専門相談 (予約制)

区内在住の18歳未満の方とその保護者等を対象に、こどもの利益を守るための法律的な相談(離婚、養育費、親子交流等)について、専門の弁護士がアドバイスしています。

(事業開始 平成27年5月)

(相談状況)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
件数	29件	56件	47件	45件	62件

(こども家庭支援センター家庭支援係)

⑦ こどものための離婚前後の法律専門相談 (オンライン相談) (予約制)

区内在住の18歳未満のこどもの保護者等を対象に、こどものための養育費や親子交流等個々の取決めについて、専門の弁護士による法律相談をオンラインにて実施しています。

(事業開始 令和7年4月)

(相談状況)

	令和7年度
件数	28件

(こども家庭支援センター家庭支援係)

⑧ 養育費確保支援事業

親の離婚等による経済的負担を最小限にとどめ、児童の安定した養育環境を確保するため、裁判外紛争解決手続(ADR)その他の養育費確保に係る手続きに必要な費用の一部を補助しています。

【補助対象費用】

- ア 裁判外紛争解決手続の費用 （上限 3 万円）
- イ 養育費に関する公正証書作成等の手数料 （上限 3 万円）
- ウ 養育費保証契約を締結した場合の初回保証料 （上限 5 万円）

（事業開始 令和 3 年 6 月）

（補助実績）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
件 数	2 件	8 件	11 件	6 件	10 件

（こども家庭支援センター家庭支援係）

⑨ 親子交流支援事業（令和 6 年度 面会交流支援事業より事業名称変更）

離婚等により離れて暮らす父若しくは母又は祖父母等とこどもの親子交流について、第三者機関から実施に係る相談・調整等の支援を受けるために必要な費用の一部を補助することにより、安全・安心な環境で親と交流する機会を確保することを支援しています。

【補助対象費用】

- ア 親子交流に向けて行う事前相談、調整等の支援に係る手数料、申込料その他の費用（上限 6 千円）
- イ 親子交流の付添い、立会い、対象児童の受渡し等の支援に係る手数料、申込料その他の費用 （上限 10 万円）

（事業開始 令和 3 年 6 月）

（補助実績）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
件 数	1 件	3 件	1 件	0 件	3 件

（こども家庭支援センター家庭支援係）

⑩ こども応援サポート室

こどもからの悩み、ヤングケアラーや子育て家庭の困りごと等について、電話・来所・相談フォームにより相談を受けています。また、平成 30 年度より支援を必要としている家庭を早期に適切な支援につなげるために、区内の保育所等への巡回相談事業を開始しました。

（事業開始 平成 29 年 5 月）

（相談状況）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
件 数	7 件	13 件	14 件	7 件	52 件

（巡回相談訪問状況）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
訪問回数	83 回	93 回	203 回	212 回	248 回

（こども家庭支援センター児童相談係／児童支援・予防係）

(3) 児童相談所

(事業開始 令和7年度)

平成28年の児童福祉法の改正により、特別区において児童相談所を設置することが可能になったことを踏まえ、令和7年4月1日より児童相談所を開設しました。

児童相談所の運営に当たっては、児童福祉法の理念に基づき、こどもが適切な養育を受け、健全やかな成長・発達や自立等を保証される権利を有すること、こども一人ひとりが権利の主体であること、こどもの意見が尊重されることを基本としていながら、丁寧な相談援助を行います。

また、こどもの最善の利益を守るため、適切な判断に基づいた法的権限を行使し、福祉、保健、教育等の行政機能や関係機関と連携し、切れ目のない一貫した相談・支援を行っていきます。

児童相談所施設の概況（令和8年4月1日現在）

所在地 小石川三丁目14番7号

電話 03-3811-5241

相談時間 午前9時～午後5時（土日・祝日・年末年始除く）

ファックス 03-3811-5226

※緊急の場合

- ・児童相談所虐待対応ダイヤル 189（24時間・年中無休）
- ・児童相談所相談専用ダイヤル 0120-189-783（24時間・年中無休）

① 児童相談受付状況

18歳未満のこども及びその家庭に関する相談について、こども本人、その家族、地域住民、関係機関等から受けています。

	令和7年度
受付件数	1,624件

※都から引き継いだケース271件を含みます。

(児童相談所児童福祉係・児童心理係)

② 児童虐待相談対応状況

児童相談所が受理した相談は、児童福祉司、児童心理司、保健師、医師、弁護士、一時保護所職員等の専門職が、個別のケースごとに連携し、こどもと家庭が抱える問題の解決を目指し、組織的に調査、診断、援助を行います。

	令和7年度
身体的虐待	249件
性的虐待	3件
心理的虐待	555件
ネグレクト	99件
合計	906件

(児童相談所児童福祉係・児童心理係・児童支援推進係・一時保護係)

③ 一時保護の状況

児童福祉法33条に基づき、こどもの安全を迅速に確保し、適切な保護を図るため、またはこどもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、こどもの一時保護を行います。

	令和7年度
一時保護所	96人
一時保護委託（病院・他区児童相談所等）	46人

（児童相談所一時保護係・児童福祉係）

④ 里親支援の状況

里親やファミリーホームを中心とした家庭養護の重要性を踏まえて、里親養育包括支援機関（フォスティング機関）とともに、里親の登録事務、制度の周知啓発や里親のリクルート、里親に対する研修、こどもと里親のマッチング、里親養育への支援などについて、関係機関等と連携し、チーム養育の体制で、きめの細かい支援を実施します。

ア 里親登録数

	令和7年度末
里親の種別	家庭数
養育里親	8家庭※
専門養育里親	0家庭
養子縁組里親	12家庭※
親族里親	0家庭

※養育里親8家庭は、養育里親のみ登録しています。これとは別に、養子縁組里親12家庭のうち5家庭が、養育里親としても活動ができるよう、養子縁組里親と養育里親の両方に登録しています。

（児童相談所児童支援推進係）

イ 里親制度に係る周知啓発の実施状況

様々な事情で保護者と一緒に生活ができないこどもを、自分の家庭に迎えて養育する「里親制度」について、多くの方々への周知を図るため、「里親制度説明会」及び「里親体験発表会」を開催しています。

なお、「養育家庭体験発表会」は、令和6年度まで東京都とこども家庭支援センターの共催で開催しましたが、令和7年度より、児童相談所が開設されたことに伴い、「里親体験発表会」として、児童相談所とこども家庭支援センターの共催として行うこととしています。

（ア）里親制度説明会（毎月実施）（事業開始 令和7年度）

（開催状況）

	令和7年度
延べ参加者数	44人

（児童相談所児童支援推進係）

（イ）里親体験発表会（事業開始 平成18年度）

（開催状況）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
回数	0回	1回 39人	1回 31人	1回 51人	1回 38人

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大状況を受けて、養育家庭体験発表会を中止しました。

（児童相談所児童支援推進係・こども家庭支援センター家庭支援係）

⑤ 児童福祉審議会

児童福祉法第8条第3項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条の規定に基づき設置した、区長の附属機関です。児童福祉審議会のもとには4つの部会（こどもの権利擁護部会、里親部会、保育部会、児童虐待死亡事例等検証部会）を設置しています。

（事業開始 令和7年度）

ア 所掌事項

児童福祉審議会は次に掲げる事項について、調査審議等を行います。

（ア） 児童福祉法第8条第1項から第3項までに規定する児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項

（イ） 児童福祉法施行令第29条に規定する里親の認定に関する事項

（ウ） 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項に規定する幼保連携型認定こども園の設置認可等に関する事項

（エ） アからウに掲げるもののほか、区長が必要があると認めた事項

イ 開催実績

		令和7年度
児童福祉審議会		2回
部会	こどもの権利擁護部会	5回
	里親部会	2回
	保育部会	1回
	児童虐待死亡事例等検証部会	1回
合計		11回

（こども若者政策課こどもの権利係）

⑥ こどもの権利擁護に関する取組について

児童福祉法第6条の3第17項に基づき、児童相談所の措置等（一時保護、施設入所、里親委託等）の決定・解除・変更等のタイミングや、一時保護所・施設・里親のもとの生活場面等において、こどもの意見表明等支援員が、こどもの意見や意向を聞き、児童相談所やその他の関係機関との連絡調整等を行う事業です。

（事業開始 令和7年度）

実施状況

	令和7年度（10月開始）
こどもの意見表明等支援員訪問人数（延べ）	29人
面接を実施した児童数（延べ）	31人
意見表明件数	25件

（こども若者政策課こどもの権利係）

◆ (4) ネウボラ面接 ◆

(事業開始 平成 27 年度)

妊娠中のさまざまな不安を軽減し、安心して出産を迎えていただくために保健師・助産師が妊婦の方全員と面接を行います。面接をされた方には、育児用品などが購入できる子ども商品券をお贈りしています。

(実績)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
面接実施者数	1,933 人	1,915 人	2,148 人	2,153 人	2,053 人

(保健サービスセンター)

◆ (5) ネウボラ相談 ◆

(事業開始 平成 27 年度)

産前・産後の健康や子育ての相談に、保健サービスセンター、保健サービスセンター本郷支所、八千代助産院の 3 か所を拠点に、保健師・助産師等の専門職が応じています。

ネウボラ相談の拠点

	保健サービスセンター	保健サービスセンター 本郷支所	八千代助産院
所在地	春日 1-16-21 シビックセンター 8 階	千駄木 5-20-18	音羽 1-19-18 東京都助産師会館
電話	03-5803-1807	03-3821-5106	03-5940-2102
相談時間	平日の 8:30~17:00		来所 10:00~16:00 (予約制) 電話 9:00~17:00 (通年)

(実績)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
延べ相談件数	5,377 件	5,481 件	5,755 件	5,183 件	5,962 件

(保健サービスセンター)

◆ (6) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業） ◆

(事業開始 平成 22 年度)

生後 4 か月以内の乳児がいるすべての家庭を保健師や助産師が訪問し、母子の健康管理や子育てに関する情報提供を行うとともに、孤立しがちな子育て家庭における不安や悩みを聞き、支援が必要な家庭を適切なサービスに結び付けています。

(実績)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
訪問指導延人員	1,577 人	1,553 人	1,759 人	1,704 人	1,694 人

(保健サービスセンター)

4 子育て情報の提供

(1) 子育てガイド

(事業開始 平成 18 年度)

地域から孤立しやすい乳幼児期の子育て中の保護者を支援するため、困ったときの相談窓口、地域の仲間作りや子育てに関する情報についてわかりやすく掲載した子育てガイドを、民生委員・児童委員/主任児童委員と協働で作成しています。母子健康手帳交付時、転入時に小学校就学前児童のいる家庭に配付しています。令和 6 年度は、概要版について英語版（冊子）、中国語版・韓国語版（データ）を作成し、外国籍の方に対する支援を行いました。

① 主な項目

ア 妊娠がわかったら イ 赤ちゃんが生まれたら ウ おでかけしましょう
エ お子さんを預けたいとき オ 育児相談 カ 子育て SOS
キ 医療機関 ク 資料編 ケ その他（文京区施設マップ等）

② 発行状況

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
発行部数	5,000 部	5,000 部	5,000 部	5,000 部	4,500 部

(こども若者政策課こども若者企画係)

(2) 子育て応援メールマガジンの配信

(事業開始 平成 25 年度)

妊婦の方や乳幼児のご家族が安心して出産・子育てができるように、おなかの赤ちゃんの様子や産後のお子さんの成長の様子、健康や食事などのアドバイス、区の子育てサービス情報等を、メールマガジン形式と文京区 LINE 公式アカウントを活用し、成長に合わせタイムリーにお届けします。また、令和 6 年度からやさしい日本語版の配信を開始しました。

① 配信内容

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

対 象 者	区内在住の妊婦（家族も可）及び 6 歳未満の乳幼児の保護者
登録方法	【メール版】インターネットによる登録。登録料は無料（通信費は別途） 【LINE 版】区公式 LINE を「友だち追加」し、子育て応援メールマガジンの受信設定を行う。
配信内容	【産前】おなかの赤ちゃんの大きさや身体の発達の様子、ママのからだのことや食事・生活のアドバイスを毎日配信します。 【産後】お子さんの身長や体重、歩行や言葉の発達などの成長の様子のほか予防接種・ホームケア・授乳・離乳食・事故予防などの子育てアドバイスを配信します。（生後 100 日までは毎日、1 歳未満までは 3 日に 1 回程度、2 歳未満までは週 1 回程度、6 歳未満までは月 2 回程度の配信）

② 登録状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
産前メール登録者数	214人	92人	107人	115人	105人
産後メール登録者数	4,233人	4,404人	4,132人	3,624人	2,922人

※令和2年度から対象年齢を拡大しました。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
産前・産後LINE登録者数	—	886人	1,561人	2,020人	2,646人

※令和4年度からLINE版の配信を開始しました。

(こども若者政策課こども若者企画係)

5 各種手当等

(1) 児童手当(国の制度)

(事業開始 昭和47年度)

児童手当は、児童を養育する方に手当を支給することにより、家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的としています。

平成18年4月より、支給対象年齢が小学校3年生までから小学校6年生までに拡大され、所得制限が引き上げられました。また、平成19年4月から、3歳未満の乳幼児の児童手当が一律1万円に増額されました。

平成22年4月には、次代の社会を担うこどもの健やかな育ちを支援することを目的とした子ども手当が創設され、所得制限を撤廃し、児童手当は子ども手当に含まれることになりました。

平成23年10月からは、支給額及び受給資格を改正し、こどもの国内居住要件が設けられ、新たに対象者全員の認定請求を受け付け、施設入所のこどもには施設設置者に支給しました。

平成24年4月には名称が児童手当に戻り、同年6月からは所得制限が導入され、所得制限額を超過する受給者には特例給付を支給することになりました。

令和4年6月から所得上限限度額が設けられ、所得上限限度額以上の方は手当の支給がなくなりました。

令和6年10月には、支給対象が18歳に達する日以後の最初の年度末までの児童(高校生年代までの児童)まで拡大され、所得制限も撤廃されました。

多子加算の額と要件も見直され、18歳に達する日以後最初の年度末経過後22歳になった最初の年度末までの子(以下、「大学生年代の子」という。)は、手当の支給対象とはなりませんが、多子加算を受けるうえでこどもの人数にカウントすることができるようになりました。大学生年代の子から数えて第3子以降の支給対象児童は、多子加算(月額30,000円)を受けることができます。

また、支給時期も4ヶ月分ずつ年3回の支給から2ヶ月分ずつ偶数月年6回の支給となり、活用計画が立てやすくなりました。

① 手当額等

(児童一人あたり月額)

手当名称		平成 22 年 3 月まで 児童手当	平成 23 年 9 月まで 子ども手当	平成 24 年 3 月まで 子ども手当	平成 24 年 4 月から 児童手当	令和 4 年 6 月から 児童手当	令和 6 年 10 月から 児童手当
対象者	3歳未満の児童 第1・2子	10,000 円	一律 13,000 円	15,000 円	15,000 円	15,000 円	15,000 円
	3歳未満の児童 第3子以降						30,000 円
	3歳以上小学校 終了前の 児童第1・2子	5,000 円		10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円
	3歳以上小学校 終了前の 児童第3子以降	10,000 円		15,000 円	15,000 円	15,000 円	30,000 円
	中学生の児童 第1・2子	—		10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円
	中学生の児童 第3子以降	—					30,000 円
	高校生年代の児童 第1・2子	—		—	—	—	10,000 円
	高校生年代の児童 第3子以降	—		—	—	—	30,000 円
所得制限(支給額)		あり(0 円)	なし	なし	あり (5,000 円)	あり (5,000 円も しくは0 円)	なし

② 所得制限(令和6年9月まで適用。令和6年10月から所得制限撤廃。)

扶養人数	所得制限限度額	所得上限限度額
0 人	622 万円	858 万円
1 人	660 万円	896 万円
2 人	698 万円	934 万円
3 人	736 万円	972 万円
4 人	774 万円	1,010 万円

※制限額・上限額ともに扶養1人につき38万円加算。(老人扶養の場合は44万円)

※所得上限限度額以上の方は手当の支給はありません。

③ 支給方法

受給者から指定のあった銀行等の普通預金口座に振り込みます。支払月は偶数月です。

④ 年度末現在の受給者数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受給者数	18,767 人	11,119 人	10,958 人	20,791 人	20,907 人

※令和4年6月から所得上限限度額が設けられ、所得上限限度額以上の方は手当の支給がなくなりました。

※令和6年10月には、支給対象が18歳に達する日以後の最初の年度末までの児童(高校生年代までの児童)まで拡大され、所得制限も撤廃されました。

(こども若者支援課児童給付係)

(2) 児童育成手当（区の制度）

（事業開始 昭和 47 年度）

児童の福祉増進を図るための区の制度で、条例により下記に該当する児童の生計を維持している方に支給されます。

① 支給要件

ア 育成手当 18 歳に到達した最初の 3 月 31 日までの児童で、次のいずれかに該当する児童

- （ア）父母が婚姻を解消（事実婚の解消含む）した児童
- （イ）父又は母が死亡した児童
- （ウ）父又は母の生死が不明である児童
- （エ）父又は母から引き続き 1 年以上遺棄されている児童
- （オ）父又は母が母又は父の申し立てにより保護命令を受けた児童
- （カ）父又は母が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている児童
- （キ）父又は母が規則で定める障害の状態にある児童
- （ク）婚姻によらないで生まれた児童
- （ケ）父母が不明な場合（棄児等）

次のいずれかに該当する方は、手当を受けることができません。

- ・ 児童が児童福祉施設等に入所している、里親に委託されているとき
- ・ 児童が父及び母と生計を同じくしているとき（父又は母が障害による受給を除く）
- ・ 児童が父又は母の配偶者（事実上の配偶者を含む。）に養育されているとき

イ 障害手当 20 歳未満で、次の程度の障害のある児童

- （ア）知的障害で「愛の手帳」1・2・3 度程度
- （イ）身体障害で「身体障害者手帳」1・2 級程度
- （ウ）脳性麻痺または進行性筋萎縮症

② 手当額（児童一人あたり）

育成手当	月額 13,500 円
障害手当	月額 15,500 円

③ 支給方法

受給者から指定のあった銀行等の普通預金口座に振り込みます。支払月は 2 月、6 月、10 月です。

④ 実績（児童数）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
育成手当	1,211 人	1,183 人	1,158 人	1,131 人	1,065 人
障害手当	69 人	65 人	68 人	59 人	58 人

（こども若者支援課児童給付係）

(3) 児童扶養手当（国の制度）

（事業開始 昭和 37 年度）

この手当は「児童扶養手当法」に基づき、児童の福祉増進を目的として、離婚などで父又は母と生計を同じくしていない 18 歳に到達した最初の 3 月 31 日までの児童（一定以上の障害を有する児童は 20 歳未満）を監護している母や、監護し、かつ、これと生計を同じくする父又はその養育者に支給されます。

① 支給要件

- （ア）父母が婚姻を解消（事実婚の解消含む）した児童
- （イ）父又は母が死亡した児童
- （ウ）父又は母の生死が不明である児童
- （エ）父又は母から引き続き 1 年以上遺棄されている児童
- （オ）父又は母が母又は父の申し立てにより保護命令を受けた児童
- （カ）父又は母が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている児童
- （キ）父又は母が政令で定める障害の状態にある児童
- （ク）婚姻によらないで生まれた児童
- （ケ）父母が不明な場合（棄児等）

次のいずれかに該当する方は、手当を受けることができません。

- ・ 児童又は請求者が日本国内に住所を有しないとき
- ・ 児童が児童福祉施設等に入所している、里親に委託されているとき
- ・ 児童が父及び母と生計を同じくしているとき（父又は母が障害による受給を除く）
- ・ 児童が父又は母の配偶者（事実上の配偶者を含む。）に養育されているとき

② 手当額

（令和 8 年 4 月 1 日現在）

	手当の全部支給に該当	手当の一部支給に該当
手当本体額	月額 48,050 円	月額 48,040 円～11,340 円
第 2 子以降加算額	月額 11,350 円	月額 11,340 円～5,680 円

一部支給は所得に応じて 10 円きざみの額になります。（父又は母から養育費を受け取る場合は、その 8 割が所得として取り扱われます。）

※ 手当て額は、物価スライドにより変更される場合があります。

③ 支給方法

受給者から指定のあった銀行等の普通預金口座に振り込みます。支払月は、5 月、7 月、9 月、11 月、1 月、3 月です。

④ 実績

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
受給者数	531 人	526 人	523 人	511 人	459 人

⑤ その他

児童扶養手当の受給者は、下記の援護が受けられます。

- （ア）都営交通無料パス
- （イ）上下水道料金の減免

- (ウ) J R通勤定期乗車券の割引
- (エ) 粗大ごみ収集手数料の免除

(こども若者支援課児童給付係)

(4) 特別児童扶養手当（国の制度）

(事業開始 昭和 39 年度)

この手当は心身障害児の福祉の増進を図るための制度で、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づき、20 歳未満の心身障害児を養育する方に支給されます。

① 手当額 (令和 8 年 4 月 1 日現在)

1 級（身体障害者手帳 1 ・ 2 級程度、愛の手帳 1 ・ 2 度程度）	1 人月額 58,450 円
2 級（身体障害者手帳 3 級程度、愛の手帳 3 度程度）	1 人月額 38,930 円

※ 1 級、2 級とは特別児童扶養手当の設定等級です。

② 支給方法

受給者から指定のあった銀行等の普通預金口座に振り込みます。支払月は、4 月、8 月、12 月です。

③ 実績

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
受給者数	93 人	97 人	91 人	84 人	87 人

④ その他

(ア) 特別児童扶養手当の受給者は下記の援護が受けられます。

- ・ 上下水道料金の減免
- ・ 粗大ごみ収集手数料の免除

(イ) 前記 (1) ～ (4) のこれらの諸手当については、いずれも次表による所得制限があります。

所得制限額 (単位 千円)

扶養人数	児童育成 手 当	特別児童扶養手当		児童扶養手当		
		申請者	配偶者及び 同居の 扶養義務者	申請者		同居の 扶 養 義務者
				全部支給	一部支給	
0 人	3,661	4,596	6,287	690	2,080	2,360
1 人	4,041	4,976	6,536	1,070	2,460	2,740
2 人	4,421	5,356	6,749	1,450	2,840	3,120
3 人	4,801	5,736	6,962	1,830	3,220	3,500
4 人	5,181	6,116	7,175	2,210	3,600	3,880
5 人	5,561	6,496	7,388	2,590	3,980	4,260
6 人目以 降加算額	380	380	213	380	380	380

控除額等一覧（申請者が父母の場合）

（単位 円）

	児童育成 手 当	特別児童 扶養手当	児童扶養 手 当
所得から控除			
一律控除	80,000		
雑損・医療費・小規模企業共済等掛金	控除を受けた当該控除額		
障害者控除（特別障害者のとき）	270,000（400,000）		
寡婦控除（ひとり親控除）	270,000	（350,000）	
勤労学生控除	270,000		
配偶者特別控除	控除を受けた当該控除額		
所得制限額に加算			
老人控除対象配偶者・老人扶養親族	100,000		
特定扶養親族等（特定扶養親族＋16歳～19歳未満の控除対象扶養親族）	250,000		150,000

（こども若者支援課児童給付係）

（5）こども医療費助成

事業開始 平成4年10月1日 <0歳～3歳未満の者への医療費助成>
 平成7年10月1日 <3歳～就学前の者への歯科医療費助成>
 平成10年10月1日 <0歳～就学前の者への医療費助成>
 平成19年10月1日 <0歳～義務教育就学児への医療費助成>
 令和5年4月1日 <0歳～高校生相当年齢の者への医療費助成>

こどもの健全な育成及び保健の向上を目的とし、子育て家庭を支援するため、医療費を助成しています。

令和5年4月1日から高校生相当年齢の者（18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者）まで拡大して、保険診療にかかる自己負担分（入院時食事療養標準負担額を除く）の助成を行います。なお、この制度に所得制限は設けていません。

① 申請状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
乳幼児	14,226	13,622	13,203	12,937	12,472
義務教育就学児	16,859	17,358	18,122	18,595	18,845
高校生相当年齢 のこども			4,616	4,920	5,138
合計（人）	31,085	30,980	35,941	36,452	36,455

② 助成状況

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
現物 給付	件数	451,102	478,139	628,220	652,563	627,714
	金額	996,022,629	1,038,985,921	1,408,752,098	1,469,701,250	1,462,325,161
現金 給付	件数	4,314	4,622	6,199	6,334	7,172
	金額	30,500,745	28,269,441	38,035,815	41,542,849	45,756,678
計	件数	455,416	482,761	634,419	658,897	634,886
	金額	1,026,523,374	1,067,255,362	1,446,787,913	1,511,244,099	1,508,081,839

(こども若者支援課児童給付係)

高齢者福祉

1	高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）（高齢福祉課）	73
2	高齢者に関する相談（高齢福祉課）	77
3	介護予防・日常生活支援総合事業	
(1)	総合サービス事業（介護保険課・高齢福祉課）	78
(2)	一般介護予防事業（高齢福祉課）	79
4	いきいきと暮らすために	
(1)	高齢者クラブへの助成（高齢福祉課）	82
(2)	シルバーセンターの運営（高齢福祉課）	83
(3)	文京いきいきアカデミア（公益財団法人 文京アカデミー）	83
(4)	高齢者いきがいづくり事業（高齢福祉課）	84
(5)	高齢者いきいき入浴事業（生活衛生課）	84
(6)	長寿お祝い事業（高齢福祉課）	84
(7)	シルバーお助け隊事業補助（高齢福祉課）	85
(8)	ミドル・シニア講座（高齢福祉課）	85
(9)	絵本の読み聞かせ講座（高齢福祉課）	85
(10)	フォローアップ講座（高齢福祉課）	86
(11)	元気高齢者が活躍！介護施設ワークサポート事業（高齢福祉課）	86
(12)	文の京フレイル予防プロジェクト（高齢福祉課）	86
(13)	東京都シルバーパスの交付（高齢福祉課）	87
5	ひとり暮らし高齢者対策	
(1)	高齢者救急通報システム事業（高齢福祉課）	87
(2)	緊急連絡カードの設置（高齢福祉課）	87
(3)	「話し合い員」制度（高齢福祉課）	88
(4)	ハートフルネットワーク事業（高齢福祉課）	88
(5)	高齢者自立生活支援事業（高齢福祉課）	89
(6)	高齢者等見守りあんしん電話事業（高齢福祉課）	89
(7)	高齢者見守りあんしん IoT 事業（高齢福祉課）	90
6	身体の不自由な方等	
(1)	高齢者日常生活支援用具の給付等（高齢福祉課）	90
(2)	高齢者住宅設備等改造事業（介護保険課）	91
(3)	敬老杖の支給（高齢福祉課）	91
(4)	車いすの貸出し（高齢福祉課）	92
(5)	車いすステーション事業（高齢福祉課）	92
(6)	院内介助サービス（介護保険課）	92
(7)	高齢者補聴器購入費用助成事業（高齢福祉課）	92
7	認知症の方やその家族に対する支援	
(1)	認知症施策総合推進事業（高齢福祉課）	93
(2)	認知症検診事業（高齢福祉課）	95
(3)	診断後支援事業（高齢福祉課）	96

(4) 認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ（高齢福祉課）	96
(5) 「チームオレンジ Bunkyo」 サポーターによる認知症にやさしいまちづくり （高齢福祉課）	96
(6) 行方不明認知症高齢者ゼロ推進事業（高齢福祉課）	98
8 高齢者等に対する支援	
(1) 高齢者紙おむつ支給等事業（高齢福祉課）	99
(2) 高齢者訪問理美容サービス（高齢福祉課）	100
9 高齢者向け住宅施策	
(1) シルバーピアの提供（福祉政策課）	101
(2) ライフサポートアドバイザー事業（福祉政策課）	102
(3) 文京区すまいる住宅登録事業（福祉政策課）	102
(4) 文京区住まいの協力店制度（福祉政策課）	103
(5) 居住支援セミナー（福祉政策課）	103
(6) 高齢者世帯移転費用等助成（福祉政策課）	103
(7) すみかえサポート事業（福祉政策課）	104
10 高齢者施設の運営	
(1) 特別養護老人ホーム（介護保険課）	105
(2) 高齢者在宅サービスセンター（介護保険課）	106
(3) 養護老人ホームへの入所（高齢福祉課）	109
(4) 文京福祉センター江戸川橋・湯島（高齢福祉課）	111

高 齢 者 福 祉

令和7年版高齢社会白書では、今後も高齢化が進展し、令和52年（2070年）には、2.6人に1人が65歳以上、約4人に1人が75歳以上になるとされています。また、独居や高齢者のみの世帯の増加も予想されています。高齢期に健康で充実した生活を送ることは全ての人の願いであり、そのためには、身近な地域で、高齢者の健康づくりや豊かな暮らしづくりにつながる多様な活動・取り組みが必要です。

区では、高齢者が年を重ねても、住み慣れた地域で自分らしくいきいきと暮らしていくために、高齢者の身近な相談窓口である高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）の運営や介護予防事業の実施、認知症や介護を要する方やその家族等に対する支援、高齢者を地域で見守るハートフルネットワーク事業、その他各種の在宅サービス事業等の施策を展開しています。

1 高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）

介護保険制度の地域支援事業として実施
（事業開始 平成18年度）

高齢者の方が住み慣れた地域で尊厳ある生活が続けられるよう、心身の健康の維持、保健・医療・福祉の向上、生活の安定のために必要な援助・支援を包括的に担う中核機関として、文京区を4つの生活圏域に分け、圏域ごとに高齢者あんしん相談センターを設置しています。

また、平成25年度中に全ての圏域に分室を設置し、より身近に相談できる体制を整えました。

① 高齢者あんしん相談センター一覧表 （令和8年4月1日現在）

名 称	所 在 地	電話番号	運 営
高齢者あんしん相談センター富坂 （富坂地域包括支援センター）	本駒込2-29-24	03-3942-8128	社会福祉法人芙蓉会
高齢者あんしん相談センター富坂分室 （富坂地域包括支援センター分室）	小石川2-18-18	03-5805-5032	
高齢者あんしん相談センター大塚 （大塚地域包括支援センター）	大塚4-50-1	03-3941-9678	社会福祉法人洛和福祉会
高齢者あんしん相談センター大塚分室 （大塚地域包括支援センター分室）	音羽1-15-12	03-6304-1093	
高齢者あんしん相談センター本富士 （本富士地域包括支援センター）	本郷2-40-11	03-3811-8088	医療法人社団龍岡会
高齢者あんしん相談センター本富士分室 （本富士地域包括支援センター分室）	西片2-19-15	03-3813-7888	
高齢者あんしん相談センター駒込 （駒込地域包括支援センター）	千駄木5-19-2	03-3827-5422	社会福祉法人奉優会
高齢者あんしん相談センター駒込分室 （駒込地域包括支援センター分室）	本駒込2-28-10	03-6912-1461	

② 高齢者あんしん相談センター（令和３年度～）相談実績

令和３年度（分室を含む）						（延べ件数）
		富坂	大塚	本富士	駒込	合計
総合相談	介護保険（予防給付）	4,744	5,650	4,315	2,139	16,848
	介護保険（介護給付）	2,135	2,831	2,896	2,385	10,247
	医療・保険	856	1,073	1,477	689	4,095
	認知症	747	458	917	821	2,943
	住宅改修・福祉用具	357	721	627	189	1,894
	区のサービス	250	304	337	320	1,211
	民間サービス	129	125	244	48	546
	経済問題	55	57	134	50	296
	施設（介護保険）	54	117	102	56	329
	家庭問題	107	53	270	60	490
	家庭問題（ひきこもり）	9	5	9	14	37
	精神疾患	97	116	239	186	638
	住宅問題	66	109	73	77	325
	施設（介護保険外）	90	85	64	64	303
	身体障害関係	10	34	30	23	97
	施設（ケアハウス・経費）	0	5	3	3	11
	ハートフルからの情報提供	3	6	8	7	24
	状況確認	3,788	1,921	5,514	687	11,910
	小計	13,497	13,670	17,259	7,818	52,244
権利擁護	成年後見	52	65	90	37	244
	虐待のおそれ・疑い	14	16	99	148	277
	虐待	6	2	33	22	63
	消費者被害	5	6	19	3	33
	小計	77	89	241	210	617
ケアマネジ メント支援	ケアマネジャー個別相談	2	6	8	26	42
	サービス担当者会議参加	27	5	2	5	39
	小計	29	11	10	31	81
介護予防 ケアマネジ メント	事業参加勧奨	63	127	62	145	397
	短期集中サービス	294	863	92	250	1,499
	一次予防事業	0	49	3	15	67
	小計	357	1,039	157	410	1,963
他機関との 連携	社会福祉協議会	9	12	9	9	39
	障害者基幹相談支援センター	0	2	2	0	4
	ひきこもり支援センター	0	0	0	0	0
	医療連携	8	13	17	68	106
	小計	17	27	28	77	149
その他		49	70	15	68	202
総計		14,026	14,906	17,710	8,614	55,256

令和４年度（分室を含む）						（延べ件数）
		富坂	大塚	本富士	駒込	合計
総合相談	介護保険（予防給付）	5,143	5,152	5,834	2,151	18,280
	介護保険（介護給付）	2,784	2,833	3,938	2,672	12,227
	医療・保険	890	1,154	1,692	464	4,200
	認知症	768	613	1,019	800	3,200
	住宅改修・福祉用具	504	753	985	237	2,479
	区のサービス	268	360	413	330	1,371
	民間サービス	112	120	237	73	542
	経済問題	55	131	251	108	543
	施設（介護保険）	91	171	199	53	514
	家庭問題	122	61	248	47	478
	家庭問題（ひきこもり）	12	18	19	0	49
	精神疾患	128	84	264	127	603
	住宅問題	39	89	104	41	273
	施設（介護保険外）	66	115	99	39	319
	身体障害関係	12	23	49	27	111
	施設（ケアハウス・経費）	1	3	1	1	6
	ハートフルからの情報提供	3	5	12	11	31
	状況確認	4,741	2,373	6,203	865	14,175
	小計	15,739	14,058	21,567	8,046	59,401
権利擁護	成年後見	30	71	136	58	295
	虐待のおそれ・疑い	29	42	68	145	284
	虐待	3	8	1	11	23
	消費者被害	9	29	8	2	48
	小計	71	150	213	216	650

令和4年度（分室を含む）						（延べ件数）
		富坂	大塚	本富士	駒込	合計
ケアマネジ メント支援	ケアマネジャー個別相談 サービス担当者会議参加	11 5	11 9	7 2	7 3	36 19
	小計	16	20	9	10	55
介護予防 ケアマネジ メント	事業参加勧奨 短期集中サービス 一次予防事業	172 259 2	148 685 23	84 83 1	187 211 14	591 1,238 40
	小計	433	856	168	412	1,869
他機関との 連携	社会福祉協議会 障害者基幹相談支援センター ひきこもり支援センター 医療連携	8 0 0 66	3 2 1 43	23 0 0 13	2 0 0 102	35 2 1 224
	小計	74	49	36	104	262
その他		54	88	12	75	229
総計		16,387	15,221	22,005	8,863	62,466

令和5年度（分室を含む）						（延べ件数）
		富坂	大塚	本富士	駒込	合計
総合相談	介護保険（予防給付）	5,404	5,647	6,746	2,091	19,888
	介護保険（介護給付）	2,447	2,810	4,282	2,559	12,098
	医療・保険	951	1,212	2,005	582	4,750
	認知症	813	598	1,763	1,278	4,452
	住宅改修・福祉用具	405	754	1,014	220	2,393
	区のサービス	320	269	544	302	1,435
	民間サービス	110	122	348	115	695
	経済問題	105	59	224	137	525
	施設（介護保険）	90	125	293	56	564
	家庭問題	87	45	378	44	554
	家庭問題（ひきこもり）	5	4	6	0	15
	精神疾患	131	157	354	208	850
	住宅問題	54	76	95	68	293
	施設（介護保険外）	69	173	210	48	500
	身体障害関係	29	25	62	12	128
	施設（ケアハウス・経費）	2	7	2	0	11
	ハートフルからの情報提供	4	8	2	4	18
	状況確認	4,954	4,581	5,640	643	15,818
	小計	15,980	16,672	23,968	8,367	64,987
権利擁護	成年後見	36	35	115	112	298
	虐待のおそれ・疑い	33	97	117	109	356
	虐待	18	3	6	8	35
	消費者被害	4	10	11	4	29
小計		91	145	249	233	718
ケアマネジ メント支援	ケアマネジャー個別相談 サービス担当者会議参加	5 3	25 15	18 2	28 3	76 23
	小計	8	40	20	31	99
介護予防 ケアマネジ メント	事業参加勧奨 短期集中サービス 一次予防事業	133 224 4	392 594 11	63 81 7	237 269 8	825 1,168 30
	小計	361	997	151	514	2,023
他機関との 連携	社会福祉協議会 障害者基幹相談支援センター ひきこもり支援センター 医療連携	14 0 0 72	17 3 0 26	27 1 0 14	10 0 0 80	68 4 0 192
	小計	86	46	42	90	264
その他		50	87	33	37	207
総計		16,576	17,987	24,463	9,272	68,298

令和6年度（分室を含む）						（延べ件数）
		富坂	大塚	本富士	駒込	合計
総合相談	介護保険（予防給付）	6,124	5,973	6,942	1,992	21,031
	介護保険（介護給付）	2,430	2,759	4,343	2,555	12,087
	医療・保険	874	1,204	2,131	612	4,821
	認知症	1,059	766	1,683	1,259	4,767
	住宅改修・福祉用具	380	732	1,210	161	2,483
	区のサービス	273	296	555	410	1,534
	民間サービス	83	81	295	118	577
	経済問題	104	102	175	92	473
	施設（介護保険）	70	136	135	87	428
	家庭問題	93	31	279	138	541
	家庭問題（ひきこもり）	3	15	27	7	52
	精神疾患	66	184	754	181	1,185
	住宅問題	73	118	230	87	508
	施設（介護保険外）	64	123	121	68	376
	身体障害関係	37	37	47	49	170
	施設（ケアハウス・経費）	1	4	0	1	6
	ハートフルからの情報提供	4	2	1	16	23
	状況確認	3,613	4,808	4,818	987	14,226
	小計	15,351	17,371	23,746	8,820	65,288
権利擁護	成年後見	57	65	115	129	366
	虐待のおそれ・疑い	34	28	102	70	234
	虐待	2	1	1	21	25
	消費者被害	4	8	6	5	23
	小計	97	102	224	225	648
ケアマネジメント支援	ケアマネジャー個別相談	34	8	40	7	89
	サービス担当者会議参加	1	7	1	3	12
	小計	35	15	41	10	101
介護予防 ケアマネジメント	事業参加勧奨	89	270	73	231	663
	短期集中サービス	153	451	69	256	929
	一次予防事業	0	6	5	10	21
	小計	242	727	147	497	1,613
他機関との 連携	社会福祉協議会	8	15	30	8	61
	障害者基幹相談支援センター	1	0	0	3	4
	ひきこもり支援センター	0	0	1	0	1
	医療連携	96	40	3	36	175
	小計	105	55	34	47	241
その他		67	69	22	64	222
総計		15,897	18,339	24,214	9,663	68,113

令和7年度（分室を含む）						（延べ件数）
		富坂	大塚	本富士	駒込	合計
総合相談	介護保険（予防給付）	6,045	6,025	8,038	1,996	22,104
	介護保険（介護給付）	2,131	2,353	4,540	2,531	11,555
	医療・保険	593	716	2,451	693	4,453
	認知症	961	615	1,759	1,325	4,660
	住宅改修・福祉用具	336	547	1,116	155	2,154
	区のサービス	333	406	656	495	1,890
	民間サービス	81	80	273	69	503
	経済問題	44	69	152	41	306
	施設（介護保険）	66	89	117	43	315
	家庭問題	51	84	225	140	500
	家庭問題（ひきこもり）	1	26	0	15	42
	精神疾患	77	97	483	280	937
	住宅問題	45	60	114	53	272
	施設（介護保険外）	97	79	107	58	341
	身体障害関係	9	11	21	100	141
	施設（ケアハウス・経費）	0	0	2	2	4
	ハートフルからの情報提供	1	3	9	19	32
	状況確認	6,251	4,426	6,583	1,184	18,444
	小計	17,122	15,686	26,646	9,199	68,653
権利擁護	成年後見	75	39	84	84	282
	虐待のおそれ・疑い	89	31	102	129	351
	虐待	7	4	0	27	38
	消費者被害	1	4	2	24	31
	小計	172	78	188	264	702

令和7年度（分室を含む）						（延べ件数）
		富坂	大塚	本富士	駒込	合計
ケアマネジメント支援	ケアマネジャー個別相談 サービス担当者会議参加	33 15	22 15	11 0	14 6	80 36
	小計	48	37	11	20	116
介護予防 ケアマネジメント	事業参加勸奨 短期集中サービス 一次予防事業	127 182 0	186 575 3	66 148 11	298 269 10	677 1,174 24
	小計	309	764	225	577	1,875
他機関との 連携	社会福祉協議会	6	12	59	28	105
	障害者基幹相談支援センター	0	0	3	0	3
	ひきこもり支援センター	1	0	0	9	10
	医療連携	101	72	9	23	205
小計		108	84	71	60	323
その他		47	135	21	59	262
総計		17,806	16,784	27,162	10,179	71,931

③ 高齢者見守り相談窓口事業相談実績

各日常生活圏域の高齢者あんしん相談センターの本所又は分室に、見守り業務専従の職員（見守り相談員）を配置し、戸別訪問や見守り相談の機能を強化し、早期に必要な支援につなげています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談実績	5,148 件	5,916 件	5,179 件	5,332 件	3,250 件

（高齢福祉課地域包括ケア推進係）

2 高齢者に関する相談

（事業開始 昭和40年度）

65歳以上の高齢者や家族等を対象に、高齢者自身の心配事、家族関係や経済的な悩み及び高齢者虐待に関する事等について、電話又は面接による相談を受けています。

また、高齢者あんしん相談センターとの連携により、高齢者への支援を行っています。

・高齢者に係る相談状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談実人員	679人	724人	700人	758人	771人
施設入所	428人	540人	782人	734人	573人
在宅福祉サービス	1,812人	3,004人	5,151人	5,372人	5,019人
経済	875人	1,216人	803人	1,295人	709人
家庭	726人	1,071人	1,317人	855人	605人
医療	573人	733人	883人	924人	561人
住宅	106人	365人	363人	312人	242人
介護保険	197人	198人	397人	465人	279人
その他	727人	605人	386人	553人	477人
計	5,444人	7,732人	10,082人	10,510人	8,465人

※老人福祉法等による老人福祉に関する相談について福祉事務所が取り扱った人数

（高齢福祉課高齢者相談係）

3 介護予防・日常生活支援総合事業

介護保険制度の地域支援事業として実施

介護保険法における地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業は、(1)介護予防訪問介護等を行き、要支援者等に対して必要な支援を行うサービス・活動事業（介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号）と、(2)第 1 号被保険者に対して体操教室等の介護予防を行う一般介護予防事業（介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 2 号）から構成され、文京区においては、平成 28 年 10 月 1 日から事業を開始しました。

(1) 総合サービス事業（文京区におけるサービス・活動事業の名称）

（事業開始 平成 28 年度）

総合サービス事業は、要支援者等の多様な生活支援ニーズに対応するため、①調理、洗濯、掃除等の日常生活に支障をきたしている場合に、自立した生活を送ることを目指す支援を行う「訪問型サービス」、②食事、入浴、その他必要な日常生活上の支援や機能訓練等を日帰りで提供し、心身機能の維持向上を図る「通所型サービス」、③利用者の個別性に応じた包括的なプログラムを短期間に集中して行うことにより、生活機能の維持又は向上を目指す「短期集中予防サービス」、④これらのサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを行う「介護予防ケアマネジメント」等により構成されています。

① 訪問型・通所型サービス

要支援者等の心身の状況や置かれている環境等の状況に応じ、総合サービス事業における訪問型及び通所型サービスその他の適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう、必要な支援を行っています。

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
訪問型サービス	人 数	4,546 人	4,420 人	4,330 人	4,427 人	4,381 人
	回 数	24,084 回	23,601 回	23,074 回	23,250 回	22,703 回
	給付費	78,674,320 円	76,408,004 円	76,505,402 円	79,607,342 円	78,496,867 円
通所型サービス	人 数	7,448 人	7,110 人	7,452 人	7,930 人	8,098 人
	回 数	40,808 回	38,060 回	38,488 回	40,342 回	40,630 回
	給付費	194,130,428 円	184,309,125 円	190,176,815 円	194,143,249 円	196,604,221 円
介護予防ケアマネジメント費	人 数	6,795 人	6,499 人	6,679 人	6,945 人	7,035 人
	回 数	—	—	—	—	—
	給付費	35,153,896 円	33,798,671 円	34,681,336 円	36,286,511 円	36,832,615 円
合 計	人 数	18,789 人	18,029 人	18,461 人	19,302 人	19,514 人
	回 数	64,892 回	61,661 回	61,562 回	63,592 回	63,333 回
	給付費	307,958,644 円	294,515,800 円	301,363,553 円	310,037,102 円	311,933,703 円

- * 他保険者で実施した総合事業分も含みます。
- * 介護予防ケアマネジメント費は、短期集中予防サービスに係る介護予防ケアマネジメント費も含みます。

(介護保険課給付係)

② 短期集中予防サービス（プログラム事業）

基本チェックリストにより生活機能等の低下が見られる方に対し、要介護状態になることを予防するために実施しています。

ア 事業内容

事業名	内 容
複合型プログラム事業 ・ まるごと元気！筋力アップ体操教室 ・ まるごと元気！マシン運動教室	理学療法士等の指導により、筋力トレーニング、バランストレーニング、有酸素運動、ストレッチなどを実施します。併せて管理栄養士及び歯科衛生士の指導により、低栄養予防及び口腔機能維持向上を目的とした講義等を行い、生活機能の向上を目指します。
訪問型プログラム事業	介護予防ケアマネジメントを実施し事業の必要があるとされた場合に、専門職が訪問して、自宅における運動指導と生活環境調整を行います。

イ 事業実績

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
まるごと元気！ 筋力アップ体操教室	137人	136人	193人	170人	186人
まるごと元気！ マシン運動教室	17人	26人	28人	-	8人
訪問型プログラム事業	0人	1人	0人	0人	0人
計	154人	163人	221人	170人	194人

※令和3年度及び令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、定員削減。

※令和6年度は事業者都合により「まるごと元気！マシン運動教室」中止。

(高齢福祉課介護予防係)

(2) 一般介護予防事業

① 介護予防把握事業

平成24年度から平成27年度まで、介護認定を受けていない65歳以上の高齢者を対象に「健康質問調査票（基本チェックリスト）」を送付し、調査票から高齢者の生活機能を評価して、「プログラム事業（二次予防事業）対象者」を決定しました。

平成27年度の、国の介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインにおいて、健康質問調査票は必ずしも全件送付する位置づけではなくなりましたが、本区の85歳以上の要介護認定率の実績を踏まえ、平成28年度以降も健康質問調査票の送付による調査を継続し、介護予防の取組を促しています。なお、調査票送付対象年齢以外の高齢者でも体力等が心配な場合は、高齢者あんしん相談センターで基本チェックリストを受けることが可能です。

基本チェックリストを受けた方には、その結果に応じて高齢者あんしん相談センターが介護予防ケアマネジメントを行い、適切な事業等に勧奨して、要介護状態になることを未然に防ぐ

ための事業展開を図っています。

・健康質問調査票（基本チェックリスト）送付実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
調査票発送者数	11,841人	6,959人	7,595人	7,521人	7,915人
調査票有効回答者数	8,162人	4,746人	5,039人	4,531人	4,655人
プログラム事業対象者数	2,093人	1,212人	1,244人	1,154人	1,209人
プログラム事業参加者数	154人	163人	221人	170人	194人

※対象者（介護認定を受けていない方で、当該年4月1日現在の年齢に基づき決定）

令和3年度：75歳以上84歳以下の方

令和4年度以降：75歳以上85歳以下の方のうち、奇数年齢の方

② 介護予防普及啓発事業

高齢者が閉じこもりや要介護状態になることを予防するため、地域の身近な施設で各種教室を実施しています。また、介護予防に関する知識とその重要性を理解してもらうため、講演会等を実施しています。

ア 介護予防教室等

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
文の京介護予防体操教室	—	—	—	—	15人
文の京介護予防体操地域会場	632人	677人	567人	467人	506人
文の京介護予防体操 （東京大学ふみのみやこ倶楽部）	—	15人	15人	20人	15人
ひざ痛予防教室	26人	25人	37人	36人	43人
腰痛予防教室	23人	38人	38人	39人	41人
転ばナイス教室	80人	79人	80人	80人	77人
転倒骨折予防教室	90人	118人	109人	131人	137人
口腔機能向上教室	42人	54人	73人	84人	104人
尿失禁予防教室	17人	36人	66人	65人	57人
口腔機能向上教室 （保健サービスセンター）	76人	76人	89人	67人	68人
健康マージャン教室	—	25人	30人	35人	—
今からはじめる！シニアイングリッシュ	—	—	—	—	33人
脳活エクササイズ教室	44人	60人	60人	60人	58人
健康音楽教室	68人	72人	79人	80人	56人
若返りパワーアップ教室	47人	59人	60人	65人	59人
パワーアップマシン教室	48人	53人	56人	58人	53人
いきいき老岐坂元気力アップ教室	13人	40人	40人	50人	44人
シニアのためのフィットネス教室	—	952人	1,574人	665人	444人
計	1,206人	2,379人	2,973人	2,002人	1,810人

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、定員削減、中止回あり。

※令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、定員削減。

イ 介護予防講演会

	回次	テーマ	演題	参加者数	計
3年度	1	フレイル全般	老年学者が考えた、コロナ禍におけるフレイル予防術	53人	95人
	2	フレイル全般	ウィズコロナ時代における健康維持の秘訣	42人	
4年度	1	認知症予防	認知症最前線 人生100年時代の予防とケア	97人	163人
	2	フレイル全般	健康長寿と幸福長寿のまちづくりフレイルに立ち向う	66人	
5年度	1	フレイル全般	いつまでも住み慣れた文京区で暮らし続けるために ～日常生活のちょい足しポイント～	93人	162人
	2	オーラルフレイル	専門家に聞く！いつまでも元気で楽しく口から食べるには	69人	
6年度	1	栄養	いろいろ食べて健康長寿～文京区の実態から考える、食からの介護予防～	71人	191人
	2	睡眠	心身の健康とねむり～睡眠障害の予防と対応～	120人	
7年度	1	認知症予防	認知症予防～認知症を正しく理解し共に生きる～	97人	174人
	2	服薬	お薬の正しい付き合い方	77人	

※令和3年度及び令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、定員削減。

ウ その他の事業

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
介護予防展	436人	546人	783人	1,414人	895人
介護予防出前講座	73人	23人	10人	10人	32人

※令和3年度介護予防展は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、規模を縮小して実施。

③ 地域介護予防活動支援事業

ア 介護予防ボランティア指導者等養成事業

身近な地域において介護予防を推進するため、体操等の指導及び普及啓発を行う区民ボランティアを養成するとともに、高齢者等の社会参加の場の推進を図っています。

・介護予防推進リーダー育成のための養成講座及びスキルアップ研修会等参加者数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
文の京介護予防体操推進リーダー養成	73人	67人	61人	67人	56人
転倒骨折予防ボランティア指導員養成	10人	20人	23人	25人	28人
計	83人	87人	84人	92人	84人

(高齢福祉課介護予防係)

イ 地域介護予防活動支援事業（通いの場）

介護予防のための体操等とともに、住民同士の助け合い・支え合い活動を積極的に推進していきます。(282 ページ参照)

(高齢福祉課介護予防係)

ウ 地域リハビリテーション活動支援事業

住民主体の通いの場等にリハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等。以下、「専門職」という。）を派遣し、活動団体が行う介護予防の体操等について、専門職の知見を活かした評価、助言、提案、指導等を行い、地域における自主的な介護予防活動の支援を行っています。

（高齢福祉課介護予防係）

4 いきいきと暮らすために

※高齢者施設ボランティア講座及びミドル・シニア目線を活かした発信力強化事業は、令和4年度より、文京福祉センター江戸川橋・湯島にて事業実施しています。（111ページ参照）

（1）高齢者クラブへの助成

（事業開始 昭和41年度）

高齢者がいつまでも生きがいを持ち、健康でいきいきと過ごすため、おおむね60歳以上の人で構成している高齢者クラブに対し、活動の支援をしています。また、高齢者クラブ活動推進員が、各高齢者クラブ及び高齢者クラブ連合会の活動や運営について、指導・助言を行っています。

高齢者クラブは、趣味や目的を同じくした高齢者の地域ごとの集まりで、歌、踊り、絵、書、手芸、工芸、スポーツ、会員相互の援助、他世代との交流、ボランティア活動などを行っています。

また、クラブ活動の延長線として、高齢者クラブ連合会主催の4つの地区会ごとの芸能大会、各種スポーツ大会があり、日頃研鑽した成果の発表の場となっています。

区では、これらのクラブ活動のうち、①社会奉仕活動（友愛活動を含む。）、②生きがいを高める活動、③健康づくり活動、④クラブ運営などに対して助成しています。

令和8年4月1日現在、クラブ数は44クラブ、会員数は約2,300人です。

① 助成金

（単位：円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
高齢者クラブ	15,381,500	14,844,000	14,442,000	13,350,000	12,120,000
高齢者クラブ連合会	1,240,000	1,240,000	1,240,000	1,240,000	1,240,000

② 会員数別助成金のランクとクラブ数

会員数	1クラブ当り 助成金年額	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
151人以上	342,000円	0	0	0	0	0
101～150人	318,000円	2	0	0	0	0
75～100人	306,000円	4	4	5	2	2
50～74人	294,000円	42	41	38	38	35
30～49人	174,000円	8	9	10	9	7
計	—	56	54	53	49	44

（高齢福祉課社会参画支援係）

◆ (2) シルバーセンターの運営 ◆

(事業開始 平成6年度)

高齢者の生きがいと健康づくりや社会参加の促進を図ることを目的とした学習・文化活動のための施設です。高齢者の活動の場として、ホールや会議室などが利用できます。

所在地 : 春日一丁目 16 番地 21 号 文京シビックセンター 4 階

電話 03-5803-1113

開館時間: 午前9時～午後5時

休館日 : 土曜日、日曜日、祝日、年末・年始

※年末・年始を除き、夜間・土・日・祝日は、区民会議室として利用できます。

① 施設の概要

室 名	面 積	定 員
ラ ウ ン ジ	73㎡	自由スペース
シルバーホール	177㎡	105人
会 議 室 A	60㎡	30人
会 議 室 B	70㎡	36人

室 名	面 積	定 員
和 室 1	27畳	約48人
和 室 2	8畳	約6人

② 利用の方法

- ・ 登録をした高齢者団体…使用日の属する月の3か月前の20日から月末まで抽選受付
(利用日の2か月前の8日からは随時受付) 使用料5割減額
- ・ 上記以外のもの…使用日の属する月の1か月前の1日から随時受付

[登録できる高齢者団体]

高齢者の福祉向上のために活動しており、構成員が10名以上で、その7割以上が文京区に居住または勤務する60歳以上の方で占められている団体

(高齢福祉課社会参画支援係)

◆ (3) 文京いきいきアカデミア ◆

(事業開始 平成7年度／平成19年度に高齢者大学から名称変更)

高齢者の生きがいづくりや仲間づくり、教養の向上を図るため、60歳以上の区民の方を対象に実施しています。

受講者数	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	55人	40人	40人	60人	57人

※2年制の講座で、1年目は教養課程、2年目は専門課程を実施しています。

(公益財団法人文京アカデミー)

◆ (4) 高齢者いきがづくり事業 ◆

(事業開始 昭和 47 年度／平成 28 年度名称変更)

- ① 高齢者の教養の向上及び余暇活動の充実を目的として、65 歳以上の方を対象とした体操、囲碁・将棋交流会等を開催しています。

参加者数	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	1,718人	1,849人	2,130人	2,214人	2,229人

※令和 3 年度及び令和 4 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため定員等を変更して実施

- ② いきいきシニアの集い (事業開始 平成 13 年度)

高齢者クラブを中心とした高齢者の作品を、一堂に集めて展示しています。同時に、作品の即売コーナーなどを行っています。また、区内の高校生及び大学生の作品も同時に展示し、他世代との交流も図っています。

期間…2 日間 会場…文京シビックセンター

展示作品数	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	592点	661点	712点	698点	738点

※令和 3 年度及び令和 4 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため規模を縮小して実施
(高齢福祉課社会参画支援係)

◆ (5) 高齢者いきいき入浴事業 ◆

(事業開始 平成 18 年度)

65 歳以上の方の健康増進と閉じこもり予防のため、年 52 回 (月 4 回程度) 1 回 100 円で区内の協力公衆浴場を利用できる「シニア入浴カード」を発行しています。

利用者延人数	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	66,216人	62,689人	64,318人	65,514人	62,049人

(生活衛生課管理計画係)

◆ (6) 長寿お祝い事業 ◆

永年にわたって、社会の発展に尽力されてきた高齢者を敬愛し、長寿をお祝いする国民の祝日が「敬老の日」です。区では、この日を中心にして、次のような事業を実施し、高齢者福祉について区民が理解と関心を深めるよう努めています。

- ① 敬老金の贈呈 (事業開始 昭和 42 年度)

9 月 15 日現在 80 歳及び 85 歳以上 100 歳未満の高齢者に、敬老金 5,000 円を贈呈しています。

敬老金贈呈者数	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	9,606人	9,699人	9,650人	9,536人	9,308人

- ② 喜寿祝品の贈呈 (事業開始 平成 8 年度)

9 月 15 日現在 77 歳の高齢者に、喜寿祝品を贈呈しています。

喜寿祝品贈呈者	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	1,655人	1,361人	1,261人	2,156人	2,076人

③ 米寿祝品の贈呈（事業開始 昭和45 年度）

9月 15 日現在 88 歳の高齢者に、米寿祝品を贈呈しています。

米寿祝品贈呈者数	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	860人	836人	957人	937人	809人

④ 百歳以上者への祝金・祝状の贈呈（事業開始 昭和 45 年度）

百歳以上の高齢者（新百歳を除く）に、祝金 10,000 円を贈呈しています。また、新たに百歳になられた方は、誕生日の前後に、祝金 30,000 円と祝状を贈呈しています。

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
(1)百歳以上の祝金	113人	100人	99人	100人	93人
(2)新百歳お祝金品	43人	59人	62人	60人	78人

（高齢福祉課高齢福祉推進係）

（7）シルバーお助け隊事業補助

（事業開始 平成 20 年度）

シルバー人材センターの会員が、日常生活の中で起こったお困り事（30 分以内でできる軽易なもので、継続性のないもの）に対し、解決のサポートを行います。対象は、70 歳以上の高齢者のみの世帯、身体障害者・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの世帯の方になります。利用料は 1 回 300 円（年間 4 回まで利用可）です。

件数	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	延263件	延239件	延231件	延205件	延249件

（高齢福祉課社会参画支援係）

（8）ミドル・シニア講座

（事業開始 平成 24 年度）

社会参加、地域活動参加のきっかけとなるよう、今後の活動や仕事、生活の役に立つ講演や参加者による意見交換を行い、地域社会への参加を促進します。概ね 50 歳以上の区民の方（ミドル・シニア）を対象とした『ミドル・シニア講座』として実施しています。

参加者数	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	52人	62人	70人	69人	54人

（高齢福祉課社会参画支援係）

（9）絵本の読み聞かせ講座

（事業開始 平成 25 年度）

概ね 50 歳以上の方（ミドル・シニア）を対象に、絵本の読み聞かせのボランティア活動を行うためのスキルを習得するプログラムです。講座の修了者で自主グループを結成し、保育園等で絵本読み聞かせのボランティア活動を行っています。

参加者数	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	15人	14人	15人	15人	15人

（高齢福祉課社会参画支援係）

(10) フォローアップ講座

(事業開始 平成26年度)

高齢福祉課主催のボランティア、地域活動に関連する講座の受講者を対象としたフォローアップとして、地域のボランティア活動の紹介や活動団体との交流等を行う講座を実施しています。

参加者数	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	34人	8人	9人	10人	25人

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した令和2年度の延期分と当初予定分の2回実施した。

(高齢福祉課社会参画支援係)

(11) 元気高齢者が活躍!介護施設ワークサポート事業

(事業開始 平成29年度)

シルバー人材センターに「介護施設お助け隊」を立ち上げ、元気高齢者が介護施設の臨時的又は軽易な業務に従事することにより、高齢者の活躍の場を提供するとともに、介護人材不足を側面から支援します。また、「介護施設就業体験セミナー」を開催し、介護施設お助け隊に従事する元気高齢者の人材育成を図ります。

参加者数・実施時間	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
介護施設就業体験セミナー	27人	27人	31人	24人	27人
介護施設お助け隊	9,295時間	10,379.5時間	11,672.5時間	12,915.5時間	15,007.5時間

(高齢福祉課社会参画支援係)

(12) 文の京フレイル予防プロジェクト

(事業開始 令和元年度)

要介護状態に至る前の「フレイル」（心身の活力が低下した状態）を早期に発見し、「栄養（食・口腔機能）」「運動」「社会参加」の3つの柱に着目した「フレイル予防」を行うことで、健康寿命の延伸を図ることを目指すプロジェクトです。講演会や、地域会場での「フレイルチェック」（筋肉量等の測定や質問票のチェック）等を実施し、養成講座を受けた区民の「フレイルサポーター」がフレイルチェックの運営や普及啓発など、地域で活動しています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
フレイルチェック参加者数	延158人	延346人	延358人	延411人	延617人
フレイルチェック実施回数	21回	41回	36回	35回	25回
フレイルサポーター養成講座 修了者数	11人	16人	16人	16人	13人

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、9月まで簡易版フレイルチェックを実施し、11月から測定等を含めたフレイルチェックを再開

(高齢福祉課社会参画支援係)

◆ (13) 東京都シルバーパスの交付 ◆

(事業開始 昭和 47 年度)

高齢者の社会参加を促進するために、70 歳以上で希望する方は、都営地下鉄、都電、日暮里・舎人ライナー、都バス、都内の民営バスを利用できる東京都シルバーパスを購入できます。

問合せ先… (一社) 東京バス協会 シルバーパス専用電話 03-5308-6950

(高齢福祉課社会参画支援係)

5 ひとり暮らし高齢者対策

◆ (1) 高齢者救急通報システム事業 ◆

(事業開始 昭和 59 年度)

ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯の方が、家庭内で病気などの救急事態に陥ったとき、民間委託事業者を通じて東京消防庁に通報すると同時に、当該事業者の現場派遣員が利用者宅に駆け付け、当該高齢者の速やかな救援等を行うことにより、福祉の増進を図ることを目的とした事業です。

① 対象要件

次の全てに該当することが必要です。おおむね 65 歳以上でひとり暮らし（日中か夜間に独居状態の者を含む）又は高齢者のみの世帯。

身体上慢性疾患があるなど、日常生活を営むうえで常時注意を要する状態にあること。また、かかりつけの医師の意見に基づき、適否を決定します。

② 設置台数

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
新設台数	13台	10台	22台	20台	17台
年度末設置台数	76台	69台	77台	75台	77台

③ 費用負担等

利用にあたって、月額 350 円が本人負担となります。ただし、住民税非課税世帯の方は免除。

(高齢福祉課高齢者相談係)

◆ (2) 緊急連絡カードの設置 ◆

(事業開始 昭和 62 年度)

65 歳以上でひとり暮らしの方及び 80 歳以上の方だけで構成されている世帯の方が緊急事態のときに、適切な連絡等の対処を図るため、緊急連絡先等を記載したカードを高齢者の住居に設置します。対象となる方には、郵送調査又は民生委員等が訪問調査し、ご案内しています。（※令和 7 年度については、全て郵送調査を行いました。）

① 調査により設置した数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
65歳以上単身者	337件	307件	3,544件	221件	346件
80歳以上の世帯	395件	231件	192件	220件	1,070件

※対象となる方の調査は、4年毎に全数、それ以外の年は新たに対象となった方に実施しています（65歳以上単身者は令和5年度、80歳以上の世帯は令和3年度と令和7年度に全数調査を実施しています）。

② 費用負担 なし

（高齢福祉課高齢福祉推進係）

（3）「話し合い員」制度

（事業開始 昭和46年度）

孤独になりがちな高齢者や身体障害者の家庭に話し合い員が定期的に訪問し、生活や身の上のことなどの相談相手になり、併せて不慮の事故がないように安否の把握に努めています。

話し合い員は、区内を44区域に分けて各区域に1人ずつの計44人で構成されています。福祉活動に理解と熱意のある区民の中から区長が委嘱しています。

① 派遣世帯数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
新規	6件	9件	15件	10件	9件
廃止	13件	12件	10件	13件	9件
年度末派遣数	41件	30件	35件	33件	33件

② 費用負担 なし

（高齢福祉課高齢福祉推進係）

（4）ハートフルネットワーク事業

（事業開始 平成16年度）

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続できるよう、高齢者あんしん相談センター及び関係協力機関が相互に連携し、地域全体で声かけ、見守り、発見等を行うネットワークづくりを実施しています。

- ・公共協力機関（医師会、歯科医師会、警察署、消防署、社会福祉協議会、シルバー人材センター、その他の官公庁）
- ・団体協力機関（町会、民生・児童委員、話し合い員、高齢者クラブ、介護相談協力薬局・薬店、柔道整復師会等）
- ・民間協力機関（商店街、新聞販売店、牛乳販売店、配食サービス事業者、生活協同組合、東京電力、東京ガス、日本郵便、文京浴場組合、茶協同組合、電機商業組合、東京和生菓子商工業協同組合、金融機関、コンビニエンスストア、マッサージ店、協力企業、NPO団体等）

（高齢福祉課地域包括ケア推進係）

◆ (5) 高齢者自立生活支援事業 ◆

(事業開始 平成 18 年度)

骨折や退院等により一時的に援助を要する方や、初期の認知症・精神疾患等により生活への助言や指導が必要な方が、自立した生活を営むことができるようにヘルパーを派遣し、支援する事業です。

① 対象者

65 歳以上で以下の全ての要件に該当する方

ア 要介護又は要支援に該当しない方

イ 常時介護を必要としない方

ウ ひとり暮らし又は高齢者のみの世帯

② 派遣実績

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
延利用者数	39人	48人	27人	33人	27人

③ 費用負担 1 時間あたり 400 円

(高齢福祉課高齢者相談係)

◆ (6) 高齢者等見守りあんしん電話事業 ◆

(事業開始 令和 3 年度)

心や体に不安をもつ高齢者等の方へ、電話による見守りを行うとともに、24 時間体制の電話相談窓口を設置し、その解消に取り組みます。区が設置するコールセンター職員が週 1 回から 3 回電話による見守り活動を行います。また、看護師や保健師による 24 時間体制の健康相談等を受けることができます。

① 対象要件

区内に住所を有し、以下のすべてに該当する方

ア 見守りを希望する原則 65 歳以上の方

イ 固定電話または携帯電話をお持ちの方

② 利用者数

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
新規決定	54件	48件	34件	19件	13件
利用廃止	8件	5件	13件	17件	11件
年度末登録数	46件	89件	110件	112件	114件

③ 費用負担 なし

(高齢福祉課高齢福祉推進係)

◆ (7) 高齢者見守りあんしん IoT 事業 ◆

(事業開始 令和4年度)

高齢者の自宅に通信機能を備えた電球又は扉センサーを設置し、24時間動作がない場合、家族等へメールで異常を通知することで、在宅高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援します。

※令和6年度までは実証実験として実施

① 対象要件

文京区在住のおおむね 65 歳以上でひとり暮らしの方、又は同一の世帯に属する方全員がおおむね65歳以上である世帯

② 設置実績

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
見守り電球	99件	74件	83件	47件
見守り扉センサー	—	31件	10件	—
合計	99件	105件	93件	47件

※「高齢者見守り電球サービス」は令和4年10月より、「高齢者見守り扉センサーサービス」は令和5年4月より運用開始

※「高齢者見守り扉センサーサービス」は令和6年度で終了

③ 費用負担 なし

(高齢福祉課地域包括ケア推進係)

6 身体の不自由な方等

◆ (1) 高齢者日常生活支援用具の給付等 ◆

(事業開始 平成12年度)

在宅で日常生活を営むのに支障がある高齢者に対し、日常生活の利便を図り、自立を支援する用具の給付を行っています。

① 対象要件

- ・ 満 65 歳以上の介護保険認定が非該当の方で、日常生活を営むのに支障があり、福祉用具の給付が必要と認められる方（入浴補助用具）
- ・ 満 65 歳以上で要介護・要支援の認定を受けている方、または総合事業対象者の被保険者証をお持ちの方で、シルバーカーを必要とし、かつ安全に使用できる方（シルバーカー）

② 給付種目

種 目	給付等の方法	給付限度額	利用実績				
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
入浴補助用具	給付	90,000円	0件	0件	0件	0件	0件
シルバーカー	給付	現物給付	26台	14台	17台	19台	12台

③ 費用負担

給付限度額の1割（給付限度額を超えた金額は本人負担）。生活保護受給者は給付限度額内に限り本人負担免除。
（高齢福祉課高齢福祉推進係）

（2）高齢者住宅設備等改造事業

（事業開始 平成12年度）

在宅で日常生活を営むのに支障のある高齢者に対し、日常生活の安全及び利便を図るために、住宅の改造を行います。

① 対象要件

介護保険認定の結果が要支援・要介護の満65歳以上の方で、身体機能の低下により既存の設備の使用が困難であるため、住宅の改造が必要であると認められる方

② 給付種目

給付種目	改造内容	給付限度額
浴室	浴槽の取替え及びこれに付帯する工事	379,000円
トイレ	便器の洋式化及びこれに付帯する工事	106,000円
流し等	流し・洗面台の取替え及びこれに付帯する工事	156,000円

③ 費用負担

「介護保険負担割合証」に記載された割合に応じ1～3割負担（給付限度額を超えた金額は本人負担）

※生活保護受給者は給付限度額内に限り免除

※令和3年度以前は介護保険料の所得段階に応じ1～3割負担

④ 給付実施件数

種 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
浴室	23件	33件	26件	20件	18件
トイレ	16件	9件	8件	7件	3件
流し等	2件	0件	0件	2件	1件
合 計	41件	42件	34件	29件	22件

（介護保険課給付係）

（3）敬老杖の支給

（事業開始 昭和45年度）

65歳以上の歩行が困難な高齢者が、安心して戸外へ出られるよう、敬老杖を支給しています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
敬老杖支給者数	404人	476人	441人	460人	513人

（高齢福祉課高齢福祉推進係）

(4) 車いすの貸出し

(事業開始 昭和 59 年度)

歩行が困難で車いすを必要とする高齢者に、原則 1 か月以内最長 3 か月で車いすを貸し出しています。

(高齢福祉課高齢福祉推進係)

(5) 車いすステーション事業

(事業開始 令和 5 年度)

一時的に車いすを必要とされる方に、最長 1 週間車いすを貸し出しています。

(高齢福祉課地域包括ケア推進係)

(6) 院内介助サービス

(事業開始 平成 22 年度)

医療機関受診時に付添いが必要な高齢者に対し、受診時の待ち時間等における介助サービスを提供します。

① 対象要件

要介護認定で要支援 2 以上の認定を受けており、介護サービスで身体介護（通院介助）を受けている区内在住の 65 歳以上独居又は高齢者のみ世帯の方若しくは日中独居となる方。

② 事業内容

1 か月 4 時間以内の院内での付添いサービスを受けた場合、区の規定する単価（30 分当たり 1,300 円）のうち、9 割を助成します（生活保護受給世帯は、10 割を助成）。

利用申請に当たっては、居宅サービス計画書の 1 ～ 3 表が必要ですので、担当のケアマネジャーに相談してください。

③ 実施件数

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
利用登録者数	351人	343人	340人	397人	383人
利用時間	2,154時間	2,182時間	2,805時間	2,923時間	2,770時間

(介護保険課給付係)

(7) 高齢者補聴器購入費用助成事業

(事業開始 令和 2 年度)

聴力機能の低下により家族等とコミュニケーションがとりにくい高齢者に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を助成することにより、コミュニケーションの確保とともに、引きこもりの防止を図り、積極的な社会参加を促します。

① 対象要件（以下のすべてに該当する方）

- ・区内に住所を有する 65 歳以上の方

- ・聴覚障害による障害者手帳をお持ちでない方
- ・医師の診断を受け、医師が補聴器の必要性を認める方
- ・過去5年以内に、本助成の交付決定を受けていない方

※令和6年度以前は住民税非課税（個人）の方、1人1回のみの要件あり

② 助成内容

片耳・両耳問わず、72,450円を上限として助成

※令和6年度以前は2万5千円

③ 助成実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
助成件数	38件	50件	62件	65件	366件

（高齢福祉課高齢福祉推進係）

7 認知症の方やその家族に対する支援

一部は介護保険制度の地域支援事業として実施

(1) 認知症施策総合推進事業

（事業開始 平成26年度 ※①ウは平成27年度、②ウは平成29年度10月より実施）

認知症の本人やその家族が住み慣れた地域で安心して生活を継続していくために、地域における支援体制の構築に必要な事業を総合的に推進しています。

① 認知症に関する普及啓発

講演会やパンフレット等により、認知症に関する正しい知識や理解等の普及啓発を行っています。

ア 講演会の開催

令和7年度は、日常生活圏域ごとに1回ずつ、計4回開催しました。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
開催回数	5回	8回	4回	4回	4回
参加者数	112人	192人	104人	107人	80人

イ パンフレット等の発行

以下のパンフレット等を発行し、認知症に関する普及啓発を推進しています。なお、パンフレット等は区のホームページにも掲載しています。

パンフレット等の名称	発行目的
正しく知って向き合う支える認知症	正しい知識・理解の普及啓発（一般向け）
認知症って何だろう？	正しい知識・理解の普及啓発（児童向け）
知っておきたい！認知症あんしん生活ガイド	認知症ケアパス（認知症の状態に応じた適切なケアの流れを示したもの）の普及啓発
知っておきたい！若年性認知症ライフサポートBOOK	若年性認知症の人に対する支援

ウ 認PAKU～認知症に寄り添う機器展～の開催

認知症になっても日常生活上の工夫があれば自分らしい生活が続けられる方法があることを紹介するため、令和7年9月30日に「認PAKU～認知症に寄り添う機器展～」を開催し、「認知症サポーター養成講座」、「VR 認知症体験会（バーチャルリアリティの技術を活用し認知症の症状の一部を疑似体験するもの）」も実施しました。

・認PAKU～認知症に寄り添う機器展～ 来場者数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
来場者数	236人	393人	325人	391人	470人

② 認知症の早期発見・早期診断

ア 認知症支援コーディネーターの配置

高齢者あんしん相談センターに看護師や保健師の資格を持つ認知症支援コーディネーターを配置し、区、区の嘱託医、都の認知症疾患医療センター（順天堂大学医学部附属順天堂医院）と連携しながら個別ケース支援のバックアップ等を行うことにより、認知症の疑いのある人の早期把握を推進するとともに、適切な医療・介護サービス等につなげる支援を行っています。

・認知症支援コーディネーターの相談対応及び訪問支援実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談対応件数	729件	808件	1,044件	896件	1,168件
訪問支援件数	118件	125件	160件	153件	207件

イ 嘱託医の配置

地域の認知症サポート医（都が実施する認知症サポート医養成研修を受講した医師）を区の嘱託医として日常生活圏域ごとに配置し、認知症支援コーディネーターと連携しながら認知症施策推進の支援を行っています。

高齢者あんしん相談センターでは、単なるもの忘れなのか認知症なのか判断できなかったり、家族に認知症と思われる症状があるがどう対応して良いか分からないなど、病院に行くことにためらいがある方でも気軽に相談できる「もの忘れ医療相談」（無料、予約制）を実施しており、嘱託医と認知症支援コーディネーターがその対応を行っています。

・嘱託医の「もの忘れ医療相談」対応及び訪問支援実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談対応件数	28件	21件	24件	18件	31件
訪問支援件数	5件	2件	8件	4件	8件

ウ 認知症初期集中支援推進事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられることを支援するため、認知症の本人やその家族等に早期に関わる文京区認知症初期集中支援チームを設置し、早期診断・早期対応に向けた支援を実施しています。

・認知症初期集中支援チーム 対応件数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
対応件数	6件	4件	4件	1件	1件

(高齢福祉課認知症施策担当)

(2) 認知症検診事業

(事業開始 令和3年度)

ア もの忘れ検診

体の健康と同じように脳の健康を考えるきっかけづくりとして、当年度に55・60・65・70・75歳を迎える区民を対象に、ご案内（認知機能チェックリストや認知症の普及啓発パンフレット）を個別に送付し、指定医療機関で検診を実施します。

・検診受診者数及び医療機関連絡書の発行数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
検診受診者数	442人	430人	245人	214人	161人
医療機関連絡書の発行数	59件	43件	29件	28件	11件

※令和6年度までは、会場で集団検診を実施

イ 脳の健康度セルフチェック

当年度に55・60・65・70・75歳を迎える区民ならびに、当年度に56～59、61～64、66～69、71～74歳を迎える区民のうち希望する方を対象に、スマートフォン等で脳の健康度をセルフチェックする機会を提供します。令和7年度は1,022件実施されました。

ウ 認知症ともにフォローアッププログラム

主にもの忘れ検診を受診した方を対象に、脳と体の健康を維持するための生活習慣の実践ポイントを専門職から伝える体験参加型のプログラムと個別相談を実施しています。令和7年度は2日間実施し、計44名参加しました。

令和6年度までは、全3回制のプログラムで（脳の健康度測定・専門職による講話、VR認知症体験）実施しました。

	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
全3回制	第1回	第2回	第3回	第1回	第2回	第3回	第1回	第2回	第3回
来場参加者	20人	36人	12人	45人	45人	46人	47人	46人	43人

	令和6年度			令和7年度	
全3回制	第1回	第2回	第3回	第1回	第2回
来場参加者	35人	31人	29人	19人	25人

(高齢福祉課認知症施策担当)

◆ (3) 診断後支援事業 ◆

(事業開始 令和2年度)

認知症の早期の段階で支援につながる仕組みを整備するため、令和2年度から認知症とともにパートナー事業を実施しています。

協力医療機関の受診において、医師から認知機能の低下により生活上のサポートが必要と判断された方が、必要なサービス等につなげることができるように、訪問看護ステーションの看護師による最長6か月間の伴走型の支援を行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
新規利用者数	12人	10人	19人	22人	11人

(高齢福祉課認知症施策担当)

◆ (4) 認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ ◆

(事業開始 平成18年度 ※認知症カフェは平成25年度より実施)

高齢者あんしん相談センターでは、認知症の本人を介護している家族の情報交換の場として認知症家族交流会を、認知症等に関する介護に係る講座として介護者教室を開催しているほか、認知症の本人やその家族だけではなく、地域の方、介護保険の事業者や専門職の方など、誰もが集い、話せる場として認知症カフェ「ぶんにこ」を実施しています。

なお、「ぶんにこ」は、「文京認知症コミュニティ」を略した文京区の認知症カフェの愛称で、「集い 広がる 支えあい 文京認知症コミュニティ」をキャッチフレーズとしています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
認知症家族交流会開催回数	8回	8回	8回	8回	8回
介護者教室開催回数	8回	8回	8回	8回	8回
認知症カフェ実施回数	22回	22回	29回	33回	29回

(高齢福祉課認知症施策担当)

◆ (5) 「チームオレンジ Bunkyo」サポーターによる認知症にやさしいまちづくり ◆

(事業開始 令和5年度 ※①アは平成18年度、①イは平成23年度、①エは令和6年度、②は令和6年度、⑤は令和7年度より実施)

認知症の本人や家族のニーズと「チームオレンジ Bunkyo」サポーター（認知症サポーター）をつなぐ仕組みを構築し、認知症の本人や家族を支える地域のネットワークを強化します。

① 認知症サポーターの育成

ア 認知症サポーター養成講座（基礎）

認知症の本人やその家族が地域において安心して暮らし続けることができるように、認知症を正しく理解し、認知症の本人やその家族を見守り、状況に応じて声かけ等ができる認知症サポーターを養成しています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
講座開催数	18回	27回	43回	37回	27回
累積養成数	16,565人	17,330人	18,391人	19,148人	19,887人

イ 認知症サポーターステップアップ講座（実践）

認知症サポーター養成講座を受講した認知症サポーターを対象に、地域でのボランティア活動を後押しするため、より実践的な講座を実施しています。

	令和3年度		令和4年度		令和5年度		
回次	第1回	第2回	第1回	第2回	第1回	第2回	第3回
参加者数	17人	9人	13人	10人	20人	20人	19人

	令和6年度			令和7年度		
回次	第1回	第2回	第3回	第1回	第2回	第3回
参加者数	15人	14人	13人	20人	20人	17人

ウ 公式LINEによる情報配信

認知症サポーター専用の公式LINEアカウントにより、ステップアップ講座の受講者に登録を案内するとともに、認知症関連事業のボランティア活動に関する情報を適宜、配信しています。

エ 認知症サポーター勉強会・交流会

主にステップアップ講座修了者を対象に、地域活動に必要な知識やスキルについて理解を深めるための勉強会と、モチベーションの維持・向上を図るための交流会を開催しています。

	令和6年度		令和7年度	
回次	第1回	第2回	第1回	第2回
参加者数	8人	8人	11人	11人

② 認知症本人交流会（本人ミーティング）の実施

区内の高齢者あんしん相談センターと連携し、認知症の本人の想いやニーズを伺う認知症本人交流会を令和6年度から実施（令和5年度は試行的に実施）しています。伺った内容をチームオレンジ活動等に反映するように努めています。

	令和6年度	令和7年度
開催回数	7回	11回

③ 認知症サポーターによる本人等への支援

ステップアップ講座に参加した認知症サポーターに対し、社会福祉協議会が実施する助け合い事業（いきいきサポート）を案内し、登録及び有償ボランティアとしての活動を紹介しました。

④ 認知症のある人の社会参加推進検討会の実施

認知症の本人や家族と認知症サポーターがともに活動する「チームオレンジ」の他、認知症の本人が自身の意欲や能力を活かし、主体的に社会参加できる機会や仕組み等について、区民や区内企業、関係機関と検討しました。

（高齢福祉課認知症施策担当）

⑤ チームオレンジお助け隊事業の実施

認知症の本人やもの忘れのある方がシルバー人材センターの会員として、他の会員（認知症サポーター等）とともに地域で就業活動を行います。

	令和7年度
就業者数	4人

（高齢福祉課認知症施策担当）

（6）行方不明認知症高齢者ゼロ推進事業

（事業開始 平成27年度 ※③は令和3年度、⑥は平成12年度より実施）

認知症の症状による行方不明に備えるため、以下の事業を実施しています。

① ただいま！支援登録

申請に基づき認知症の症状により行方不明になるおそれのある方の情報を登録し、区、区内警察署及び高齢者あんしん相談センターで情報を共有することで、保護された際の迅速な身元判明につなげます。

・ただいま！支援登録 登録者数 （各年度末現在）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
登録者数	136人	149人	168人	188人	211人

② ただいま！支援SOSメール

ただいま！支援登録の登録者などが行方不明となった際に、予め登録した地域の協力者に一斉にメール配信し、可能な範囲での捜索にご協力いただくことで、行方不明者の早期発見・早期保護につなげます。

・ただいま！支援SOSメール 協力者数 （各年度末現在）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
協力者数	808人	852人	901人	969人	1,006人

③ おでかけ見守りシールの配付

認知症の症状による行方不明が心配で、「ただいま！支援登録」を申請済みの方を対象に、おでかけ見守りシールを配付しています。衣服等に貼った二次元コードを発見者が読み取ると、ご家族等へ通知メールが届くとともに、発見者と家族が伝言板を通じて簡単なやりとりができます。

・おでかけ見守りシールの配付者数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
配付者数	15人	2人	7人	10人	6人

④ 靴用ステッカーやアイロンシールの配付

認知症の症状により行方不明になることが心配な方に、保護された際の身元判明に役立つ靴用ステッカーや衣服用アイロンシールを配付しています。

・靴用ステッカー・アイロンシール 配付者数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
靴用ステッカー	37人	21人	22人	29人	19人
アイロンシール	38人	22人	22人	29人	17人

⑤ 「うちに帰ろう」模擬訓練の実施

認知症の本人に対する地域の対応力向上による見守り機能強化のため、認知症の本人が行方不明となった場合を想定した声かけ対応等の模擬訓練を実施しています。令和7年度は、古川松ヶ枝町会・関口一丁目南部会・関水町会にご協力いただき、杜の癒しハウス文京関口及びその周辺地域で開催しました。

⑥ 高齢者等GPS探索サービス事業

区が協定を交わした事業者が運営するGPSの通信網を利用した探索サービスの利用に対して、初期費用（加入料金、充電器料金）を助成する事業です。2種類のGPS端末から選択して申請できます。

ア 対象要件

介護保険認定が要支援または要介護で、認知症の症状により行方不明になる可能性がある方の家族等

イ 助成実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
持ち運び型	2件	6件	3件	3件	3件
靴収納型	4件	1件	1件	2件	2件

ウ 費用負担

協定事業者の契約によって、①【持ち運び型】月額1,320円（インターネット利用検索料無料、オペレーター利用検索1回あたり220円）②【靴収納型】月額3,300円（検索料含む。利用者における日常生活賠償保険付帯）があります。

（高齢福祉課認知症施策担当）

8 高齢者等に対する支援

（1）高齢者紙おむつ支給等事業

（事業開始 昭和44年度）

身体機能の低下した高齢者に対し、紙おむつの支給又はおむつ費用の一部助成をすることにより、精神的又は経済的負担の軽減及び高齢者福祉の向上を図ることを目的とした事業です。

① 現物支給

ア 対象要件

文京区内に住所を有する方で、次のいずれかに該当する方

（ア）介護保険で要介護3以上に認定され、常時おむつを使用している方

（イ）紙おむつの持込ができる病院に医療保険により入院し、常時おむつを使用している満65歳以上の方

※（ア）（イ）以外で、医師が常時おむつが必要であると認める40歳以上の方は、所定の医師の意見書を提出することにより対象になります。

※次のいずれかに該当する方は対象外です。

- ・特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設に入所している方
- ・文京区心身障害者紙おむつ支給事業によりおむつ支給を受けている方
- ・身体障害者手帳又は愛の手帳をお持ちの 64 歳以下の方

※令和 6 年度以前は（ア）（イ）に該当する方のみ対象

イ 配送

テープ付パンツ型 3 種類、パンツ型 14 種類、尿とりパッド 12 種類、フラット型 1 種類の中から、希望により自由に組み合わせて選択した商品を、区内のご自宅等に毎月配送します。

ウ 費用負担

所定の点数以内であれば利用者負担金は 500 円です。（生活保護世帯は免除）。

それを超えた場合は自己負担です。

区外への配送は、別途、配送負担金が必要です。

② 費用助成

ア 対象要件

①の現物支給の対象要件に該当する方のうち、紙おむつを持ち込めない病院に入院又は有料老人ホーム等に入所している方

イ 助成金額

月額 4,000 円を限度

③ 支給実績

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
紙おむつ（延べ）	13,254 人	13,373 人	14,113 人	14,578 人	17,117 人

（高齢福祉課高齢福祉推進係）

（2）高齢者訪問理美容サービス

（事業開始 昭和 50 年度）

座位を保てない状態又は重度の認知症状態の高齢者に対して、区内の理・美容師を居宅に派遣し、年間 6 回の出張理・美容を実施しています。

ア 対象要件

65 歳以上の、在宅で座位を保てない状態、又は重度の認知症状態で外出困難な方

イ 利用者数など

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
対象者数	83 人	102 人	112 人	121 人	152 人
延利用者数	298 人	319 人	351 人	380 人	442 人

ウ 費用負担 1,000 円（1 回につき）

（高齢福祉課高齢福祉推進係）

9 高齢者向け住宅施策

(1) シルバーピアの提供

(事業開始 平成4年度)

シルバーピアは、高齢者向けに設計された集合住宅で、エレベーター、手すり、緊急通報装置等が設置されており、高齢者が安心して住み続けられるよう配慮されています。また、ライフサポートアドバイザー（生活援助員）が、安否確認や緊急時の対応等入居者の生活支援を行います。入居者の募集は、公募により行います。

① 入居対象者

ア 65歳以上のひとり暮らし

イ 65歳以上の方と60歳以上の親族のみで構成される二世帯

※親族には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方、婚姻の予約者及び事実上親族と同様の事情にある方を含みます。

② 入居資格

ア 区内に引き続き3年以上居住していること

イ 現に住宅に困窮していることが明らかであること

ウ 自立して日常生活を営めること

エ 世帯の収入が、文京区シルバーピア条例第5条第1項第4号に規定する金額を超えないこと

※都営シルバーピアは、東京都の基準によります。

③ 住宅の概要

名 称	所在地	建物・構造	供給年月	居室数	区分
シルバーピア おおつか	大塚4-18-1	鉄筋コンクリート 地上5階地下1階建て	平成4年4月	単身用20戸	区立
シルバーピア はくさん	白山2-17-3	鉄骨、一部鉄筋コンクリート、地上3階建て	平成4年8月	単身用17戸	借上
シルバーピア はくさん台	白山4-31-4	鉄筋コンクリート 地上4階建て	平成5年9月	単身用18戸 世帯用 1戸	借上
シルバーピア 千石	千石3-36-11	鉄筋コンクリート 地上4階建て	平成6年4月	単身用12戸 世帯用 2戸	区立
シルバーピア 坂下通り	大塚5-14-2	鉄筋コンクリート 地上5階建て	平成6年11月	単身用18戸 世帯用 2戸	借上
シルバーピア 向丘	向丘2-22-9	鉄筋コンクリート 地上3階地下1階建て	平成7年4月	単身用12戸 世帯用 2戸	区立
都営本郷四丁目 アパート	本郷4-21-2	鉄筋コンクリート 地上5階建て	平成10年8月	単身用18戸 世帯用 2戸	都営
シルバーピア 千石二丁目	千石2-26-3	鉄筋コンクリート 地上7階建て	平成13年3月	単身用32戸 世帯用 4戸	借上
シルバーピア 根津	根津1-15-12	鉄骨鉄筋コンクリート 地上13階地下1階建て	平成15年3月	単身用25戸 世帯用 3戸	区立
シルバーピア 湯島	湯島3-2-3	鉄骨鉄筋コンクリート 地上10階建て	平成16年6月	単身用26戸 世帯用10戸	借上

(福祉政策課福祉住宅係)

◆ (2) ライフサポートアドバイザー事業 ◆

(事業開始 平成 27 年度)

シルバーピアに、介護等の専門知識を有するライフサポートアドバイザー（L S A）を配置し、安否確認のほか生活指導や生活相談等を実施し、入居者の在宅生活の継続を支援します。あわせて、文京区すまいる住宅の入居者に対して生活相談等を行い、心身の状況の変化を的確に捉え、必要となる支援機関へつなげます。

(福祉政策課福祉住宅係)

◆ (3) 文京区すまいる住宅登録事業 ◆

(事業開始 平成 27 年度)

民間賃貸住宅市場において入居制限を受けやすい高齢者の入居を拒まない住宅を確保し、住宅困窮者の住環境を向上し、居住の安定を図ります。

登録住宅は、福祉住宅サービス窓口及び区ホームページで閲覧できます。

【登録住宅の条件】

次の条件を満たす、高齢者が安心して住める優良住宅を、文京区住まいの協力店を仲介者として、住宅オーナーが登録申請を行います。

- ① 区内の民間賃貸住宅であること
- ② 高齢者の入居を拒まないこと
- ③ 居室内に専用の浴室及びトイレを設置していること
- ④ 1 月分の家賃（共益費等を除く）が 170,000 円以下であること
- ⑤ 見守り電球及び緊急通報装置を設置できる住宅であること
- ⑥ 専有面積が 15 m²以上であること
- ⑦ サービス付き高齢者向け住宅でないこと

※入居資格認定を受けた高齢者が登録住宅に入居した場合、区が住宅オーナーへ 1 戸あたり月 10,000 円の謝礼を支払います。また、登録住宅のうち入居者の居住に配慮されている設備部分等に対して、住宅オーナー謝礼を加算します。加算額は、1 戸あたり月額 10,000 円が上限となります。

【入居できる人の要件】

文京区すまいる住宅に入居するには、事前に入居資格の認定申請を行う必要があります。要件を審査し、入居資格認定書を発行します。

- ① 65 歳以上のひとり暮らし、又は 65 歳以上の方を含む 60 歳以上の方のみで構成する世帯であること
- ② 区内に引き続き 1 年以上居住していること
- ③ 住宅に困窮し、かつ、自力により住み替える住宅を確保することが困難であること
- ④ 独立して日常生活を営めること
- ⑤ 緊急連絡先があること

- ⑥ 登録住宅の入居にあたり、「電球による見守り」「緊急通報装置の設置」「ライフサポートアドバイザーによる支援」を受けることに同意すること

- ⑦ 入居資格の認定申請を行った後、世帯の構成員の増減又は変更を行わないこと

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
新規登録住宅（ひとり親・高齢者・障害者共通）	30件	56件	31件	55件	43件
高齢者 入居決定者	12件	20件	13件	24件	22件
高齢者 入居資格認定者	28件	41件	51件	69件	49件

（福祉政策課福祉住宅係）

◆ (4) 文京区住まいの協力店制度 ◆

（事業開始 平成27年度）

不動産業界団体と連携し、民間賃貸住宅市場において入居制限を受けやすい高齢者に対して、適切な民間賃貸住宅の情報を提供します。（23 ページ参照）

（福祉政策課福祉住宅係）

◆ (5) 居住支援セミナー ◆

（事業開始 平成27年度）

居住支援につながるセミナーを開催し、民間賃貸住宅市場において入居制限を受けやすい高齢者等に対する住まいの確保と住まい方の支援を行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
参加者	21 人	32 人	16 人	36 人	21 人

（福祉政策課福祉住宅係）

◆ (6) 高齢者世帯移転費用等助成 ◆

（事業開始 平成3年度）

アパートの取壊し等により立ち退き要求を受けている又は住環境の改善のため住み替えをする場合、一定の基準に基づき転居前の家賃と転居後の家賃との差額等を助成します。

① 対象世帯

ア 65歳以上のひとり暮らしの世帯

イ 65歳以上の方を含む60歳以上の方のみで構成する世帯

② 助成要件

ア 区内に引き続き1年以上居住していること

イ 現に民間賃貸住宅に居住していること

ウ 取壊し等による立ち退き要求を受けている又は住環境の改善のため、区内の他の民間賃貸住宅に住み替えること（定期賃貸借契約の期間満了を除く）

エ 住み替え後の1月分の家賃が、単身世帯13万円以下、その他の世帯17万円以下であること

オ 前年の所得額が④に定める金額以下であること

カ 生活保護法による保護を受けていないこと

- キ 文京区高齢者賃貸住宅登録事業による家賃助成を受けたことがないこと
- ク 暴力団員でないこと
- ケ 住民税を滞納していないこと
- コ 現に居住する民間賃貸住宅の家賃を滞納していないこと
- サ 本制度を利用したことがないこと

③ 助成内容

- ア 移転費用（上限 150,000 円）
- イ 新旧家賃の差額（上限月額20,000円、賃貸借契約により住み替える日から2年間）
※立ち退きに際して立ち退き料を受領する場合は、助成金が減額される場合があります。

④ 所得制限額

- 前年所得 1,896,000 円以下
- ※同居人1人につき 380,000 円を控除、そのほか障害者等の特別控除あり

⑤ 助成実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
新規	1件	6件	5件	4件	3件
継続	6件	5件	5件	7件	7件
助成世帯数	7件	11件	10件	11件	10件

※移転費用助成と家賃助成を利用している人の実人数

（福祉政策課福祉住宅係）

◆ (7) すみかえサポート事業 ◆

（事業開始 平成 18 年度）

区内の民間賃貸住宅に住み替えようとするときに連帯保証人の確保が困難な場合、区と協定を締結した民間保証会社が提供する債務保証サービスを利用できます。また、区と協定を締結した民間保証会社又は国の登録家賃債務保証業者を利用し、一定の要件を満たす場合は、区が初回保証料の一部を助成します。

① 対象世帯

60 歳以上の方のみの世帯

② 利用条件

- ア 区内に引き続き1年以上居住していること
- イ 緊急連絡先があること

③ 保証内容

滞納家賃、残存家財等の撤去費用、原状回復費用等

④ 助成内容

- ア 要件 公営住宅法施行令により算出した前年の所得が 1,896,000 円以下で、住宅に係る他の公的助成を受けていないこと
- イ 限度額 50,000 円

また、（公財）東京都防災・建築まちづくりセンターが行うあんしん居住制度を利用した方が、

上記②及び④アの要件を満たす場合、区が費用の一部を助成します。助成限度額は、制度の利用に係る事務手数料から消費税を控除した額又は消費税を控除した額の3分の1（費用の支払方法により異なる）です。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
すみかえサポート	2件	1件	0件	2件	2件
あんしん居住制度	2件	0件	0件	1件	0件

※高齢者世帯・障害者世帯・ひとり親世帯をあわせた実績

（福祉政策課福祉住宅係）

10 高齢者施設の運営

（1）特別養護老人ホーム

常時介護が必要で居宅での生活が困難な方が入所して、日常生活上の支援や介護を受けることができる施設です。

介護保険上のサービスとして介護福祉施設サービス（原則、要介護3以上が入所対象）と短期入所生活介護（ショートステイ）を行っています。

ア 区内特別養護老人ホーム

施設名	所在地	定員	延べ床面積	開設年月日	設置者
文京大塚みどりの郷	大塚四丁目50番1号	29人	2,159.21㎡	令和2年4月1日	社会福祉法人洛和福祉会
文京くすのきの郷	大塚四丁目18番1号	100人	5,052.13㎡	平成19年12月1日	社会福祉法人フロンティア
文京白山の郷	白山五丁目16番3号	60人	2,879.59㎡	—	—
文京千駄木の郷	千駄木五丁目19番2号	105人	6,136.79㎡	令和8年4月1日	社会福祉法人奉優会
ゆしまの郷	湯島三丁目29番10号	100人	4,983.80㎡	平成16年10月1日	社会福祉法人東六会
洛和ヴィラ文京春日	春日一丁目9番21号	116人	5,074.87㎡	平成29年4月1日	社会福祉法人洛和福祉会
小石川ヒルサイドテラス	春日二丁目4番8号	99人	4,222.37㎡	令和2年3月1日	社会福祉法人龍岡会
文京小日向の家	小日向一丁目23番26号	24人	812.59㎡	令和2年3月1日	社会福祉法人奉優会

※文京大塚みどりの郷、文京くすのきの郷、文京白山の郷及び文京千駄木の郷は、旧区立施設

※文京大塚みどりの郷、洛和ヴィラ文京春日（17人分）、文京小日向の家は地域密着型特別養護老人ホーム（定員29人以下の特別養護老人ホーム）となります。

※文京白山の郷については、大規模改修工事につき事業休止中。

イ 短期入所生活介護（ショートステイ）

施設名	文京大塚みどりの郷	文京くすのきの郷	文京白山の郷	文京千駄木の郷	ゆしまの郷	洛和ヴィラ文京春日	小石川ヒルサイドテラス
定員	10人	8人	7人	6人	10人	12人	11人

※文京白山の郷については、大規模改修工事につき事業休止中となります。

ウ 区外特別養護老人ホーム

施設名	所在地	施設名	所在地
あそかのぞみの郷	荒川区西尾久一丁目1番12号	諏訪の森	八王子市諏訪町110番地2
第2サンシャインビラ	福生市福生3244番10	ケアポート板橋	板橋区舟渡三丁目4番8号
青梅園	青梅市長淵六丁目464番地1	第2カントリービラ青梅	青梅市長淵一丁目939番地1
第二徳寿園	八王子市美山町861番地1	信愛の園	清瀬市梅園二丁目3番15号

(介護保険課高齢者施設担当)

(2) 高齢者在宅サービスセンター

高齢者在宅サービスセンターは、高齢者等が、住み慣れた地域で自立性をできるだけ保持し、安定した生きがいのある生活ができるよう、多様なサービスを提供しています。

介護保険上のサービスとしては、通所介護（デイサービス）、認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス）などを行っています。

なお、平成20年度から、全ての施設が区立から民設民営の形態に移行しましたが、区は、事業を運営する社会福祉法人との間に、土地建物貸付契約や施設運営に関する協定を締結し、事業を適切に継承しています。

ア サービス一覧

サービス名	内 容	対 象 者	サービスの位置付け
通所介護 (デイサービス)	食事、入浴などの日常生活上の支援や生活機能向上のための訓練等を行います。	要介護又は要支援と認定された方	介護保険上のサービス
認知症対応型 通所介護 (認知症対応型 デイサービス)	食事、入浴などの日常生活上の支援や生活機能向上のための訓練等を行います。	要介護と認定された方で、家族による日中の介護が困難な認知症の方	

イ 高齢者在宅サービスセンター（以下「SC」という。）一覧

施設名	所在地	電話番号	延べ 床面積	定 員	
文京大塚SC	大塚4-50-1	03-3941-6760	963.93㎡	通所介護 （デイサービス）	1日40人
文京湯島SC	湯島2-28-14	03-3814-1898	540.39㎡	通所介護 （デイサービス）	1日35人
文京くすのき SC	大塚4-18-1	03-3947-2801	1,018.29㎡	通所介護 （デイサービス）	1日34人
				認知症対応型 通所介護 （認知症対応型デイサービス）	1日12人
文京向丘SC	向丘2-22-9	03-5814-1531	731.32㎡	通所介護 （デイサービス）	1日30人
文京昭和SC	本駒込2-28-31	03-5395-2376	529.90㎡	通所介護 （デイサービス）	1日40人
文京白山SC	白山5-16-3	03-3942-8225	939.49㎡	通所介護 （デイサービス）	1日30人
文京本郷SC	本郷4-21-2	03-3816-2317	796.21㎡	通所介護 （デイサービス）	1日30人
文京千駄木SC	千駄木5-19-2	03-3827-5421	1,525.19㎡	通所介護 （デイサービス）	1日35人

※文京白山SCの通所介護（デイサービス）は、大規模改修工事につき事業休止中となります。

※文京白山SC、文京本郷SC及び文京千駄木SCの認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス）は事業廃止となりました。

ウ 利用状況

施設名	サービス名	延べ利用者数				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
文京大塚SC	通所介護（デイサービス）	10,268人	8,679人	9,363人	10,079人	10,210人
文京湯島SC	通所介護（デイサービス）	6,940人	7,838人	7,920人	8,223人	8,485人
文京くすのきSC	通所介護（デイサービス）	6,262人	5,416人	6,099人	7,437人	6,757人
	認知症対応型通所介護 （認知症対応型デイサービス）	1,769人	1,338人	1,943人	2,407人	2,326人
文京向丘SC	通所介護（デイサービス）	7,940人	7,691人	6,925人	4,183人	5,497人
文京昭和SC	通所介護（デイサービス）	9,198人	10,029人	10,528人	10,838人	10,353人
文京白山SC	通所介護（デイサービス）	6,422人	7,455人	7,218人	3,277人	—
	認知症対応型通所介護 （認知症対応型デイサービス）	2,112人	2,230人	1,808人	—	—
文京本郷SC	通所介護（デイサービス）	9,129人	9,293人	7,320人	5,319人	6,070人
	認知症対応型通所介護 （認知症対応型デイサービス）	1,701人	1,791人	941人	—	—
文京千駄木SC	通所介護（デイサービス）	5,045人	4,561人	6,285人	7,177人	5,709人
	認知症対応型通所介護 （認知症対応型デイサービス）	1,045人	1,259人	595人	—	—

（介護保険課高齢者施設担当）

(3) 養護老人ホームへの入所

環境上の理由及び経済的理由により、居宅で生活することが困難な 65 歳以上の方（事情によっては 60 歳以上）が対象です。ただし、世帯の生計中心者が区市町村民税所得割非課税であることが必要です。本人は収入、扶養義務者は課税額に応じて費用を負担していただきます。

ア 入退所者数

（各年度末現在）

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
養護老人ホーム	施設数	16施設	14施設	17施設	19施設	16施設
	男	16人	17人	16人	18人	18人
	女	16人	14人	17人	22人	22人
	計	32人	31人	33人	40人	40人
年度中の入退所	入所者数	5人	5人	6人	7人	5人
	退所者数	5人	6人	4人	0人	5人

イ 地域別入所措置数

（各年度末現在）

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
養護老人ホーム	都内(23区内)	10人	10人	13人	16人	15人
	都内(23区外)	21人	20人	19人	23人	25人
	都外	1人	1人	1人	1人	0人
	計	32人	31人	33人	40人	40人

ウ 施設利用者の費用徴収基準

（ア）施設利用者本人の費用徴収基準

対象収入による階層区分		費用徴収基準月額
1	0円～270,000円	0円
2	270,001円～280,000円	1,000円
3	280,001円～300,000円	1,800円
4	300,001円～320,000円	3,400円
5	320,001円～340,000円	4,700円
6	340,001円～360,000円	5,800円
7	360,001円～380,000円	7,500円
8	380,001円～400,000円	9,100円
9	400,001円～420,000円	10,800円
10	420,001円～440,000円	12,500円
11	440,001円～460,000円	14,100円
12	460,001円～480,000円	15,800円
13	480,001円～500,000円	17,500円
14	500,001円～520,000円	19,100円
15	520,001円～540,000円	20,800円
16	540,001円～560,000円	22,500円
17	560,001円～580,000円	24,100円
18	580,001円～600,000円	25,800円
19	600,001円～640,000円	27,500円
20	640,001円～680,000円	30,800円
21	680,001円～720,000円	34,100円
22	720,001円～760,000円	37,500円
23	760,001円～800,000円	39,800円
24	800,001円～840,000円	41,800円
25	840,001円～880,000円	43,800円

対象収入による階層区分		費用徴収基準月額
26	880,001円～920,000円	45,800円
27	920,001円～960,000円	47,800円
28	960,001円～1,000,000円	49,800円
29	1,000,001円～1,040,000円	51,800円
30	1,040,001円～1,080,000円	54,400円
31	1,080,001円～1,120,000円	57,100円
32	1,120,001円～1,160,000円	59,800円
33	1,160,001円～1,200,000円	62,400円
34	1,200,001円～1,260,000円	65,100円
35	1,260,001円～1,320,000円	69,100円
36	1,320,001円～1,380,000円	73,100円
37	1,380,001円～1,440,000円	77,100円
38	1,440,001円～1,500,000円	81,100円
39	1,500,001円以上	150万円超過額×0.9÷12月＋81,100円(100円未満切捨て)

(注1) 上記に関わらず、費用徴収基準月額が 140,000 円を超えるときは、当分の間、140,000 円を当該費用徴収基準月額の上限とする。

(注2) 養護老人ホームの3人部屋入居者については、費用徴収基準月額から10%、4人部屋入居者については20%、5人部屋及び6人部屋入居者については30%、7人部屋以上の大部屋入居者については40%をそれぞれ減額した費用を徴収基準月額とする。この場合、100 円未満は切捨てとする。

(イ) 扶養義務者の費用徴収基準

税 額 等 に よ る 階 層 区 分			費用徴収基準月額
A	生活保護法による被保護者		0円
B	当該年度分の区市町村民税非課税の人		0円
C1	前年分の所得税非課税の人	当該年度分の区市町村民税均等割のみ課税	4,500円
C2		当該年度分の区市町村民税所得割課税	6,600円
D1	前年分の所得税課税の年額区分が右の額の人	30,000円以下	9,000円
D2		30,001円～80,000円	13,500円
D3		80,001円～140,000円	18,700円
D4		140,001円～280,000円	29,000円
D5		280,001円～500,000円	41,200円
D6		500,001円～800,000円	54,200円
D7		800,001円～1,160,000円	68,700円
D8		1,160,001円～1,650,000円	85,000円
D9		1,650,001円～2,260,000円	102,900円
D10		2,260,001円～3,000,000円	122,500円
D11		3,000,001円～3,960,000円	143,800円
D12		3,960,001円～5,030,000円	166,600円
D13		5,030,001円～6,270,000円	191,200円
D14		6,270,001円以上	その月におけるその被措置者にかかる措置費の支弁額

(注1) 上記に関わらず、費用徴収基準月額が 240,000 円を超えるときは、当分の間、240,000 円を当該費用徴収基準月額の上限とする。

(注2) 同一の者が2人以上の被措置者の主たる扶養義務者となる場合においても、上表に示す費用徴収基準月額のみで算定するものであること。

(注3) 費用徴収基準月額が、その月における被措置者にかかる措置費の支弁額（その被措置者

が表（ア）表（イ）により徴収を受ける場合には、当該被措置者にかかる費用徴収基準額を控除した残額）を超える場合には、この表に関わらず、当該支弁額とする。

（注４）主たる扶養義務者が、他の社会福祉施設の被措置者の扶養義務者として費用徴収される場合には、この表による徴収額の一部又は全部を免除することができる。

（高齢福祉課高齢者相談係）

◆ (4) 文京福祉センター江戸川橋・湯島 ◆

文京福祉センターは、区内の高齢者の福祉の増進及び地域の福祉活動の振興を図る施設であり、老人福祉センターと地域福祉振興施設により構成されています。

平成 27 年 4 月から、文京総合福祉センター内に文京福祉センター江戸川橋が開設され、指定管理者（社会福祉法人武蔵野会）により運営されています。

また、平成 28 年 4 月から、文京福祉センター湯島に指定管理者制度を導入し、指定管理者（社会福祉法人武蔵野会）により運営されています。

文京福祉センター江戸川橋

所在地		小日向二丁目 16 番 15 号 文京総合福祉センター 4 階 電話 03-5940-2901
規模	占有面積	3,028.84 m ²
	建物構造	鉄筋コンクリート造 地下 1 階 地上 4 階の 4 階部分
	建物面積	延 8,022.81 m ²
開 館		平成 27 年 4 月 1 日

文京福祉センター湯島

所在地		本郷三丁目 10 番 18 号 湯島総合センター 3 階 電話 03-3814-9245
規模	占有面積	419.65 m ²
	建物構造	鉄筋コンクリート造 地下 1 階 地上 5 階の 3 階部分
	建物面積	延 3,354.94 m ²
開 館		平成 18 年 4 月 1 日

① 老人福祉センター

老人福祉センターは、老人福祉法に基づき、高齢者が健康で充実した毎日を送ることができるようレクリエーションや疲労回復の場を提供し、また要介護や要支援状態になることを防ぐための事業を行う施設で、健康相談・一般入浴・介護予防事業等を実施しています。

ア 施設利用（事業開始 昭和 47 年度）

高齢者クラブや高齢者の自主的なサークル・同好会などの活動の場として、また、個人利用者の娯楽や交流の場として利用できるよう各種の設備を設置しています。

文京福祉センター江戸川橋

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
開館日数		342 日	359 日	360 日	359 日	359 日
利用者数	リフレッシュルーム	4,382 人	4,653 人	4,695 人	5,437 人	5,268 人
	学習室	2,998 人	4,410 人	4,751 人	5,282 人	5,455 人
	トレーニングルーム	6,828 人	7,914 人	8,096 人	7,917 人	8,733 人
	総 数	14,208 人	16,977 人	17,542 人	18,636 人	19,456 人
浴 室		3,257 人	3,811 人	4,044 人	4,528 人	4,483 人

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、利用制限期間あり。利用可能日数は部屋によって異なる。

※開館日数は、老人福祉センターとしての開館日数

文京福祉センター湯島

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
開館日数		342 日	359 日	360 日	359 日	359 日
利用者数	和 室 A	2,432 人	3,121 人	3,483 人	3,453 人	3,279 人
	和 室 B	1,022 人	1,896 人	2,341 人	2,217 人	1,910 人
	和 室 C	336 人	278 人	378 人	325 人	274 人
	談話ホール	2,038 人	5,018 人	5,962 人	6,424 人	6,938 人
	総 数	5,828 人	10,313 人	12,164 人	12,419 人	12,401 人
浴 室		1,492 人	1,685 人	1,761 人	2,105 人	2,064 人

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、利用制限期間あり。利用可能日数は部屋によって異なる。

※開館日数は、老人福祉センターとしての開館日数

イ 健康相談（事業開始 昭和47年度）

看護師が病気の発見・予防・療養の方法等の健康に関する相談に応じるほか、様々な相談に応じています。

・高齢者健康相談（内科）

	曜 日・時 間
文京福祉センター江戸川橋	第2火曜日・第4金曜日 午後1時15分～2時45分
文京福祉センター湯島	第1火曜日・第3火曜日 午後1時15分～2時45分

・高齢者健康相談利用状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
文京福祉センター江戸川橋	55 人	45 人	59 人	46 人	55 人
文京福祉センター湯島	30 人	27 人	29 人	31 人	39 人

ウ 介護予防事業

（ア）からだコンディショニング（事業開始 平成18年度）

心身の機能低下を防ぎ要介護又は要支援状態になることを予防するため、専門講師を招いて実施しています。

文京福祉センター江戸川橋

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
回 数	47 回	48 回	48 回	48 回	48 回
延出席者数	583 人	660 人	575 人	601 人	615 人

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、第1クールの一部を中止

文京福祉センター湯島

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
回数	47回	48回	48回	48回	48回
延出席者数	508人	537人	574人	516人	513人

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、第1クールの一部を中止

(イ) 高齢者マッサージ事業（事業開始（旧寿事業） 昭和47年度）

高齢者の健康維持・増進に資するため、マッサージサービスを実施しています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
文京福祉センター江戸川橋	271人	269人	272人	278人	347人
文京福祉センター湯島	266人	268人	276人	264人	329人

(ウ) 高齢者カラオケ事業（事業開始（旧寿事業） 昭和47年度）

高齢者の家庭でのとじこもり予防や生きがいづくりのため、専門の講師を招いて実施しています。（年10回ずつ）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
文京福祉センター江戸川橋	中止	112人	150人	132人	153人
文京福祉センター湯島	中止	100人	123人	146人	130人

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

エ 交流事業

(ア) 元気でいきいき教室（事業開始 平成19年度）

65歳以上の方を対象に、介護予防及び地域で自立した生活を送る一助として、仲間づくりや心身機能の維持向上を図るための講座（1回5日制、定員20人）を実施しています。

文京福祉センター江戸川橋

令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
鍵盤ハーモニカ	53人	殺陣エクササイズ	58人	俳句教室	89人	健康ウォーキング	72人	若返るポップミュージック講座	64人
ガラス絵教室	58人	紙バンドクラフト	41人	手話講座	44人	カクテル教室	64人	ユーモア川柳入門	70人
エクササイズダンス	66人	楽器を持って踊りましょう	60人	楽しくダンスを踊りましょう	72人	楽しいリズムダンス	72人	楽しいリズムダンス	83人
世界のイスラム美術	75人	東洋美術をめぐる旅	80人	東洋美術講座	72人	シルクロードの美術をめぐる旅	124人	シルクロード探検	128人
参加者計	252人	参加者計	239人	参加者計	277人	参加者計	332人	参加者計	345人

文京福祉センター湯島

令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
飛び出しかけ絵本	50人	水墨画講座	53人	スマートフォン	44人	心身健康フラダンス	59人	ガラス絵教室	24人
シニアのおしゃれ	49人	絵手紙講座	54人	ピラティス	63人	健康ボイトレ	55人	初めての手話講座	33人
かをりを楽しむお香	50人	かをりを楽しむお香	21人	はじめての日常英会話	49人	初めてのかな書道教室	63人	鍵盤ハーモニカ講座	28人
長寿のためのお酒	20人	エクササイズダンス	26人	俳句講座	32人	スマホカメラ講座	82人	スマホカメラ講座	33人
参加者計	169人	参加者計	154人	参加者計	188人	参加者計	259人	参加者計	118人

(イ) 囲碁・将棋交流会（事業開始（旧寿事業） 昭和47年度）

高齢者の教養の向上や生きがいづくりのため、参加者同士が気軽に参加でき、対戦を楽しむことができる囲碁交流会・将棋交流会（年1回ずつ）を実施しています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
文京福祉センター江戸川橋	32人	21人	29人	40人	46人

② 地域福祉振興施設の貸出

地域福祉の振興を目的として、施設を提供しています。

ア 施設設備

文京福祉センター江戸川橋（平成27年4月1日開設）

室名	主な用途	面積	定員
視聴覚室	楽器演奏・カラオケなど	171㎡	105人
料理教室	料理実習など	54㎡	30人
多目的室	会議など(料理教室と一体利用可)	43㎡	24人
地域活動室A	会議など	39㎡	24人
地域活動室B	会議など	58㎡	30人
地域活動室C	会議など	55㎡	30人
学習室(夜間)	会議・カラオケなど	51㎡	30人
トレーニングルーム(夜間)	体操など	115㎡	60人

文京福祉センター湯島（平成28年4月1日開設）

室名	主な用途	面積	定員
洋室	会議など	77㎡	30人
和室A(夜間)	会議など	24.5畳	30人
和室B(夜間)	会議など	17畳	15人
和室C(夜間)	会議など	8畳	8人

※平成27年度までは湯島第二会館として使用

イ 利用状況

文京福祉センター江戸川橋

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
視聴覚室	14,498 人	20,871 人	23,104 人	25,802 人	24,120 人
料理教室	0 人	1,380 人	3,436 人	2,888 人	3,470 人
多目的室	2,675 人	4,089 人	5,361 人	5,416 人	6,107 人
地域活動室 A	5,168 人	7,083 人	8,004 人	7,436 人	7,738 人
地域活動室 B	7,152 人	9,703 人	10,186 人	9,010 人	10,590 人
地域活動室 C	5,747 人	7,887 人	7,661 人	7,348 人	8,010 人
学習室（夜間）	259 人	1,132 人	1,097 人	1,326 人	1,471 人
トレーニングルーム （夜間）	736 人	1,474 人	1,613 人	2,439 人	2,499 人
合計	36,235 人	53,619 人	60,462 人	61,665 人	64,005 人
開館日数	342 日	359 日	360 日	359 日	359 日

※令和3年度及び4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、利用制限期間あり。

利用可能日数は部屋によって異なる。

※開館日数は、地域福祉振興施設としての開館日数

文京福祉センター湯島

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
洋室	4,121 人	5,621 人	7,012 人	7,401 人	6,877 人
和室 A（夜間）	65 人	27 人	40 人	116 人	197 人
和室 B（夜間）	0 人	2 人	6 人	25 人	29 人
和室 C（夜間）	0 人	2 人	7 人	6 人	9 人
合計	4,186 人	5,652 人	7,065 人	7,548 人	7,112 人
開館日数	342 日	359 日	360 日	359 日	359 日

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、利用制限期間あり。

※開館日数は、地域福祉振興施設としての開館日数

③ 地域福祉振興に係るボランティアの育成

ア 高齢者施設ボランティア講座（事業開始 平成25年度）

高齢者福祉や介護に関心のある概ね50歳以上の方（ミドル・シニア）に対し、ボランティア活動や基本的な介護技術等に関する講義、高齢者施設でのボランティア体験の機会を提供する講座を実施しています。また、講座修了後、受講者に対してボランティア活動先を紹介しています。

参加者数	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	10人	6人	7人	4人	11人

イ ミドル・シニア目線を活かした発信力強化事業（事業開始 平成30年度）

区の情報誌（セカンドステージ・サポート・ナビ）の編集を、ミドル・シニアのみなさんと「セカンドステージサポートゼミ」として行います。講座ではデザインや写真な

どの技術を学び、地域で様々な活動に取り組んでいる方へのインタビューを行うなど、冊子の改訂を進めていきます。講座の修了者で自主グループを結成し、専用ホームページでの情報発信等を行います。

参加者数	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	延120人	延117人	延131人	延104人	延124人

(高齢福祉課社会参画支援係)

障害者（児）福祉

1	手帳の交付	
(1)	身体障害者手帳の交付（障害福祉課）	117
(2)	愛の手帳の交付（障害福祉課）	117
(3)	精神障害者保健福祉手帳の交付（予防対策課）	118
2	相談員（障害福祉課）	118
3	障害者総合支援法による福祉サービス（障害福祉課・予防対策課）	119
4	児童福祉法による障害児通所支援等（障害福祉課・予防対策課）	122
5	障害福祉サービス等の実績（障害福祉課・予防対策課）	124
6	障害者基幹相談支援センター（障害福祉課・予防対策課）	127
7	地域生活支援拠点（障害福祉課）	128
8	本郷福祉センター	
(1)	生活介護事業（若駒の里）（障害福祉課）	129
(2)	放課後等デイサービス事業（放課後等デイサービス JOY）（障害福祉課）	129
9	福祉作業所（障害福祉課）	129
10	文京区放課後等デイサービスロード（障害福祉課）	130
11	児童発達支援センター	
(1)	児童発達支援（そよかぜ）（教育センター）	131
(2)	放課後等デイサービス（ほっこり）（教育センター）	131
12	障害児への相談支援事業	
(1)	総合相談室（教育センター）	132
(2)	発達支援巡回相談（教育センター）	134
(3)	障害児相談支援事業（なないろ）及び特定相談支援事業（教育センター）	134
13	通所施設事業	
(1)	日中活動系サービス推進事業（障害福祉課・予防対策課）	135
(2)	地域活動支援センター（障害福祉課・予防対策課）	135
14	手当等の支給	
(1)	心身障害者福祉手当（障害福祉課）	136
(2)	精神障害者福祉手当（予防対策課）	137
(3)	東京都心身障害者扶養共済制度（障害福祉課）	138
(4)	重度障害者特別給付金（障害福祉課）	138
15	障害者の医療費助成	
(1)	自立支援医療（更生医療）の給付（障害福祉課）	139
(2)	自立支援医療（育成医療）の給付（健康推進課）	139
(3)	自立支援医療（精神通院）の給付（予防対策課）	139
(4)	心身障害者医療費の助成（マル障）（障害福祉課・予防対策課）	140
16	補装具費の支給・日常生活用具の給付等	
(1)	補装具費の支給（障害福祉課・予防対策課）	140
(2)	日常生活用具の給付・住宅設備改善費・点字図書の給付 （障害福祉課・予防対策課）	141
(3)	小児慢性特定疾病児童の日常生活用具給付（予防対策課）	142
(4)	中等度難聴児発達支援事業補聴器購入費の助成（障害福祉課）	143

(5) 補助犬の給付（都の制度）（障害福祉課）	143
(6) 心身障害者（児）紙おむつ支給（障害福祉課）	144
17 在宅福祉サービス等	
(1) 重度脳性麻痺者介護事業（障害福祉課）	144
(2) 在宅心身障害者（児）緊急一時介護委託費助成（障害福祉課）	145
(3) 心身障害者（児）短期保護事業（障害福祉課）	145
(4) 意思疎通支援事業（手話通訳者等派遣）（障害福祉課）	146
(5) 意思疎通支援事業（失語症者向け意思疎通支援者派遣）（障害福祉課）	146
(6) 救急代理通報システム事業（障害福祉課）	147
(7) 自動火災報知器の設置（障害福祉課）	147
(8) 心身障害者（児）布団乾燥消毒・丸洗い（障害福祉課）	147
(9) 心身障害者（児）理美容サービス（障害福祉課）	148
(10) 身体障害者巡回入浴サービス事業（障害福祉課）	148
(11) 軽度障害者入浴サービス事業（障害福祉課）	148
(12) 日中短期入所事業（障害福祉課・予防対策課）	149
(13) 精神障害者地域安心生活支援事業（障害福祉課）	149
(14) 精神障害者地域生活安定化支援事業（予防対策課）	150
(15) 精神障害者単身生活サポート事業（予防対策課）	150
(16) 医療的ケア児在宅レスパイト事業（障害福祉課）	150
(17) 医療的ケア児支援ルーム事業（障害福祉課）	151
18 社会参加の促進	
(1) 障害者・児移動支援事業（障害福祉課・予防対策課）	151
(2) 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」（障害福祉課）	151
(3) 心身障害者（児）レクリエーション（障害福祉課）	152
(4) 福祉タクシー事業（障害福祉課）	152
(5) 自動車燃料費助成事業（障害福祉課・予防対策課）	153
(6) リフト付福祉タクシー事業（障害福祉課）	153
(7) 団体バス借上経費補助事業（障害福祉課）	154
(8) 心身障害者自動車運転免許取得経費補助事業（障害福祉課）	154
(9) 身体障害者用自動車改造費の助成（障害福祉課）	154
(10) ぶんぶんまるしえ（障害者・高齢者の手作り作品・商品販売代理事業） （障害福祉課）	155
19 障害者就労支援センター（障害福祉課）	155
20 福祉環境整備	
(1) 福祉環境整備の促進（住環境課）	157
(2) 東京都福祉のまちづくり条例に基づく届出の受付（住環境課）	158
21 障害者向け住宅施策	
(1) 障害者住宅の提供（福祉政策課）	158
(2) 文京区すまいる住宅登録事業（福祉政策課）	159
(3) 文京区住まいの協力店制度（福祉政策課）	160
(4) 障害者世帯移転費用等助成（福祉政策課）	160
(5) すみかえサポート事業（福祉政策課）	161

障害者（児）福祉

平成 26 年に批准した障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法により、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現に向けた取り組みを一層、推進することが求められています。区では基本構想を貫く理念である「だれもがいきいきと暮らせるまち」を実現するために、障害者・障害児施策の考え方と取組を一体的に示した「文京区障害者・児計画」を策定し、取り組みを進めています。

今後とも、様々な施策の充実に努めるとともに、障害に関する理解の促進を図り、障害の有無にかかわらず共に生きる共生社会の実現を目指していきます。

1 手帳の交付

(1) 身体障害者手帳の交付

(事業開始 昭和 25 年度)

身体障害者が各種サービスを受けるためには、「身体障害者手帳」が必要です。手帳を取得するには、指定された医師の診断書を添付し、障害福祉課を経由して都知事に申請します。この申請に基づき、東京都で審査し、再び障害福祉課を経由して本人に交付されます。障害の種類、程度に応じ、1 級（重度）から 6 級（軽度）に区分されています。

(各年度末現在)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
総 数	4,368 人	4,331 人	4,280 人	4,257 人	4,291 人
視 覚	381 人	385 人	379 人	385 人	407 人
聴覚・平衡	314 人	315 人	313 人	333 人	342 人
音声・言語	62 人	60 人	64 人	69 人	75 人
肢 体	1,967 人	1,906 人	1,830 人	1,793 人	1,754 人
内 部	1,644 人	1,665 人	1,694 人	1,677 人	1,713 人

(障害福祉課身体障害者支援係)

(2) 愛の手帳の交付

(事業開始 昭和 42 年度)

東京都では、知的障害者の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、申請に基づき知的障害者と判定された方に、「愛の手帳」を交付しています。この手帳は、都道府県独自の発行であるため、他の道府県から都内に転入した場合には、新たに「愛の手帳」の交付を受ける必要があります。障害の程度に応じ、1 度（最重度）から 4 度（軽度）に区分されています。

【判定機関（各機関、予約が必要）】

18 歳未満	文京区児童相談所 文京区小石川 3 丁目 14 番 7 号 電話 03-3811-5241
18 歳以上	東京都心身障害者福祉センター 新宿区神楽河岸 1 番 1 号 東京都飯田橋庁舎(セントラルプラザ)14 階 電話 03-3235-2961（判定の予約等）

（各年度末現在）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
総数	1,005 人	1,019 人	1,037 人	1,057 人	1,068 人
18 歳未満	306 人	313 人	326 人	330 人	331 人
18 歳以上	699 人	706 人	711 人	727 人	737 人

（障害福祉課知的障害者支援係）

（3）精神障害者保健福祉手帳の交付

（事業開始 平成 7 年度）

精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を目的として、「精神障害者保健福祉手帳」交付の制度があります。予防対策課及び保健サービスセンター本郷支所で申請を受け付け、東京都で審査を行い、認定された方に交付します。手帳は 2 年ごとに更新をする必要があります。障害の程度に応じ、1 級から 3 級に区分されています。

（各年度末現在）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
総数	1,890 人	2,033 人	2,297 人	2,384 人	2,562 人

（予防対策課精神保健担当）

2 相談員

① 身体障害者相談員（事業開始 昭和 42 年度）

身体障害者相談員は、身体に障害のある方の更生援護の相談に応じ、必要な助言を行う民間人で、その業務を区長が委託します。任期は 2 年です。

② 知的障害者相談員（事業開始 昭和 43 年度）

知的障害者相談員は、知的障害者の福祉増進に熱意を有し、奉仕的活動ができる民間人で、その業務を区長が委託します。任期は 2 年です。

③ 相談員の業務内容

ア 地域の実情を把握し、援護を必要とする方に対し、適切な助言及び指導を行う。

イ 障害者、その家族等から、公的援護についての相談を受けた際に、その問題に応じて必要とする援護等の内容を説明し、手続等についての指導を行う。

（障害福祉課身体障害者支援係）

3 障害者総合支援法による福祉サービス

(事業開始 平成 18 年度)

平成 18 年 4 月からの障害者自立支援法施行により、障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービスを共通の制度の下で、区市町村が一元的に提供することとなりました。平成 25 年 4 月 1 日からは障害者総合支援法となり、障害者の範囲として新たに難病等が加わりました。障害者総合支援法に基づくサービスは、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されます。自立支援給付には「介護給付」、「訓練等給付」、「補装具費の支給」、「自立支援医療」等があり、地域生活支援事業には「意思疎通支援事業」、「日常生活用具給付事業」、「移動支援事業」等があります。

① 対象者

- ア 身体障害者手帳の交付を受けた方
- イ 知的障害のある方
- ウ 精神に障害のある方（発達障害のある方を含む）
- エ 難病患者等
- オ 身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童、難病に罹患している児童

② 自立支援給付

介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うとともに、病院、介護老人保健施設等に入院又は入所している障害者に対して、意思疎通支援等を行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な視覚的な情報を提供するとともに、移動の援護を行います。
	行動援護	常時介護の必要な行動上著しい困難を有する人が行動する上で、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
	短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間等における入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	宿泊型自立訓練	知的障害又は精神障害のある人に、一定期間日常生活能力を向上させるための支援を行います。
	就労選択支援	就労先・働き方について、本人の希望や就労能力、適性等に合ったより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して支援を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	就労移行支援等を利用し、一般就労した人について、就労に伴う生活上の課題に対応できるように必要な支援を行います。
	自立生活援助	入所施設やグループホームを利用していた人等が、居宅で自立した生活を営む上で生じた問題について、巡回訪問等により、必要な援助を行います。
	共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日に、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。また、居宅にて自立した生活への移行を希望する入居者について、日常生活への移行及び定着に関する相談を行います。
補装具費の支給		身体障害者手帳の交付を受けた方や難病等により患されている方が日常生活や就学、就労のために、身体機能を補完・代替する補装具の製作等を行う場合、補装具費を支給します。
自立支援医療		身体障害者、精神障害者、児童の各福祉法により行われていた公費負担医療が、障害者総合支援法により体系化されたものです。更生医療、育成医療、精神通院医療があります。
相談支援	地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)	施設や病院に入所・入院している障害のある人に対して、地域生活に移行するための相談や住居の確保、地域定着を図るための連絡・サポート体制を確保します。
	計画相談支援(サービス利用支援・継続サービス利用支援)	障害のある方の状況や、その置かれている環境等を勘案して、利用するサービスの内容等を記載したサービス等利用計画等を作成します。

③ 地域生活支援事業

利用者のニーズを踏まえ、文京区独自のサービスを実施しています。現在の実施事業は、次のとおりです。

理解促進研修・啓発事業	障害者等への理解を深めるため、研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化します。
自発的活動支援事業	障害者等、その家族、地域住民等における自発的取り組みを支援します。
相談支援事業	障害者等からの相談に応じ、情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、権利擁護のための援助を行います。
意思疎通支援事業	聴覚障害者等に手話通訳者等を派遣し、意思疎通の円滑化を図ります。

日常生活用具給付事業	障害のある方及び難病患者等に対し、自立生活支援用具等を給付します。
移動支援事業	社会生活上の必要な外出、余暇活動等の社会参加の外出について、介護支援を行います。
成年後見制度利用支援	成年後見制度の説明、制度利用までの手続等の手伝いや、制度利用に関する相談、後見人の支援等を行います。
地域活動支援センター	障害のある人に、創作的活動機会や社会との交流の機会等を提供します。
日中短期入所事業	短期入所施設で宿泊を伴わない日中に、入浴・排せつ又は食事等の介護や日常生活上の支援を行います。
巡回入浴サービス事業	介助があっても家庭や公衆浴場での入浴が困難な重度の身体障害者に対し、巡回入浴車による入浴サービスを提供します。
救急代理通報システム事業	家庭で急病やケガなどの突発的な事故にあった場合、若しくは、家庭内で火災が発生し、住宅用火災警報器が作動した場合に、専用通報機器を用いて、区が契約している民間の警備会社を通じて東京消防庁へ救急要請をすると同時に、駆けつけ員を派遣することで、速やかな救助を行います。
自動車運転免許取得経費補助事業	障害のある人が自動車運転免許を取得する場合に、必要となる経費の一部を補助します。
自動車改造費助成事業	重度身体障害のある人が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費を助成します。
重度障害者等就労支援事業	就労している重度障害者等に対し、通勤や職場等における支援を行います。

④ 障害福祉サービス（介護給付及び訓練等給付）の申請から利用までの流れ

障害福祉サービスは、障害程度や勘案すべき事項（社会活動、介護者、居住等の状況等）を踏まえ、個別に支給決定されます。

ア 申請

どのようなサービスが利用できるか相談し、区に申請をします。

イ サービス等利用計画案の提出依頼

区は、申請者に対して、サービス等利用計画案の提出を依頼します。

介護保険のケアプラン対象者は、障害福祉サービス固有のサービスの利用を希望し、区が必要と認める場合に提出を依頼します。

ウ 障害支援区分認定調査・概況調査

区は、障害者の福祉サービスの必要性を総合的に判定するために、聴き取りを行います。介護給付を希望する場合は、審査会の判定を受け、障害支援区分の認定を行います。

エ サービス等利用計画案の作成・提出

申請者からの依頼により、指定特定相談支援事業所が作成した計画案を、区に提出します。なお、指定特定相談支援事業所が作成する計画案に代えて、申請者本人や家族等が作成した計画（セルフプラン）を提出することも可能です。

オ 支給決定・受給者証の発行

区において支給の決定がされ、利用者負担上限月額確定後、受給者証が発行されます。なお、訓練等給付を希望した場合、一部のサービスについては暫定支給決定を経て、支給

決定が行われます。

カ サービス等利用計画の作成

指定特定相談支援事業所は、支給決定後にサービス等利用計画を作成します。

キ サービス利用の契約

利用者は、サービスを提供する事業者と契約を結び、契約内容に基づいたサービスの提供を受けます。

ク 利用者負担額の支払い

利用者は、サービスを利用後、利用者負担額を事業者に支払います。

ケ サービス利用料の支払い

サービスを利用した際にかかった費用のうち、利用者負担額を除いた金額を、区が利用者に代わって事業者に支払います。

⑤ 利用者負担の仕組み

障害福祉サービスを利用した場合、収入・所得に応じて利用者負担が設定されています。所得に応じて、下表の4区分の負担上限月額が設定され、利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。この負担上限月額と施設等の実費負担額（食費や光熱水費等）が、利用者の負担となります。

区分 (※1)	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	区民税非課税世帯	0 円
一般 1	区民税課税世帯で所得割 16 万円未満の方（※2）	9,300 円
一般 2	一般 1 以外の区民税課税世帯	37,200 円

※1 所得区分認定を行う際の世帯の範囲は、障害者本人（配偶者がある場合は配偶者を含む）のみです。

※2 入所施設利用者（20 歳以上）、グループホーム利用者は、区民税課税世帯の場合、「一般 2」になります。

※3 児童については、「児童福祉法による障害児通所支援等」における「④利用者負担の仕組み」の表が利用者の負担となります。

（障害福祉課身体障害者支援係・知的障害者支援係・予防対策課精神保健担当）

4 児童福祉法による障害児通所支援等

（事業開始 平成 24 年度）

平成 24 年 4 月の障害者自立支援法及び児童福祉法の改正により、通所による支援は児童福祉法による「障害児通所支援」に一元化されました。

① 対象者

ア 身体に障害のある児童

イ 知的障害のある児童

ウ 精神に障害のある児童（発達障害のある児童を含む）

エ 難病等により患っている児童

② 対象となるサービス

障害児通所支援	児 童 発 達 支 援	日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、集団生活への適応のための支援等を行います。 ※医療型児童発達支援は、令和6年度より、児童発達支援に一元化されました。
	放課後等デイサービス	就学している障害児について、放課後等に生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進等を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	外出することが著しく困難な障害児について、居宅を訪問し、日常生活における基本的動作及び知識技能の習得、生活能力向上のために必要な支援等を行います。
	保 育 所 等 訪 問 支 援	保育所等に通う障害児について、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
相談支援	障害児相談支援（障害児支援利用援助、継続障害児支援利用援助）	障害児に関する様々な相談に応じ、必要な情報の提供や各機関との連絡調整などを行うとともに、障害児の通所サービスの内容等を記載した障害児支援利用計画等の作成を行います。

③ 申請から利用までの流れ

ア 申請

どのようなサービスが利用できるか相談し、区に申請をします。

イ 障害児支援利用計画案の提出依頼

区は、申請者に対して、障害児支援利用計画案の提出を依頼します。

ウ 調査

区は、サービスを希望する児童の心身の状況等や利用サービス意向を聴き取ります。

エ 障害児支援利用計画案の作成・提出

申請者からの依頼により、指定障害児相談支援事業所が作成した障害児支援利用計画案を、区に提出します。なお、指定障害児相談支援事業所が作成する計画案に代えて、保護者が作成した計画（セルフプラン）を提出することも可能です。

オ 支給決定・受給者証の発行

区において支給の決定がされ、利用者負担上限月額確定後、受給者証が発行されます。

カ 障害児支援利用計画の作成

指定障害児相談支援事業所は、支給決定後に障害児支援利用計画を作成します。

キ サービス利用の契約

利用者は、サービスを提供する事業者と契約を結び、契約内容に基づいたサービスの提供を受けます。

ク 利用者負担額の支払い

利用者は、サービスを利用後、利用者負担額を事業者に支払います。

ケ サービス利用料の支払い

サービスを利用した際にかかった費用のうち、利用者負担額を除いた金額を、区が利用者に代わって事業者を支払います。

④ 利用者負担の仕組み

障害児通所支援を利用した場合、収入・所得に応じて利用者負担が設定されています。所得に応じて、下表の4区分の負担上限月額が設定され、利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区分（※）	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	区民税非課税世帯	0 円
一般 1	区民税課税世帯で所得割 28 万円未満の方	4,600 円
一般 2	一般 1 以外の区民税課税世帯	37,200 円

※障害児の保護者の属する世帯で判断します。

（障害福祉課身体障害者支援係・知的障害者支援係・予防対策課精神保健担当）

5 障害福祉サービス等の実績

（各年度末現在）

① 居宅介護（ホームヘルプ）

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
身体 介護	利用時間	13,532 時間	14,821 時間	16,266 時間	19,626 時間	24,499 時間
	実利用者数	187 人	203 人	213 人	243 人	271 人
家事 援助	利用時間	7,702 時間	7,956 時間	8,111 時間	8,540 時間	9,249 時間
	実利用者数	130 人	143 人	156 人	172 人	179 人
通院等 介助	利用時間	3,472 時間	3,272 時間	3,264 時間	3,329 時間	3,615 時間
	実利用者数	71 人	75 人	72 人	79 人	80 人

② 重度訪問介護

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
利用時間	69,726 時間	80,230 時間	93,876 時間	94,210 時間	97,569 時間
実利用者数	19 人	20 人	23 人	21 人	22 人

③ 同行援護（平成 23 年 10 月から）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
利用時間	21,865 時間	23,533 時間	25,471 時間	26,257 時間	30,636 時間
実利用者数	75 人	85 人	83 人	91 人	101 人

④ 行動援護

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
利用時間	401 時間	431 時間	1,252 時間	1,845 時間	1,450 時間
実利用者数	3 人	3 人	6 人	8 人	8 人

⑤ 重度障害者等包括支援

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
利用時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間
実利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

⑥ 短期入所（ショートステイ）

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
福祉型	利用日数	4,400 日	4,740 日	5,276 日	5,347 日	5,456 日
	実利用者数	80 人	100 人	113 人	114 人	131 人
医療型	利用日数	203 日	142 日	133 日	138 日	98 日
	実利用者数	3 人	3 人	4 人	4 人	3 人

⑦ 療養介護

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用日数	4,380 日	4,927 日	4,757 日	4,535 日	4,744 日
利用者数 (延) / (実)	12 人	14 人	13 人	13 人	13 人

⑧ 生活介護

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人数 (施設数)	身体 障害者	49 人 (17 か所)	46 人 (16 か所)	48 人 (20 か所)	52 人 (21 か所)	51 人 (20 か所)
	知的 障害者	240 人 (86 か所)	239 人 (86 か所)	244 人 (89 か所)	249 人 (88 か所)	251 人 (90 か所)
	精神 障害者	5 人 (4 か所)	6 人 (5 か所)	5 人 (4 か所)	5 人 (6 か所)	5 人 (5 か所)

⑨ 施設入所支援

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人数 (施設数)	身体 障害者	26 人 (13 か所)	24 人 (12 か所)	23 人 (12 か所)	23 人 (12 か所)	22 人 (11 か所)
	知的 障害者	104 人 (52 か所)	103 人 (53 か所)	106 人 (55 か所)	105 人 (55 か所)	103 人 (53 か所)
	精神 障害者	1 人 (1 か所)	1 人 (1 か所)	0 人 (0 か所)	0 人 (0 か所)	0 人 (0 か所)

⑩ 自立訓練

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人数 (施設数)	身体 障害者	8 人 (4 か所)	7 人 (4 か所)	4 人 (3 か所)	5 人 (3 か所)	3 人 (2 か所)
	知的 障害者	7 人 (5 か所)	3 人 (2 か所)	5 人 (2 か所)	5 人 (2 か所)	2 人 (2 か所)
	精神 障害者	32 人 (16 か所)	34 人 (18 か所)	28 人 (14 か所)	25 人 (12 か所)	31 人 (14 か所)

⑪ 宿泊型自立訓練

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人数 (施設数)	知的 障害者	0 人 (0 か所)	0 人 (0 か所)	1 人 (1 か所)	1 人 (1 か所)	1 人 (1 か所)
	精神 障害者	3 人 (2 か所)	2 人 (2 か所)	1 人 (1 か所)	0 人 (0 か所)	1 人 (1 か所)

⑫ 就労移行支援

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人数 (施設数)	身体 障害者	10 人 (8 か所)	13 人 (9 か所)	4 人 (3 か所)	5 人 (5 か所)	5 人 (5 か所)
	知的 障害者	11 人 (10 か所)	16 人 (13 か所)	8 人 (8 か所)	6 人 (6 か所)	14 人 (10 か所)
	精神 障害者	84 人 (39 か所)	72 人 (38 か所)	80 人 (43 か所)	85 人 (49 か所)	99 人 (45 か所)

⑬ 就労継続支援

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人数 (施設数)	身体 障害者	12 人 (8 か所)	12 人 (9 か所)	10 人 (8 か所)	12 人 (9 か所)	15 人 (16 か所)
	知的 障害者	134 人 (32 か所)	138 人 (33 か所)	142 人 (34 か所)	137 人 (34 か所)	151 人 (38 か所)
	精神 障害者	150 人 (48 か所)	155 人 (50 か所)	160 人 (53 か所)	164 人 (54 か所)	177 人 (67 か所)

⑭ 就労定着支援

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人数 (施設数)	身体 障害者	1人 (1か所)	2人 (2か所)	3人 (3か所)	3人 (3か所)	3人 (4か所)
	知的 障害者	3人 (3か所)	5人 (4か所)	6人 (6か所)	10人 (9か所)	16人 (15か所)
	精神 障害者	40人 (23か所)	37人 (21か所)	42人 (23か所)	45人 (29か所)	48人 (30か所)

⑮ 自立生活援助

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人数 (施設数)	身体 障害者	0人 (0か所)	0人 (0か所)	0人 (0か所)	0人 (0か所)	0人 (0か所)
	知的 障害者	0人 (0か所)	0人 (0か所)	0人 (0か所)	0人 (0か所)	0人 (0か所)
	精神 障害者	0人 (0か所)	0人 (0か所)	0人 (0か所)	0人 (0か所)	0人 (0か所)

⑯ 共同生活援助（グループホーム）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人数 (施設数)	身体 障害者	8人 (4か所)	7人 (3か所)	9人 (5か所)	9人 (5か所)	13人 (9か所)
	知的 障害者	87人 (55か所)	86人 (55か所)	89人 (58か所)	92人 (58か所)	102人 (54か所)
	精神 障害者	55人 (39か所)	65人 (47か所)	61人 (49か所)	62人 (45か所)	72人 (52か所)

⑰ 児童発達支援

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実利用児数	247人	275人	327人	342人	330人

⑱ 医療型児童発達支援

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実利用児数	0人	1人	0人		

※医療型児童発達支援は、令和6年度より、児童発達支援に一元化されました。

⑲ 放課後等デイサービス

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実利用児数	415人	456人	485人	564人	634人

⑳ 居宅訪問型児童発達支援

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実利用児数	7人	7人	8人	14人	14人

㉑ 保育所等訪問支援

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実利用児数	8人	21人	35人	57人	72人

㉒ 相談支援

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
地域移行支援	実利用者数	1人	0人	0人	1人	4人
地域定着支援	実利用者数	9人	8人	7人	6人	6人
計画相談支援	事業者数	16か所	17か所	15か所	16か所	20か所
	計画作成数	777件	769件	877件	902件	934件
障害児相談支援	事業者数	8か所	8か所	7か所	6か所	9か所
	計画作成数	324件	300件	397件	420件	442件

(障害福祉課障害者施設担当・身体障害者支援係・知的障害者支援係・予防対策課精神保健担当)

6 障害者基幹相談支援センター

(事業開始 平成 27 年度)

障害者基幹相談支援センターは、障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害・難病等）にかかわらず、総合的・専門的な相談対応を行い、自立を支援します。

また、相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援等により、区内全体の相談支援機能の強化を図る拠点となっています。

① 障害者基幹相談支援センターの主な役割

- ア 総合相談支援体制の構築 イ 地域移行・地域定着の促進
- ウ 地域の相談支援体制の強化 エ 権利擁護・虐待防止

② 障害者基幹相談支援センターの概況

ア 所在地 小日向二丁目 16 番 15 号 文京総合福祉センター 1 階

イ 電話 03-5940-2903

ウ ファックス 03-5940-2904

エ 相談受付時間 平日 午前 9 時から午後 6 時

土曜 午前 9 時から午後 5 時

オ 対象者 ・ 疾病や障害により地域生活に困難を抱えている方とそのご家族

・ 文京区民や関係機関の方

カ 運営 復生あせび会・文京槐の会共同事業体

③ 総合相談支援業務

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
肢体不自由	24 件	55 件	317 件	62 件	382 件
視覚障害	159 件	312 件	262 件	274 件	163 件
聴覚障害	1 件	4 件	7 件	1 件	3 件
内部障害	150 件	46 件	68 件	41 件	145 件
その他身体 障害	179 件	97 件	22 件	60 件	8 件
知的障害	647 件	746 件	1,339 件	1,630 件	1,595 件
精神障害	3,943 件	3,331 件	2,966 件	3,026 件	4,563 件
難病	39 件	3 件	2 件	0 件	40 件
不明	555 件	925 件	484 件	196 件	196 件
計	5,697 件	5,519 件	5,467 件	5,290 件	7,095 件

(障害福祉課障害者施設担当)

7 地域生活支援拠点

(事業開始 令和元年度)

地域生活支援拠点は、障害者とその家族が安心して地域に住み続けることができるように、障害の種別にかかわらず、相談支援と地域づくりを主として障害者等の居住支援を行います。

① 地域生活支援拠点の概況及び開所日等

名 称	富坂地区 地域生活支援拠点 (令和3年度開設)	大塚地区 地域生活支援拠点 (令和4年度開設)	本富士地区 地域生活支援拠点 (令和元年度開設)	駒込地区 地域生活支援拠点 (令和3年度開設)
所 在 地	千石一丁目15番5号 千石文化苑ビル101号	水道二丁目3番17号 グラングスト文京101号	本郷二丁目21番3号 青木ビル1階	千駄木五丁目37番16号 コア・ティー・ケー101号
電 話	03-5810-1535	03-6801-5216	03-3868-3033	03-5832-9720
ファックス	03-6912-1228	03-6801-5217	03-3868-3039	03-5832-9721
メー ル ア ド レ ス	tomisaka @kyoten-bunkyo.jp	otsuka @kyoten-bunkyo.jp	motofuji @kyoten-bunkyo.jp	komagome @kyoten-bunkyo.jp
運 営 主 体	社会福祉法人 復生あせび会	社会福祉法人 文京槐の会	社会福祉法人 本郷の森	特定非営利活動法人エ ナジー本舗
開 所 日	月～金曜日(土曜、日曜、祝日、年末年始は休業)			
開 所 時 間	午前10時～午後5時30分			
対 象 者	区内在住の障害者及びその家族や関係機関			

② 相談支援実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
富坂地区	1,271件	4,880件	6,977件	6,682件	7,481件
大塚地区		1,074件	3,355件	3,659件	4,611件
本富士地区	3,182件	3,690件	6,765件	6,425件	5,658件
駒込地区	791件	3,551件	4,341件	5,573件	4,718件
合 計	5,244件	13,195件	21,438件	22,339件	22,468件

(障害福祉課障害者施設担当)

8 本郷福祉センター

(平成16年度開設)

勤労福祉会館内の本郷福祉センターにおいて、障害のある方が地域で社会生活を行えるよう、生活能力に必要な支援や創作活動などを行っています。

若駒の里は、平成24年度より知的障害者通所更生施設から生活介護事業へ、放課後等デイサービス JOY は、平成27年度より障害のある中・高生の居場所対策事業から放課後等デイサービス事業へ移行しました。

名称	文京区立本郷福祉センター
所在地	本駒込四丁目35番15号 勤労福祉会館 2階
電話	03-3823-8091
建物	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上13階のうち2階の一部
延床面積	840.86㎡

(1) 生活介護事業（若駒の里）

障害者総合支援法に基づく生活介護事業として、18 歳以上の知的障害者を対象に、通所による生活支援、作業訓練等を行っています。

利用定員	30 人				
開所日	月曜日から金曜日まで（祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までは休み）				
開所時間	午前 9 時 30 分から午後 3 時 30 分まで				
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
利用者数	31 人	31 人	32 人	32 人	33 人

（障害福祉課知的障害者支援係）

(2) 放課後等デイサービス事業（放課後等デイサービス JOY）

（事業開始 平成 27 年度）

児童福祉法に基づく放課後等デイサービス事業として、学校教育法第 1 条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く。）又は専修学校等（同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校をいう。）に就学する障害児を対象（主に中・高生）に、創作活動や余暇活動などを通じて、日常生活における基本的動作の習得や集団生活への適応に向けた支援を行います。

利用定員(1 日当たり)	10 人
開所日	月曜日から土曜日（祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までは休み）
開所時間	月曜日から金曜日 午後 1 時から午後 6 時 30 分まで 土曜日・学校休業日 ※午前 9 時から午後 5 時まで

※学校休業日（春・夏・冬休み、開校記念日、都民の日）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
利用者数	32 人	30 人	28 人	26 人	22 人

（障害福祉課障害者施設担当）

9 福祉作業所

（昭和 41 年度開設）

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所として、18 歳以上の知的障害者及び身体障害者を対象に、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練や、仕事をしながら自活に必要な作業知識や技能等を身に付けられるよう支援等を行っています。

① 施設

名 称	文京区立大塚福祉作業所	文京区立小石川福祉作業所
所 在 地	大塚 4-50-1	小石川 3-30-6
電 話	03-3946-5601	03-3811-1431
利 用 定 員	就労移行支援 6 人 就労継続支援 B 型 54 人	生活介護 15 人 就労継続支援 B 型 25 人
事務事業移管	昭和 55 年 3 月 1 日	昭和 55 年 3 月 1 日
事業開始年月日	昭和 41 年 4 月 1 日	昭和 41 年 4 月 1 日

建 物	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階・地上6階のうち 1、2階の一部分	鉄筋コンクリート造 地下1階・地上2階
延 床 面 積	1,095.18 m ²	640.10 m ²
開 所 日	月曜日から金曜日まで (祝日及び12月29日から1月3日までは休み)	
開 所 時 間	午前9時から午後4時まで	午前9時から午後6時30分まで

※小石川福祉作業所は、令和7年4月1日から生活介護の利用時間を延長しました。

② 利用者数 (各年度末現在)

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用者数	大塚	就労移行支援	0人	0人	0人	0人	0人
		就労継続支援B型	47人	44人	47人	47人	46人
	小石川	生活介護	12人	12人	14人	14人	14人
		就労継続支援B型	24人	24人	24人	22人	22人

※小石川福祉作業所は、令和3年1月1日から就労移行支援を廃止し、生活介護を開始しました。

③ 作業工賃

毎月、利用者の働いた時間及び作業能力に応じて支払います。

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実 働 大 塚	延 人 数	大 塚	487人	475人	493人	503人	516人
		小石川	254人	268人	275人	247人	258人
支 払 工 賃 総 額		大 塚	7,923,275円	8,208,683円	7,612,880円	7,751,715円	7,473,518円
		小石川	4,132,430円	4,015,322円	3,808,523円	4,002,154円	3,670,332円
1 人 1 月 当たり平均		大 塚	16,269円	17,281円	15,441円	15,411円	14,483円
		小石川	16,269円	14,983円	13,849円	16,203円	14,226円

(障害福祉課知的障害者支援係)

10 文京区放課後等デイサービスロード

(事業開始 令和6年9月)

児童福祉法に基づく放課後等デイサービス事業として、学校教育法第1条に規定している学校(幼稚園及び大学を除く。)又は専修学校等(同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。)に就学する障害児を対象(主に中・高生)に、創作活動や余暇活動などを通じて、日常生活における基本的動作の習得や集団生活への適応に向けた支援を行います。

利用定員(1日当たり)	20人
所在地	音羽一丁目19番地18 東京都助産師会館1階
開所日	月曜日から土曜日(祝日及び12月29日から1月3日までは休み)
開所時間	月曜日から金曜日 午後1時から午後6時30分まで
	土曜日・学校休業日 ※午前9時から午後5時まで

※学校休業日(春・夏・冬休み、開校記念日、都民の日)

	令和6年度	令和7年度
利用者数	34人	51人

(障害福祉課障害者施設担当)

11 児童発達支援センター

教育センターにおいて、児童発達支援センター業務(療育)を実施しています。

(1) 児童発達支援（そよかぜ）

(事業開始 平成 27 年度)

児童福祉法に基づき、心身の発達になんらかの遅れや偏りのある未就学児を対象に、日常生活における基本的な習慣の確立や集団生活への適応能力の向上を図る集団療育を行います。

※利用に当たっては受給者証が必要です。(123 ページ③参照)

利 用 日		月曜日～金曜日、第 2・4 土曜日
利用時間	乳児単独グループ	午前 9 時 30 分～午後 2 時
	単独グループ	
	単独グループ (第 2・4 土曜日)	午前 9 時 30 分～午前 11 時 30 分
利用定員 (1 日当たり)		30 人

児童発達支援利用者の状況

乳幼児：年度別入退所状況

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
年度当初在籍者数	86 人	83 人	83 人	79 人	77 人
年 入所者数	6 人	2 人	3 人	1 人	1 人
度 延在籍者数	92 人	85 人	86 人	80 人	78 人
内 退所者数	7 人	7 人	8 人	5 人	5 人
年度末在籍者数	85 人	78 人	78 人	75 人	73 人

乳幼児：年度別年齢別延在籍者数（各年度 4 月 1 日現在の年齢）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
0～1 歳	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
2 歳	7 人	7 人	6 人	6 人	7 人
3 歳	49 人	43 人	42 人	24 人	32 人
4 歳	23 人	27 人	27 人	39 人	23 人
5 歳	13 人	8 人	11 人	*10 人	16 人
計	92 人	85 人	86 人	79 人	78 人

* 6 歳児 1 名含む

(教育センター児童発達支援係)

(2) 放課後等デイサービス（ほっこり）

(事業開始 平成 27 年度)

児童福祉法に基づき、心身の発達になんらかの遅れや偏りのある就学児（小学生）を対象に、社会生活・集団生活などへの適応能力の向上を図る集団療育を行います。

※利用に当たっては受給者証が必要です。(123 ページ③参照)

利 用 日		月曜日～金曜日、第 2・4 土曜日
利用時間	平日	午後 2 時～午後 6 時
	第 2・4 土曜日 学校長期休み	午後 1 時～午後 5 時
利用定員 (1 日当たり)		15 人

放課後等デイサービス利用者の状況

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
年度当初在籍者数		149人	161人	165人	165人	165人
年度内	入所者数	0人	2人	2人	4人	4人
	延在籍者数	149人	163人	167人	169人	169人
	退所者数	9人	7人	2人	5人	6人
年度末在籍者数		140人	156人	165人	164人	163人

学年別延在籍者数（各年度4月1日現在の学年）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1年生	55人	37人	35人	41人	38人
2年生	33人	50人	35人	29人	29人
3年生	17人	31人	46人	30人	22人
4年生	16人	20人	25人	36人	27人
5年生	16人	11人	17人	18人	36人
6年生	12人	14人	9人	11人	17人
計	149人	163人	167人	165人	169人

（教育センター児童発達支援係）

12 障害児への相談支援事業

（事業開始 平成27年度）（※旧療育相談事業：事業開始 昭和50年4月）

（1）総合相談室

教育センターにおいて心身障害児の様々な相談に応じるとともに、個々の状態にあわせた専門的な訓練や個別療育を行っています。また、早期発見・早期療育の考え方のもとに心身の発達に遅れがある子どもの相談にも積極的に応じており、適切な療育を提供し、乳幼児期から学齢期まで切れ目のない相談・支援によって、こどもの健やかな成長を援助していく役割を担っています。

来所による相談は予約が必要ですが、相談は電話等で随時受け付けています。

① 新規相談

新規相談・年齢別件数（乳幼児）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
0歳	17件	23件	18件	19件	29件
1歳	84件	73件	72件	49件	50件
2歳	105件	92件	83件	89件	64件
3歳	67件	85件	65件	79件	67件
4歳	79件	56件	75件	68件	51件
5歳	57件	63件	72件	53件	49件
計	409件	392件	385件	357件	310件

新規相談・年齢別件数（学齢期）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
小学１年生	53 件	44 件	46 件	62 件	63 件
２年生	25 件	39 件	28 件	25 件	38 件
３年生	13 件	21 件	25 件	23 件	34 件
４年生	7 件	11 件	12 件	25 件	22 件
５年生	9 件	9 件	10 件	6 件	17 件
６年生	2 件	5 件	8 件	9 件	6 件

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
中学１年生	3 件	10 件	4 件	2 件	11 件
２年生	0 件	2 件	6 件	2 件	2 件
３年生	0 件	1 件	2 件	0 件	2 件
一般（高校生）	0 件	1 件	0 件	1 件	0 件
計	112 件	143 件	141 件	155 件	195 件

（教育センター総合相談係）

② 専門相談業務

こどもの発達全般に関する相談及び心理検査、報告書作成等の相談事業を行っています。

（延べ件数）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
個別相談等	4,205 件	4,524 件	4,309 件	4,319 件	4,233 件

発達の早期に、親子グループを実施し、発達促進的働きかけや保護者の養育スキルの向上を図ることで、障害の予防・軽減を図ります。（延べ件数）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
早期親子グループ	1,165 件	1,304 件	1,142 件	955 件	660 件

（教育センター総合相談係）

③ 機能訓練業務

区内在住の障害のあるこども及び心身の発達に遅れがあつて、個別療育が必要なこどもに対して、理学療法・作業療法・言語療法・心理個別療育・SST（ソーシャルスキルトレーニング）グループ療育等を行っています。

年度別延べ訓練回数

		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
理学療法	乳幼児	660 回	733 回	561 回	550 回	646 回
	学齢期	63 回	49 回	56 回	67 回	52 回
作業療法	乳幼児	1,590 回	1,616 回	1,798 回	2,022 回	1,789 回
	学齢期	411 回	359 回	441 回	362 回	344 回
言語療法	乳幼児	2,507 回	2,629 回	2,970 回	3,144 回	2,881 回
	学齢期	314 回	221 回	272 回	234 回	257 回
心理個別	乳幼児	1,360 回	1,348 回	1,223 回	1,262 回	1,255 回
	学齢期	72 回	73 回	84 回	95 回	75 回

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
SST グループ	乳幼児	177 回	128 回	81 回	47 回	0 回
	学齢期	0 回	0 回	0 回	0 回	0 回

※SST グループ療育の実施については小集団の編成が可能であることが前提となるが、令和7年度は乳幼児・学齢期共に編成可能な構成人数とならなかったため未実施。

(教育センター総合相談係)

④ 医師による相談

教育センターを利用するこどもとその家族に対し、必要に応じて、医師による専門相談を行っています。

相談の種類	内 容	相談回数
小 児 科	発達、障害、医療に関する相談・助言	月2～3回
精 神 科	発達、障害、心理及び情緒面に関する相談・助言	月2～3回
整形外科	運動発達の遅れ、身体の障害に関する相談・助言	月1～2回

年度別 延べ専門相談件数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小 児 科	31 件	22 件	21 件	32 件	23 件
精 神 科	68 件	57 件	39 件	52 件	49 件
整形外科	27 件	23 件	24 件	15 件	13 件
計	126 件	102 件	84 件	89 件	85 件

(教育センター総合相談係)

(2) 発達支援巡回相談

(事業開始 平成24年4月)

保育園・幼稚園・育成室に在籍するこども達の健やかな育ちに向けて、心理士、作業療法士等の専門職員が訪問し、保育内容の充実や保育上の必要な配慮について、保育士や教員、育成室職員等へ助言を行います。また、希望により訪問した園で保護者相談にもあたっています。(平成29年度より育成室巡回相談を合算)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
施 設 数	145 か所	154 か所	159 か所	178 か所	181 か所
巡回相談回数	520 回	557 回	551 回	594 回	490 回

(教育センター総合相談係)

(3) 障害児相談支援事業（なないろ）及び特定相談支援事業

(平成24年4月から児童福祉法及び障害者自立支援法（平成25年4月から障害者総合支援法に改正）上の事業として実施)

障害児通所支援利用前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援事業者と連絡調整を行い、定期的にモニタリングを行います。また、障害児やその保護者に対して相談、情報提供、助言を行います。

障害児支援利用計画作成数 ※新規：計画作成件数 継続：モニタリング実施件数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
新規	382 件	241 件	315 件	369 件	372 件
継続	205 件	172 件	184 件	228 件	219 件
計	587 件	413 件	499 件	597 件	591 件

※利用に当たっては受給者証が必要です。（123ページ③参照）（教育センター総合相談係）

13 通所施設事業

（1）日中活動系サービス推進事業

障害者総合支援法で定めている生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を実施する社会福祉法人等に対して、運営費の一部を補助しています。

（令和7年度補助対象事業所）

施設名（運営主体）	実施事業	住 所
は〜と・ピア （社会福祉法人文京槐の会）	生活介護	大塚四丁目 21 番 8 号
は〜と・ピア2 （社会福祉法人文京槐の会）	生活介護 就労移行支援	小石川四丁目 4 番 5 号
ワークショップやまどり （社会福祉法人山鳥の会）	生活介護 就労継続支援 B 型	弥生二丁目 9 番 6 号
工房わかぎり （社会福祉法人わかぎり）	就労継続支援 B 型	春日二丁目 19 番 3 号
銀杏企画 （社会福祉法人本郷の森）	就労継続支援 B 型	本郷五丁目 25 番 8 号
銀杏企画Ⅱ （社会福祉法人本郷の森）	就労継続支援 B 型	本郷三丁目 16 番 4 号
銀杏企画三丁目 移行分室 （社会福祉法人本郷の森）	就労移行支援	本郷三丁目 37 番 1 号
銀杏企画三丁目 （社会福祉法人本郷の森）	就労継続支援 B 型	本郷三丁目 29 番 6 号
アビーム （社会福祉法人復生あせび会）	就労継続支援 B 型	千石四丁目 37 番 4 号
ワークプレイスぶんぶん （社会福祉法人武蔵野会）	就労継続支援 B 型	小日向二丁目 16 番 15 号
ふる里学舎本郷 （社会福祉法人佑啓会）	就労継続支援 B 型	本郷二丁目 21 番 7 号
生活介護みらいコンパス根津 （一般社団法人みらいコンパス）	生活介護	根津二丁目 14 番 11 号

（障害福祉課障害者施設担当・予防対策課精神保健担当）

（2）地域活動支援センター

障害者の地域社会における自立生活を支援するために、創作活動や相談支援等を行い、交流の場を提供します。

（令和7年度対象事業所）

施設名（運営主体）	住 所
文京地域生活支援センター あかり （社会福祉法人 復生あせび会）	千石四丁目 27 番 12 号
エナジーハウス （特定非営利活動法人 エナジー本舗）	千駄木五丁目 10 番 8 号

施 設 名（運営主体）	住 所
地域活動支援センター みんなの部屋 （公益財団法人 東京カリタスの家）	関口三丁目 16 番 15 号
マイポジション （社会福祉法人 武蔵野会）	小日向二丁目 16 番 15 号
アンビション文京 （特定非営利活動法人 特別支援教育研究会）	小石川二丁目 6 番 5 号
地域活動支援センター ぱれっと （社会福祉法人 文京槐の会）	大塚四丁目 21 番 8 号

（障害福祉課障害者施設担当・予防対策課精神保健担当）

14 手当等の支給

（1）心身障害者福祉手当

心身に重い障害のある方に対し、自立した地域生活を送るための一助となるよう支給されるもので、次の種類があります。

① 特別障害者手当（国の制度）（事業開始 昭和 61 年度）

- ・対 象：20 歳以上で、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある方（おおむね身体障害者手帳 1・2 級、愛の手帳 1・2 度程度で重複障害の方、又は特に重い肢体不自由・知的障害・精神障害・内部障害の方など）
- ・対象外：施設入所者、病院又は診療所（介護老人保健施設含む。）に継続して 3 か月を超えて入院している方、本人又は扶養義務者の所得が一定額以上ある方
- ・手当額：月額 30,450 円（令和 8 年 4 月より月額改定）
- ・支払月：2 月・5 月・8 月・11 月

② 障害児福祉手当（国の制度）（事業開始 昭和 61 年度）

- ・対 象：20 歳未満で、日常生活において常時介護を必要とする状態にある方（身体障害者手帳 1・2 級の一部の方、愛の手帳 1・2 度の方、精神障害・疾病で同程度の方）
- ・対象外：施設入所者、本人又は扶養義務者の所得が一定額以上ある方、障害を事由とする年金受給者
- ・手当額：月額 16,560 円（令和 8 年 4 月より月額改定）
- ・支払月：2 月・5 月・8 月・11 月

③ 経過措置の福祉手当（国の制度）（事業開始 昭和 61 年度）

- ・対 象：現在、経過措置として受給されている方（新規の申請はできません。）
- ・対象外：施設入所者、本人又は扶養義務者の所得が一定額以上ある方、特別障害者手当受給者、障害を事由とする年金受給者
- ・手当額：月額 16,560 円（令和 8 年 4 月より月額改定）
- ・支払月：2 月・5 月・8 月・11 月

①～③の支給状況

支給人員（延）	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
特別障害者手当	1,551 人	1,562 人	1,534 人	1,626 人	1,704 人
障害児福祉手当	1,197 人	1,223 人	1,201 人	1,280 人	1,342 人
障害児福祉手当	329 人	327 人	321 人	334 人	350 人
経過措置の福祉手当	25 人	12 人	12 人	12 人	12 人

④ 東京都重度心身障害者手当（都の制度）（事業開始 昭和 48 年度）

- ・ 対 象：東京都内に住所があり、重度の障害で在宅の方（所得制限があります。）
- ・ 手当額：月額 60,000 円

※重度の障害とは、身体障害者手帳などの診断とは別の観点で、特に重いと診断されるものです。これは、障害の程度が将来にわたって固定し、その障害そのものも、また、その障害が原因になって引き起こされる諸々の複雑な介護を要する状態も改善される見込みの乏しい方が対象になります。ただし、施設に入所している方及び病院又は診療所（介護老人保健施設含む。）に継続して3か月を超えて入院している方を除きます。

受給者数	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	68 人	65 人	65 人	67 人	66 人

⑤ 心身障害者等福祉手当（区の制度）（事業開始 昭和 49 年度）

対 象	・ 身体障害者手帳 1・2 級の方 ・ 愛の手帳 1～3 度の方 ・ 脳性麻痺の方 ・ 進行性筋萎縮症の方	・ 身体障害者手帳 3 級の方 ・ 愛の手帳 4 度の方	特殊疾病の方
手当額	月額 15,500 円	月額 13,500 円	月額 15,500 円
支払月	4 月・8 月・12 月		

※ただし、障害者手帳の交付を受けた年齢又は特定医療費（指定難病）受給者証の申請をした年齢が65歳以上の方、本人もしくは扶養義務者等の所得が限度額を超える方、児童育成手当（68 ページ参照）の障害手当を受給している方及び施設に入所している方を除きます。

受給者数(延)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	27,979 人	27,954 人	28,517 人	28,598 人	28,737 人

（障害福祉課障害者在宅サービス係）

◆ (2) 精神障害者福祉手当 ◆

（事業開始 平成 29 年度）

精神に障害のある方（精神障害者保健福祉手帳 1 級）に対し、区独自の手当を支給することで、生活の安定を支援します。

- ・ 対 象：文京区内に住所を有する精神障害者保健福祉手帳 1 級の方
- ・ 対象外：本人もしくは扶養義務者の所得が限度額を超える方、文京区心身障害者等福祉手当を受給している方、児童育成手当（障害手当）を受給している児童、施設に入所している方、精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けた年齢が 65 歳以上の方
- ・ 手当額：月額 10,000 円
- ・ 支払月：4 月・8 月・12 月

受給者数(延)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	120人	121人	132人	135人	153人

(予防対策課精神保健担当)

(3) 東京都心身障害者扶養共済制度

(事業開始 平成20年度)

この制度は、障害者を扶養する保護者に万一のことがあったときに、残された障害者の将来に対して保護者が抱く不安を軽くし、障害者の生活の安定と福祉の向上を図っていくものです。

保護者が死亡又は重度障害となったときに、残された障害者の方に、加入1口当たり毎月2万円の年金が終身にわたって支給されます。

なお、障害者1人につき、2口まで加入できます。

- ・対象：ア 知的障害者
 - イ 身体障害者であって、その等級が1級から3級までに該当する方
 - ウ 精神又は身体に永続的な障害があり、その程度が上記ア又はイと同程度と認められる方（例えば、統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）
- ・加入資格：ア 障害者の保護者であること
 - イ 東京都内に住所があること
 - ウ 加入年度の初日（4月1日）の年齢が65歳未満であること
 - エ 特別な疾病や障害がなく、保険契約の対象となる健康状態であること
- ・掛金：保護者の加入時年齢により月額9,300～23,300円

(各年度末現在)

加入者数	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	20人	22人	27人	27人	31人

(障害福祉課障害者在宅サービス係)

(4) 重度障害者特別給付金

(事業開始 平成20年度)

重度障害者の方で、日本国籍を有していなかったため、国民年金に加入することができず、障害基礎年金等を受けられなかった特別永住者の方に支給します。

- ・対象：身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1・2級で、次のいずれにも該当する方
 - ア 昭和57年1月1日より前に20歳に達している方
 - イ 昭和57年1月1日より前に重度障害者であった方又は同日以降に重度障害者となり、その障害の発生原因の初診日が20歳以後で、同日前の方
- ・対象外：公的年金を受給している方、生活保護を受けている方、区に住民登録をした日から2年を経過していない方、本人及び扶養義務者等の所得が限度額を超える方
- ・手当額：月額30,000円
- ・支払月：4月・8月・12月

受給者数	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	0人	0人	0人	0人	0人

(障害福祉課障害者在宅サービス係)

15 障害者の医療費助成

◆ (1) 自立支援医療（更生医療）の給付 ◆

（事業開始 昭和 48 年度）

身体障害者の職業能力を高め、又は日常生活を容易にするために障害程度を軽減したり、進行を防ぐことが可能と認められる特定の手術等の医療費の助成を行う制度です。

障害の部位ごとに医学的処置や手術及びその他の治療が特定されており、各都道府県から更生医療機関として指定を受けた病院・薬局にのみ適用されます。申請後、都の判定等を受けて開始となります。

給付人数	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	205 人	194 人	230 人	209 人	210 人

（障害福祉課身体障害者支援係）

◆ (2) 自立支援医療（育成医療）の給付 ◆

（事業開始 昭和 29 年度）

保護者が文京区に住所を有する 18 歳未満の児童で、身体に障害を有する方又はこれを放置すると将来障害を残すと認められる方で、手術等によって障害の改善が見込まれる方を対象に指定医療機関において、生活能力を得るために必要な医療の給付を行います。給付内容は、①診察②薬剤又は治療材料の支給③医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術④居宅における療養上の管理及び療養に伴う世話、その他の看護⑤病院又は診療所への入院、移送等です。

給付人数	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	3 人	2 人	2 人	1 人	0 人

（健康推進課健康増進係）

◆ (3) 自立支援医療（精神通院）の給付 ◆

（事業開始 昭和 41 年度）

障害者総合支援法では、精神障害者の福祉の増進を目的として、精神疾患の通院医療に必要な費用の 100 分の 90 に相当する額の給付を行います。予防対策課及び保健サービスセンター本郷支所で申請を受け付け、東京都で審査を行い、認定された方に受給者証を交付します。受給者証は 1 年ごとに更新する必要があります。なお、所得状況に応じて負担軽減の制度があります。

給付人数	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	3,661 人	3,652 人	4,257 人	3,465 人	3,587 人

（予防対策課精神保健担当）

(4) 心身障害者医療費の助成（マル障）

（事業開始 昭和 44 年度）

医療保険を使って病院や診療所等で診療、薬剤の支給等を受けた場合に、自己負担分から一部負担金を差し引いた額を助成します。

- ・対 象：ア 身体障害者手帳 1・2 級（内部障害を含む 3 級）
イ 愛の手帳 1・2 度
ウ 精神障害者保健福祉手帳 1 級（平成 31 年 1 月 1 日開始）
- ・対 象 外：健康保険に未加入の方、生活保護受給中の方、本人（20 歳未満は、被保険者又は世帯主）の所得が限度額を超えている方、重度障害者になった年齢が 65 歳以上である方等。
- ・助成の範囲：ア 住民税が課税されている方・健康保険の自己負担分から一部負担金を除いた額
イ 住民税が非課税の方・健康保険の自己負担分

（各年度末現在）

受給者数	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	1,225 人	1,230 人	1,222 人	1,179 人	1,199 人

（障害福祉課障害者在宅サービス係・予防対策課精神保健担当）

16 補装具費の支給・日常生活用具の給付等

(1) 補装具費の支給

（事業開始 昭和 25 年度）

身体障害者手帳の交付を受けた方や難病等により患されている方に、必要に応じ、身体機能を補完し、又は代替する次の補装具の購入等にかかる費用を助成します。

対 象 者	品 名
視 覚 障 害 者	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴 覚 障 害 者	補聴器・人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る）
肢体不自由者・児	義手、義足、上肢装具、下肢装具、体幹装具、靴型装具、姿勢保持装置、車椅子、電動車椅子、車載用姿勢保持装置、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置
肢 体 不 自 由 児 （18 歳未満）	座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具
内 部 障 害 者	車椅子

※費用は、本人・配偶者又は保護者の所得に応じて、一定の自己負担があります。

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
給付件数	購 入	170 件	149 件	138 件	136 件	198 件
	修 理	101 件	106 件	95 件	109 件	101 件

（障害福祉課身体障害者支援係・予防対策課精神保健担当）

(2) 日常生活用具の給付・住宅設備改善費・点字図書の給付

身体障害者手帳の交付を受けた方や難病等により患されている方で、在宅の重度の障害者が日常生活を容易にするために、日常生活用具の給付、住宅設備改善に要する費用及び点字図書の給付の一部を助成する制度です。

① 日常生活用具の給付（事業開始 昭和 44 年度）

特殊寝台等 47 種目（令和 6 年 4 月現在） 障害の程度により給付

日常生活用具給付状況

（単位：件）

年 度		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
No.	給 付 用 具					
1	特殊寝台	2	3	4	2	2
2	特殊マット	2	2	1	3	2
3	特殊尿器					
4	入浴担架	2		1		
5	体位変換器	1		1	1	1
6	移動用リフト	2				
7	訓練用いす	1				
8	入浴補助用具	10	2	3	4	6
9	T字状・棒状のつえ	5	2		1	
10	移動・移乗支援用具	7	5	3	2	5
11	頭部保護帽	6	4	3	5	2
12	便器	1				1
13	特殊便器					1
14	火災警報器	1		2		
15	自動消火器					
16	ガス安全システム					
17	電磁調理器	2	2	1		1
18	音響案内装置	3	3	2	1	3
19	音響案内装置（受信機）					
20	会議用拡聴器					
21	音声式体温計	5	1	3	2	4
22	音声式体重計	2	4	3	2	3
23	音声式血圧計（平成28年度から）	2	1	3	6	3
24	携帯用会話補助装置	2	2			
25	情報・通信支援用具	11	2	2	5	6
26	点字ディスプレイ	7	1	5	3	3
27	点字器	3	1	2	1	1
28	点字タイプライター	4				
29	ポータブルレコーダー	5	6	4	3	9
30	視覚障害者用音声拡大読書器	12	4	5	12	6
31	視覚障害者用時計	3	8	6	5	5
32	携帯用信号装置					
33	活字文書読上げ装置		1			
34	聴覚障害者用通信装置				1	
35	音声式読取器	1	2		1	2
36	情報受信装置			1		
37	人工喉頭	26	6	15	3	13
38	ストーマ用装具	1,346	1,363	1,402	1,391	1,485
39	フラッシュベル					
40	聴覚障害者屋内信号装置	1	2	5	1	1
41	透析液加温器	3	3	4	2	3
42	動脈血中酸素飽和測定器	5	1		5	1
43	ネブライザー（吸入器）	3	1	5	4	4
44	電気式たん吸引器	6	11	12	6	16

年 度		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
No.	給 付 用 具					
45	紙おむつ等	169	189	184	184	245
46	収尿器					
47	ポータブル電源（令和4年度から）			5	4	2
合 計		1,661	1,637	1,682	1,659	1,836

（障害福祉課身体障害者支援係・予防対策課精神保健担当）

② 住宅設備改善（事業開始 昭和 44 年度 ※昇降機は平成 29 年度から実施）

浴室、便所、玄関、台所等の住宅改善費助成

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
小規模改修	1 件	0 件	2 件	2 件	3 件
中規模改修	1 件	0 件	0 件	2 件	1 件
屋内移動設備	0 件	0 件	1 件	0 件	1 件
昇降機	0 件	0 件	0 件	1 件	1 件

（障害福祉課身体障害者支援係・予防対策課精神保健担当）

③ 点字図書の給付（事業開始 平成 4 年度）

情報の入手を点字に頼っている視覚障害者に点字図書の給付を行っています。ただし、一般図書購入価格相当額は、自己負担となります。

給付件数	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	2 件	2 件	3 件	2 件	3 件

（障害福祉課身体障害者支援係）

（3）小児慢性特定疾病児童の日常生活用具給付

（事業開始 平成 28 年度）

小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方に、日常生活用具の給付を行っています。ただし、用具には給付条件があります。また、世帯の収入に応じて、費用の負担があります。

給付に当たっては、事前の相談が必要です。

便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車椅子、頭部保護帽、電動式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー（吸入器）、パルスオキシメーター、ストーマ装具（消化器系）、ストーマ装具（尿路系）、人工鼻、チューブ型包帯

① 給付状況

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
電動式たん吸引器	2 件	1 件	0 件	1 件	0 件
人工鼻	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件
ネブライザー（吸入器）	0 件	1 件	0 件	0 件	0 件
ストーマ装具（消化器系）	0 件	1 件	1 件	2 件	2 件
頭部保護帽	0 件	0 件	0 件	1 件	0 件

（予防対策課精神保健担当）

◆ (4) 中等度難聴児発達支援事業補聴器購入費の助成 ◆

(事業開始 平成 25 年度)

18 歳未満で、身体障害者手帳の交付を受けることができる聴力ではない中等度難聴の方に対して、補聴器の購入費用の一部を助成します。

① 対象者

- ア 区内に居住していること
 - イ 18 歳未満の児童であること
 - ウ 身体障害者手帳（聴覚障害）の交付を受けることができる聴力ではない方
 - エ 両耳の聴力レベルが、おおむね 30dB 以上であり、補聴器の装用により、言語の習得等、一定の効果が期待できると医師が判断する方であること
- ※ 令和 6 年度より、所得制限を撤廃しました。

② 給付件数

令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
3 件	2 件	3 件	7 件	10 件

(障害福祉課身体障害者支援係)

◆ (5) 補助犬の給付（都の制度） ◆

(事業開始 盲導犬…昭和 44 年度、 補助犬…平成 16 年度)

身体障害者手帳を所持し、以下の事項に全て該当する方は、補助犬給付の申請ができます。ただし、給付される犬に限りがあります。

① 対象者 都内に居住する満 18 歳以上の在宅の身体障害者で、次の要件を備えている方

- ア 身体障害者手帳を所持し、次に掲げる障害をお持ちの方
視覚障害 1 級（盲導犬）、肢体不自由 1・2 級（介助犬）、聴覚障害 2 級（聴導犬）
- イ 都内におおむね 1 年以上居住していること。
- ウ 世帯全体にかかる所得税課税額の平均月額が 77,000 円未満であること。
- エ 居住している家屋の所有者・管理者の承諾を得られること。
- オ 所定の訓練を受け、補助犬を適切に管理できること。
- カ 社会活動への参加に効果があると認められること。

② 費用

無料。ただし、飼育費は自己負担

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
盲導犬	0 件	0 件	0 件	0 件	1 件
介助犬	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
聴導犬	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

(障害福祉課身体障害者支援係)

(6) 心身障害者（児）紙おむつ支給

（事業開始 平成 12 年度）

在宅で寝たきり又は失禁状態にあり、現におむつを使用している方に紙おむつを支給することにより、経済的負担の一部を軽減します。

① 対象者

満 4 歳以上満 64 歳以下で次のいずれかに該当する方

（日常生活用具としての紙おむつ給付対象者、生活保護法のおむつに関する一時扶助対象者、障害者支援施設等入所者等を除く。）

ア 身体障害者手帳の交付を受けている方

イ 愛の手帳の交付を受けている方

② 支給額 月額 6,500 円を限度

③ 支給方法 （令和 3 年度より支給方法を変更しました。）

ア カタログによる現物支給

1 か月に 1 回、区と契約した事業者が利用者の自宅等に紙おむつ類を配送します。

イ 費用助成

紙おむつの持ち込みができない病院やグループホーム等に入院、入所している場合は、紙おむつ費用を助成します。

（各年度末現在）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
登録者数	支給 203 人 費用助成 18 人	支給 227 人 費用助成 19 人	支給 245 人 費用助成 25 人	支給 253 人 費用助成 16 人	支給 279 人 費用助成 20 人

（障害福祉課障害者在宅サービス係）

17 在宅福祉サービス等

(1) 重度脳性麻痺者介護事業

（事業開始 昭和 49 年度）

① 対象者

20 歳以上の脳性麻痺者で身体障害者手帳 1 級を所持し、単独で屋外活動をすることが困難な方（短期入所を除く障害福祉サービス等の利用決定又は介護保険制度における訪問介護、通所介護のサービスを受けている場合は除く。）

② 介護人 障害者本人が推薦した親、子、兄弟姉妹、又は配偶者

③ 介護の回数 月 12 回以内

派遣回数 (延)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	1,008 回	874 回	584 回	576 回	389 回

（障害福祉課障害者在宅サービス係）

◆ (2) 在宅心身障害者（児）緊急一時介護委託費助成 ◆

（事業開始 平成 14 年度）

障害者・児を日常的に介護している同居の家族が、冠婚葬祭や疾病等の理由により一時的に介護を行うことが困難となったときに、障害者・児の家庭や介護人の家庭において介護を受けた場合又は育成室等の送迎の介護を受けた場合、その介護委託に要した費用の一部を助成します。

① 対象者

日常生活において、家庭で常時介護を受けている身体障害者手帳 1・2 級（上肢、下肢、体幹又は運動機能障害）、愛の手帳 1～4 度

（ただし、障害者総合支援法による重度訪問介護サービスを受けている方及び介護保険法による居宅サービスを受けることができる方は除く。）

② 助成要件

家族の疾病、出産又は事故

家族の 4 親等以内の血族、姻族の冠婚葬祭

家族の休養

その他（学校行事等）

③ 介護人

対象者又はその家族の選定した者

（ただし、対象者の配偶者、直系血族又は対象者の住所と同一の住所の親族を除く。）

助成者数	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	17 人	16 人	15 人	14 人	13 人

（障害福祉課障害者在宅サービス係）

◆ (3) 心身障害者（児）短期保護事業 ◆

（事業開始 昭和 52 年度）

障害者・児の介護に当たっている家族が、疾病・事故・冠婚葬祭・出産・学校行事・休養等の理由で介護を行うことが困難なとき、家族に代わり保護する制度です。

① 対象者 身体障害者手帳 1～3 級、愛の手帳 1～4 度、脳性麻痺、進行性筋萎縮症の方等

② 利用可能時間 疾病・事故などによる入院又は通院 年間 300 時間

出産 年間 348 時間

冠婚葬祭・学校行事・休養等 年間 200 時間

※この事業は、社会福祉法人文京槐の会に委託しています。

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
利用回数	日中利用	1,150 回	1,033 回	997 回	942 回	804 回
	宿泊	82 泊	112 泊	110 泊	121 泊	131 泊

（障害福祉課障害者施設担当）

◆ (4) 意思疎通支援事業（手話通訳者等派遣） ◆

（事業開始 手話通訳者派遣…昭和 63 年度、要約筆記者派遣…平成 19 年度）

聴覚障害者及び音声・言語機能障害者の社会参加促進のために、手話通訳者・要約筆記者を派遣する制度です。

① 対象者

ア 聴覚及び音声・言語機能障害で身体障害者手帳の交付を受けている方

イ 聴覚障害者団体

② 派遣回数

派遣依頼回数の制限はありません。

ア 登録手話通訳者派遣（1 回は 3 時間を単位とします。令和 5 年度より、初回及び継続について 1 時間を単位とします。令和 7 年度より、初回は 1 時間を単位とし、継続について 30 分を単位とします。）

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
派遣回数 (延)	初回	466 回	540 回	608 回	720 回	846 回
	継続	29 回	47 回	634 回	814 回	1,771 回

イ 委託団体手話通訳者派遣

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
時間	42 時間	130 時間	54 時間	58 時間	61 時間

ウ 要約筆記者派遣（個人派遣は、1 時間を単位とし、広域グループ派遣は、利用延人数を単位とします。平成 28 年度より、時間を単位とします。）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
件数/時間	35 時間	114 時間	143 時間	96 時間	75 時間

（障害福祉課障害者在宅サービス係）

◆ (5) 意思疎通支援事業（失語症者向け意思疎通支援者派遣） ◆

（事業開始 令和 7 年度）

失語等の障害のために意思疎通を図ることに支障がある区民が参加する団体に対し、意思疎通支援者を派遣する制度です。（令和 7 年 5 月から事業開始）

① 対象

区内在住の失語症者が参加する団体が区内で実施する活動

② 派遣回数

1 団体につき、1 日につき 4 時間、1 月当たり 2 回を限度とする。

登録意思疎通支援者派遣 団体への派遣回数及び派遣時間数（初回は 1 時間、継続は 30 分を単位とします。）

		令和 7 年度
派遣回数/ 時間	回数	11 回
	時間(延)	212.5 時間

（障害福祉課障害者在宅サービス係）

◆ (6) 救急代理通報システム事業 ◆

(事業開始 令和5年度)

家庭で急病やケガなどの突発的な事故にあった場合、若しくは、家庭内で火災が発生し、住宅用火災警報器が作動した場合に、専用通報機器を用いて、区が契約している民間の警備会社を通じて東京消防庁へ救急要請をすると同時に、駆けつけ員を派遣することで、速やかな救助を行います。

※重度身体障害者等救急直接通報システム事業が令和4年度で終了し、令和5年度より、新たに重度身体障害者等救急代理通報システム事業として、開始しています。

・対象者

満18歳以上64歳以下のひとり暮らし等で、次のア～ウ全てに該当する方

ア 身体障害者手帳1・2級（聴覚障害者は3級以上）をお持ちの方又は特殊疾病（スモン・プリオン病・先天性血液凝固因子欠乏症等、人工透析と必要とする腎不全）の方、聴覚障害者（3級以上）のみの世帯の方

イ 家屋の所有者又は管理者の承諾が得られる方

ウ 自宅の鍵をご用意できる方

利用世帯数	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	2世帯	1世帯	4世帯	5世帯	7世帯

(障害福祉課障害者在宅サービス係)

◆ (7) 自動火災報知器の設置 ◆

(事業開始 昭和57年度)

火災やガス漏れを早期に発見し、ブザー音により近隣の人に知らせ、災害拡大防止を図るため、重度ひとり暮らし障害者世帯又はこれに準ずる世帯を対象に設置しました。

利用世帯数	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	1世帯	1世帯	1世帯	1世帯	1世帯

※新規設置は、平成16年度をもって終了しました。

(障害福祉課障害者在宅サービス係)

◆ (8) 心身障害者（児）布団乾燥消毒・丸洗い ◆

(事業開始 昭和53年度)

① 内容

寝たきりの障害者の寝具を年11回（丸洗い2回、乾燥消毒9回）実施します。

② 対象者

次の4つの要件全てに該当する64歳以下の方

ア 重度の心身障害者であること（身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、特殊疾病）

イ 寝たきりの状態にあること

ウ 陽光による寝具の乾燥が困難であること

エ 文京区心身障害者等福祉手当又は文京区児童育成手当の障害手当を受給していること

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用者数 (延)	乾燥消毒	34回	35回	36回	34回	29回
	丸洗い	8回	8回	8回	9回	6回

(障害福祉課障害者在宅サービス係)

◆ (9) 心身障害者（児）理美容サービス ◆

(事業開始 昭和51年度・平成14年度から美容サービス開始)

① 内容

外出困難な障害者の自宅に、2か月に1回の割合で理容師・美容師が訪問します。

② 対象者 次の3つの要件全てに該当する64歳以下の方

ア 重度の心身障害者であること（身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、特殊疾病）

イ 座位を保てない状態にあること

ウ 介助があっても最寄りの理容店・美容店に外出することが困難であること

利用者数(延)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	63人	55人	48人	58人	67人

(障害福祉課障害者在宅サービス係)

◆ (10) 身体障害者巡回入浴サービス事業 ◆

(事業開始 平成12年度)

介助があっても、家庭や公衆浴場での入浴が困難な重度の身体障害者の方に対し、巡回入浴車による入浴サービスを提供します。利用者及びその扶養義務者の方に、それぞれの所得に応じて利用料をお支払いいただきます。

対象者は、身体障害者手帳1・2級の肢体又は体幹機能障害者で親族等の介助があっても入浴が困難な方（介護保険法の要介護認定、要支援認定を受けた者又は他の入浴事業の利用ができる者を除く。）

利用者数(延)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	554人	572人	698人	779人	800人

(障害福祉課障害者在宅サービス係)

◆ (11) 軽度障害者入浴サービス事業 ◆

(事業開始 昭和53年度)

身体の軽度な障害や変形のため、公衆浴場の利用が困難で、本人又は家族等の介助により自主通所、自主利用が可能な方を対象に、文京総合福祉センター3階にて週2回まで浴室の提供を行っています。

利用状況

利用者数(延)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	256人	165人	151人	154人	154人

(障害福祉課障害者在宅サービス係)

(12) 日中短期入所事業

(事業開始 平成 18 年度)

短期入所施設において、宿泊を伴わない日中に、入浴・排せつ又は食事等の介護や日常生活上の支援を行います。

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
利用回数 (延)	922 回	954 回	638 回	687 回	469 回

(障害福祉課身体障害者支援係・知的障害者支援係・予防対策課精神保健担当)

(13) 精神障害者地域安心生活支援事業

精神障害者が安心して地域生活を送ることができるように支援することを目的として、各種事業を行っています。

① 緊急時電話相談支援事業 (事業開始 平成 24 年度/事業名称変更 令和 3 年度)

精神障害者等からの緊急時の電話相談に対応し、相談支援を行います。

対 象	区内在住の精神障害者とその家族
費 用	無料

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
利用実績(延)	7,090 件	9,035 件	7,974 件	7,796 件	6,911 件

② 緊急時ショートステイ事業 (事業開始 平成 24 年度)

精神障害者の同居家族が入院等により不在、病気事故等により本人の介護できなくなったとき、家族から離れることが適当と判断されたとき等に緊急一時的な宿泊場所を提供し、支援を行います。また、利用後も継続して、生活支援を行います。

対 象	区内在住の精神障害者 *原則は、事前登録必要
費 用	無料 *ただし、食費・リネン費などの実費は利用者負担

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
利用実績(延)	158 日	151 日	133 日	147 日	90 日

③ 地域生活体験事業 (事業開始 平成 24 年度)

家族と同居する精神障害者が将来の自立した生活に向けて、一定期間生活体験することについて支援を行います。また、利用後も継続して、生活支援を行います。

対 象	区内在住の精神障害者 *原則は、事前登録必要
費 用	無料 *ただし、食費・リネン費などの実費は利用者負担

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
利用実績 (延)	6 日	26 日	35 日	62 日	133 日

(障害福祉課障害者施設担当)

◆ (14) 精神障害者地域生活安定化支援事業 ◆

(事業開始 平成 23 年度)

未治療や治療中断のおそれのある精神障害者を対象として、病状悪化を未然に防止することを目的に、通院同行や服薬見守り及び生活支援を行います。

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
利用実績(延)	21 人	20 人	20 人	18 人	15 人
利用実績 (延支援回数)	2,372 回	3,071 回	3,165 回	3,344 回	2,534 回

(予防対策課精神保健担当)

◆ (15) 精神障害者単身生活サポート事業 ◆

(事業開始 平成 26 年度)

グループホームを退所後、区内において単身生活を希望する精神障害者を対象として、住居の確保や入居後の相談及び生活支援等を行います。

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
利用実績(延人数)	8 人	7 人	5 人	5 人	3 人
利用実績 (延支援回数)	382 回	260 回	318 回	308 回	259 人

(予防対策課精神保健担当)

◆ (16) 医療的ケア児在宅レスパイト事業 ◆

(事業開始 平成 30 年度)

在宅で生活する医療的ケア児の健康保持や、介護する同居の保護者等の介護負担の軽減を図るため、訪問看護ステーションから自宅や学校等に看護師又は准看護師を派遣し、一定時間、医療的ケア等を行います。

① 対象者

以下のいずれにも該当する方

ア 区内に住所を有し、かつ居住の実態がある方

イ 満 18 歳に達した日の属する年度の末日に到達していない方

ウ 以下に規定する医療的ケアのうち、1 つ以上のケアを受けている方

(重症心身障害児に該当し、看護師等による以下に含まれない服薬管理等の医療的ケアが必要であると認められる方を含む)

(ア) 人工呼吸器管理※1

(イ) 気管内挿管、気管切開

(ウ) 鼻咽頭エアウェイ

(エ) 酸素吸入

(オ) 6 回／日以上の高頻回の吸引

(カ) ネブライザー 6 回/日以上又は継続使用

(キ) 中心静脈栄養 (IVH)

(ク) 経管栄養 (経鼻・胃ろうを含む)

(ケ) 腸ろう・腸管栄養

(コ) 継続する透析 (腹膜灌流を含む)

(サ) 3 回／日以上の高頻度導尿※2

(シ) 人工肛門

※1 毎日行う機械的気道加圧を要するカフマシン・NIPPV・CPAP 等を含む

※2 人工膀胱を含む

エ 保護者等による在宅介護を受けている方

オ 訪問看護により医療的ケアを受けている方

② 派遣回数

年 288 時間を上限（1 回 2～4 時間、令和 7 年 4 月より上限時間改定）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
利用回数（延）	107 回	81 回	199 回	332 回	469 回

（障害福祉課身体障害者支援係）

（17）医療的ケア児支援ルーム事業（医療的ケア児支援ルームひまわり）

（事業開始 令和 7 年 4 月）

旧元町小学校跡地に開設した元町ウェルネスパーク内において、医療的ケア児が家族以外の他者（他の医療的ケア児や支援者）との交流活動等を行うことにより、社会参加の機会を提供します。

利用定員（1 日当たり）	2 人
運営日	月曜日から金曜日（祝日、年末年始及び 5 月 15 日は休み）
サービス提供時間	午前 10 時から午後 5 時まで

	令和 7 年度
利用者数	2 人

（障害福祉課身体障害者支援係）

18 社会参加の促進

（1）障害者・児移動支援事業

（事業開始 平成 18 年度）

社会生活上の必要な外出、余暇活動等の社会参加の外出について、介護支援を行うものです。

① 対象者

肢体不自由 1 級で車椅子常用の方、視覚障害 1・2 級の方、身体障害者手帳の交付を受けた児童、知的障害者・児、精神障害者・児、難病等患者・児

実利用者数	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	325 人	345 人	364 人	383 人	399 人

（障害福祉課身体障害者支援係・知的障害者支援係・予防対策課精神保健担当）

（2）障害者週間記念行事「ふれあいの集い」

（事業開始 昭和 51 年度）

障害者基本法で定められた「障害者週間（12 月 3 日から 9 日まで）」に合わせて、障害者の福祉についての関心と理解を深めていただくために、障害のある人もない人もともに集い、交流を図る「ふれあいの集い」を開催しています。

内容

①作品展 ②手話体験コーナー ③お茶席 ④障害者（児）スポーツ体験

⑤革製品作製体験 等 ※内容は年度ごとに異なります。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
作品展示数	1,037 点	1,064 点	1,209 点	1,303 点	1,296 点
入場者数	1,875 人	2,318 人	2,584 人	2,489 人	2,501 人

(障害福祉課障害者在宅サービス係)

(3) 心身障害者（児）レクリエーション

(事業開始 昭和44年度)

心身の障害のために、日頃行楽の機会が少ない障害者の方を、年1回、バス旅行に招待しています。

① 対象

身体障害者手帳又は愛の手帳をお持ちの方

② 実施方法 日帰りバス旅行で、障害者の方を招待（定員 160 名程度）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
行 先	中止	すみだ水族館	横浜みなと博物館・横浜赤レンガ倉庫	日本科学未来館・アクアシティお台場	茨城県自然博物館
参加者数	0 人	139 人	159 人	124 人	128 人

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を中止しました。

(障害福祉課障害者在宅サービス係)

(4) 福祉タクシー事業

(事業開始 昭和52年度)

① 内容

身体障害者等の社会生活の利便を図るとともに、安心して外出ができるようにするため、福祉タクシー券（4,100 円/月）を交付しています。

② 対象者

愛の手帳1・2度、視覚障害1・2級、下肢・体幹機能障害1～3級、内部障害1・2級、移動機能障害1・2級、平衡機能障害3級、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、精神障害者保健福祉手帳1級（令和6年度から）、福祉手当（区制度）対象となる特殊疾病に罹患し、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則に規定する重症認定患者等の方々です（本人等の所得が限度内であること）。

※自動車燃料費助成との選択となります。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
延べ 利用 件数	500 円券	—	88,035 枚	89,365 枚	91,921 枚	90,617 枚
	300 円券	149,581 枚	—	—	—	—
	100 円券	82,200 枚	82,304 枚	118,545 枚	122,385 枚	119,942 枚
利用者数		1,759 人	1,708 人	1,664 人	1,725 人	1,718 人

※令和4年度より、300 円券から 500 円券に変更となりました。

(障害福祉課障害者在宅サービス係・予防対策課精神保健担当)

◆ (5) 自動車燃料費助成事業 ◆

(事業開始 平成 22 年度)

① 内容

身体障害者等の社会生活の利便を図るとともに、安心して外出ができるようにするため、自動車燃料費（4,100 円/月）を助成します。

② 対象者

愛の手帳 1・2 度、視覚障害 1・2 級、下肢・体幹機能障害 1～3 級、内部障害 1・2 級、移動機能障害 1・2 級、平衡機能障害 3 級、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、精神障害者保健福祉手帳 1 級（令和 6 年度から）、福祉手当（区制度）対象となる特殊疾病に罹患し、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則に規定する重症認定患者等の方々です（本人等の所得が限度内であること）。

対象者の条件に加え、障害者本人又は障害者本人と生計を一にする区内に住所を有する家族の所有する自動車（二輪のものを除く）を障害者本人又は障害者本人と生計を一にする区内に住所を有する家族が運転して障害者本人の日常の用に供していることが必要です。

※福祉タクシー券交付との選択となります。

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
利用者数	115 人	115 人	112 人	115 人	127 人

(障害福祉課障害者在宅サービス係・予防対策課精神保健担当)

◆ (6) リフト付福祉タクシー事業 ◆

(事業開始 平成 2 年度)

① 対象者

身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳・東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則に規定する重症認定患者等で外出の際、車いすを使用している方又はストレッチャーを利用している方

② 利用

中型タクシー程度のメーター料金及び介助料金（介助発生時のみ）のご負担で、リフト付タクシーを利用いただけます。（予約料及び迎車料は区が負担）

なお、利用の際は、直接契約会社に電話で予約してください。また、乗車の際には、身体障害者手帳又は愛の手帳もしくは重症認定患者等の方は、医療券を提示してください。

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
利用者数	302 人	545 人	754 人	853 人	987 人

(障害福祉課障害者在宅サービス係)

※文京区社会福祉協議会では、福祉車両を貸し出しています。対象は、日常生活に支障があり、歩行困難な重度障害者です。

◆ (7) 団体バス借上経費補助事業 ◆

(事業開始 昭和 53 年度)

区内在住の障害者・児又はその保護者によって構成される団体が、バスを利用して事業を行ったときに、バスの借上経費の一部を助成します。助成額は、15万円（車両代に限る、令和7年度助成額改定）を限度とします。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
助成件数	1件	1件	1件	1件	1件

(障害福祉課障害者在宅サービス係)

◆ (8) 心身障害者自動車運転免許取得経費補助事業 ◆

(事業開始 昭和 52 年度)

身体障害者等が自動車運転免許を取得又は免許にかかる排気量の限定解除をする際、費用の一部を補助します。

① 対象者

- ア 身体障害者手帳1～3級（ただし、内部障害者については、4級以上、下肢・体幹障害者については、5級以上で歩行困難な方も含む。）又は愛の手帳の所持者
- イ 前年の所得税額が40万円以下の方
- ウ 適性試験に合格した方
- エ 他の制度により免許の取得に要する経費の助成を受けていない方
- オ 補助申請日の3か月前から引き続き区内に住所を有する方

② 補助額

- ア 第1種普通運転免許取得は、入所料、教習料など、助成対象経費の実支出額に2/3を乗じた額。ただし、所得税額に応じて限度額があります。最高限度額は、164,800円。
- イ 排気量の限定解除は、20,600円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
助成件数	3件	3件	2件	0件	2件

(障害福祉課障害者在宅サービス係)

◆ (9) 身体障害者用自動車改造費の助成 ◆

(事業開始 昭和 49 年度)

重度身体障害者が就労等に必要のため、自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費の一部を助成します。

① 対象者

- 就労等に必要のため、障害者自らが所有し、運転する自動車の操向装置及び駆動装置の一部を改造する必要がある、次の要件に全て該当する方
- ア 身体障害者手帳を所有し、上下肢・体幹にかかる障害が1・2級
- イ 前年分の所得が特別障害者手当にかかる所得制限限度額の範囲内
- ウ 区内に住所を有する18歳以上

② 助成額

1 台につき 133,900 円を限度とします。

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
助成件数	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件

(障害福祉課身体障害者支援係)

◆ (10) ぶんぶんまるしえ (障害者・高齢者の手作り作品・商品販売代理事業) ◆

(事業開始 平成 28 年度)

① 内容

「ぶんぶんまるしえ」とは、文京区の障害者、高齢者の方の手作り作品、障害者施設等からの商品を預かって販売するお店の名前です。障害者、高齢者の生きがいをづくり、障害者の方の積極的な社会参加を進めるとともに、障害者理解を図ることを目的としています。

② 受付・販売場所

ア 文京シビックセンター (春日一丁目 16 番 21 号)

受付：文京シビックセンター 3 階 障害者会館内

販売：文の京ハートフル工房 (文京シビックセンター地下 2 階 区民ひろば)、障害者会館内

イ 文京総合福祉センター (小日向二丁目 16 番 15 号)

受付：文京総合福祉センター 1 階 リアン文京内カフェ BUNBUN

販売：文京総合福祉センター 1 階 ぶんぶんストア内

(障害福祉課障害福祉係)

19 障害者就労支援センター

(事業開始 平成 19 年度)

さまざまな障害のある方の一般就労の機会拡大を図るとともに、就労している障害者が安心して働き続けられるよう、身近な地域で就労面と生活面について各種の支援を行い、自立と社会参加を促進しています。

また、障害のある方の就労を円滑に進めていくため、ハローワーク飯田橋をはじめとして、東京障害者職業センターや区内通所施設、特別支援学校などの関係機関と連携し、ネットワーク化を図り、的確な支援の実施を図っています。平成 27 年 4 月から、障害者就労支援センターの運営を特定非営利活動法人日本就労支援センターに委託しています。

所在地	本郷四丁目 15 番 14 号 文京区民センター1 階
利用時間	午前 9 時から午後 5 時 30 分まで
休 館 日	土曜日・日曜日・祝日・年末年始

① 登録者累計 (各年度末現在)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
身体	91人	99人	107人	112人	113人
知的	177人	183人	192人	195人	200人
精神・発達	406人	446人	491人	542人	574人
その他	4人	5人	7人	7人	7人
計	678人	733人	797人	856人	894人

② 新規就労者数 (各年度末現在)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
身体	8人	8人	6人	4人	5人
知的	6人	4人	11人	8人	12人
精神・発達	37人	31人	35人	49人	58人
その他	0人	1人	0人	0人	0人
計	51人	44人	52人	61人	75人

③ 相談支援延べ件数 (各年度末現在)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
職業相談	610件	637件	1,420件	1,441件	1,485件
就職準備支援	2,774件	2,215人	1,940件	1,646件	1,429件
職場実習支援	99件	31件	44件	125件	59件
職場定着支援	4,196件	3,782件	3,051件	3,446件	4,391件
離職等調整支援	189件	165件	49件	69件	29件
職場開拓	4件	4件	9件	7件	19件
生活支援	1,486件	1,738件	1,709件	1,528件	2,448件
その他	0件	0件	0件	0件	0件
計	9,358件	8,572件	8,222件	8,262件	9,860件

④ 余暇支援事業

ア たまり場 (事業開始 平成19年度)

就労継続者を対象に、月に1回程度、夕食(弁当等)を食べながら、日々の仕事の様子を伺い、当事者同士の交流を図るなど、余暇の支援をしています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
開催回数	未開催	9回	9回	9回	8回
参加人数	0人	158人	161人	134人	102人

イ 生活講座 (事業開始 平成27年度)

主に企業就労する知的障害のある方を対象に、年6回程度、社会生活に必要なスキルや知識の習得、社会・地域への関心、様々なライフイベントに備える知識など、自分らしい生活について学び考える講座を行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
開催回数	5回	7回	6回	6回	6回
参加人数	49人	69人	66人	59人	46人

ウ 就労継続を祝う会 （事業開始 平成20年度）

就労支援センター登録者で、就労継続者（1・5・10年・15年）を対象に、表彰を行うことにより、就労意欲向上に努めています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
表彰対象者	79人	77人	84人	80人	96人

⑤ 文の京ハートフル工房（障害者施設商品販売会） （事業開始 平成21年度）

ア 内容

障害者雇用や就労への理解を深めるとともに、区内障害者施設の工賃アップ、障害者の就労意欲の喚起向上を図ることを目的として、区内の障害者施設で作られたパンや雑貨などを、障害のある当事者の方が店員となり、販売する事業です。定例即売会や外部出店等を行っています。

イ 定例即売会概要

場所:区民ひろば（文京シビックセンター地下2階）、時間:午前11時～午後2時

⑥ 障害者インターンシップ事業 （事業開始 平成20年度）

障害者施設通所者等を対象に、庁舎内業務を体験してもらうことにより、障害者自身の就労意欲の喚起に努めるとともに、職員の意識啓発を行っています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施人数	51人	37人	37人	44人	52人
実施日数	51日	44日	44日	53日	54日

⑦ 障害者シュレッダー業務委託 （事業開始 平成23年度）

庁内各課で発生する廃棄文書を収集し、シュレッダー処理を行う業務を区内障害者施設に委託し、毎週実施しています。

（障害福祉課障害福祉係）

20 福祉環境整備

（1）福祉環境整備の促進

（事業開始 昭和60年度）

高齢者、障害者など、年齢、生活状況等の異なる全ての人が、安全、安心、快適に共同住宅等で生活できるよう、1,000㎡以上2,000㎡未満の共同住宅等を対象とした「文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱」を定め、基準に適合するよう事業者に協力を求めています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
協議件数	19件	14件	18件	19件	10件

（住環境課調整担当）

(2) 東京都福祉のまちづくり条例に基づく届出の受付

(事業開始 平成8年度)

東京都福祉のまちづくり条例は、高齢者や障害者を含めたすべての人が、安全、安心、快適に暮らし、訪れることができる街づくりを進めることを目的としています。建築物では移動等円滑化経路等の整備、道路では歩道の有効幅員の確保など、対象施設の区分に応じ、「整備基準」を定めています。区が受付等の窓口になり、施設所有者等に対して、施設の新設や改修に際し、基準への適合を求めています。

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
届出件数	20件	20件	23件	24件	21件

※上記件数は、暦年での件数です。

(住環境課調整担当)

21 障害者向け住宅施策

(1) 障害者住宅の提供

(事業開始 平成14年度)

障害者住宅は、障害者向けに設計された集合住宅で、エレベーター、手すり、可動シンク、可動洗面台等が設置されており、障害者が安心して住み続けられるよう配慮されています。入居者の募集は、公募により行います。

① 入居対象者

	障 害 者	障害の程度
単身世帯	本人	身体障害者手帳1～4級の交付を受けている方、又は愛の手帳1～3度の交付を受けている方
家族世帯	現に同居し、又は同居しようとする親族に障害者が1人以上いる	

※親族には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方、婚姻の予約者及び事実上親族と同様の事情にある方を含みます。

② 入居資格

- ア 手帳の交付を受けている方が、区内に引き続き3年以上居住していること
- イ 現に住宅に困窮していることが明らかであること
- ウ 自立して日常生活が営めること
- エ 世帯の収入が、文京区障害者住宅条例第4条第1項第5号に規定する金額を超えないこと

③ 住宅の概要

名 称	所在地	建物・構造	供給年月	居室数	区分
根津一丁目障害者住宅	根津1-15-12	鉄骨鉄筋コンクリート 地上13階地下1階建て	平成15年3月	単身用5戸 世帯用1戸	区立

(福祉政策課福祉住宅係)

(2) 文京区すまいる住宅登録事業

(事業開始 平成 27 年度)

民間賃貸住宅市場において入居制限を受けやすい障害者の入居を拒まない住宅を確保し、住宅困窮者の住環境を向上し、居住の安定を図ります。

登録住宅は、福祉住宅サービス窓口及び区ホームページで閲覧できます。

【登録住宅の条件】

次の条件を満たす、障害者が安心して住める優良住宅を、文京区住まいの協力店を仲介者として、住宅オーナーが登録申請を行います。

- ① 区内の民間賃貸住宅であること
- ② 障害者の入居を拒まないこと
- ③ 居室内に専用の浴室及びトイレを設置していること
- ④ 1 月分の家賃（共益費等を除く）が 170,000 円以下であること
- ⑤ 見守り電球及び緊急通報装置を設置できる住宅であること
- ⑥ 専有面積が 15 ㎡以上であること
- ⑦ サービス付き高齢者向け住宅でないこと

※入居資格認定を受けた障害者が登録住宅に入居した場合、区が住宅オーナーへ 1 戸あたり月 10,000 円の謝礼を支払います。また、登録住宅のうち入居者の居住に配慮されている設備部分等に対して、住宅オーナー謝礼を加算します。加算額は、1 戸あたり月額 10,000 円が上限となります。

【入居できる人の要件】

文京区すまいる住宅に入居するには、事前に入居資格の認定申請を行う必要があります。要件を審査し、入居資格認定書を発行します。

- ① 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの障害者がいる世帯であること
- ② 区内に引き続き 1 年以上居住していること
- ③ 住宅に困窮し、かつ、自力により住み替える住宅を確保することが困難であること
- ④ 独立して日常生活を営めること
- ⑤ 緊急連絡先があること
- ⑥ 入居資格の認定申請を行った後、世帯の構成員の増減又は変更を行わないこと

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
新規登録住宅 (ひとり親・高齢者・障害者共通)	30 件	56 件	31 件	55 件	43 件
障害者 入居決定者	2 件	2 件	3 件	1 件	2 件
障害者 入居資格認定者	2 件	10 件	8 件	8 件	10 件

(福祉政策課福祉住宅係)

◆ (3) 文京区住まいの協力店制度 ◆

(事業開始 平成 27 年度)

不動産業界団体と連携し、民間賃貸住宅市場において入居制限を受けやすい障害者に対して、適切な民間賃貸住宅の情報を提供します。(23 ページ参照)

(福祉政策課福祉住宅係)

◆ (4) 障害者世帯移転費用等助成 ◆

(事業開始 平成 4 年度)

アパートの取壊し等により立ち退き要求を受けている又は住環境の改善のため住み替えをする場合、一定の基準に基づき転居前の家賃と転居後の家賃との差額等を助成します。

① 対象世帯

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの障害者がいる世帯

② 助成要件

- ア 区内に引き続き 1 年以上居住していること
- イ 現に民間賃貸住宅に居住していること
- ウ 取壊し等による立ち退き要求を受けている又は住環境の改善のため、区内の他の民間賃貸住宅に住み替えること(定期賃貸借契約の期間満了を除く)
- エ 住み替え後の 1 月分の家賃が、単身世帯 13 万円以下、その他の世帯 17 万円以下であること
- オ 前年の所得額が④に定める金額以下であること
- カ 生活保護法による保護を受けていないこと
- キ 文京区高齢者賃貸住宅登録事業による家賃助成を受けたことがないこと
- ク 暴力団員でないこと
- ケ 住民税を滞納していないこと
- コ 現に居住する民間賃貸住宅の家賃を滞納していないこと
- サ 本制度を利用したことがないこと

③ 助成内容

- ア 移転費用(上限 150,000 円)
- イ 新旧家賃の差額(上限月額 20,000 円、賃貸借契約により住み替える日から 2 年間)
※立ち退きに際して立ち退き料を受領する場合は、助成金が減額される場合があります。

④ 所得制限額

前年所得 1,896,000 円以下

※同居人 1 人につき 380,000 円を控除、そのほか障害者等の特別控除あり

⑤ 助成実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
新規	1件	0件	0件	0件	0件
継続	3件	4件	0件	0件	0件
助成世帯数	4件	4件	0件	0件	0件

※移転費用助成と家賃助成を利用している人の実人数

(福祉政策課福祉住宅係)

◆ (5) すみかえサポート事業 ◆

(事業開始 平成18年度)

区内の民間賃貸住宅に住み替えようとするときに連帯保証人の確保が困難な場合、区と協定を締結した民間保証会社が提供する債務保証サービスを利用できます。また、区と協定を締結した民間保証会社又は国の登録家賃債務保証業者を利用し、一定の要件を満たす場合は、区が初回保証料の一部を助成します。

① 対象世帯

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの障害者がいる世帯

② 利用条件

- ア 区内に引き続き1年以上居住していること
- イ 緊急連絡先があること

③ 保証内容

滞納家賃、残存家財等の撤去費用、原状回復費用等

④ 助成内容

- ア 要件 公営住宅法施行令により算出した前年の所得が1,896,000円以下で、住宅に係る他の公的助成を受けていないこと
- イ 限度額 50,000円

また、(公財)東京都防災・建築まちづくりセンターが行うあんしん居住制度を利用した方が、上記②及び④アの要件を満たす場合、区が費用の一部を助成します。助成限度額は、制度の利用に係る事務手数料から消費税を控除した額又は消費税を控除した額の3分の1(費用の支払方法により異なる)です。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
すみかえサポート	2件	1件	0件	2件	2件
あんしん居住制度	2件	0件	0件	1件	0件

※高齢者世帯・障害者世帯・ひとり親世帯をあわせた実績

(福祉政策課福祉住宅係)

文京総合福祉センター

- 1 文京総合福祉センター内施設
（高齢福祉課・こども若者支援課・こども家庭支援センター・障害福祉課・予防対策課）
..... 163
- 2 地域防災への対応（防災危機管理課・福祉政策課） 166
- 3 各施設のお問い合わせ先（障害福祉課） 166

文京総合福祉センター

昭和 47 年開設の文京福祉センター（音羽）は老朽化のため平成 27 年 3 月をもって閉館し、4 月からは、新たに文京総合福祉センターを旧第五中学校跡地（小日向）に開設しました。

文京総合福祉センターは区内で初めての民間事業者による障害者入所施設や、老人福祉センターと地域福祉振興施設を併せた文京福祉センター江戸川橋、子育てひろば江戸川橋、こどもショートステイ、障害者基幹相談支援センター等を併設した障害者部門・高齢者部門・子育て支援部門にまたがった総合的な福祉施設です。

なお、平成 27 年 3 月まで文京福祉センターで実施していた児童発達支援事業は、平成 27 年 4 月より教育センター児童発達支援センターに移行しました。

文京総合福祉センター

所在地	小日向二丁目 16 番 15 号
規 延床面積	8,022.81 m ²
模 建物構造	鉄筋コンクリート造 地上 4 階 地下 1 階建
模 建築面積	2,821.99 m ²
開 館	平成 27 年 4 月 1 日

1 文京総合福祉センター内施設

（事業開始 平成 27 年度）

① 4 階 文京福祉センター江戸川橋

ア 老人福祉センター

区内に住所を有する満 60 歳以上の方を対象に、介護予防、健康相談、一般入浴の各事業を行います。また、高齢者の交流の場として、学習室、トレーニングルームの貸出しを行うほか、歩行が困難等一時的に車いすを必要とする方に車いすの貸し出しを行っています。

（111 ページ参照）

利用時間	午前 9 時から午後 5 時まで
休館日	年末年始

イ 地域福祉振興施設

地域福祉の振興を目的に、視聴覚室、地域活動室 A・B・C、料理教室、多目的室の貸出しを行います。また、老人福祉センターの学習室、トレーニングルームは、夜間の貸出しを行います。（114 ページ参照）

利用時間	午前 9 時から午後 9 時 30 分まで
休館日	年末年始

（高齢福祉課社会参画支援係）

② 3階 子育てひろば江戸川橋

保護者と就学前の乳幼児が、一緒に安心して遊びながら、他の親子との情報交換や交流が図れる場所です。また、専門指導員が常時勤務しており、「子育て」について気軽に相談することができます。(52 ページ参照)

利 用 時 間	午前 10 時から午後 4 時まで
休 館 日	祝日・年末年始

※令和 2 年度、令和 3 年度、令和 4 年度及び令和 5 年度 5 月までにおいては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、事前予約制とし、人数制限を設けました。また、利用時間は、通年午前 10 時から午後 4 時までとしました。

(こども若者支援課こども若者支援担当)

③ 3階 こどもショートステイ・トワイライトステイ事業

保護者が疾病等の理由により、緊急かつ一時的に児童を自宅で養育することが困難になった場合に、文京総合福祉センターのこどもショートステイ専用室において、2 歳から小学校 6 年生までの児童を対象とした、宿泊を伴う預かりを行う「こどもショートステイ事業」及び夜間の時間帯に一時的な預かりを行う「トワイライトステイ事業」を実施しています。

(こども家庭支援センター家庭支援係)

④ 3階 軽度障害者入浴サービス事業

身体の軽度な障害や変形のため、公衆浴場の利用が困難な方に、浴室の提供を行っています。(148 ページ参照)

利 用 方 法	自主通所・自主利用（介助を要する人は家族などの同伴が条件）
利 用 日	毎週月曜日～金曜日（週 2 回まで）

(障害福祉課障害者在宅サービス係)

⑤ 1階 障害者基幹相談支援センター

身体障害・知的障害・精神障害・難病などの障害がある方に、社会福祉士等の専門相談員が相談支援や障害福祉サービスの利用支援等の総合相談を行い、地域における相談支援活動の拠点としての役割を担います。(127 ページ参照)

利 用 時 間	午前 9 時から午後 6 時まで（土曜は午後 5 時まで）
休 館 日	日曜日・祝日・年末年始

(障害福祉課障害者施設担当)

⑥ 1～3階 障害者支援施設 リアン文京

※ 社会福祉法人武蔵野会が設置・運営する施設です。

障害のある方々が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう各種障害福祉サービスを行います。

短期入所（ショートステイ）【3階】短期入所ユニット気楽

対 象	身体障害者及び知的障害者等
内 容	短期間の入所による生活支援
定 員	10 人

日中短期入所【3階】

対 象	身体障害者及び知的障害者等
内 容	短期入所施設を利用した日中日帰りの生活支援
定 員	8人

施設入所支援【2～3階】生活ユニット連・絆・結・和

対 象	身体障害者及び知的障害者等
内 容	居住施設において夜間や休日の生活支援
定 員	40人

地域活動支援センター【2階】

対 象	障害者（児）及び医療的ケア児
内 容	創作活動、各種機能訓練、余暇支援、社会体験（医療的ケア児）、地域交流の促進及び福祉講座など
定 員	20人

生活介護【1～2階】

対 象	身体障害者及び知的障害者等
内 容	日常生活の身体介助サービスや機能訓練、創作活動など
定 員	50人

重症心身障害者通所事業【1～2階】

対 象	医療的ケアを必要とするなどの理由により他の通所施設を利用できない重症の障害者
内 容	食事、排泄、入浴等の身体介護や機能訓練など（生活介護事業の一部として実施）
定 員	5人

就労継続支援（B型）【1階】

対 象	一般企業等への雇用が困難な障害者
内 容	働く場及び生産活動の機会の提供など
定 員	20人

（障害福祉課障害者施設担当）

⑦ 3階 障害児通所支援 放課後等デイサービスびおら

※ 社会福祉法人武蔵野会が設置・運営する施設です。

対 象	身体障害及び知的障害等のある就学後の18歳未満の方
内 容	日常生活上の支援やレクリエーションなどの居場所作り
定 員	20人

（障害福祉課障害者施設担当）

2 地域防災への対応

① 指定避難所

4階の文京福祉センター江戸川橋は、隣接する文京江戸川橋体育館と併せて、地震による災害等が発生し避難が必要となった際に、避難所として利用します。

(防災危機管理課)

② 福祉避難所

1～3階の障害者支援施設リアン文京（放課後等デイサービスびおらを含む）は、地震等による災害が発生し避難が必要となった際に、指定避難所では生活が困難な障害者等が安全に生活できるよう、福祉避難所を設置・運営します。

(福祉政策課福祉企画係)

3 各施設のお問い合わせ先

施設名	電話
文京福祉センター江戸川橋	03-5940-2901
子育てひろば江戸川橋	03-5940-2909
こどもショートステイ・トワイライトステイ事業	03-5803-1894 (こども家庭支援センター)
障害者基幹相談支援センター	03-5940-2903
障害者支援施設 リアン文京 (放課後等デイサービスびおらを含む)	03-5940-2822 (社会福祉法人武蔵野会)

(障害福祉課障害者施設担当)

教育センター（児童発達支援センター）

- 1 総合相談室（教育センター） 167
- 2 児童発達支援（そよかぜ）（教育センター） 167
- 3 放課後等デイサービス（ほっこり）（教育センター） 168
- 4 発達支援巡回相談（教育センター） 168
- 5 文京版スターティング・ストロング・プロジェクト（B S S P）（教育センター） .. 168

教育センター

(児童発達支援センター)

教育センターでは、発達と教育に関する 18 歳までのこどもの相談を受けており、面談等を経て、さまざまな発達支援を行っています。

所在地 湯島四丁目 7 番 10 号

電話 03-5800-2591

1 総合相談室

総合相談室では、乳幼児から 18 歳までの方とその保護者を対象に、こどもの発達や教育に関する様々な相談を心理士等の専門職員が受け、相談の内容に応じて助言や心理的援助を行っています。必要に応じて、専門スタッフ（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士など）による個別療育や集団療育を行い、子どもの健やかな成長を支援しています。（132 ページ参照）

また、障害児相談支援事業所としては、こどもの発達状況等のアセスメントを行い、受給者証の発行に必要な障害児支援計画を作成しています。（134 ページ参照）

利用日	月曜日～金曜日、第 2・4 土曜日
利用時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時

（教育センター総合相談係）

2 児童発達支援（そよかぜ）

児童福祉法に基づき、心身の発達になんらかの遅れや偏りのある未就学児を対象に、日常生活における基本的な習慣の確立や集団生活への適応能力の向上を図る集団療育を行っています。（131 ページ参照）

※利用に当たっては受給者証が必要です。

利用日		月曜日～金曜日、第 2・4 土曜日
利用時間	乳児単独グループ	午前 9 時 30 分～午後 2 時
	単独グループ	
	単独グループ （第 2・4 土曜日）	午前 9 時 30 分～午前 11 時 30 分
利用定員（1 日あたり）		30 人

（教育センター児童発達支援係）

3 放課後等デイサービス（ほっこり）

児童福祉法に基づき、心身の発達になんらかの遅れや偏りのある就学児（小学生）を対象に、社会生活・集団生活などへの適応能力の向上を図る集団療育を行っています。（131 ページ参照）
※利用に当たっては受給者証が必要です。

利 用 日		月曜日～金曜日、第2・4土曜日
利用時間	平日	午後2時～午後6時
	第2・4土曜日 学校長期休み	午後1時～午後5時
利用定員（1日当たり）		15人

（教育センター児童発達支援係）

4 発達支援巡回相談

保育園・幼稚園・育成室に在籍する子ども達の健やかな育ちに向けて、心理士、作業療法士等の専門職員が訪問し、保育内容の充実や保育上の必要な配慮について、保育士や教員、育成室職員等へ助言を行っています。（134 ページ参照）

（教育センター総合相談係）

5 文京版スターティング・ストロング・プロジェクト(BSSP)

集団参加や対人コミュニケーションなどの社会的スキル等の成長が乳幼児期から促されるように、心理士等の専門家チームが区内の幼稚園、保育園、児童館等を訪問し専門的発達支援を行っています。また、保護者に対しても専門的観点から育児方法を伝え、より質の高い育児環境を整え、健やかな育ちを支えています。

（教育センター総合相談係）

生活保護

1 保護の動向（生活福祉課）	169
2 保護の内容（生活福祉課）	170
3 法外援護	
（1）自立促進事業費の支給（生活福祉課）	177
（2）学童服・運動着購入費用の補助（生活福祉課）	177
（3）夏季健全育成費の支給（生活福祉課）	178
（4）中学校卒業者への自立援助金の支給（生活福祉課）	178
（5）修学旅行等支度金の支給（生活福祉課）	178

生活保護

日本国憲法は、国民に基本的人権のひとつとして生存権を保障し、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」（憲法第 25 条）と規定しています。この憲法によって保障された生存権を実現するための制度のひとつとして制定されたのが生活保護制度です。

生活保護は、経済的に困窮する人に対し、無差別に最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。活用できる資産や稼働能力のある場合には、それらを活用する必要があり、民法上の扶養義務者の扶養や他の法律・制度による扶助が期待できる場合には、すべて生活保護に優先します。ただし、扶養義務者による扶養は生活保護の要件ではなく、事情によって照会を実施しない場合もあります。生活保護を受けるためには、まず各自が能力に応じた最善の努力をすることが必要で、そのような努力をしてもなお最低生活が営めない場合、初めて保護が適用されます。このような考え方を「補足性の原理」と言い、生活保護においては極めて重要な考え方となっています。

生活保護の申請は、国民の権利です。原則として要保護者又は扶養義務者等からの申請に基づいて開始されますが、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても必要な保護を行うことができます。

申請があると、地区担当員（ケースワーカー）がその世帯を訪問し、保護が必要かどうかについて調査をします。保護が必要となった場合には、居宅において必要な金銭や医療等の給付を行うのが原則ですが、居宅での保護が困難なときは、病院や施設等で保護することになります。

1 保護の動向

被保護者の動向をみると、平成 18 年度に 8.2%であった保護率はその後増加傾向を示し、平成 24 年度、25 年度には 12.3%となりましたが、以降は減少傾向が続き、令和 7 年度の平均保護率は 7.5%、平均世帯数は 1,641 世帯となりました。

開始、廃止世帯の動向では、平成 5 年度以降、しばらく開始世帯が廃止世帯を上回る傾向が続いたものの、平成 27 年度に逆転しました。その後は、令和 2 年度のみ再び開始世帯が廃止世帯を上回ったものの、同様の傾向が続き、令和 7 年度は、開始 176 世帯、廃止 237 世帯となっています。

（生活福祉課）

2 保護の内容

保護は、その内容によって8種類の扶助に分けられています。

① 生活扶助

生活扶助は、日常生活を営むうえで必要な飲食物費・被服費・光熱水費・家具什器費などです。この基準には一般的・共通的な基準生活費と妊産婦・障害者等が特別な経費に充てるための加算とがあります。

② 住宅扶助

住宅扶助は、借家や借間住まいの人に対する家賃や間代、自家居住者の地代などです。また家屋の畳・建具・水道設備などの破損部分の、補修費も含まれます。

③ 教育扶助

教育扶助は、義務教育就学中の児童・生徒の教育に要する一切の経費です。したがって、副読本・ワークブック等の図書購入費、学校給食費、また交通費等も含んでいます。

④ 医療扶助

医療扶助は、疾病や負傷に必要な給付を行うもので原則として現物給付です。通院・入院・投薬や手術のほか、治療材料、また医師の同意などの条件を満たせば施術が対象となる場合もあります。

⑤ 介護扶助

介護扶助は、介護サービスを受けるときの給付で、原則として介護券等による現物給付です。居宅介護、福祉用具の給付、住宅改修、施設介護などを受けることができます。平成12年度に、介護保険制度の施行に伴い新設されました。

⑥ 出産扶助

出産扶助は、出産に伴う諸々の経費ですが、入院して分娩する場合の入院料も含まれます。

⑦ 生業扶助

生業扶助は、保護を受けている人が小規模な事業を営むために必要な整備や運営に要する生業費、就業するための技能を修得する場合の授業料や交通費に要する技能習得費、就職が確定した新規就職者が洋服などの購入費に充てる就職支度金があります。

⑧ 葬祭扶助

葬祭扶助は、保護を受けている人が死亡した場合の葬祭費ですが、単身の保護者が死亡した場合には、その人の葬祭を現実に行う人に支給されます。

これらに加えて、臨時的に特別な需要が生じた場合に、被服費、家具什器類、移送費、入学準備金などの一時扶助を行います。

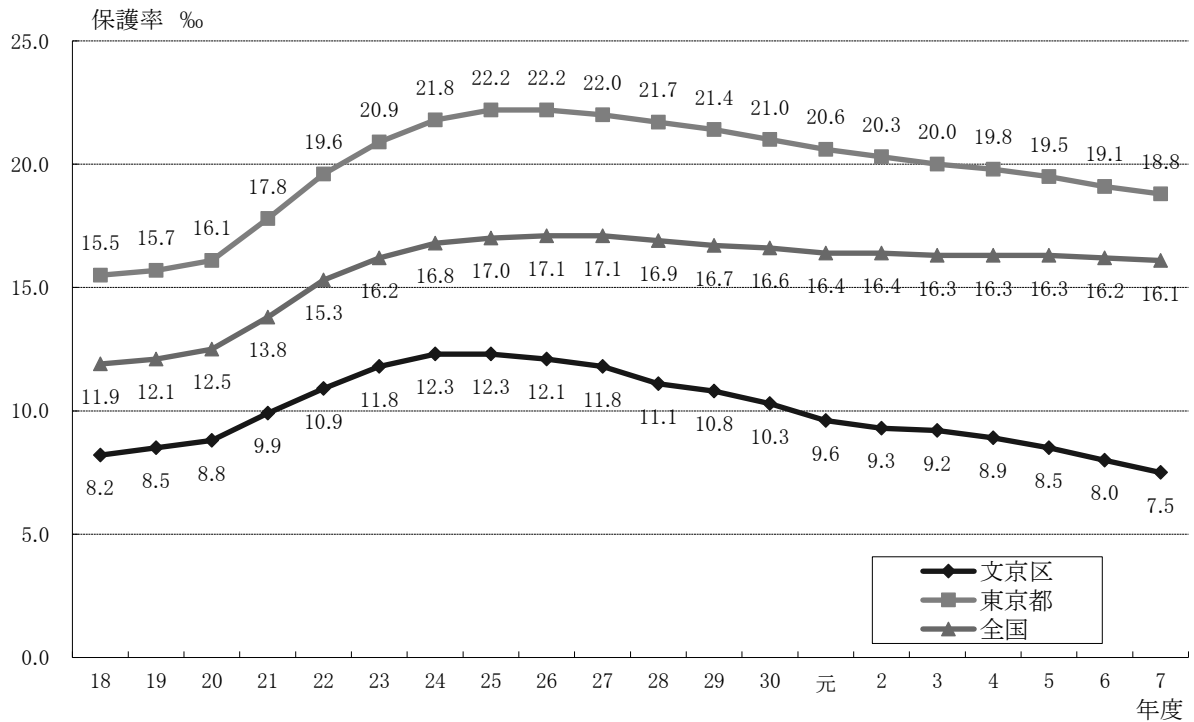
(相談件数、上段：延件数・下段：実件数)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
生活保護	1,364 717	1,551 737	1,307 654	1,515 584	1,518 525
路上生活者(※)	542 156	543 169	625 206	640 202	730 233
その他(延件数)	16	5	7	3	12
合 計	1,922 873	2,099 906	1,939 860	2,158 786	2,260 758

※上段には文京区社会福祉協議会の「屋外生活者支援事業」による交通費等支給業務を含む。
(生活福祉課)

ア 被保護者の動向(保護率=1000 分比)

当該年度における月平均



イ 生活保護扶助費の執行状況

	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	支出額	構成比	支出額	構成比	支出額	構成比	支出額	構成比	支出額	構成比
生活扶助費	1,208,665	27.0	1,176,954	27.0	1,137,019	27.0	1,079,180	25.0	1,020,277	26.0
住宅扶助費	1,027,050	23.0	1,005,638	23.0	979,409	23.0	931,117	22.0	887,987	22.0
教育扶助費	2,441	0.1	2,291	0.1	1,593	0.1	1,490	0.0	1,295	0.0
介護扶助費	175,493	3.9	162,647	3.7	153,243	3.7	167,045	3.9	151,636	3.8
医療扶助費	1,994,785	44.6	1,966,820	45.0	2,014,291	45.0	2,019,608	48.0	1,872,189	46.9
出産扶助費	16	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
生業扶助費	1,240	0.0	1,250	0.0	1,394	0.0	1,578	0.0	2,407	0.0
葬祭扶助費	11,170	0.2	17,437	0.4	17,155	0.4	18,410	0.4	20,882	0.5
施設保護費	10,989	0.2	7,107	0.2	6,690	0.2	4,875	0.1	5,676	0.1
施設事務費	42,467	1.0	28,209	0.6	25,327	0.6	25,994	0.6	28,980	0.7
計	4,474,316 千円	100.0 %	4,368,353 千円	100.0 %	4,336,121 千円	100.0 %	4,249,297 千円	100.0 %	3,991,329 千円	100.0 %

ウ 被保護者人口の動態

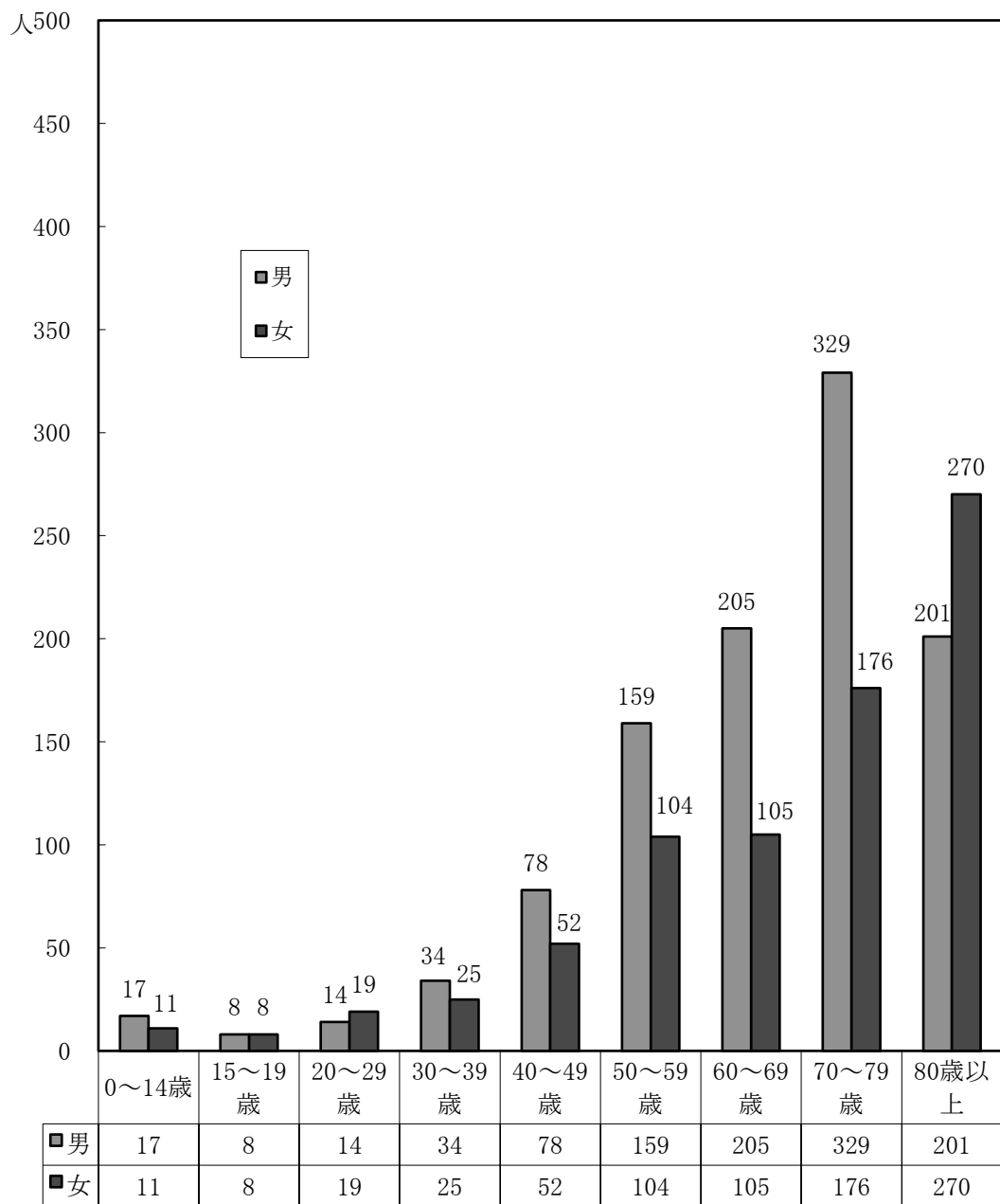
文京区の被保護者人口の推移は、減少傾向にあり、令和7年には1,815人となっています。

被保護者調査（各年度7月31日現在）

（ ）内構成比

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
総数	2,095人 (100%)	2,070人 (100%)	1,998人 (100%)	1,928人 (100%)	1,815人 (100%)
男	1,214人 (57.6%)	1,200人 (58.0%)	1,157人 (58.0%)	1,114人 (57.8%)	1,045人 (57.6%)
女	881人 (42.4%)	870人 (42.0%)	841人 (42.0%)	814人 (42.2%)	770人 (42.4%)

エ 被保護者の男女別年齢構成図（令和7年7月31日現在）



総 数 1,815 人 男 1,045 人 女 770 人

オ 保護の実施状況

(ア) 保護世帯・人員及び扶助別数

(当該年度月平均)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
被保護者	世帯数	1,901	1,867	1,823	1,741	1,641
	人 員	2,086	2,034	1,974	1,877	1,767
	世帯指数	99	98	98	96	94
保護率%	文京区	9.2	8.9	8.5	8.0	7.5
	東京都	20.0	19.8	19.5	19.1	18.8
	全 国	16.3	16.3	16.3	16.2	16.1
生 活 扶 助	世 帯	1,601	1,564	1,517	1,433	1,353
	人 員	1,741	1,686	1,626	1,536	1,454
住 宅 扶 助	世 帯	1,685	1,660	1,620	1,549	1,473
	人 員	1,842	1,799	1,747	1,660	1,580
教 育 扶 助	世 帯	17	16	14	19	16
	人 員	20	19	17	22	19
介 護 扶 助	世 帯	508	509	499	486	466
	人 員	519	519	506	493	472
医 療 扶 助	世 帯	1,574	1,559	1,549	1,476	1,400
	人 員	1,691	1,662	1,650	1,566	1,489
出 産 扶 助	世 帯	0	0	0	0	0
	人 員	0	0	0	0	0
生 業 扶 助	世 帯	9	4	7	9	11
	人 員	9	5	8	10	11
葬 祭 扶 助	世 帯	6	8	8	9	10
	人 員	6	8	8	9	10
計	世 帯	5,400	5,320	5,214	4,981	4,729
	人 員	5,828	5,698	5,562	5,296	5,035

(イ) 被保護世帯類型（各年度3月実績）

(単位：世帯)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1 傷病・障害世帯	392	398	392	362	359
2 高 齢 者 世 帯	1,215	1,183	1,143	1,078	1,018
3 母 子 世 帯	32	29	28	25	24
4 その他の世帯	256	238	235	220	207
計	1,895	1,848	1,798	1,685	1,608

(ウ) 被保護世帯労働類型（各年度3月実績）

(単位：世帯)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1 働いている者のいない世帯	1,599	1,538	1,489	1,398	1,341
2 世帯主が働いている世帯※	271	287	287	270	251
3 世帯主は働いていないが、 世帯員は働いている	25	23	22	17	16
計	1,895	1,848	1,798	1,685	1,608

※ 世帯主が働いている世帯の内訳

(単位：世帯)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1 常用労働者	83	83	79	70	62
2 日雇労働者	74	71	67	53	50
3 その他就労者	109	127	136	142	134
4 内 職 者	5	6	5	5	5
計	271	287	287	270	251

(エ) 保護の開始・廃止

(単位：世帯)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
申 請	208	223	194	174	175
取 下	1	8	5	6	2
却 下	3	5	5	6	6
開 始	202	209	188	161	176
廃 止	203	227	214	242	237

(オ) 保護開始・廃止理由別構成

保護開始理由別構成

(単位：世帯)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1 世 帯 主 の 傷 病	56	59	40	25	34
2 世 帯 員 の 傷 病	2	3	1	0	0
3 働いていた者の死亡・離別・不在	1	1	4	0	1
4 1.2によらぬ収入減少・喪失	107	104	89	92	79
5 年金・仕送り等の減少・喪失	5	4	5	7	4
6 そ の 他	31	38	49	37	58
計	202	209	188	161	176

保護廃止理由別構成

(単位：世帯)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1 世 帯 主 の 傷 病 治 癒	0	1	0	0	0
2 世 帯 員 の 傷 病 治 癒	0	0	0	0	0
3 死 亡 ・ 失 踪	131	126	139	157	149
4 1.2によらぬ収入増加・取得	15	20	22	20	22
5 年 金 ・ 仕 送 り 等 の 増 加	13	22	9	10	17
6 そ の 他	44	58	44	55	49
計	203	227	214	242	237

カ 医療券発行状況

生活保護法による医療扶助の診察、投薬、医学的処置、手術その他の給付及び病院等への入院は特別の場合を除き、医療券等の発行（現物給付）により行います。（単位・枚）

		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
入院	医 科	1,795	1,707	1,688	1,567	1,448
入院外	医 科	34,522	34,887	35,255	33,516	31,590
	歯 科	6,411	6,445	6,536	6,239	6,040
	治療材料	103	95	102	114	104
	訪問看護	552	718	811	1,117	1,101
	移 送	0	0	0	0	0
	マッサージ	67	74	45	41	26
	薬 局	30,474	30,571	31,107	29,494	27,510
	柔道整復	0	0	0	0	0
	はり・きゅう	4	4	0	0	2
	計	72,133	72,794	73,856	70,521	66,373
合 計		73,928	74,501	75,544	72,088	67,821

キ 介護券発行状況

生活保護法による介護扶助の給付は、特別の場合を除き介護券の発行（現物給付）により行います。（単位・枚）

介護券発行枚数	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
	22,079	22,632	22,983	23,324	22,701

ク 嘱託医の活動状況

生活保護法による医療扶助の適正な実施をはかるため「文京区嘱託医設置要綱」に基づき嘱託医が福祉事務所に配置されています。嘱託医は、一般科及び精神科の会計年度任用職員で医療扶助に関し、指定医療機関から提出される各給付要否意見書の内容についての技術検討や、要保護患者に対する指導又は検診及び指定医療機関に対する指導等の事務を行っています。

嘱託医取扱い件数

			令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
要否意見書審査数	入院	結 核	0	0	0	0	0
		精 神	98	145	131	92	90
		他の疾病	781	698	735	735	670
	入 院 外		5,403	5,485	5,541	5,267	4,797
	歯 科		971	931	888	881	846
	治材・移送・施術		558	586	628	678	594
	看 護		133	166	185	275	243
	そ の 他		153	183	241	266	205
	合 計		8,097	8,194	8,349	8,194	7,445

（生活福祉課）

3 法外援護

法律に基づく保護に加え、文京区では生活保護世帯に対し次のような独自の施策を行っています。

(1) 自立促進事業費の支給

(事業開始 平成 17 年度)

(単位：件・円)

支給事業	支給対象 経費	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
		件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
就労支援	就労支援費	7	139,718	5	56,406	3	37,290	2	49,750	2	32,879
	緊急一時 保育費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社会参加 活動支援	社会参加 活動支援費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域生活 移行支援	住宅契約 関係費	46	809,300	41	749,800	23	406,600	19	359,100	17	319,900
	高齢者等 生活環境 改善事業	3	235,500	5	783,000	1	197,450	0	0	2	121,000
	生活支援 事業	52	336,575	59	430,930	76	659,674	80	550,114	96	527,000
	住宅契約 支援事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	債務整理 援助事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健康増進 支援	健康増進 支援費	4	25,757	0	0	0	0	1	6,063	1	17,380
次世代 育成支援	次世代 育成支援費	20	721,540	14	203,600	12	94,400	15	300,000	14	450,708
計		124	2,268,390	124	2,223,736	115	1,395,414	117	1,265,027	132	1,468,867

(2) 学童服・運動着購入費用の補助

(事業開始 昭和 44 年度)

小・中学校に在籍する生活保護世帯の児童・生徒を対象に、学童服と運動着の購入費用を支給して就学を奨励しています。

学童服購入費用の補助状況

(単位：円・人・世帯)

			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
学 童 服	支給単価		11,400	11,400	11,400	11,400	11,400
	件 数	小学生	11	10	5	8	9
		中学生	6	5	5	7	6
		計	17	15	10	15	15
	世帯数		14	14	9	14	14

運動着購入費用の補助状況

(単位：円・人・世帯)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
運動着	支給単価	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100
	件数	小学生	15	10	8	12
		中学生	8	8	9	10
		計	23	18	17	22
	世帯数	20	15	14	20	16

(3) 夏季健全育成費の支給

(事業開始 昭和63年度)

小・中学校に在籍する生活保護世帯の児童・生徒を対象に、夏季休業中の各種野外活動等に参加するための準備費用を支給して、当該児童・生徒の健全な育成を図っています。

夏季健全育成費の支給状況

(単位：円・人・世帯)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
支給額(円)		3,300	3,300	3,300	3,300	3,300
件数(人)	小学校	14	11	8	11	11
	中学校	7	9	9	10	6
	計	21	20	17	21	17
世帯数		18	17	14	19	15

(4) 中学校卒業者への自立援助金の支給

(事業開始 昭和63年度)

生活保護世帯で中学校を卒業し就職する方へ、就職支度金を支給して自立を援助しています。なお、高等学校へ入学する方への入学支度金は、平成17年度から法内援護で支給することになり廃止になりました。

中学校卒業者への自立援助金の支給状況

(単位：円・人・世帯)

内 容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	就職支度金	就職支度金	就職支度金	就職支度金	就職支度金
金額(円)	51,500	51,500	51,500	51,500	51,500
件数(人)	0	0	0	0	0
世帯数	0	0	0	0	0

(5) 修学旅行等支度金の支給

(事業開始 平成元年度)

生活保護世帯で修学旅行等に参加する小学6年生・中学3年生に対し、修学旅行等参加支度金を支給して自立を援助しています。

修学旅行支度金の支給状況

(単位：円・人・世帯)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小学生	支度金	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300
	人数	4	3	3	1	0
中学生	支度金	8,500	8,500	8,500	8,500	8,500
	人数	2	4	1	4	2
対象総世帯数		6	6	4	5	2

(生活福祉課)

介護保険

1 被保険者	
(1) 被保険者証（介護保険課）	180
(2) 負担割合証（介護保険課）	180
(3) 手続き（介護保険課）	180
2 保険料	
(1) 第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料（介護保険課）	181
(2) 保険料の減免制度（介護保険課）	182
(3) 第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料の納め方（介護保険課）	182
(4) 保険料を滞納した場合の給付制限（介護保険課）	183
(5) 第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）の保険料の納め方（介護保険課）	183
3 要介護（要支援）認定	
(1) 対象者（介護保険課）	184
(2) 認定調査（介護保険課）	184
(3) 介護認定審査会（介護保険課）	184
(4) 認定期間（介護保険課）	184
(5) 要介護（要支援）認定状況（介護保険課）	185
4 保険給付	
(1) 介護保険で利用できるサービス（介護保険課）	186
(2) 高額介護（介護予防）サービス費の支給（介護保険課）	187
(3) 高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給（介護保険課）	188
(4) 特定入所者介護（介護予防）サービス費の支給（介護保険課）	189
(5) 利用者負担額軽減（介護保険課）	190
(6) 保険給付の状況（介護保険課）	192
5 地域支援事業（高齢福祉課・介護保険課）	193
6 地域密着型サービス指定状況（介護保険課）	194
7 介護保険相談窓口（介護保険課）	196
8 介護人材確保・定着支援等	
(1) アクティブ介護（介護保険課）	196
(2) 介護啓発番組（介護保険課）	197
(3) 若年層向け介護の仕事啓発に関する事業（介護保険課）	197
(4) 入門的研修（介護保険課）	197
(5) 介護施設従事職員住宅費補助（介護保険課）	197
(6) 介護職員等宿舍借上げ支援事業補助（介護保険課）	198
(7) E P A介護福祉士候補者受入事業補助（介護保険課）	198
(8) 介護職員奨学金・公的資金返済支援補助（介護保険課）	198
(9) 介護職員初任者研修及び実務者研修受講費補助（介護保険課）	199
(10) 介護支援専門員等研修費用補助（介護保険課）	199
(11) 認知症介護基礎研修費用補助（介護保険課）	199
9 その他	
(1) 介護サービス事業者連絡協議会（介護保険課）	200
(2) 介護事業者情報検索等システム（介護保険課）	201
(3) 事業者運営指導等（介護保険課）	201
(4) 介護保険特別会計（介護保険課）	202

介護保険

介護保険制度は、誰もが介護が必要となっても安心して生活が送れるよう、介護を社会全体で支え合うための社会保険制度として、平成12年4月に開始されました。保険者は文京区で、40歳以上の区民の方が被保険者となって保険料を出し合い、介護が必要な状態と認定されたときに、費用の一部を負担して介護（予防）サービスを利用することができる仕組みです。

平成24年4月からは、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援サービスを一体的に提供していく地域包括ケアシステムの実現に向けた取組を行っています。

また、保険料及び利用者負担については、法改正により、平成27年4月、平成31年4月、令和2年4月及び令和6年4月に低所得者の保険料軽減を段階的に拡充され、平成27年8月及び平成30年8月に、一定以上の所得のある利用者の自己負担は2割または3割となりました。

さらに、介護予防では、平成28年10月から予防給付の一部（訪問・通所）を区が取り組む地域支援事業に移行し、介護予防・日常生活支援総合事業として開始されました。これにより、高齢者の「社会的な活動への参加」を介護予防に取り入れ、高齢者が地域や社会の中で役割を持ち、いきいきとした生活が継続できることを目指しています。

1 被保険者

区内に住所を有する40歳以上の方は、原則として、文京区の介護保険の被保険者となります。被保険者は、年齢によって次の2種類に区分されています。

① 第1号被保険者

65歳以上の全ての方

② 第2号被保険者

40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方

※住所地特例

介護保険施設等に入所又は入居する際に、区内からその施設の所在地に住所を移した場合は、引き続き、文京区の介護保険の被保険者となります。

・介護保険被保険者の状況

(各年度末現在)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
第1号被保険者	44,287人	44,241人	44,296人	44,475人	44,589人
(内数) 住所地特例者数	705人	714人	737人	768人	765人

◆ (1) 被保険者証 ◆

文京区内に住所があり 65 歳になった方及び文京区に転入された 65 歳以上の方には、被保険者証が交付されます。被保険者証は、介護（介護予防）サービスを利用するために必要な事項が記載されるものです。

なお、40 歳以上 65 歳未満の方は、要介護（要支援）認定の申請をして認定結果が出た場合などに交付されます。

◆ (2) 負担割合証 ◆

要介護・要支援認定を受けた方に対し、介護保険の利用者負担割合（1 割・2 割・3 割）を記載した「介護保険負担割合証」を発行します。

◆ (3) 手続き ◆

次のような場合は、申請・届出が必要です。

申請・届出が必要な場合	必要なもの（※）	受付窓口
前住地で要介護（要支援）認定を受けていた方が転入されたとき	介護保険受給資格証明書 （なくても申請可）	介護保険課 認定調査係
要介護（要支援）認定を受けていた方が転出するとき	被保険者証	介護保険課 資格保険料係
区外の介護保険施設等（特別養護老人ホーム等）に転出（入所・入居）するとき		
被保険者証を紛失・破損したとき	紛失の場合は、身分を証明するもの 破損の場合は、破損した被保険者証	介護保険課 給付係
負担割合証を紛失・破損したとき	紛失の場合は、身分を証明するもの 破損の場合は、破損した負担割合証	

（※）マイナンバーを利用する申請・届出があります。

2 保険料

(1) 第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料

保険料は、介護保険事業計画に基づき、3年ごとに見直しをすることになっています。

第1号被保険者の保険料は、介護保険事業計画で見込んだ第1号被保険者数や介護保険サービスの利用量（介護給付費用）をもとに基準保険料を計算しています。所得状況に応じて料率を掛け、第9期計画期間は20段階としています。

第9期計画期間（令和6年度～令和8年度）

（令和8年4月1日現在）

所得段階	対 象 者		料率	年額保険料
第 1 段階	・ 生活保護の受給者 ・ 世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金受給者 ・ 世帯全員が住民税非課税かつ本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 82 万 6,500 円以下		0.285	20,900 円
第 2 段階	世帯全員が住民税非課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 82 万 6,500 円超 120 万円以下	0.43	31,600 円
第 3 段階		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円超	0.685	50,300 円
第 4 段階	本人が住民税非課税で世帯に住民税課税者がいる	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 82 万 6,500 円以下	0.85	62,400 円
第 5 段階 (基準額)		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 82 万 6,500 円超	1.00	73,300 円
第 6 段階	本 人 が 住 民 税 課 税	合計所得金額が 120 万円未満	1.15	84,300 円
第 7 段階		合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満	1.25	91,700 円
第 8 段階		合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満	1.40	102,700 円
第 9 段階		合計所得金額が 320 万円以上 400 万円未満	1.70	124,700 円
第 10 段階		合計所得金額が 400 万円以上 420 万円未満	1.80	132,000 円
第 11 段階		合計所得金額が 420 万円以上 500 万円未満	1.90	139,300 円
第 12 段階		合計所得金額が 500 万円以上 620 万円未満	2.10	154,000 円
第 13 段階		合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満	2.30	168,600 円
第 14 段階		合計所得金額が 720 万円以上 750 万円未満	2.40	176,000 円
第 15 段階		合計所得金額が 750 万円以上 1,000 万円未満	2.55	187,000 円
第 16 段階		合計所得金額が 1,000 万円以上 1,500 万円未満	2.85	209,000 円
第 17 段階		合計所得金額が 1,500 万円以上 2,000 万円未満	3.10	227,300 円
第 18 段階		合計所得金額が 2,000 万円以上 3,000 万円未満	3.30	241,900 円
第 19 段階		合計所得金額が 3,000 万円以上 4,000 万円未満	3.60	263,900 円
第 20 段階		合計所得金額が 4,000 万円以上	3.90	285,900 円

※第1段階～第3段階の年額保険料については、本来の料率から軽減されています。

※第9・10段階及び第14・15段階については、第10期計画期間以降、国による基準額に対する割合の見直しに応じて、統合を予定しています。

◆ (2) 保険料の減免制度 ◆

① 保険料の減免・猶予

災害により損害を受けた場合、世帯の生計中心者の死亡等により著しく生活が困難になった場合又は東日本大震災により被災した場合は、申請に基づき実状を調査の上、保険料の減額及び免除並びに徴収の猶予をします。

② 保険料の個別減額

次の条件を全て満たす方の保険料を、申請した月から第1段階と同率に減額します。

ア 介護保険料の所得段階が第2段階・第3段階であること。

イ 世帯の前年の収入が1人世帯で120万円以下であること（世帯員が1人増えるごとに50万円を加算）。

ウ 世帯で所有する預貯金が、1人世帯で240万円以下であること（世帯員が1人増えるごとに100万円を加算）。

エ 居住用以外の土地又は建物を所有していないこと。

オ 住民税課税者と生計を共にしていないこと及び住民税課税者の扶養を受けていないこと。

カ 原則として保険料を滞納していないこと。

・ 保険料減免及び徴収猶予の状況

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
合計件数		507件	258件	4件	5件	1件
内 訳	保険料の減免・猶予	2件	0件	0件	3件	0件
	保険料の個別減額	1件	0件	1件	0件	0件
	東日本大震災被災者	3件	3件	3件	2件	1件
	新型コロナウイルス感染症（延件数）	501件	255件	—	—	—

◆ (3) 第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料の納め方 ◆

特別徴収と普通徴収の2種類の納め方があります。

① 特別徴収

老齢基礎年金や退職年金、遺族年金、障害年金を年額18万円（月額1万5千円）以上受給している方が対象で、年金の定期支払（年6回）の際、介護保険料が年金から差し引かれます。

② 普通徴収

区から送付する納付書で、原則、毎月月末まで（ただし、12月は翌年1月4日まで）に納めます。金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局の窓口、主なコンビニエンスストア及び区の介護保険課窓口で納付できます。また、本人等からの申し込みにより、口座振替（自動払込）で納めることもできます。

③ 特別徴収と普通徴収の併用

特別徴収に該当する方の所得金額の変更等により保険料の所得段階が上がった場合、年度途中の特別徴収額は変更できないため、その差額については、普通徴収により納付します。

・保険料収納状況

	調定金額（円）A	収納金額（円）B	収入歩合（％）B/A
令和3年度	3,655,599,300 円	3,605,200,800 円	98.6%
令和4年度	3,706,027,400 円	3,657,605,100 円	98.7%
令和5年度	3,730,091,800 円	3,688,768,800 円	98.9%
令和6年度	3,952,120,600 円	3,909,336,200 円	98.9%
令和7年度	4,062,103,600 円	4,018,428,200 円	98.9%

◆(4) 保険料を滞納した場合の給付制限◆

介護保険料を滞納した場合、介護（介護予防）サービス利用時に次の給付の制限があります。

① 1年以上の滞納

介護（介護予防）サービス費用の全額を一旦利用者が負担し、後日、保険給付分を区に請求します。（償還払い）

② 1年6か月以上の滞納

区に請求された保険給付分の一部又は全部の支払が差止めとなり、滞納している保険料に充当されます。

③ 時効になった（2年以上前の）未納保険料

過去10年間遡及した未納期間に応じて、一定期間自己負担割合が、1割又は2割の利用者は3割、3割の利用者は4割に引き上げられ、高額介護（介護予防）サービス費等の給付も受けられなくなります。

・給付制限措置実施件数

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
措置実施件数		27 件	16 件	26 件	31 件	24 件
内 訳	支払方法の変更	4 件	0 件	5 件	9 件	1 件
	一時差止	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
	給付額減額	23 件	16 件	21 件	22 件	23 件

◆(5) 第2号被保険者（40歳以上 65歳未満の方）の保険料の納め方◆

加入している医療保険の算定方法により保険料の額が決まり、医療保険料と一括して納めます。

① 国民健康保険加入者

国民健康保険の算定方法と同様に、その世帯の第2号被保険者の当該年度の算定基礎額と第2号被保険者数をもとに計算されます。

② 職場の医療保険加入者

給与（標準報酬月額）と加入している医療保険者ごとに設定される介護保険料率に応じて計算されます。

（介護保険課資格保険料係）

3 要介護（要支援）認定

介護保険のサービスを利用するためには、どの程度の介護が必要な状態かを決める要介護（要支援）認定を受ける必要があります。

◆ (1) 対象者 ◆

① 第1号被保険者（65歳以上の方）

身体障害や認知症などにより、介護を必要とする方や日常生活に支援が必要な方

② 第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方）

指定された16の疾病・疾患により、介護を必要とする方や日常生活に支援が必要な方

◆ (2) 認定調査 ◆

調査員が対象者の家庭や施設を訪問して、全国共通の調査項目に基づき、心身の状況について調査を行います。

◆ (3) 介護認定審査会 ◆

調査員の行った調査結果と主治医意見書をコンピュータ処理して一次判定を行い、さらに介護認定審査会において、一次判定結果、主治医意見書、特記事項をもとに二次判定が行われます。

介護認定審査会は保健、医療、福祉分野の有識者で構成し、12の部会で審査判定を行っています。

◆ (4) 認定期間 ◆

新規認定を受けた場合の認定の有効期間は、原則として6か月ですが、状態によっては12か月となります。サービスを継続したい場合は、更新申請が必要です。更新申請の認定期間は、原則として12か月ですが、状態によっては3～48か月となります。認定の期間中に状態が変化したときには、区分変更申請をすることができます。その場合の認定期間は、新規申請と同様です。

◆ (5) 要介護（要支援）認定状況 ◆

・ 要介護（要支援）認定者数の推移 (各年度3月31日現在)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
認定者数	8,932 人	9,126 人	9,120 人	9,330 人	9,503 人

・ 要介護（要支援）認定申請件数と認定件数

	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
申請件数	8,268 件		9,235 件		8,189 件		6,734 件		7,272 件	
認定件数	5,803 件		6,743 件		7,977 件		6,630 件		7,050 件	
臨時的延長件数	1,877 件		2,303 件		4 件		—		—	
認定	認定数	構成比	認定数	構成比	認定数	構成比	認定数	構成比	認定数	構成比
非該当	58 件	1.0%	56 件	0.8%	58 件	0.7%	55 件	0.8%	52 件	0.7%
要支援1	913 件	15.7%	1,010 件	15.0%	1,035 件	13.0%	945 件	14.3%	1,057 件	15.0%
要支援2	606 件	10.4%	673 件	10.0%	795 件	10.0%	648 件	9.8%	708 件	10.0%
要介護1	1,388 件	23.9%	1,645 件	24.4%	1,981 件	24.8%	1,650 件	24.9%	1,702 件	24.1%
要介護2	829 件	14.3%	983 件	14.6%	1,292 件	16.2%	1,101 件	16.6%	1,071 件	15.2%
要介護3	638 件	11.0%	767 件	11.4%	900 件	11.3%	727 件	11.0%	828 件	11.7%
要介護4	734 件	12.6%	817 件	12.1%	1,040 件	13.0%	850 件	12.8%	879 件	12.5%
要介護5	637 件	11.0%	792 件	11.7%	876 件	11.0%	654 件	9.9%	753 件	10.7%

※構成比については、小数点以下第2位を四捨五入しているため合計が 100%にならないことがあります。

※新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取り扱い（令和2年3月～令和5年3月）として、更新申請については、有効期間12ヶ月とする対応を行いました。

※臨時的延長件数の令和5年度の実績は、令和4年度申請分です。

・ 被保険者以外の審査・判定状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
生活保護受給者	33 件	19 件	41 件	29 件	33 件

(介護保険課認定調査係、認定審査係)

4 保険給付

要介護（要支援）認定の結果に基づき、要介護度に応じた支給基準限度額内であれば、費用の利用者負担分のみの負担でサービスが利用できます。

(1) 介護保険で利用できるサービス

【居宅サービス】

○居宅を訪問するサービス

サービス名	内 容
訪問介護	ホームヘルパーの訪問による身体介護や生活援助
（介護予防）訪問入浴介護	簡易浴槽などを居宅に持ち込んでの入浴介助
（介護予防）訪問看護	看護師などの訪問による療養上の世話等
（介護予防）訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士などの訪問によるリハビリ
（介護予防）居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師などによる訪問指導
居宅介護（予防）支援	介護支援専門員の訪問によるケアプラン作成等の支援

○施設に日帰りで通うサービス

サービス名	内 容
通所介護	デイサービスセンターなどへ通所による日常生活の支援や機能訓練等
（介護予防）通所リハビリテーション	介護老人保健施設などへ通所によるリハビリ

○施設への短期入所サービス

サービス名	内 容
（介護予防）短期入所生活介護	特別養護老人ホーム等へ短期間入所による日常生活の支援や機能訓練等
（介護予防）短期入所療養介護	介護老人保健施設等へ短期間入所による日常生活の支援や機能訓練等

○その他のサービス

サービス名	内 容
（介護予防）福祉用具貸与	車椅子や歩行器などの福祉用具のレンタル
特定（介護予防）福祉用具購入	シャワーチェアなどの福祉用具の購入費の支給
（介護予防）住宅改修	手すり取付け、床段差の解消等の改修費の支給
（介護予防）特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどでの日常生活の支援や介護

【施設サービス】

サービス名	内 容
介護老人福祉施設	特別養護老人ホームで、常時介助が必要な方に対して日常生活の支援や介護
介護老人保健施設	在宅復帰ができるよう、リハビリを中心に医療上のケアや日常生活の支援
介護医療院	主として長期の療養を必要とし、病状が安定している方のための医療施設

【地域密着型サービス】

サービス名	内 容
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通して、訪問介護と訪問看護が連携した定期巡回と随時対応の介護サービスの提供
夜間対応型訪問介護	定期巡回や通報システムによる随時訪問を行う夜間専用の訪問介護
(介護予防) 認知症対応型通所介護	認知症の方を対象にした通所介護
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	通所を中心に訪問や宿泊のサービス
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じた訪問看護サービス
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	認知症の高齢者を対象とした共同生活住居で、日常生活の支援や介護
地域密着型通所介護	定員が 18 人以下の小規模な事業所で、通所介護と同様に日常生活の支援や機能訓練等の提供
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員が 29 人以下の小規模な特別養護老人ホームで、日常生活上の支援や介護

◆ (2) 高額介護（介護予防）サービス費の支給 ◆

介護サービス費の利用者負担が著しく高額にならないよう、利用者負担額（月額）が上限額（下表）を超えた場合は、申請によりその超過分が高額介護（介護予防）サービス費として支給されます。

所得区分		上限額(世帯合計) [（個人）は個人単位の上限度]
住民税世帯課税		
●	課税所得 690 万円（年収約 1,160 万円）以上の方	140,100 円
●	課税所得 380 万円（年収約 770 万円）～課税所得 690 万円（年収約 1,160 万円）未満の方	93,000 円
●	課税所得 380 万円（年収約 770 万円）未満の方	44,400 円
住民税世帯非課税		24,600 円
●	公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額が年間 80 万円（令和 7 年 8 月より 80 万 9 千円）以下の方 ※1	(世帯) 24,600 円 (個人) 15,000 円
●	老齢福祉年金の受給者	
生活保護の受給者		(個人) 15,000 円
利用者負担を 15,000 円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合		15,000 円

※1 令和 8 年 8 月から、80 万 9 千円が 82 万 6,500 円になります。

・高額介護（介護予防）サービス費の支給状況

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
件数	31,162 件	30,700 件	31,021 件	31,483 件	31,257 件
金額	498,812,755 円	448,137,031 円	475,299,670 円	500,432,718 円	506,113,925 円

(3) 高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給

介護保険と医療保険の利用者負担額（年額）の世帯合算額が限度額（下表）を超えた場合、申請によりその超過分が介護保険と医療保険のそれぞれから支給されます。

所得区分		後期高齢者医療制度 +介護保険（75歳以上の方がいる世帯）	被用者保険又は国民健康保険 +介護保険（70歳～74歳の方がいる世帯）	所得区分 （基礎控除後の総所得金額等）	被用者保険又は国民健康保険 +介護保険（70歳未満の方がいる世帯）
課税所得 690万円以上		212万円	212万円	901万円超	212万円
課税所得 380万円以上		141万円	141万円	600万円超 901万円以下	141万円
課税所得 145万円以上		67万円	67万円	210万円超 600万円以下	67万円
一 般		56万円		210万円以下	60万円
住民税非課税	Ⅱ	31万円	31万円	住民税世帯非課税	34万円
	Ⅰ	19万円	19万円		

※住民税非課税Ⅱ・・・世帯全員が住民税非課税である方のうち、Ⅰに該当しない方。

Ⅰ・・・住民税非課税世帯であり、世帯全員が年金収入82万6,500円以下でその他の所得がない方。

※計算対象期間は、毎年8月から翌年7月までの12か月間

※毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分を適用

※住民税非課税Ⅰの方が複数いる世帯の場合、介護保険分の算定基準額に限り、住民税非課税Ⅱの31万円となるため、高額医療合算介護（介護予防）サービス費のみ不支給となる場合があります。

・高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
件数	1,668件	1,789件	1,804件	1,884件	2,007件
金額	70,704,089円	73,296,826円	76,121,518円	85,607,927円	91,183,982円

◆ (4) 特定入所者介護（介護予防）サービス費の支給 ◆

施設（ショートステイを含む）を利用した際の居住費や食費の利用者負担は、所得に応じて負担限度額が設けられ、限度額を超える分は、特定入所者介護（介護予防）サービス費として支給されます。

・負担限度額

利用者 負担段階	居 住 費（日 額）				食 費（日 額）	
	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1段階	880 円	550 円	① 380 円 ② 550 円	0 円	300 円	300 円
第2段階	880 円	550 円	① 480 円 ② 550 円	430 円	390 円	600 円
第3段階①	1,370 円	1,370 円	① 880 円 ② 1,370 円	430 円	680 円	1,030 円
第3段階②	1,470 円	1,470 円	① 980 円 ② 1,470 円	① 530 円 ② 430 円	1,420 円	1,360 円
第4段階	2,066 円	1,728 円	① 1,231 円 ② 1,728 円	① 915 円 ② 437 円	1,545 円	1,545 円

※従来型個室・多床室で①は介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護の場合、②は介護老人保健施設、介護医療院、短期入所療養介護の場合です。

※第4段階の居住費・食費については、基準費用額（国が定めた平均的な額）です。

※第4段階多床室②の介護老人保健施設及び介護医療院について室料が徴収される場合は697 円、室料が徴収されない場合は437 円になります。

※令和8年8月から、第3段階②の多床室②の介護老人保健施設及び介護医療院において、室料が徴収される場合は530 円、室料が徴収されない場合は430 円になります。

・特定入所者介護（介護予防）サービス費の支給状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
件数	6,918 件	6,067 件	6,177 件	5,740 件	5,171 件
金額	201,764,180 円	167,803,183 円	159,235,394 円	155,723,697 円	147,071,011 円

(5) 利用者負担額軽減

介護保険のサービスを利用する方のうち、所得が少なく生計が困難な利用者を対象に、利用者負担額の軽減制度があります。

① 生計困難者に対する利用者負担額軽減制度

次の要件に該当された方は、申請し認定を受けることで費用（介護保険の利用者負担額、施設での食費・居住費）の25%（老齢福祉年金の受給者は50%）が軽減されます。

☆該当要件

世帯人数	1人	2人以上
年間収入	150万円以下	世帯人数が1人増えるごとに50万円を加えた額
預貯金額	350万円以下	世帯人数が1人増えるごとに100万円を加えた額
その他	住民税が世帯非課税であること。 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。 介護保険料を滞納していないこと。	

・対象サービス

【居宅サービス】

○訪問介護 ○（介護予防）訪問入浴介護 ○（介護予防）訪問看護 ○（介護予防）訪問リハビリテーション ○通所介護 ○（介護予防）通所リハビリテーション ○（介護予防）短期入所生活介護 ○（介護予防）短期入所療養介護

【施設サービス】

○介護老人福祉施設サービス

【地域密着型サービス】

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○（介護予防）認知症対応型通所介護 ○（介護予防）小規模多機能型居宅介護 ○看護小規模多機能型居宅介護 ○地域密着型通所介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

【介護予防・日常生活支援総合事業】

総合サービス事業の訪問型サービス及び通所型サービスのうち国基準サービス

・生計困難者に対する利用者負担額軽減制度の利用状況

認定有効期間	人 数
令和3年8月1日～令和4年7月31日	32人
令和4年8月1日～令和5年7月31日	30人
令和5年8月1日～令和6年7月31日	26人
令和6年8月1日～令和7年7月31日	41人
令和7年8月1日～令和8年7月31日	39人

② 利用者負担額の減額・免除（災害による損害を受けた場合、収入が著しく減少した場合）

災害により損害を受けた場合や世帯の生計中心者の死亡等により著しく生活が困難になり、利用者負担額が支払えなくなった場合又は東日本大震災により被災した場合の被保険者に対して申請に基づき実状を調査の上、利用料を減額又は免除します。

・利用者負担額減免の状況

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
合計件数		1 件	1 件	2 件	2 件	2 件
内 訳	災害による減額・免除	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
	東日本大震災被災者	1 件	1 件	2 件	2 件	2 件

③ 訪問介護サービスの利用者負担額軽減（制度移行措置）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）による訪問介護利用において、境界層該当者として定率負担額が 0 円となっている方で、次のいずれかの状態になった方は、申請することにより、利用者負担額が免除されます。

- ア 65 歳到達以前のおおむね 1 年間に障害者施策による訪問介護を利用していた方で、65 歳に到達したことで介護保険の対象となった方
- イ 特定疾病によって生じた身体上又は精神上的の障害が原因で、要介護（要支援）状態となった方（40 歳以上 65 歳未満の方）

(6) 保険給付の状況

① 介護給付

	人 数	回 数	介護給付費
令和 3 年度	236,665 人	2,544,268 回	13,140,198,940 円
令和 4 年度	247,677 人	2,596,331 回	13,554,546,009 円
令和 5 年度	257,725 人	2,701,678 回	14,093,546,933 円
令和 6 年度	261,936 人	2,710,214 回	14,253,779,860 円
令和 7 年度	264,383 人	2,702,963 回	14,232,805,719 円

令和7年度	人 数	回 数	介護給付費
介 護 給 付 合 計	264,383 人	2,702,963 回	14,232,805,719 円
居 宅 介 護 サ ー ビ ス 小 計	239,386 人	2,234,157 回	9,390,397,947 円
訪問介護	24,844 人	347,857 回	1,930,245,156 円
訪問入浴介護	2,155 人	10,606 回	142,888,384 円
訪問看護	22,588 人	147,160 回	1,120,929,599 円
訪問リハビリテーション	1,447 人	7,658 回	57,938,469 円
通所介護	17,875 人	148,866 回	1,179,179,731 円
通所リハビリテーション	2,071 人	13,974 回	131,836,500 円
福祉用具貸与	33,745 人	978,104 回	484,522,542 円
短期入所生活介護	4,031 人	37,140 回	349,427,009 円
短期入所療養介護	301 人	2,251 回	28,444,692 円
特定施設入居者生活介護（短期利用型）	63 人	630 回	4,325,521 円
居宅療養管理指導	69,539 人	153,948 回	505,595,628 円
特定施設入居者生活介護	13,311 人	384,892 回	2,666,147,526 円
居宅介護支援	46,546 人	—	742,576,088 円
居宅介護住宅改修費	330 人	467 回	27,155,651 円
居宅介護福祉用具購入費	540 人	604 回	19,185,451 円
地 域 密 着 型 介 護 サ ー ビ ス 小 計	14,264 人	172,346 回	1,686,923,285 円
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	564 人	8,363 回	115,281,432 円
夜間対応型訪問介護	366 人	1,653 回	13,120,983 円
認知症対応型通所介護	924 人	7,774 回	89,273,064 円
小規模多機能型居宅介護	1,153 人	15,176 回	252,688,655 円
認知症対応型共同生活介護	1,877 人	55,119 回	522,642,842 円
地域密着型介護老人福祉施設	863 人	25,223 回	269,495,057 円
看護小規模多機能型居宅介護	260 人	4,657 回	83,559,499 円
地域密着型通所介護	8,257 人	54,381 回	340,861,753 円
看護小規模多機能型居宅介護（短期利用型）	0 人	0 回	0 円
施 設 介 護 サ ー ビ ス 小 計	10,733 人	296,460 回	3,155,484,487 円
介護老人福祉施設	6,999 人	203,168 回	2,045,161,062 円
介護老人保健施設	3,119 人	85,608 回	1,004,526,481 円
介護医療院	270 人	7,684 回	98,903,959 円
特別療養費・特別診療費	345 人	—	6,892,985 円

② 予防給付

	人 数	回 数	介護給付費
令和 3 年度	26,232 人	273,650 回	355,986,862 円
令和 4 年度	25,663 人	271,828 回	341,356,015 円
令和 5 年度	27,213 人	285,218 回	367,241,621 円
令和 6 年度	28,804 人	295,217 回	389,417,156 円
令和 7 年度	30,607 人	312,150 回	413,620,705 円

令和7年度	人 数	回 数	介護給付費
予 防 給 付 合 計	30,607 人	312,150 回	413,620,705 円
居 宅 介 護 予 防 サ ー ビ ス 小 計	30,548 人	311,871 回	408,874,791 円
介護予防訪問入浴介護	1 人	1 回	10,533 円
介護予防訪問看護	4,188 人	19,713 回	122,807,361 円
介護予防訪問リハビリテーション	253 人	1,196 回	7,974,060 円
介護予防通所リハビリテーション	817 人	3,879 回	25,574,200 円
介護予防福祉用具貸与	7,891 人	234,721 回	45,902,787 円
介護予防短期入所生活介護	40 人	220 回	1,585,670 円
介護予防短期入所療養介護	0 人	0 回	0 円
介護予防居宅療養管理指導	4,958 人	10,088 回	31,808,427 円
介護予防特定施設入居者生活介護	1,429 人	41,717 回	101,667,532 円
介護予防居宅介護支援	10,688 人	—	55,111,320 円
介護予防住宅改修費	151 人	202 回	12,546,516 円
介護予防福祉用具購入費	132 人	134 回	3,886,385 円
地 域 密 着 型 介 護 予 防 サ ー ビ ス 小 計	59 人	279 回	4,745,914 円
介護予防認知症対応型通所介護	0 人	0 回	0 円
介護予防小規模多機能型居宅介護	59 人	279 回	4,745,914 円
介護予防認知症対応型共同生活介護	0 人	0 回	0 円

(介護保険課給付係)

5 地域支援事業

地域支援事業は、被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防するとともに、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的に実施しています。

地域支援事業についての事業概要は、「高齢者あんしん相談センター(地域包括支援センター)」(73 ページ)、「介護予防・日常生活支援総合事業」(78 ページ)及び「認知症の方やその家族に対する支援」(93 ページ)に掲載しています。

6 地域密着型サービス指定状況

地域密着型サービスは、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、文京区が地域の特性を活かした整備計画を策定し、事業者の指定・指導監督を行います。原則として、区内に住所を有する被保険者がサービスを利用することができます。

区内指定地域密着型サービス事業所：38 か所（令和8年4月1日現在）

介護保険法第78条の2第1項・78条の13第1項及び第115条の12第1項の規定により指定した地域密着型サービス事業所

◎ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護〔2 か所〕

事業所名	所在地	日常生活圏域
グッドライフケア24	小石川 2-19-1	富坂地区
せら定期巡回・随時対応型訪問介護看護	本郷 3-15-2-201	本富士地区

◎ 夜間対応型訪問介護〔1 か所〕

事業所名	所在地	日常生活圏域
SOMPO ケア 文京 夜間訪問介護	小日向 2-8-15	大塚地区

◎（介護予防）認知症対応型通所介護〔4 か所〕

事業所名	定員	所在地	日常生活圏域
泉湧く憩いの家 ※共用型	3 人	千石 2-31-9	富坂地区
小石川デイサービスセンター ※介護予防は実施せず	10 人	春日 2-4-8	富坂地区
文京くすのき 高齢者在宅サービスセンター	12 人	大塚 4-18-1	大塚地区
デイサービスセンター ゆしまの郷 ※1 単位休止中	12 人	湯島 3-29-10	本富士地区

◎（介護予防）小規模多機能型居宅介護〔4 か所〕

事業所名	定員	所在地	日常生活圏域
小規模多機能型居宅介護 いきいき礪川	25 人	小石川 2-16-1	富坂地区
優っとり小規模多機能介護 文京小日向	29 人	小日向 1-23-26	大塚地区
ユアハウス弥生 ※介護予防は実施せず	29 人	弥生 2-16-3	本富士地区
グッドライフケア向丘	29 人	西片 2-19-15	本富士地区

◎ 看護小規模多機能型居宅介護〔1 か所〕

事業所名	定員	所在地	日常生活圏域
千石にじの家	29 人	千石 4-1-2	富坂地区

◎（介護予防）認知症対応型共同生活介護〔9 か所〕

事業所名	定員	所 在 地	日常生活圏域
泉湧く憩いの家 ※介護予防は実施せず	9 人	千石 2-31-9	富坂地区
グループホーム白山みやびの郷	18 人	白山 2-29-9	富坂地区
花物語ぶんきょう いつつ星	18 人	小石川 5-11-8	富坂地区
グループホーム文京あやめ	27 人	小日向 1-23-20	大塚地区
優つくりグループホーム 文京小日向	18 人	小日向 1-23-26	大塚地区
のんびり家	14 人	向丘 1-16-26	本富士地区
グッドライフケアホーム向丘	18 人	西片 2-19-15	本富士地区
お寺のよこ	9 人	向丘 2-38-5	駒込地区
愛の家グループホーム文京本駒込	27 人	本駒込 5-66-5	駒込地区

◎ 地域密着型通所介護〔14 か所〕

事業所名	定員	所 在 地	日常生活圏域
あしつよ・文京	15 人	春日 2-13-1-7F	富坂地区
文京区介護予防拠点 いきいき礪川	15 人	小石川 2-16-1	富坂地区
GENK I N E X T 茗荷谷	10 人	小石川 5-21-5	富坂地区
リハビリ・デイサービス 虎SUN	10 人	白山 5-18-11	富坂地区
信和リハビリデイサービス 千石	15 人	千石 4-16-2-101	富坂地区
レコードブック千石	18 人	千石 4-38-10	富坂地区
MEDICAL PRO SPORTS 介護デイサービス 教育の森	10 人	大塚 3-20-7	大塚地区
MEDICAL PRO SPORTS 介護デイサービス	12 人	大塚 4-12-10	大塚地区
リハビリ道場	9 人	大塚 6-27-6	大塚地区
ゆららデイサービス	13 人	水道 2-10-17	大塚地区
デイサービス だるま	18 人	千駄木 3-42-16-2F	駒込地区
デイサービス With 千駄木	18 人	千駄木 4-16-2	駒込地区
リハビリ・デイサービス 虎SUN動坂店	18 人	本駒込 4-42-11	駒込地区
いきいきらいふ SPA 駒込	10 人	本駒込 5-72-1	駒込地区

◎ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護〔3 か所〕

事業所名	定員	所 在 地	日常生活圏域
地域密着型特別養護老人ホーム 洛和ヴィラ文京春日	17 人	春日 1-9-21	富坂地区
特別養護老人ホーム文京小日向の家	24 人	小日向 1-23-26	大塚地区
地域密着型特別養護老人ホーム 文京大塚みどりの郷	29 人	大塚 4-50-1	大塚地区

（介護保険課事業指導係）

7 介護保険相談窓口

介護保険に関する相談及び苦情への対応と、介護サービスに関する情報提供を行うために、相談窓口を設置しています。

・ 介護保険相談窓口対応件数 (単位：件)

区 分	相談					苦情				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
要介護認定	281	338	280	237	257	0	0	0	0	0
保険料	1	1	2	2	2	0	0	0	0	0
ケアプラン	1	2	5	3	3	0	0	0	0	0
サービス供給量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護報酬	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他制度上の問題	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
行政の対応	8	0	1	0	0	2	0	0	0	0
サービス提供、保険給付	142	163	136	131	115	30	17	23	8	12
その他	629	693	746	912	852	9	1	4	2	1
合 計	1,063	1,197	1,170	1,285	1,229	41	18	27	10	13

(介護保険課介護保険相談係)

8 介護人材確保・定着支援等

(1) アクティブ介護

(事業開始 平成21年度)

東京都社会福祉協議会に加入する区内特別養護老人ホームなどの施設長・センター長が中心となって、区内介護サービス事業者による「アクティブ介護実行委員会」を組織し、介護の魅力の発信や介護人材の創出に取り組んでいます。

「アクティブ介護文京」では、令和7年度、「いつまでも安心して暮らせる地域社会を目指して」と題し、介護業界で活躍する著名人と区内介護サービス事業所による文京区独自の健康体操や介護なんでも相談会の実施及び事業所紹介パネルの展示や福祉用具の体験コーナー等、誰でも楽しみながら介護に興味や関心を持ってもらえるような様々なプログラムを実施しました。

・アクティブ介護開催実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
開催日	11月16日	11月16日	11月7日	11月20日	1月16日
参加者数	331人	483人	383人	492人	340人

(介護保険課介護保険相談係)

◆ (2) 介護啓発番組 ◆

(事業開始 令和4年度)

若手職員の介護施設での一日の勤務の様子について、介護業界でも活躍するお笑い芸人が、コメントを交えて介護職の魅力を伝える番組を制作し、いつでも、誰でも視聴できるよう動画配信サイトに掲載しました。

(介護保険課介護保険相談係)

◆ (3) 若年層向け介護の仕事啓発に関する事業 ◆

(事業開始 平成27年度)

将来の人材である若年層等に向けて、介護の仕事について理解・関心を深めるとともに、魅力を伝えることを目的とした、啓発冊子の配布及び出張講座を行っています。

(介護保険課介護保険相談係)

◆ (4) 入門的研修 ◆

(事業開始 令和3年度)

介護人材のすそ野拡大及び多様な人材の参入促進に向けて、介護未経験者が介護に関する基本的な知識・技術を習得するための研修を実施しました。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施回数	1回	5回	5回	5回	5回
受講者数	13人	6人	20人	21人	18人

(介護保険課介護保険相談係)

◆ (5) 介護施設従事職員住宅費補助 ◆

(事業開始 平成28年度)

介護人材の確保・定着と施設の防災拠点化を推進するため、福祉避難所に指定された区内の介護サービス事業所に従事する職員に対し、住宅費を補助しています。

・実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
補助人数	58人	53人	47人	35人	94人
補助金額	6,455,000円	6,195,000円	5,520,000円	3,505,000円	9,900,000円

※令和7年度より、対象施設、補助対象期間等の補助要件を拡充しました。

(介護保険課高齢者施設担当)

◆ (6) 介護職員等宿舍借上げ支援事業補助 ◆

(事業開始 平成 31 年度)

介護人材の確保、定着及び地域の災害福祉拠点整備を推進するため、福祉避難所に指定された区内の地域密着型サービス事業所等に対し、介護職員等の宿舍借上げ費用を補助しています。

・実績

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
補助件数	4 事業所 9 戸	2 事業所 5 戸	4 事業所 7 戸	4 事業所 8 戸	4 事業所 9 戸
補助金額	5,926,000 円	4,104,000 円	4,449,000 円	5,062,000 円	5,092,000 円

(介護保険課高齢者施設担当)

◆ (7) E P A 介護福祉士候補者受入事業補助 ◆

(事業開始 平成 30 年度)

介護保険施設等が、経済連携協定（E P A）及び交換公文に基づく介護福祉士候補者を受け入れる際に必要な初期費用の一部を補助しています。外国人労働者の受入体制の整備を促進し、円滑な育成を支援することで、新たな介護人材の確保に繋がっていきます。

・実績

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
マッチング数	1 人	2 人	2 人	2 人	2 人
受入れ数	4 人	1 人	2 人	2 人	2 人

(介護保険課高齢者施設担当)

◆ (8) 介護職員奨学金・公的資金返済支援補助 ◆

(事業開始 令和 6 年度)

介護職員の経済的な負担の軽減を図るとともに、介護人材の確保・定着の支援及び質の高い介護サービスの安定的・継続的な提供を確保することを目的として、奨学金等の返済に係る費用の一部を補助します。

着実な利用定着を図るため、利便性向上に向け令和 7 年度より補助対象拡大を実施するとともに、積極的な周知活動と認知度の向上に重点を置いて展開してまいります。

(介護保険課介護保険相談係)

◆ (9) 介護職員初任者研修及び実務者研修受講費補助 ◆

(事業開始 平成 30 年度)

介護従事者の確保及び定着を支援し、質の高い介護サービスの安定的・継続的な提供を確保するため、初任者研修等を受講した後に、区内の介護サービス事業所で正規職員として 6 月以上勤務した職員に対し、研修受講費を補助しています。

・実績

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
初任者研修 (補助金額)	1 人 (50,000 円)	9 人 (450,000 円)	1 人 (50,000 円)	2 人 (90,000 円)	4 人 (121,000 円)
実務者研修 (補助金額)	2 人 (140,000 円)	5 人 (350,000 円)	4 人 (266,000 円)	10 人 (700,000 円)	13 人 (899,000 円)

(介護保険課介護保険相談係)

◆ (10) 介護支援専門員等研修費用補助 ◆

(事業開始 令和 6 年度)

区内の事業所に勤務し、介護保険サービス計画の作成を行っている介護支援専門員及び主任介護支援専門員の資格の更新等に係る研修費用の全額を補助します。令和 7 年度より、対象施設補助対象期間等の補助要件を拡充しました。

・実績

	令和 6 年度	令和 7 年度
補助人数	23 人	30 人
補助金額	704,200 円	1,085,800 円

※令和 7 年度は延べ人数。

(介護保険課介護保険相談係)

◆ (11) 認知症介護基礎研修費用補助 ◆

(事業開始 令和 6 年度)

介護人材の確保・定着の支援とともに、事業者の経済的負担の軽減を図ることを目的として、認知症介護基礎研修の受講費用を全額補助します。

・実績

	令和 6 年度	令和 7 年度
補助人数	0 人	7 人
補助金額	0 円	21,000 円

(介護保険課高齢者施設担当)

9 その他

(1) 介護サービス事業者連絡協議会

区と区内の介護サービス事業者により連絡協議会を開催し、介護に関する情報共有及び事業者間の連携を確保することで、円滑かつ適正な介護サービスを区民等へ提供しています。令和7年度末の協議会への加入数は、223 事業者です。

また、部会として、介護従事者の資質・実務能力の向上に資するための研修会（居宅・訪問・通所等）を行っています。

	協議会・部会	内 容
1	令和7年5月26日 介護サービス事業者連絡協議会	・福祉サービス第三者評価について ・在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画について 等
2	令和7年6月18日 居宅・訪問・通所・施設合同部会	・「メンタルヘルス対策～組織の円滑な運営につながるコミュニケーション～」 講師：河合瑞枝 氏
3	令和7年7月17日 居宅・訪問・通所・施設合同部会	・「成年後見制度・権利擁護等について～成年後見制度の理解と意思決定支援について～」 講師：山田隆史法律事務所 弁護士 山田隆史 氏
4	令和7年9月30日 居宅・訪問・通所・施設合同部会	・「知って、得する紙おむつの知識～選び方と効果的な使い方～」 講師：ユニ・チャーム株式会社 横田昌之 氏
5	令和7年10月16日 居宅・訪問・通所・施設合同部会	・「集団指導」 講師：文京区福祉部介護保険課事業指導係 職員
6	令和7年11月20日 居宅・訪問・通所・施設合同部会	・「ICT 導入方法及びその効果について～第10期計画におけるケアプランデータ連携システム義務化にむけて～」 講師：株式会社ビーブリッド 代表取締役 竹下康平 氏
7	令和7年12月18日 居宅・訪問・通所・施設合同部会	・「脳血管障害のリハビリテーション」 講師：東京科学大学病院リハビリテーション部 山本悠太 氏・山本司 氏・洞口茉那 氏
8	令和8年1月22日 主任介護支援専門員連絡会	・「困難事例への対応～精神疾患をもつ利用者家族への対応について～」 講師：公益社団法人 東京社会福祉士会 小川久美子 氏
9	令和8年2月12日 居宅・訪問・通所・施設合同部会	・「難病・特定疾病の理解～介護保険サービスの利用対象となる「16種類」の難病の理解～」 講師：湘南医療大学キャリア開発コアセンター教員 栗原良子 氏
10	令和8年3月13日 介護サービス事業者連絡協議会	・いきいきサポートの制度変更について ・BUNKYO つながる相談窓口の設置について 等

（介護保険課介護保険相談係）

(2) 介護事業者情報検索等システム

(事業開始 平成 27 年度)

介護サービスの利用者や介護サービス事業者の利便性を高めるため、事業者の基本情報や介護サービスの空き情報をインターネットで検索できるシステムを運用しています。平成 30 年 7 月より「職員募集サイト」の機能を追加し、介護サービス事業所の求人情報も入手できるようにしています。

また、介護サービスの質の向上を図るため、介護サービス事業者向けに最新の介護関係情報や感染症対応に関する情報、及び区主催の研修会情報を提供する情報サイトを開設しています。

(介護保険課介護保険相談係)

(3) 事業者運営指導等

運営指導は、介護サービス事業者等を支援することを基本として、法令の遵守と適正な制度運営及び介護給付対象サービスの質を確保することを目的に実施しています。

介護サービス事業者等が遵守すべき法令のポイントについて集団指導で周知を行うとともに、居宅介護支援事業者等の質の向上を図るため、ケアプラン点検事業を実施し、より良いケアプランの作成ができるように事業者ごとに個別指導を行っています。

① 運営指導実施状況

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
サービスの種類	居宅介護支援	4 件	4 件	7 件	4 件	4 件
	通所サービス	0 件	0 件	3 件	2 件	2 件
	訪問サービス	3 件	2 件	3 件	5 件	6 件
	短期入所サービス	1 件	3 件	2 件	5 件	3 件
	地域密着型サービス	5 件	3 件	11 件	10 件	9 件
	施設サービス	0 件	1 件	3 件	2 件	2 件
	その他（福祉用具貸与等）	0 件	1 件	2 件	4 件	4 件
	総合サービス事業	0 件	2 件	6 件	6 件	8 件
合 計		13 件	16 件	37 件	38 件	38 件

※令和 4 年度より、実地指導から運営指導へ事業名を変更し、サービスの種類には、介護予防サービスを含む。

② ケアプラン点検事業実施状況

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
実施事業所数	2 事業所	10 事業所	9 事業所	11 事業所	10 事業所
参加人数	8 人	29 人	30 人	28 人	23 人

(介護保険課事業指導係)

◆ (4) 介護保険特別会計 ◆

介護保険事業は、介護保険料、国・都の支出金、社会保険診療報酬支払基金の交付金及び区の一般会計からの繰入金をもって、保険給付や事業の実施に必要な経費に充てることとなっており、特別会計により運営しています。

【歳入】

区 分	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	収入済額	構成比率	収入済額	構成比率	収入済額	構成比率
保 険 料	3,716,688,900 円	21.7%	3,934,946,000 円	22.7%	4,044,822,800 円	22.8%
使用料及び 手 数 料	3,600 円	0.0%	3,000 円	0.0%	9,300 円	0.0%
国庫支出金	3,554,866,200 円	20.8%	3,374,833,569 円	19.4%	3,390,400,841 円	19.1%
支払基金 交 付 金	4,224,812,669 円	24.7%	4,328,813,390 円	24.9%	4,268,903,000 円	24.1%
都支出金	2,339,724,319 円	13.7%	2,365,068,822 円	13.6%	2,355,866,340 円	13.3%
繰 入 金	2,977,934,000 円	17.4%	3,197,783,000 円	18.4%	3,308,837,000 円	18.7%
繰 越 金	285,615,956 円	1.7%	149,075,555 円	0.9%	302,710,367 円	1.7%
諸 収 入	5,774,768 円	0.0%	15,840,180 円	0.1%	62,521,752 円	0.4%
財産収入	2,120,000 円	0.0%	3,892,000 円	0.0%	6,448,000 円	0.0%
合 計	17,107,540,412 円	100.0%	17,370,255,516 円	100.0%	17,740,519,400 円	100.0%

【歳出】

区 分	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	支出済額	構成比率	支出済額	構成比率	収入済額	構成比率
総 務 費	677,863,114 円	4.0%	680,524,403 円	4.0%	877,710,369 円	5.1%
保険給付費	15,188,569,796 円	89.6%	15,402,482,500 円	90.2%	15,408,568,988 円	89.8%
地域支援 事業費	749,389,066 円	4.4%	749,434,434 円	4.4%	447,124,767 円	2.6%
基金積立金	123,634,446 円	0.7%	107,420,996 円	0.6%	175,010,916 円	1.0%
諸支出金	219,008,435 円	1.3%	127,682,816 円	0.8%	254,858,605 円	1.5%
予 備 費	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
合 計	16,958,464,857 円	100.0%	17,067,545,149 円	100.0%	17,163,273,645 円	100.0%

※各年度中の構成比率は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、各区分の合計が100%にならない場合があります。

(介護保険課介護保険管理係)

国民健康保険

1	資格	
(1)	国民健康保険の手続き（国保年金課）	203
(2)	70歳から74歳の方の自己負担割合（国保年金課）	204
2	保険料	
(1)	保険料と保険料計算（国保年金課）	204
(2)	保険料の減免制度（国保年金課）	206
3	収納	
(1)	保険料の納め方（国保年金課）	207
(2)	納付の相談（国保年金課）	208
(3)	滞納処分（国保年金課）	208
4	給付	
(1)	療養の給付（国保年金課）	208
(2)	療養費の支給（国保年金課）	210
(3)	高額療養費の支給（国保年金課）	211
(4)	その他の給付（国保年金課）	214
(5)	高額療養費資金貸付制度（国保年金課）	214
(6)	一部負担金の減額、免除及び徴収猶予（国保年金課）	214
(7)	第三者行為（交通事故等）（国保年金課）	215
5	その他	
(1)	保健事業（国保年金課）	216
(2)	国民健康保険事業の運営に関する協議会（国保年金課）	218
(3)	国民健康保険特別会計（国保年金課）	219

国民健康保険

国民健康保険は昭和 34 年 12 月から実施され、国民皆保険制度の趣旨により地域住民で被用者保険等に参加していない人を対象とし、その疾病・負傷・出産または死亡について必要な給付を行っています。平成 30 年 4 月からは、財政運営の責任主体となった東京都とともに運営しています。

文京区に住所を有する方のうち、次に掲げる方を除き、すべての方が本人の意思にかかわらず被保険者となります。

- 職場の健康保険に加入している方とその被扶養者（船員保険・共済組合の保険を含む）
- 日雇特例被保険者とその被扶養者
- 生活保護法による保護を受けている方
- 国民健康保険組合の被保険者
- 後期高齢者医療制度に加入している方
- その他特別の理由のある方

なお、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、紙の保険証の新規発行は、令和 6 年 12 月 2 日に終了となりました。

1 資格

（1）国民健康保険の手続き

次のような世帯は 14 日以内の届出が必要です。また、届出の際、届出人の身元確認を行いますので、運転免許証・パスポート・マイナンバーカード等をお持ちください。

	理 由	必 要 と す る も の
加入するとき	文京区に転入したとき	
	職場の健康保険をやめたとき	資格喪失証明書、離職票または退職証明書
	家族の扶養から外れたとき	資格喪失証明書
	子どもが生まれたとき	
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
やめるとき	文京区外に転出するとき	資格確認書等
	職場の健康保険に加入したとき	職場・国保の資格確認書等
	死亡したとき	資格確認書等
	生活保護を受けることになったとき	資格確認書等、保護開始決定通知書
その他	住所・氏名・世帯主が変わったときや、世帯を分けたり一緒にしたとき	資格確認書等
	資格確認書等を紛失、破損したとき	
	修学のため文京区外へ転出するとき	資格確認書等、在学証明書、転出先の住民票

年度別被保険者加入状況

区分 年度	区 人 口(人)		国 保 加 入 者(人)		加入割合 (%)	
	世帯数	人数	世帯数	被保険者	世帯	被保険者
令和3年度	124,069	227,218	28,809	38,107	23.22	16.77
令和4年度	127,040	230,201	29,753	38,377	23.42	16.67
令和5年度	129,110	232,790	29,958	38,147	23.20	16.39
令和6年度	131,120	235,380	29,941	37,763	22.83	16.04
令和7年度	132,265	236,683	29,698	37,089	22.45	15.67

※各年度3月31日現在

(2) 70歳から74歳の方の自己負担割合

国民健康保険に加入している70歳から74歳の方には、所得に応じて医療機関での自己負担が2割または3割となります。自己負担割合が記載された資格確認書又は資格情報通知書（資格情報のお知らせ）を毎年8月に交付します。

（国保年金課国保資格係）

2 保険料

(1) 保険料と保険料計算

保険料は、医療機関への支払いや、その他の給付を行う重要な財源です。国や都からの補助金もありますが、保険料の収入が国民健康保険の運営に最も大切な役割をもっています。保険料は、相互扶助の考えから公平に負担していただくために、その世帯の収入や加入者数に応じて賦課されます。後期支援金分保険料は、後期高齢者医療制度の創設に伴い新設された保険料で加入者全員が負担します。なお、40歳以上65歳未満の方（介護保険第2号被保険者）は、介護納付金分の保険料が併せて賦課されます。また、子ども支援金分保険料は、子育て世帯を支えるための保険料で18歳以上の方のみ負担します。ただし、17歳以下の方で所得割が発生する場合、所得割のみ負担する必要があります。

保険料算定基本額の推移（年額）

		一人当たり均等割	所得割料率	最高限度額
令和3年度	基礎分	38,800円	算定基礎額 × 7.13%	630,000円
	後期支援金分	13,200円	算定基礎額 × 2.41%	190,000円
	介護納付金分	17,000円	算定基礎額 × 2.12%	170,000円
令和4年度	基礎分	42,100円	算定基礎額 × 7.16%	650,000円
	後期支援金分	13,200円	算定基礎額 × 2.28%	200,000円
	介護納付金分	16,600円	算定基礎額 × 2.09%	170,000円

		一人当たり均等割	所得割料率	最高限度額
令和5年度	基礎分	45,000 円	算定基礎額 × 7.17%	650,000 円
	後期支援金分	15,100 円	算定基礎額 × 2.42%	220,000 円
	介護納付金分	16,200 円	算定基礎額 × 1.92%	170,000 円
令和6年度	基礎分	49,100 円	算定基礎額 × 8.69%	650,000 円
	後期支援金分	16,500 円	算定基礎額 × 2.80%	240,000 円
	介護納付金分	16,500 円	算定基礎額 × 2.14%	170,000 円
令和7年度	基礎分	47,300 円	算定基礎額 × 7.71%	660,000 円
	後期支援金分	16,800 円	算定基礎額 × 2.69%	260,000 円
	介護納付金分	16,600 円	算定基礎額 × 2.23%	170,000 円
令和8年度	基礎分	47,600 円	算定基礎額 × 7.51%	670,000 円
	後期支援金分	17,600 円	算定基礎額 × 2.80%	260,000 円
	介護納付金分	17,800 円	算定基礎額 × 2.43%	170,000 円
	子ども支援金分	1,873 円	算定基礎額 × 0.27%	30,000 円

※算定基礎額とは、前年中の総所得金額等から基礎控除額を控除した額です。

① 保険料の計算のしかた（令和8年度の場合）

世帯の国民健康保険加入者の当該年度の算定基礎額と人数をもとに計算します。

基礎分 + 後期支援金分 + 介護納付金分 + 子ども支援金分 = 合計年間保険料

【基礎分】

被保険者全員の
8年度算定基礎額 × 7.51% + 被保険者数 × 47,600 円 = 基礎分年間保険料

なお、年間保険料の最高限度額は、67 万円です。

【後期支援金分】

被保険者全員の
8年度算定基礎額 × 2.80% + 被保険者数 × 17,600 円 = 後期支援金分年間保険料

なお、年間保険料の最高限度額は、26 万円です。

【介護納付金分】（40～64 歳の方のみ）

対象者全員の
8年度算定基礎額 × 2.43% + 対象者数 × 17,800 円 = 介護納付金分年間保険料

なお、年間保険料の最高限度額は、17 万円です。

【子ども支援金分】

対象者全員の
8年度算定基礎額 × 0.27% + 被保険者数 × 1,873 円 = 子ども支援金分年間保険料

なお、年間保険料の最高限度額は、3 万円です。

※ 被用者保険の被扶養者だった方に対する軽減制度

75 歳に達する被用者保険加入者に扶養されていた 65 歳～74 歳の方の保険料は、申請により所得割額を免除し、均等割額を資格取得日から 2 年間に限り 1/2 に減額します。

※ 産前産後期間の軽減制度

出産（予定）日の属する月の前月から、4 か月間（多胎の場合は3 か月前から6 か月間）の所得割額と均等割額を免除します。文京区で出産育児一時金の申請があった方は、届出は不要です。

※ 非自発的失業者（倒産・解雇等の理由により離職された方）に対する軽減制度

雇用保険の特定受給資格者及び特定理由離職者で、65 歳未満（離職日時点）の方が対象となります。

届出により、該当される方の給与所得を 100 分の 30 とした上で保険料を算定します。ただし、軽減期間は離職日の翌日の属する月から翌年度末までとなります。

なお、届出いただいた内容は高額療養費の所得区分判定にも適用されます。

② 納付義務者

国民健康保険加入者のいる世帯の世帯主は、保険料の納付義務者です。例えば、世帯主が勤務先の健康保険に加入していて、国民健康保険の被保険者でなくても、同じ世帯に国保加入者がいれば、保険料の納付義務者は世帯主になります。

◆ (2) 保険料の減免制度 ◆

① 保険料の徴収猶予と減免

災害、その他の事情で保険料を納めることが困難となった世帯には、申請に基づき実情を調査のうえ、保険料の徴収猶予及び減額・免除をする場合があります。

② 保険料の減額賦課

所得の低い世帯の負担軽減を図るため、保険料の均等割額を減額します。この制度の対象となるには、世帯主と国保加入者（18 歳以上）全員の所得の申告が必要です。

令和 8 年度の場合（被保険者 1 人あたりの均等割額）

ア 世帯主と加入者全員の令和 7 年中の総所得金額等の合計が、

43 万円 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下の世帯

7 割減額	〔基礎分保険料〕	47,600 円	→ 14,280 円
	〔後期支援金分保険料〕	17,600 円	→ 5,280 円
	〔介護納付金分保険料〕	17,800 円	→ 5,340 円
	〔子ども支援金分保険料〕	1,873 円	→ 561 円

イ 世帯主と加入者全員の令和 7 年中の総所得金額等の合計が、

43 万円 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1) + 31 万円 × 被保険者数 以下の世帯

5 割減額	〔基礎分保険料〕	47,600 円	→ 23,800 円
	〔後期支援金分保険料〕	17,600 円	→ 8,800 円
	〔介護納付金分保険料〕	17,800 円	→ 8,900 円
	〔子ども支援金分保険料〕	1,873 円	→ 936 円

ウ 世帯主と加入者全員の令和 7 年中の総所得金額等の合計が、

43 万円 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1) + 57 万円 × 被保険者数 以下の世帯

2割減額	〔基礎分保険料〕	47,600 円	→ 38,080 円
	〔後期支援金分保険料〕	17,600 円	→ 14,080 円
	〔介護納付金保険料〕	17,800 円	→ 14,240 円
	〔子ども支援金分保険料〕	1,873 円	→ 1,498 円

未就学児の国保被保険者は、均等割額が1/2に軽減されます。均等割額が、7割・5割・2割減額されている世帯に属する未就学児の場合は、減額後の均等割額をさらに1/2に軽減します。

均等割額の減額状況（所得が一定基準以下の世帯）

区分 年度	7 割 減 額		5 割 減 額		2 割 減 額		合 計	
	世帯数	金 額 (円)	世帯数	金 額 (円)	世帯数	金 額 (円)	世帯数	金 額 (円)
令和3年度	11,008	417,780,014	2,665	96,195,753	2,241	34,180,888	15,914	548,156,655
令和4年度	13,851	500,985,907	2,460	92,337,059	2,010	30,457,363	18,321	623,780,329
令和5年度	14,437	562,758,619	2,450	99,743,740	2,007	33,871,360	18,894	696,373,719
令和6年度	14,832	617,653,157	2,368	102,899,740	2,024	35,351,336	19,224	755,904,233
令和7年度	14,851	600,639,723	2,332	95,290,861	1,901	32,192,025	19,084	728,122,609

※各年度3月31日現在

(国保年金課国保資格係)

3 収納

(1) 保険料の納め方

保険料は、国民健康保険に加入された月から発生します。前年度から継続して加入されている世帯の保険料は、年度（4月から翌年3月までの12か月）ごとに決定され、1期から9期の9回に分けての納付をお願いしています。年度の途中で国民健康保険に加入した方や、やめた方がいる世帯では、手続きの都合上、加入期間と保険料を支払う期間が異なることがあります。また、所得の修正申告等により、年度の途中で保険料が変更になることがあります。

① 納付書による納付

区から送付する納付書で、納期限までにお支払ください。関東圏の金融機関等、コンビニエンスストア、スマートフォン(モバイルレジ)で納付できます。また、Pay-easy(ペイジー)対応の納付書を利用して、インターネットバンキング、モバイルバンキング、ATM(現金自動預払機)から納付することができます。

② 口座振替(引き落とし)による納付

ご指定の預(貯)金口座から月末(末日が休業日の場合は、翌営業日)に引き落とします。

新たに口座振替をご利用になる場合は、①Web 口座振替受付サービスにより申込みする方法、②国保年金課の窓口で、対象金融機関のキャッシュカードを専用端末に通すことにより申込みする方法、③所定の口座振替依頼書に、口座情報等の記入及び金融機関届出印の

押印をして申込みする方法 の3通りの届け方法からお選びいただけます。

年度別保険料収納状況

(現年分)

	調定金額(円) A	収納金額(円) B	収入歩合(%) B/A
令和3年度	5,377,442,211	5,119,513,608	95.20
令和4年度	5,552,501,250	5,310,212,225	95.64
令和5年度	5,648,267,837	5,368,641,025	95.05
令和6年度	6,294,798,359	6,040,621,697	95.96
令和7年度	6,096,794,878	5,901,868,640	96.33

(滞納繰越分)

	調定金額(円) A	収納金額(円) B	収入歩合(%) B/A
令和3年度	653,664,345	235,109,775	35.97
令和4年度	506,696,769	179,828,150	35.49
令和5年度	441,019,063	181,813,178	41.23
令和6年度	405,112,421	216,547,419	53.45
令和7年度	359,128,139	198,506,570	53.48

(国保年金課国保収納係)

(2) 納付の相談

事情があって保険料の一括納付が困難な方には、分割納付等の相談に応じています。

(国保年金課滞納整理係)

(3) 滞納処分

納期限を過ぎても納付せず、納付相談のない方や納付約束を守らない方に対しては、滞納処分(差押等)を実施し、負担の公平を期しています。

(国保年金課滞納整理係)

4 給付

国民健康保険では、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に対し、以下の保険給付を行っています。

(1) 療養の給付

被保険者が病気やケガをしたときに、保険医療機関で①診察、②薬剤又は治療材料の支給、③処置・手術その他の治療、④居宅における療養上の管理及びその治療に伴う世話その他の看護、⑤病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護を受けた場合に保険給付を行います。被保険者は、その費用のうち原則として下表のとおり自己負担を保険医療機関に支払います。

① 保険診療基準の負担割合

区 分	負担割合
義務教育就学前までの方※1	2 割
義務教育就学～70 歳未満の方	3 割
70 歳以上 75 歳未満の方 (上記の方で一定以上所得者)	2 割 (3 割)

※1 「義務教育就学前まで」とは、6 歳に達する日以降最初の 3 月 31 日までです（4 月 1 日生まれの方は前日の 3 月 31 日までになります）。

② 入院時食事療養費の自己負担

入院時の食事代は、診療とは別枠で、定額自己負担となります。ただし、住民税非課税世帯の方には、申請により入院時の医療費負担額及び食事代が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。

ア 入院時の食事代（イの療養病床に入院する方を除く）

所得等の区分		1 食あたりの食事代 (令和 8 年 5 月 31 日まで)	1 食あたりの食事代 (令和 8 年 6 月以降)
住民税課税世帯		510 円	550 円
住民税 非課税世帯	過去 1 年の入院日数が 91 日未満	240 円	270 円
	過去 1 年の入院日数が 91 日以上 (長期入院)	190 円	220 円
	70 歳以上で世帯全員が住民税非課税であり、かつ、世帯全員の各所得が 0 円の方 (年金収入は 82.65 万円以下)	110 円	130 円

イ 療養病床に入院する 65 歳以上の入院時の食事代・居住費

所得等の区分		1 食あたりの食事代 (令和 8 年 5 月 31 日まで)	1 食あたりの食事代 (令和 8 年 6 月以降)	1 日あたりの居住費 (令和 8 年 5 月 31 日まで)	1 日あたりの居住費 (令和 8 年 6 月以降)
住民税課税世帯		510 円	550 円	370 円	430 円
住民税 非課税 世 帯	世帯全員が住民税 非課税の方	240 円	270 円	370 円	430 円
	70 歳以上で世帯 全員が住民税非課 税であり、かつ、 世帯全員の各所得 が 0 円の方 (年金収入は 82.65 万円以下)	140 円	160 円	370 円	430 円

※ 療養病床とは、長期にわたり療養を必要とする方が入院するための病床です。

※ 入院医療の必要性の高い状態が継続する患者及び回復期リハビリテーション病棟に入院している患者には「ア入院時の食事代」が適用となり、居住費の負担はありません。

療養給付状況事業実績（療養の給付＋療養費等）

		件 数	総費用額(円)	保険者負担額(円)	一部負担分(円)	他法負担分(円)
令和3年度	一般被保険者	636,943	13,657,400,506	9,934,753,014	3,258,110,739	464,536,753
	退職者医療制度 対 象 者	0	0	0	0	0
	計	636,943	13,657,400,506	9,934,753,014	3,258,110,739	464,536,753
令和4年度	一般被保険者	645,578	13,833,824,151	10,063,267,246	3,275,248,817	495,308,088
	退職者医療制度 対 象 者	0	0	0	0	0
	計	645,578	13,833,824,151	10,063,267,246	3,275,248,817	495,308,088
令和5年度	一般被保険者	635,030	13,770,071,653	9,996,155,664	3,298,942,626	474,973,363
	退職者医療制度 対 象 者	0	0	0	0	0
	計	635,030	13,770,071,653	9,996,155,664	3,298,942,626	474,973,363
令和6年度	一般被保険者	642,537	13,542,157,713	9,805,310,888	3,277,428,316	459,418,509
	退職者医療制度 対 象 者	0	0	0	0	0
	計	642,537	13,542,157,713	9,805,310,888	3,277,428,316	459,418,509
令和7年度	一般被保険者	628,124	13,584,290,304	9,801,913,436	3,340,261,194	442,115,674
	退職者医療制度 対 象 者	0	0	0	0	0
	計	628,124	13,584,290,304	9,801,913,436	3,340,261,194	442,115,674

◆ (2) 療養費の支給 ◆

緊急のときや、旅行先などで病気になり、やむをえない理由で資格確認書等を持たずに治療を受けた場合や、国民健康保険を扱っていない病院などで治療を受けた場合等は、療養の現物給付に代えて申請により医療費を支給します。また、骨折、捻挫で柔道整復師の施術を受けた場合、医師が必要と認めたマッサージや鍼灸などの施術、医師が必要と認めた治療用装具（コルセット等）代、緊急移送や輸血の生血代、海外で治療を受けた場合にも、療養に要した費用の一部を申請により支給します。

療養費等の内訳

		一般診療	柔道整復	マッサージ・鍼等	補装具	移送	その他	計
令和 3年度	件数	1,111	11,568	1,010	283	1	174	14,147
	金額(円)	15,190,878	61,351,616	17,323,435	8,232,578	1,120	1,245,711	103,345,438
令和 4年度	件数	1,253	11,391	1,027	350	2	148	14,171
	金額(円)	16,389,944	56,011,624	18,073,086	10,443,061	199,000	1,129,661	102,246,376
令和 5年度	件数	1,495	10,415	1,046	315	0	74	13,345
	金額(円)	21,048,043	52,220,357	17,396,166	9,273,514	0	634,351	100,572,431
令和 6年度	件数	1,471	9,495	858	301	0	56	12,181
	金額(円)	21,852,982	46,869,558	16,090,965	8,828,587	0	333,007	93,975,099
令和 7年度	件数	1,492	8,413	1,105	329	0	75	11,414
	金額(円)	23,506,971	41,433,686	20,606,259	12,908,490	0	1,965,437	100,420,843

(3) 高額療養費の支給

被保険者が病気やけがで医療機関にかかり、1か月の医療費が高額になった場合、申請により次表の自己負担限度額を超えた分を高額療養費として支給します。

なお、70歳未満の方と70歳以上の方では、自己負担限度額が異なります。

① 自己負担限度額

70歳未満の方

令和8年8月から令和9年7月診療分まで

所得区分		月額上限
住民税 課税世帯	ア (901万円超)	270,300円＋(10割分の医療費－901,000円)×1% (多数回140,100円) 〈年間上限1,680,000円〉
	イ (600万円超 ～901万円以下)	179,100円＋(10割分の医療費－597,000円)×1% (多数回93,000円) 〈年間上限1,110,000円〉
	ウ (210万円超 ～600万円以下)	85,800円＋(10割分の医療費－286,000円)×1% (多数回44,400円) 〈年間上限530,000円〉
	エ (210万円以下)	61,500円 (多数回44,400円) 〈年間上限530,000円〉
住民税非課税世帯 オ		36,900円 (多数回24,600円) 〈年間上限290,000円〉

※ 住民税課税世帯は住民税基礎控除後の総所得金額等で所得区分を判定

※ 所得の申告がない場合は、901万円超の世帯とみなされます。

※ 多数回とは過去12か月間に4回以上高額療養費の該当がある場合の4回目以降の限度額

※ 同じ月に同じ世帯で、21,000円以上的一部負担金を複数負担した場合には、これらの額を合算して限度額を差引いた額を支給します。

- ※ 申請により、住民税課税世帯の方には、医療費負担額が自己負担限度額までとなる「限度額適用認定証」を、住民税非課税世帯の方には、医療費負担額及び食事代が軽減される「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。
- ※ 年間上限とは、年間（8月から翌年7月まで）の自己負担上限額。ただし、住民税基礎控除後の総所得金額等が86万円以下の場合は年間上限が41万円。

70歳以上の方（後期高齢者医療制度加入の方を除く）令和8年8月から令和9年7月診療分まで

所得区分		外来【個人ごと】	外来+入院【世帯合算】
現役並み	Ⅲ：住民税課税所得 690万円以上	270,300円＋（10割分の医療費－901,000円）×1% （多数回140,100円） 〈年間上限1,680,000円〉	
	Ⅱ：住民税課税所得 380万円以上	179,100円＋（10割分の医療費－597,000円）×1% （多数回93,000円） 〈年間上限1,110,000円〉	
	Ⅰ：住民税課税所得 145万円以上	85,800円＋（10割分の医療費－286,000円）×1% （多数回44,400円） 〈年間上限530,000円〉	
一般世帯 （住民税課税）		22,000円 〈年間上限216,000円〉	61,500円 （多数回44,400円） 〈年間上限530,000円〉
住民税 非課税世 帯	Ⅱ	11,000円 〈年間上限96,000円〉	25,700円 （多数回24,600円） 〈年間上限290,000円〉
	Ⅰ	8,000円	15,700円 〈年間上限180,000円〉

- ※ 住民税非課税世帯Ⅱ 世帯全員が住民税非課税の方
- ※ 住民税非課税世帯Ⅰ 世帯全員が住民税非課税かつ世帯全員の各所得が0円の方（年金収入は82.65万円以下）
- ※ 多数回とは過去12か月間に世帯合算で4回以上高額療養費の該当がある場合の4回目以降の限度額
- ※ 住民税非課税世帯の方と現役並み所得（Ⅰ、Ⅱ）の方は、申請により医療費負担額及び食事代が軽減される「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「限度額適用認定証」を交付します。
- ※ 年間上限とは、年間（8月から翌年7月まで）の自己負担上限額。ただし、一般世帯のうち住民税課税所得が28万円未満の場合は「外来+入院」の年間上限が41万円。

高額療養費支給件数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
一 般	22,812 件	22,716 件	22,676 件	21,531 件	21,687 件
退 職	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
計	22,812 件	22,716 件	22,676 件	21,531 件	21,687 件

② 特定疾病療養受療証

人工透析が必要な慢性腎不全や血友病などの方には、申請により一部負担金の月額上限が10,000 円（70 歳未満の方で、所得 600 万円超もしくは未申告の世帯の場合、月額上限20,000 円）となる「特定疾病療養受療証」を交付します。

③ 高額医療・高額介護合算療養費制度

世帯内で国民健康保険・介護保険の両保険から給付を受けることによって、自己負担額が高額になったときは、両保険を通じた自己負担限度額（毎年8月から翌年7月末までの年額）が適用されます。

算定基準額（自己負担限度額）

国民健康保険+介護保険【70歳未満の方の世帯】	
901万円超	212万円
600万円超～901万円	141万円
210万円超～600万円	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

国民健康保険+介護保険【70～74歳の方がいる世帯】		
現役並み	Ⅲ：住民税課税所得 690 万円以上	212 万円
	Ⅱ：住民税課税所得 380 万円以上	141 万円
	Ⅰ：住民税課税所得 145 万円以上	67 万円
一般世帯 （住民税課税）	住民税課税所得 145 万円未満	56 万円
住民税 非課税世帯	Ⅱ	31 万円
	Ⅰ	19 万円

高額医療・高額介護合算療養費支給件数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
一 般	85 件	93 件	109 件	93 件	88 件
退 職	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
計	85 件	93 件	109 件	93 件	88 件

◆ (4) その他の給付 ◆

① 出産育児一時金の支給

被保険者が出産したとき、世帯主に対して出生児一人につき 500,000 円を支給します。妊娠 85 日以上であれば死産・流産の場合も支給します。なお、出産した方が、国民健康保険に加入する前の健康保険に本人として 1 年以上加入し、資格喪失後 6 か月以内の出産の場合は、前の健康保険から支給を受けることができます。

出産育児一時金支給件数

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
出 産 育 児 一 時 金	106 件	130 件	92 件	120 件	103 件

② 葬祭費の支給

被保険者が死亡したとき、葬祭を執行した方に 70,000 円を支給します。なお、亡くなった方が、国民健康保険に加入する前の健康保険に本人として加入し、資格喪失後 3 か月以内に亡くなった場合は、前の健康保険から支給を受けることができます。また、死亡原因が、公害疾病等によるときは、支給されない場合があります。

葬祭費支給件数

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
葬 祭 費	180 件	215 件	137 件	136 件	141 件

◆ (5) 高額療養費資金貸付制度 ◆

国民健康保険に加入している世帯を対象に、高額療養費が支給されるまでの間、長期入院等により医療費の支払いが困難となる場合に、高額療養費資金を貸付する制度です。

貸付金額

高額療養費に相当する額の 10 分の 9 の範囲内

高額療養費資金貸付状況

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
件 数	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
金 額	0 件	0 円	0 円	0 円	0 円

◆ (6) 一部負担金の減額、免除及び徴収猶予 ◆

災害などの特別の事情のため、生活状態が著しく困難となり、一部負担金が支払えなくなったとき、申請により減額、免除または徴収猶予をします。

一部負担金の減額、免除状況

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
件 数	85 件	74 件	85 件	69 件	1 件
金 額	912,687 円	232,395 円	315,354 円	545,849 円	627 円

◆ (7) 第三者行為（交通事故等） ◆

交通事故等で他人（第三者）の故意又は過失により傷害を受けた場合は、損害賠償責任が相手側（第三者）に発生するため、原則として保険給付は行いません。しかし、損害賠償の履行に日数を要する等の事情から、保険者（区）に届け出ることにより、保険給付を受けることができる場合があります。

（国保年金課国保給付係）

5 その他

(1) 保健事業

被保険者の健康の保持・増進をはかるため、次のような保健事業を行っています。

① 特定健康診査・特定保健指導（平成 20 年度より実施）

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防・解消を目的とした健診・保健指導を行っています。

ア 特定健康診査

（ア）対象者 年度内に満 40 歳～74 歳になられる方で、4 月 1 日から継続して文京区国民健康保険に加入している方

（イ）費用 無料

（ウ）会場 区内指定医療機関

（エ）受診期間 令和 8 年 6 月 15 日から令和 9 年 1 月 30 日まで
（5 月末受診券送付）

（オ）健診項目

a 基本項目

問診、身体計測、理学的検査（診察・血圧測定）、尿検査（尿糖・尿蛋白）、血液検査【脂質検査（中性脂肪・HDL コレステロール・LDL コレステロール）・血糖検査（血糖・HbA1c）・肝機能検査（GOT・GPT・γ-GTP）】

b 医師の判断で実施する項目

貧血検査（赤血球数・色素量・ヘマトクリット値）、心電図検査、眼底検査、血液検査（血清尿酸・クレアチニン）、胸部レントゲン検査

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
対象者	24,189 人	23,489 人	22,024 人	21,202 人	20,517 人
受診者	9,628 人	10,104 人	9,578 人	9,392 人	9,132 人
受診率	39.8%	43.0%	43.5%	44.3%	44.5%

※ 例年、11 月頃に前年度実績が確定するため、令和 2 年度から令和 6 年度までの実績を記載している

イ 特定保健指導

（ア）対象者 特定健康診査で、メタボリックシンドローム該当者及び予備群と判定された方で、保健指導が必要と認められた方

（イ）費用 無料

（ウ）会場 区の指定する施設

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
対象者	965 人	1,024 人	949 人	955 人	948 人
終了者	141 人	122 人	138 人	103 人	134 人
実施率	14.6%	11.9%	14.5%	10.8%	14.1%

※ 例年、11 月頃に前年度実績が確定するため、令和 2 年度から令和 6 年度までの実績を記載している

② 糖尿病性腎症重症化予防事業（令和元年度より実施）

糖尿病性腎症の重症化による人工透析への移行防止等を目的とした、医療機関受診勧奨・保健指導等を行っています。

ア 対象者 前年度特定健康診査受診者のうち、次の（ア）かつ（イ）に該当する者

（ア） 空腹時血糖 126mg/dl以上 又は HbA1c 6.5%以上

（イ） eGFR 60ml/分/1.73m²未満 又は 尿蛋白（±）以上

イ 費用 無料

ウ 実施内容

（ア） 医療機関受診勧奨

糖尿病にかかる服薬「なし」の者に対する手紙や電話等による医療機関への受診勧奨

（イ） 保健指導

糖尿病にかかる服薬「あり」の者に対する医療機関と連携した保健指導

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
医療機関受診勧奨対象者	117人	107人	112人	95人	92人
保健指導対象者	172人	166人	146人	141人	143人
医療機関受診勧奨受診者	2人	5人	5人	3人	0人
保健指導終了者	19人	17人	13人	18人	10人

（ウ） フォローアップ

前年度の保健指導終了者（後期高齢者医療へ移行した者など、文京区国民健康保険資格喪失者は対象外）に対し、フォローアップの保健指導を行う。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
フォローアップ対象者	12人	15人	11人	13人	15人
フォローアップ保健指導終了者	6人	5人	0人	7人	5人

③ 温泉施設事業

区内にある温泉施設「東京ドーム天然温泉スパ ラクーア」と契約し、割引料金で入館できる利用券を配付しています。（年1回応募制、一人2枚配付）

ア 利用補助額 1枚1,200円

イ 令和7年度実績 応募総数1,753件 配付人数1,663人 利用人数1,460人

④ 国保温泉センター

通年で利用できる日帰り施設、檜原温泉センター「数馬の湯」、奥多摩温泉「もえぎの湯」、秋川渓谷「瀬音の湯」、生涯青春の湯「つつる温泉」で利用できる国保温泉センター割引利用券を配付しています。

⑤ 指定保養施設事業

ア 日帰り温浴施設

豊島区「タイムズ スパ・レスタ」と契約し、割引料金で入館できる利用券を配付しています。

イ 国保指定旅館（通年）

被保険者の健康維持増進のため、保養、レクリエーションの場として、割安料金で安心して利用できるように、関東近県の旅館等と契約をしています。

（令和8年4月1日現在）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国保年金課 取扱施設	15施設	13施設	9施設	8施設	7施設

（2）国民健康保険事業の運営に関する協議会

国民健康保険事業の運営上の重要事項を審議するため、国民健康保険事業の運営に関する協議会が置かれており、区長の諮問に応じて次の事項を審議し、意見を答申します。

- ① 療養の給付の充実及び改善に関すること
- ② 保険料の徴収方法に関すること
- ③ そのほか、区長が国民健康保険事業の運営上重要と認める事項

委員の構成は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員各々7人及び被用者保険等保険者を代表する委員3人の計24人からなります。委員の任期は3年です。

(3) 国民健康保険特別会計

国民健康保険事業の財政は、国民健康保険料、国、都の支出金と区の一般会計からの繰入金をもって、保険給付や事業の運営に必要な経費にあてることになっており、独立した特別会計により運営しています。

【歳 入】

年度 区分 科 目		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		収 入 済 額	構成比	収 入 済 額	構成比	収 入 済 額	構成比
		(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)
1	国民健康保険料	5,550,454,203	26.9	6,257,169,116	29.3	6,100,375,210	28.7
2	一部負担金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
3	使用料及び手数料	77,100	0.0	92,100	0.0	207,900	0.0
4	国庫支出金	776,000	0.0	46,846,000	0.2	118,935,000	0.6
5	都支出金	11,957,634,421	58.0	11,701,176,530	54.7	11,853,260,026	55.9
6	繰入金	2,502,240,454	12.1	2,996,982,716	14.0	2,300,284,645	10.8
7	繰越金	580,250,890	2.8	355,261,409	1.7	812,431,189	3.8
8	諸収入	36,641,201	0.2	31,364,125	0.1	38,158,246	0.2
合 計		20,628,074,269	100.0	21,388,891,996	100.0	21,223,652,216	100.0

【歳 出】

年度 区分 科 目		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		支 出 済 額	構成比	支 出 済 額	構成比	支 出 済 額	構成比
		(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)
1	総務費	446,580,325	2.2	491,048,700	2.4	544,414,555	2.6
2	保険給付費	11,573,168,179	57.1	11,377,145,997	55.3	11,431,789,033	55.4
3	国民健康保険事業費納付金	7,457,842,325	36.8	8,176,861,922	39.7	7,640,491,087	37.1
4	保健事業費	153,326,498	0.8	139,275,806	0.7	137,833,272	0.7
5	諸支出金	641,895,533	3.2	392,128,382	1.9	860,711,106	4.2
6	予備費	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合 計		20,272,812,860	100.0	20,576,460,807	100.0	20,615,239,053	100.0

※各年度中の構成比率は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、各区分の合計が100%にならない場合があります。

(国保年金課管理係)

後期高齢者医療制度

1	資格	
(1)	被保険者数（国保年金課）	221
(2)	被保険者の一部負担金の割合別内訳数（国保年金課）	222
2	保険料	
(1)	保険料の決め方（国保年金課）	223
(2)	保険料の納め方（国保年金課）	223
(3)	保険料の計算方法（国保年金課）	224
(4)	保険料の軽減・減免（国保年金課）	224
3	収納	
(1)	収納状況（国保年金課）	227
4	給付	
(1)	入院時の食費及び入院時の居住費（国保年金課）	228
(2)	療養費（国保年金課）	230
(3)	高額療養費（国保年金課）	230
(4)	高額介護合算療養費（国保年金課）	232
(5)	自己負担の限度額区分（任意記載事項併記申請）（国保年金課）	232
(6)	特定疾病療養受療証（国保年金課）	232
(7)	移送費（国保年金課）	233
(8)	第三者行為（国保年金課）	233
(9)	葬祭費（国保年金課）	233
5	その他	
(1)	健康診査事業（国保年金課）	233
(2)	後期高齢者医療特別会計（国保年金課）	235

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度とは、75 歳以上（一定の障害がある方は 65 歳以上）の方を対象とする医療制度です。

後期高齢者医療制度の運営は、東京都内すべての区市町村で構成する、東京都後期高齢者医療広域連合（以下、広域連合）が行います。

1 資格

75 歳以上の方は、75 歳の誕生日から後期高齢者医療制度に自動的に加入します（生活保護を受けている方を除く）。手続きは不要です。また、65 歳から 74 歳までの方で一定の障害がある方は、申請により広域連合の認定を受けた日から加入できます。

被保険者の方には、自己負担割合（1 割・2 割・3 割）や有効期限などを記載した「後期高齢者医療資格確認書」（以下、資格確認書）または「資格情報のお知らせ」のいずれかをお送りしています。医療機関等の窓口では、保険証として利用登録したマイナンバーカード（マイナ保険証）をご利用いただくか、「資格確認書」をご提示ください。

（1）被保険者数

（年度末現在）

	被保険者数				住民登録者数	加入割合
	総数	対前年 伸び率	65 歳～74 歳 (障害認定)	75 歳以上		
令和 3 年度	22,672 人	102.0%	31 人	22,641 人	227,218 人	9.98%
令和 4 年度	23,534 人	103.8%	31 人	23,503 人	230,201 人	10.22%
令和 5 年度	24,164 人	102.7%	26 人	24,138 人	232,790 人	10.38%
令和 6 年度	24,621 人	101.9%	32 人	24,589 人	235,380 人	10.46%
令和 7 年度	24,902 人	101.1%	32 人	24,870 人	236,683 人	10.52%

◆ (2) 被保険者の一部負担金の割合別内訳数 ◆

(年度末現在)

	総数	現役並み所得者 (3割)	一定以上所得者 (2割)	一般(1割)
令和3年度	22,672人 (100%)	4,960人(21.9%)		17,712人(78.1%)
令和4年度	23,534人 (100%)	5,308人(22.6%)	5,273人(22.4%)	12,953人(55.0%)
令和5年度	24,164人 (100%)	5,407人(22.4%)	5,465人(22.6%)	13,292人(55.0%)
令和6年度	24,621人 (100%)	5,810人(23.6%)	5,596人(22.7%)	13,215人(53.7%)
令和7年度	24,902人 (100%)	6,220人(25.0%)	5,820人(23.0%)	12,862人(52.0%)

(国保年金課高齢者医療係)

2 保険料

後期高齢者医療制度は、被保険者の保険料と、74 歳までの各医療保険（国民健康保険や被用者保険）からの支援金、そして公費を主な財源として、都道府県単位の広域連合において運営されています。

【後期高齢者医療制度の財源構成】

医療費			
患者の自己負担 医療機関窓口での 支払い分 （1 割・2 割・3 割）	公費負担 約 5 割 国：都：区市町村 4：1：1	後期高齢者支援金 約 4 割 各医療保険（国民健康保険 や被用者保険）の被保険者 （0 歳～74 歳）からの支援金	保険料 約 1 割 被保険者 が負担
医療給付費			

（1）保険料の決め方

被保険者一人ひとりに賦課されます。保険料率は 2 年ごとに見直され、東京都内で均一です。1 年分（4 月から翌年 3 月までの 12 か月分）の保険料は、毎年 7 月に決定します。

年度の途中で加入した場合（75 歳の誕生日を迎えた方、文京区に転入した方）は、被保険者となった月から保険料がかかります。

（2）保険料の納め方

後期高齢者医療保険料は、原則として公的年金から引き落とされます（特別徴収）。公的年金の受給額が年額 18 万円以上あり、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が 1 回あたりに受け取る年金額の 2 分の 1 以下の方が対象です。その他の方は、納付書または口座振替で納めます（普通徴収）。特別徴収の可否の判定は、毎年 6 月に、年金事務所にて行います。判定の結果、特別徴収が可能となった場合には、10 月の年金から引き落としが開始されます。

なお、平成 21 年 4 月から、保険料が公的年金から差し引かれる方でも、銀行等の口座振替を希望する場合は、申出により口座振替を選択することができるようになりました。

(3) 保険料の計算方法

保険料は、被保険者が均等に負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計額により算出されます。

$$\boxed{\text{均等割額}} + \boxed{\text{所得割額※1}} = \boxed{\text{保険料額（年額）}}$$

※1 賦課のもととなる所得金額（総所得金額等－基礎控除）×所得割率

保険料（率）の推移

	均等割額	所得割率	賦課限度額
令和2・3年度	44,100 円	8.72%	64 万円
令和4・5年度	46,400 円	9.49%	66 万円
令和6・7年度	47,300 円	9.67%	80 万円
令和8・9年度	医療分 53,300 円	9.88%	85 万円
	子ども・子育て支援金分 1,300 円	0.26%	2 万 1 千円

令和9年度の子ども・子育て支援金分の料率は、別途見直しの予定があります。

(4) 保険料の軽減・減免

① 均等割額の軽減

同一世帯の被保険者及び世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに、均等割額を軽減しています（年金収入のある方の総所得金額等については、さらに総所得金額等の合計額から15万円が控除されます）。

総所得金額等の合計が 次に該当する世帯	軽減割合
43 万円+（年金または給与所得者の合計数-1） ×10 万円以下	7 割※3
43 万円+（年金または給与所得者の合計数-1） ×10 万円+31 万円※1×（被保険者数）以下	5 割
43 万円+（年金または給与所得者の合計数-1） ×10 万円+57 万円※2×（被保険者数）以下	2 割

※1 令和3・4年度は28.5万円、令和5年度は29万円、令和6年度は29.5万円、令和7年度は30.5万円

※2 令和3・4年度は52万円、令和5年度は53.5万円、令和6年度は54.5万円、令和7年度は56万円

※3 令和8・9年度の均等割額については、医療分に限り、軽減割合が「7.2割」となります。

<経緯>

- ・7割軽減該当者は、平成20年度から国の経済対策により8.5割軽減とされ、平成21年度からは新たに9割軽減が追加されました。また、平成26年度より、5割および2割軽減の所得基準額が拡大されました。

- ・令和元年10月の消費税率の見直しに伴い、均等割の軽減も段階的に見直されました。
- ・平成30年度の9割減額が31年度は8割減額、令和2・3年度は7割減額（本則）になりました。また、平成30年度の8.5割減額は、31年度は8.5割減額継続、令和2年度は7.75割減額、令和3年度は7割減額（本則）になりました。
- ・令和3年度の税制改正に伴い、基礎控除額が33万円から43万円になりました。

<実績>

均等割額軽減状況 ※

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
7割軽減	8,302件	8,641件	8,737件	8,767件	8,525件
5割軽減	1,758件	1,871件	2,011件	2,116件	2,112件
2割軽減	1,754件	1,809件	2,062件	2,120件	2,151件

※ 軽減状況の実績値については、東京都後期高齢者医療広域連合からの提供です。

② 所得割額の軽減（東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減）

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額※」をもとに所得割額を軽減しています。

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
15万円以下	50%
20万円以下	25%

※ 賦課のもととなる所得金額とは前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から基礎控除額43万円を控除した額（雑損失の繰越控除額は控除しない。）

<経緯>

- ・平成28年度までは所得金額15万円以下は100%、20万円以下は75%、58万円以下は50%減額でしたが、平成29年度に所得金額15万円以下は70%、20万円以下は45%、58万円以下は20%減額に変更されました。
- ・平成30年度からは所得金額15万円以下は50%、20万円以下は25%、58万円以下は減額なしに変更されました。

<実績>

所得割額軽減状況

（年度末現在）

賦課のもととなる所得金額	軽減割合	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
15万円以下	50%	688件	716件	770件	803件	830件
20万円以下	25%	212件	206件	185件	216件	254件
合計	-	900件	922件	955件	1,019件	1,084件

※ 軽減状況の実績値については、東京都後期高齢者医療広域連合からの提供です。

③ 被用者保険の被扶養者であった方への軽減

制度加入の前日まで被用者保険の被扶養者だった方は、所得割が賦課されません。また、加入から2年を経過する月まで均等割額が5割軽減されます。

均等割額	5割軽減（加入から2年を経過する月まで）
所得割額	かかりません

※ 「被用者保険」とは、協会けんぽ、組合健保や共済組合など、使用者から賃金を受け取って労働に従事する方が加入する健康保険のことです。このため、国民健康保険（区市町村国保・国保組合）に加入されていた方は対象となりません。

<経緯>

・過去の激変緩和措置として平成20年4月から9月までは保険料を徴収せず、平成20年10月から平成28年度までは、9割軽減を継続し、平成29年度は7割軽減、平成30年度からは5割軽減としました。

<実績>

被扶養者の軽減状況

（年度末現在）

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
被扶養者	82件	86件	90件	93件	93件

※ 軽減状況の実績値については、東京都後期高齢者医療広域連合からの提供です。

④ 減免

被保険者（保険料を納める方）ご本人や世帯主が、災害等により資産に著しい損害を受けたときや、事業の休廃止等により収入が著しく減少したときなどで、預貯金など利用できる資産等を活用したにもかかわらず保険料を納められなくなった場合は、保険料の減免を申請することができます。

（国保年金課高齢者保険料係）

3 収納

(1) 収納状況

① 納付方法別件数（括弧内数字は構成比）

（年度末現在）

区分 年度	普通徴収		特別徴収	合計
	口座振替	その他		
令和3年度	9,062件（39.97%）	3,394件（14.97%）	10,216件（45.06%）	22,672件（100%）
令和4年度	8,930件（37.95%）	3,845件（16.34%）	10,759件（45.72%）	23,534件（100%）
令和5年度	8,711件（36.05%）	3,801件（15.73%）	11,652件（48.22%）	24,164件（100%）
令和6年度	8,639件（35.09%）	3,805件（15.45%）	12,177件（49.46%）	24,621件（100%）
令和7年度	8,301件（33.33%）	3,894件（15.64%）	12,707件（51.03%）	24,902件（100%）

② 納付方法別収納額

（令和8年5月末現在）

区分 年度		調定額（円） A	収入済額（円） B	還付未済額（円） C	収入歩合 B/A	収納率 (B-C)/A
令和3年度	特別徴収	628,734,200	632,049,500	3,315,300	100.5%	100.0%
	普通徴収	2,314,295,300	2,278,687,700	448,200	98.5%	98.4%
	合計	2,943,029,500	2,910,737,200	3,763,500	98.9%	98.8%
	滞納繰越	66,537,800	26,657,580	595,800	40.1%	39.2%
令和4年度	特別徴収	670,606,300	674,626,800	4,020,500	100.6%	100.0%
	普通徴収	2,644,819,500	2,609,548,870	3,028,600	98.7%	98.6%
	合計	3,315,425,800	3,284,175,670	7,049,100	99.1%	98.8%
	滞納繰越	67,492,100	29,276,600	4,098,100	43.4%	37.3%
令和5年度	特別徴収	721,694,600	726,252,500	4,557,900	100.6%	100.0%
	普通徴収	2,707,039,400	2,683,582,579	7,986,300	99.1%	98.8%
	合計	3,428,734,000	3,409,835,079	12,544,200	99.4%	99.1%
	滞納繰越	68,182,830	39,562,290	1,487,760	58.0%	55.8%
令和6年度	特別徴収	793,371,300	797,812,100	4,440,800	100.6%	100.0%
	普通徴収	2,989,360,300	2,968,206,757	14,585,600	99.3%	98.8%
	合計	3,782,731,600	3,766,018,857	19,026,400	99.6%	99.1%
	滞納繰越	55,089,321	27,178,914	690,100	49.3%	48.1%
令和7年度	特別徴収	860,743,700	865,097,500	4,353,800	100.5%	100.0%
	普通徴収	3,239,247,500	3,215,791,250	9,689,600	99.3%	99.0%
	合計	4,099,991,200	4,080,888,750	14,043,400	99.5%	99.2%
	滞納繰越	58,874,407	26,926,382	986,400	45.7%	44.1%

（国保年金課高齢者保険料係）

4 給付

後期高齢者医療制度では、現物給付（医療サービスの提供）と現金給付（医療費の支給）を行っています。

（1）入院時の食費及び入院時の居住費

① 入院時の食費

療養病床以外に入院したときの食費の自己負担額は、下表のとおりです。

所得区分			食費 (1食につき)
現役並み所得、一般Ⅰ・Ⅱ			550円※1
住民税非課税世帯等	区分Ⅱ	過去12か月の入院日数が90日以内の入院	270円
		過去12か月の入院日数が90日を超える入院（長期入院該当※2）	220円
	区分Ⅰ		130円

② 療養病床への入院時の食費と居住費

療養病床に入院したときの食費と居住費の自己負担額は、下表のとおりです。

所得区分		食費(1食につき)		居住費 (1日につき)
		入院医療の必要性が低い方 ※3	入院医療の必要性が高い方 ※4	
現役並み所得、一般Ⅰ・Ⅱ		550円 ※1・5	550円 ※1・5	430円
住民税非課税等	区分Ⅱ	270円	270円(長期入院該当で220円※2)	
	区分Ⅰ	160円	130円	
	老齢福祉年金受給者	130円	130円	0円

※1 指定難病患者の方は1食につき330円です。また、居住費は0円です。

※2 区分Ⅱの減額認定を受けていた期間における入院日数が、過去12か月で90日（他の健康保険加入期間も区分Ⅱ相当の認定を受けていれば通算できます。）を超える場合は、入院日数のわかる医療機関の請求書・領収書などを添えて申請することにより、長期入院該当の適用を受けられる場合があります。

なお、長期入院該当日は申請日の翌月1日となり、申請日から月末までは差額支給の対象となります。

※3 入院医療の必要性が高い方以外が該当します。

※4 人工呼吸器、静脈栄養が必要な方などが該当します。

※5 保険医療機関の施設基準などにより 510 円の場合もあります。

療養給付状況事業実績

ア 療養の給付（負担者別内訳）

	件 数	総費用額	保険者負担額	一部負担額	他法負担分
令和3年度	720,267 件	21,886,934,073 円	19,499,189,122 円	2,244,040,152 円	143,704,799 円
令和4年度	758,296 件	23,520,637,855 円	20,910,969,353 円	2,396,354,141 円	213,314,361 円
令和5年度	794,509 件	24,638,296,662 円	21,784,481,287 円	2,672,399,217 円	181,416,158 円
令和6年度	819,283 件	25,752,344,943 円	22,795,629,595 円	2,812,085,876 円	144,629,472 円
令和7年度	830,990 件	26,578,270,968 円	23,500,191,455 円	2,927,332,178 円	150,747,335 円

イ 療養の給付（項目別内訳）

	総 額		診 療 費					
			入 院（医・歯）		医 科			
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額		
令和 3年度	720,267 件	21,886,934,073 円	14,467 件	9,595,824,250 円	354,270 件	6,898,682,940 円		
令和 4年度	758,296 件	23,520,637,855 円	15,170 件	10,558,029,580 円	373,068 件	7,409,558,290 円		
令和 5年度	794,509 件	24,638,296,662 円	16,153 件	11,061,754,680 円	387,960 件	7,755,216,230 円		
令和 6年度	819,283 件	25,752,344,943 円	16,717 件	11,572,233,620 円	398,816 件	8,087,835,240 円		
令和 7年度	830,990 件	26,578,270,968 円	17,018 件	12,085,800,720 円	405,118 件	8,274,022,270 円		
	歯 科		調 剤		入院時食事・生活療養費		訪問看護療養費	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
令和 3年度	78,758 件	1,021,672,580 円	269,891 件	3,712,895,740 円	(13,289 件)	366,995,223 円	2,881 件	290,863,340 円
令和 4年度	83,291 件	1,071,305,860 円	283,459 件	3,743,784,310 円	(14,084 件)	371,470,845 円	3,308 件	366,488,970 円
令和 5年度	89,634 件	1,136,740,590 円	297,275 件	3,884,927,630 円	(15,030 件)	402,684,602 円	3,487 件	396,972,930 円
令和 6年度	93,456 件	1,196,113,510 円	306,306 件	3,968,204,970 円	(15,599 件)	431,455,803 円	3,988 件	496,501,800 円
令和 7年度	97,333 件	1,251,075,250 円	307,154 件	3,973,501,120 円	(15,820 件)	449,449,198 円	4,367 件	544,422,410 円

※ 入院時食事・生活療養費の件数は、入院（医・歯）の件数の内数。

(2) 療養費

次のような場合で医療費等の全額を支払ったとき、申請により保険者が負担する額の払い戻しが受けられます。

- ・ やむを得ず資格確認書等を提示できずに診療を受けたとき
- ・ 医師の指示により、コルセットなどの補装具をつくったとき
- ・ 医師が必要と認めた、はり・灸・あんま・マッサージの施術を受けたとき
- ・ 骨折、脱臼等で柔道整復師の施術を受けたとき（後期高齢者医療の取り扱いをしている接骨院では、資格確認書等を提示すれば、一部負担金で治療を受けられます。）
- ・ 輸血のために用いた生血代がかかったとき（親族間は除く。）
- ・ 海外旅行中や海外赴任中に急な病気やケガなどにより、海外の医療機関で診療等を受けたとき（帰国してからの申請となります。）

(3) 高額療養費

月の1日から末日までの1か月ごとの自己負担額が下表の限度額を超えた場合は、診療月からおおよそ4か月後に広域連合から申請書を送付します（事前の申請は不要）。

なお、一度申請すると振込口座が登録されますので、次回以降は申請をしなくても口座に振り込まれます。※申請期間は原則診療月の翌月の1日から2年間です。

【1か月の自己負担限度額】（令和8年8月から令和9年7月診療分まで）

負担割合	所得区分		外来+入院 (世帯ごと)	
			外来（個人ごと）	
3割	現役並み所得Ⅲ 課税所得 690 万円以上		270,300 円+（10 割分の医療費－901,000 円）×1% 〈多数回 140,100 円※2〉 （年間上限 1,680,000 円※4）	
	現役並み所得Ⅱ 課税所得 380 万円以上		179,100 円+（10 割分の医療費－597,000 円）×1% 〈多数回 93,000 円※2〉 （年間上限 1,110,000 円※4）	
	現役並み所得Ⅰ 課税所得 145 万円以上		85,800 円+（10 割分の医療費－286,000 円）×1% 〈多数回 44,400 円※2〉 （年間上限 530,000 円※4）	
2割	一般Ⅱ		22,000 円 （年間上限 216,000 円※3）	61,500 円 〈多数回 44,400 円※2〉 （年間上限 530,000 円※4※5）
1割	一般Ⅰ			
	住民税 非課税等 ※1	区分Ⅱ	11,000 円 （年間上限 96,000 円※3）	25,700 円 〈多数回 24,600 円※2〉 （年間上限 290,000 円※4）
		区分Ⅰ	8,000 円	15,700 円 （年間上限 180,000 円※4）

※1 区分Ⅱ・・・世帯全員が住民税非課税である方のうち、区分Ⅰに該当しない方。

区分Ⅰ・・・ア．住民税非課税世帯であり、世帯全員が年金収入 826,500 円以下で、その他の所得がない方。

イ．住民税非課税世帯であり、老齢福祉年金を受給している方。

※2 診療月を含めた直近 12 か月間に、高額療養費の支給が 3 回あった場合の 4 回目以降から

適用になる限度額（多数回該当）。ただし、「外来（個人ごと）の限度額」による支給は、多数回該当の回数に含みません。なお、現役並み所得の被保険者は、個人の外来のみで「外来＋入院（世帯ごと）」の限度額に該当した場合も、多数回該当の回数に含みます。この多数回該当の回数には、それまで加入していた医療保険（他道府県の後期高齢者医療制度、国保、健康保険、共済）で該当していた回数は含みません。

- ※3 計算期間１年間（毎年８月１日～翌年７月３１日）のうち、基準日時点（計算期間の末日）で自己負担割合が１割または２割の方について、１割または２割であった月の外来（個人ごと）の自己負担額（月間の高額療養費が支給されている場合は支給額を控除した後の額）を合算し、年間の上限額を超えた場合、その超えた分を高額療養費（外来年間合算）として支給します。
- ※4 令和８年８月１日以降から、外来＋入院（世帯ごと）分にも年間の上限額が新設されます。これにより、月ごとの自己負担額が積み上がっても、年間上限額を超えた場合、その超えた額の医療費については、還付を受けることができます。年間とは８月から翌年の７月までを指します。
- ※5 一部４１万円の場合があります。

高額療養費支給実績

年 度	件 数	金 額
令和３年度	16,586 件	855,246,440 円
令和４年度	24,462 件	1,064,903,126 円
令和５年度	32,594 件	1,318,877,444 円
令和６年度	37,182 件	1,461,680,705 円
令和７年度	32,878 件	1,558,118,325 円

◆ (4) 高額介護合算療養費 ◆

世帯での1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）の後期高齢者医療の自己負担等の額と介護保険の利用者負担額の合算額が、世帯の自己負担限度額（下表）を超えるときは、申請により、超えた額が後期高齢者医療制度と介護保険のそれぞれから支給されます。

【1年間の自己負担限度額（毎年8月～翌年7月の1年間）】

平成30年度分以降

負担割合	所得区分		後期高齢者医療制度＋介護保険制度
3割	現役並み所得Ⅲ 課税所得 690 万円以上		212 万円
	現役並み所得Ⅱ 課税所得 380 万円以上		141 万円
	現役並み所得Ⅰ 課税所得 145 万円以上		67 万円
2割	一般Ⅱ		56 万円
1割	一般Ⅰ		56 万円
	住民税 非課税等	区分Ⅱ	31 万円
		区分Ⅰ	19 万円

◆ (5) 自己負担の限度額区分（任意記載事項併記申請） ◆

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、「限度額適用・標準負担額減額認定証」および「限度額適用認定証」の交付は終了しています。限度額区分が記載された資格確認書の発行を希望の場合は、任意記載事項併記申請を行う必要があります。なお、マイナ保険証をお持ちの方は、事前の手続きなく、被保険者の限度区分に応じた自己負担限度額の適用を受けることができます。

【自己負担割合が1割の方】

世帯全員が住民税非課税の場合は、限度額区分の記載された資格確認書を医療機関等の窓口提示することで、保険適用の医療費の自己負担限度額の区分Ⅰ・Ⅱが適用され、入院時の食費が減額されます。

【自己負担が3割の方】

同じ世帯の後期高齢者医療被保険者全員の住民税課税所得がいずれも690万円未満の場合は、限度額区分の記載された資格確認書を医療機関等の窓口提示することで、保険適用の医療費の自己負担限度額の現役並み所得Ⅰ・Ⅱが適用されます。

◆ (6) 特定疾病療養受療証 ◆

厚生労働大臣指定の特定疾病（人工透析が必要な慢性腎不全、先天性血液凝固因子障害の一部（血友病）、血液凝固因子製剤の投与に起因する（血液製剤による）HIV感染症）に該当する方

は申請し、「後期高齢者医療特定疾病療養受療証」の交付を受けることにより、その医療費の自己負担限度額が一つの医療機関につき月額1万円となります。

◆ (7) 移送費 ◆

移動が困難な重病人が、緊急的にやむを得ず医師の指示により転院する場合などの移送にかかった費用が対象です。審査の結果、広域連合が必要と認めた場合に支給されます。

※検査目的、本人希望・家族の都合とみられるもの、自宅からの日常的通院のための移送、退院時の移送など緊急性が認められない場合は対象となりません。

◆ (8) 第三者行為 ◆

交通事故などのケガで病院などを受診した際の医療費は、通常、加害者（相手）側が過失割合に応じて負担しますが、届出をすることで資格確認書等を使用して診療を受けることもできます。自己負担分を除いた医療費を東京都後期高齢者医療広域連合が一時的に立て替えて医療機関に支払い、後で加害者（相手）側に請求します。

◆ (9) 葬祭費 ◆

被保険者が亡くなったときは、その葬祭を行った方（喪主）へ葬祭費を支給します。支給額は、7万円です。

葬祭費支給件数

年 度	支給件数	金 額
令和3年度	1,246 件	87,220,000 円
令和4年度	1,316 件	92,120,000 円
令和5年度	1,268 件	88,760,000 円
令和6年度	1,410 件	98,700,000 円
令和7年度	1,301 件	91,070,000 円

※ 公害健康被害の補償等に関する法律第14条2により、給付等の調整を行う場合があります。

（国保年金課高齢者医療係）

5 その他

◆ (1) 健康診査事業 ◆

被保険者の方を対象に、年1回後期高齢者医療健康診査を実施しています。

※ ただし、特別養護老人ホーム等の施設に入所している方や、病院または診療所に6か月以上継続して入院している方等は対象外となります。

① 受診期間

令和8年6月15日から令和9年1月30日まで

② 費用

無料（自己負担金 500 円は、区が負担します。）

③ 健診場所

区内指定医療機関

④ 健診項目

ア 基本項目

問診、身体計測、理学的検査（診察・血圧測定等）、尿検査、血液検査（血清脂質・肝機能検査・血糖検査等）

イ 医師の判断で実施する項目

貧血検査、心電図検査、眼底検査、血液検査（血清尿酸・クレアチニン）、胸部レントゲン検査

⑤ 受診者数

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
対象者	21,803 人	22,381 人	23,269 人	23,944 人	23,692 人
受診者	9,823 人	10,011 人	10,332 人	10,675 人	10,810 人
受診率	45.05%	44.73%	44.40%	44.58%	45.63%

(2) 後期高齢者医療特別会計

本区の後期高齢者医療事業の財政は、区が収納する後期高齢者医療保険料と区の一般会計からの繰入金をもって、東京都後期高齢者医療広域連合に納める保険料、療養給付費、保険基盤安定、事務費、保険料軽減措置に係る経費と事業の運営に必要な経費にあてることになっており、独立した特別会計を運営しています。

【歳 入】

年度 区分 科 目		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		収 入 済 額 (円)	構成比 (%)	収 入 済 額 (円)	構成比 (%)	収 入 済 額 (円)	構成比 (%)
1	後期高齢者医療保険料	3,449,397,369	56.3	3,793,197,771	58.8	4,107,815,132	60.1
2	使用料及び手数料	1,800	0.0	2,100	0.0	5,100	0.0
3	広域連合支出金	5,257,217	0.1	253,131	0.0	4,937,940	0.1
4	繰 入 金	2,402,105,156	39.2	2,404,324,391	37.3	2,457,473,000	36.0
5	繰 越 金	132,851,675	2.2	159,441,473	2.5	111,445,395	1.6
6	諸 収 入	137,995,590	2.2	91,724,896	1.4	80,969,438	1.2
7	国庫支出金	0	0.0	0	0.0	66,575,000	1.0
合 計		6,127,608,807	100.0	6,448,943,762	100.0	6,829,221,005	100.0

【歳 出】

年度 区分 科 目		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		支 出 済 額 (円)	構成比 (%)	支 出 済 額 (円)	構成比 (%)	支 出 済 額 (円)	構成比 (%)
1	総 務 費	116,906,322	2.0	138,825,627	2.2	207,724,426	3.1
2	保 険 給 付 費	88,760,000	1.5	98,700,000	1.6	91,070,000	1.3
3	広域連合納付金	5,487,976,255	92.0	5,929,618,940	93.5	6,271,980,668	93.4
4	保 健 事 業 費	134,219,957	2.2	0	0.0	0	0.0
5	諸 支 出 金	140,304,800	2.3	170,353,800	2.7	147,184,300	2.2
6	予 備 費 (補 充 額)	0 (0)	0.0	0 (0)	0.0	0 (0)	0.0
合 計		5,968,167,334	100.0	6,337,498,367	100.0	6,717,959,394	100.0

※各年度中の構成比率は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、各区分の合計が100%にならない場合があります。

(国保年金課高齢者医療係)

国民年金

1 被保険者

- (1) 強制加入被保険者（国保年金課） 237
- (2) 任意加入被保険者（国保年金課） 237
- (3) 届出（国保年金課） 238

2 保険料

- (1) 納付義務（国保年金課） 239
- (2) 納付方法（国保年金課） 239
- (3) 納付期限（国保年金課） 239
- (4) 前納（国保年金課） 239
- (5) 免除（国保年金課） 239
- (6) 納付猶予（国保年金課） 240
- (7) 学生納付特例（国保年金課） 240
- (8) 追納（国保年金課） 241

3 給付

- (1) 老齢基礎年金（国保年金課） 241
- (2) 障害基礎年金（国保年金課） 243
- (3) 特別障害給付金（国保年金課） 244
- (4) 遺族基礎年金（国保年金課） 245
- (5) 寡婦年金（国保年金課） 246
- (6) 老齢福祉年金（国保年金課） 246
- (7) 未支給年金（国保年金課） 246
- (8) 死亡一時金（国保年金課） 246
- (9) 給付状況（国保年金課） 247
- (10) 裁定請求（国保年金課） 247
- (11) 年金の支給（国保年金課） 248

4 年金の相談（国保年金課） 248

国民年金

国民年金制度は、全ての国民を対象として、老齢・障害・死亡について必要な給付を行い、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的とし、共通の基礎的な年金給付として「基礎年金」の給付を行っています。

従来は、厚生年金保険などの被用者年金制度に加入していない方を対象としていましたが、「国民年金法等の一部を改正する法律」の施行日（昭和 61 年 4 月 1 日）以後は、国民年金の適用範囲が全ての国民に拡大され、被用者年金制度の被保険者及びその配偶者も国民年金の被保険者とすることになりました。

国民年金の事業を運営する保険者は、国（厚生労働省）であり、日本年金機構が国民年金法の規定に基づく業務等を行っていますが、届出の受付等の業務は、区市町村の法定受託事務となっています。

1 被保険者

(1) 強制加入被保険者

国民年金の被保険者は次の 3 種類に区分されています。

① 第 1 号被保険者

日本国内に住所を有する 20 歳以上 60 歳未満の方で、第 2 号被保険者及び第 3 号被保険者でない方

② 第 2 号被保険者

会社などに勤務する厚生年金保険の被保険者・共済組合員

※ 65 歳以上の加入者で老齢（退職）年金などの受給資格のある方は除く

③ 第 3 号被保険者

第 2 号被保険者に扶養されている配偶者で、20 歳以上 60 歳未満の方

(2) 任意加入被保険者

以下の①～④の全ての条件を満たす方は、申出をすることで任意で国民年金に加入することができます。

① 日本国内に住所を有する 60 歳以上 65 歳未満の方

② 老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない方

③ 20 歳以上 60 歳未満までの保険料の納付月数が 40 年（480 月）未満の方

④ 厚生年金、共済組合等に加入していない方

その他、以下の方も加入できます。

- ⑤ 昭和 50 年 4 月 1 日以前に生まれた方で、老齢基礎年金の受給資格期間 10 年（120 月）を満たしていない 65 歳以上 70 歳未満の方
- ⑥ 外国に居住する日本人で 20 歳以上 65 歳未満の方

国民年金被保険者加入状況

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
第 1 号被保険者	29,516 人	30,101 人	30,470 人	31,316 人	32,513 人
任意加入被保険者	775 人	833 人	883 人	875 人	900 人
第 3 号被保険者	11,981 人	11,538 人	11,171 人	10,677 人	10,239 人
合 計	42,272 人	42,472 人	42,524 人	42,868 人	43,652 人

◆ (3) 届出 ◆

届出の際は届出人の本人確認を行いますので、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）をお持ちください。合わせて、お持ちの方は、基礎年金番号のわかるもの（年金手帳、基礎年金番号通知書）もお持ちください。

※ 基礎年金番号通知書…令和 4 年 4 月から年金手帳の新規発行が廃止され、基礎年金番号が記載されたカード型の通知書を日本年金機構が交付しています。

届出事由	必要なもの
第 2 号被保険者（厚生年金・共済年金の加入者）でなくなり、第 1 号被保険者となるとき	・ 本人確認書類 ・ 基礎年金番号通知書（年金手帳） ・ 退職日のわかるもの（退職証明書、離職票等）
任意加入の申出をするとき	・ 本人確認書類 ・ 基礎年金番号通知書（年金手帳） ・ 口座番号のわかるもの、金融機関届出印（口座振替による納付希望の場合）
任意喪失の申出をするとき	・ 本人確認書類 ・ 基礎年金番号通知書（年金手帳）
第 3 号被保険者が配偶者の扶養でなくなり、第 1 号被保険者となるとき	・ 本人確認書類 ・ 基礎年金番号通知書（年金手帳） ・ 扶養でなくなった日のわかるもの

2 保険料

第1号被保険者の国民年金保険料は定額となっており、令和8年度は月額17,920円です。

また、定額保険料に上乗せして付加保険料（月額400円）の申出・納付をすると、「200円×付加保険料の納付月数」が、老齢基礎年金と併せて受給できます。

保険料の改定経過（月額）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保険料	16,610円	16,590円	16,520円	16,980円	17,510円	17,920円

（1）納付義務

保険料を納付する義務は、原則的には被保険者本人にあります。その被保険者の属する世帯の世帯主、被保険者の配偶者も連帯して納付の義務があります。

（2）納付方法

保険料は、日本年金機構が発行する納付書によって、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納付ができます。また、口座振替やクレジットカードでの支払いも可能です。さらに、スマートフォンの決済アプリを使用した電子決済でも納付ができます。

（3）納付期限

毎月の保険料の納付期限は翌月の末日です。なお、保険料は納付期限を経過した場合でも、期限から2年間は納めることができます。

（4）前納

将来の一定期間の保険料をまとめて納付することができます。この場合、保険料が割引になります。また、前納した方が資格喪失した場合は、その月以後の保険料は還付されます。

（5）免除

保険料の納付が困難な方には、免除制度があります。免除には、法定要件に該当すれば免除される「法定免除」と、本人の申請手続きと厚生労働大臣の承認により免除される「申請免除（全額免除・4分の3免除・半額免除・4分の1免除）」があります。免除の承認期間は老齢基礎年金等の受給資格期間に算入されますが、年金額に反映されるのは、法定免除・全額免除の場合は8分の4、半額免除の場合は8分の6、4分の3免除の場合は8分の5、4分の1免除の場合は8分の7になります（割合は、平成21年4月分以降の承認期間）。一部免除期間について、受給期間に算入し年金額に反映させるためには、一部免除保険料を納付していることが必要です。

なお、平成26年4月から、法定免除に該当した月以後の期間は、申出により保険料を納付することが可能となりました。

① 法定免除

- ア 障害基礎年金、障害等級が2級以上の障害厚生年金（障害共済年金）を受けている方
- イ 生活保護法の生活扶助を受けている方
- ウ 厚生労働大臣が指定する施設（ハンセン病療養所、国立保養所など）に入所されている方

② 申請免除（全額免除・4分の3免除・半額免除・4分の1免除）

- ア 本人・世帯主・配偶者の前年（1月から6月までに申請する場合は前々年）の所得が一定額以下のとき
- イ 失業、事業の廃止等により保険料の納付が経済的に困難なとき
- ウ 天災その他の理由により保険料を納めることが著しく困難なとき
- ※ 保険料が全額免除になるか一部免除になるかは、本人、配偶者及び世帯主の所得に基づき日本年金機構が審査します。

③ 産前産後期間の保険料免除

第1号被保険者が出産した場合には、産前産後の一定期間の保険料が免除され、産前産後免除期間は全額納付したものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。免除される期間は、単胎の場合は出産（予定）月の前月から4か月間、多胎の場合は出産（予定）月の3か月前から6か月間です。出産予定日の6か月前から申請ができ、出産後の申請も可能です。

④ 育児期間の保険料免除（令和8年10月開始予定）

子を養育する第1号被保険者（実父母・養父母）について、その子が1歳になるまでの期間の保険料が免除され、納付が免除された期間は全額納付したものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

◆ (6) 納付猶予 ◆

20歳以上50歳未満の第1号被保険者であって、本人及び配偶者の前年所得（1月から6月までに申請する場合は前々年）が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。納付猶予の承認期間は、老齢基礎年金等の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。

※ 納付猶予の承認については、申請に基づき日本年金機構が審査します。

◆ (7) 学生納付特例 ◆

大学・短大等の学生で本人の前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。学生納付特例の承認期間は、老齢基礎年金等の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。

※ 学生納付特例の承認については、申請に基づき日本年金機構が審査します。

保険料納付免除状況（免除・学生納付特例・産前産後）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
法定免除	1,164 件	1,206 件	1,220 件	1,230 件	1,187 件
申請免除・納付特例	8,968 件	9,592 件	9,899 件	10,564 件	11,458 件
産前産後	24 件	16 件	14 件	21 件	23 件
合 計	10,156 件	10,814 件	11,133 件	11,815 件	12,668 件

（8）追納

保険料の申請免除・納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間の保険料は、10 年以内であれば、さかのぼって保険料を納める（追納）ことができます。追納した期間は、保険料を全額納付した場合と同じ扱いになります。

3 給付

国民年金の給付には、公的年金制度に共通する給付としての老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金と、第1号被保険者及び任意加入被保険者等に係る独自給付としての寡婦年金及び死亡一時金等があります（いずれの金額も令和8年4月現在）。

（1）老齢基礎年金

① 受給要件

保険料を納めた期間と免除された期間及び合算対象期間をあわせた期間が10 年（120 月）以上ある方は、65 歳から受給できます。

② 年金額

加入可能年数 40 年（480 月）について保険料をすべて納付した場合、令和8年度は847,300 円（年額）（※）です。この金額は物価変動などに伴い増額または減額されます。保険料の未納期間がある場合はその期間に応じて減額されます。年金額は次の式で計算したことになります。なお、平成 21 年度から国庫負担割合が2分の1に引き上げられました。

※ 昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの方は 844,900 円となります。

（計算式）

$$847,300 \text{ 円} \times \frac{\text{保 険 料 納付済月数} + \left(\frac{\text{保 険 料 全額免除月数}}{8} \times \frac{4}{8} \right) + \left(\frac{\text{保 険 料 半額免除月数}}{8} \times \frac{6}{8} \right) + \left(\frac{\text{保 険 料 4分の3免除月数}}{8} \times \frac{5}{8} \right) + \left(\frac{\text{保 険 料 4分の1免除月数}}{8} \times \frac{7}{8} \right)}{480 \text{ 月 (20 歳到達月から 60 歳到達月の前月までの 40 年間)}}$$

（※844,900 円）

※ ただし、平成 21 年 3 月分までは、全額免除は $\frac{2}{6}$ 、半額免除は $\frac{4}{6}$ 、4 分の 3 免除は $\frac{3}{6}$ 、4 分の 1 免除は $\frac{5}{6}$ で計算されます。

国民年金の加入可能年数

生年月日	加入可能年数	生年月日	加入可能年数
大正 15 年 4 月 2 日以降	25 年	昭和 9 年 4 月 2 日以降	33 年
昭和 2 年 4 月 2 日以降	26 年	昭和 10 年 4 月 2 日以降	34 年
昭和 3 年 4 月 2 日以降	27 年	昭和 11 年 4 月 2 日以降	35 年
昭和 4 年 4 月 2 日以降	28 年	昭和 12 年 4 月 2 日以降	36 年
昭和 5 年 4 月 2 日以降	29 年	昭和 13 年 4 月 2 日以降	37 年
昭和 6 年 4 月 2 日以降	30 年	昭和 14 年 4 月 2 日以降	38 年
昭和 7 年 4 月 2 日以降	31 年	昭和 15 年 4 月 2 日以降	39 年
昭和 8 年 4 月 2 日以降	32 年	昭和 16 年 4 月 2 日以降	40 年

③ 繰上げ支給・繰下げ支給

国民年金の支給開始年齢は基本的には 65 歳からですが、60 歳以後希望する年齢から受け取ることもできます。この場合 64 歳 11 か月以前で受け取り始めた方（繰上げ支給）は年金額が減額され、満 66 歳以後に受け取り始めた方（繰下げ支給）は年金額が増額されます。この減額率・増額率は生涯変わりません。

年金制度改正法により令和 4 年 4 月 1 日から減額率が 1 月あたり 0.5% から 0.4% に、繰下げの年齢上限が 70 歳から 75 歳に改正されました。

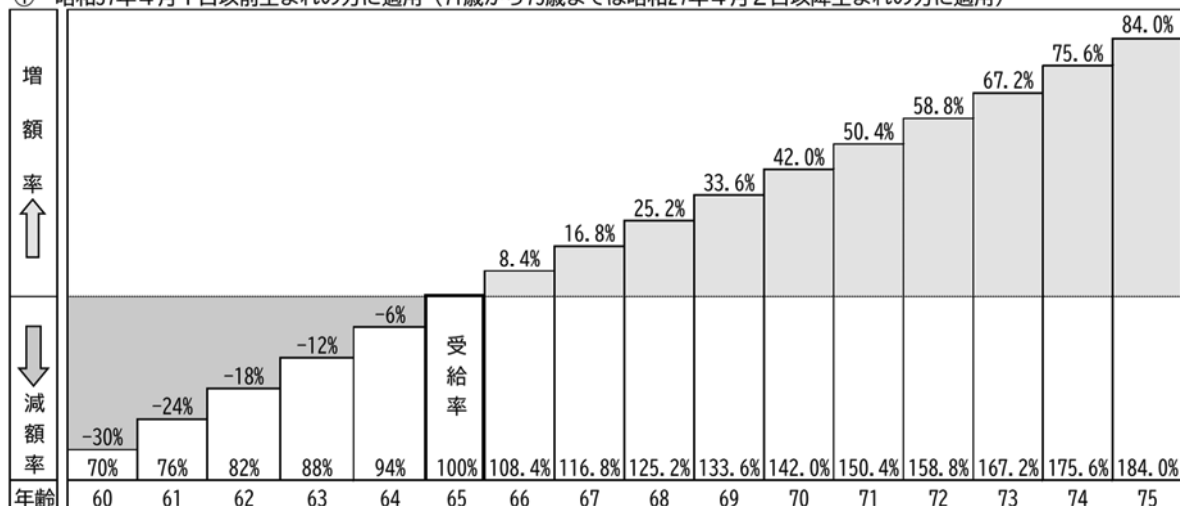
なお、繰上げ支給を受けると次のような制限があります。

ア 老齢厚生年金や退職共済年金も繰上げ支給となり減額されます。

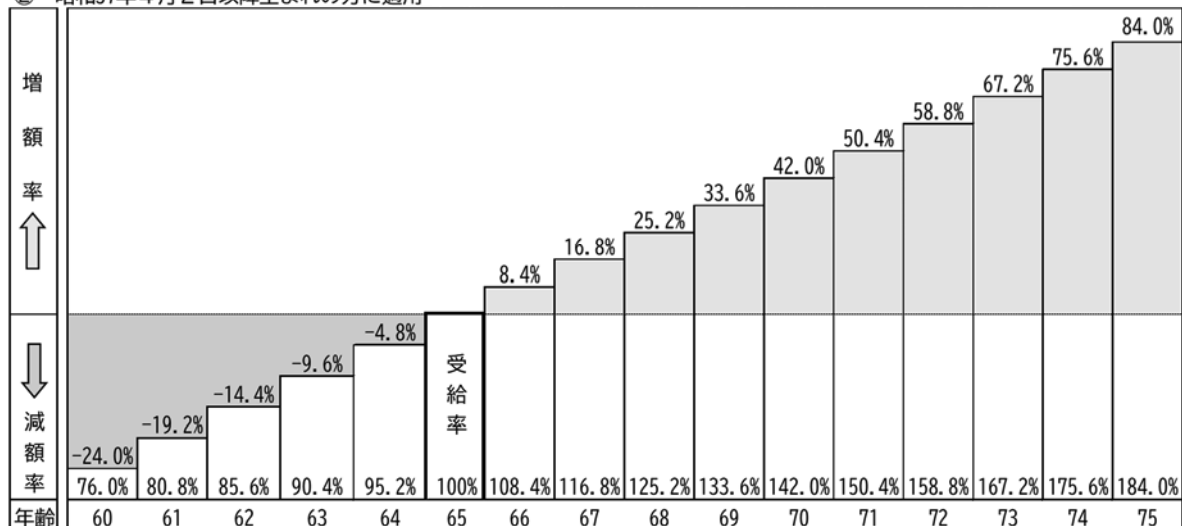
イ 遺族厚生年金や遺族共済年金と一緒に受けることはできません（65 歳まで）。

ウ 障害基礎年金や寡婦年金を受けることができません。

① 昭和37年4月1日以前生まれの方に適用（71歳から75歳までは昭和27年4月2日以降生まれの方に適用）



② 昭和37年4月2日以降生まれの方に適用



(2) 障害基礎年金

① 受給要件

障害基礎年金は次のア～ウのすべての要件を満たしている方に支給されます。

ア 国民年金加入中、または 20 歳前、もしくは 60 歳以上 65 歳未満（年金制度に加入していない期間で国内在住中）に初診日のある病気やけがで障害者になったこと

※ 初診日…障害の原因となった病気・けがについてはじめて医師の診療を受けた日

イ 障害認定日に障害等級表の 1 級または 2 級の障害に該当していること

※ 障害認定日…障害の程度を定める日のことで初診日から 1 年 6 か月経過した日か、その期間に治った日（症状が固定した日を含む）

ウ 初診日の前日において、初診日のある月の前々月までに被保険者期間のあるときは、保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて、被保険者期間のうちの 3 分の 2 以上あること

または、初診日が令和 18 年 3 月 31 日までにある場合、直近の 1 年間に滞納がないこと

※ 20 歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件はありません。

○ 20 歳前に初診日がある場合

20 歳前（国民年金に加入する前）に初診日がある場合は 20 歳になったとき（障害認定日が 20 歳以後のときは障害認定日）に障害等級表の 1・2 級に該当する障害の状態になっていれば障害基礎年金が支給されます。

※ 障害福祉年金は、法改正により、昭和 61 年 4 月から障害基礎年金に移行しました。

○ 20 歳以降に初診日がある場合

20 歳になったとき（又は障害認定日）に障害基礎年金に該当する障害の状態でも、その後 65 歳になるまでに該当するようになれば本人の請求により支給されます。ただし、本人に限度額を超えた所得のあるとき、他の公的年金を受けられるとき、日本に住所がなくなったとき等には年金の全額または 2 分の 1 が支給停止されます。

② 年金額（令和 8 年度）

年金額は定額で、子（18 歳到達年度の末日までにある子、障害のある場合は 20 歳未満）がある場合には加算があります。

年金額（年額）		子の加算（年額）	
1 級	1,059,125 円 【1,056,125 円】	1 人目・2 人目	1 人につき 243,800 円
2 級	847,300 円 【844,900 円】	3 人目以降	1 人につき 81,300 円

※ 【 】内は、昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの方の年金額

(3) 特別障害給付金

（平成 17 年 4 月から）

① 支給対象となる方

ア 次の（ア）または（イ）に該当する方で、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があること

（ア） 平成 3 年 3 月以前に国民年金の任意加入対象であった学生

（イ） 昭和 61 年 3 月以前に国民年金の任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者

イ 65 歳に達する日の前日までにすでに障害等級表の 1 級または 2 級の障害に該当し、65 歳に達する日の前日までに請求していること

② 支給額（令和 8 年度）

ア 障害基礎年金 1 級相当に該当する方 月額 58,650 円

イ 障害基礎年金 2 級相当に該当する方 月額 46,920 円

ただし、本人に限度額を超える所得のあるとき、日本に住所がなくなったとき等は、給付金の全額または 2 分の 1 が支給停止されます。また、老齢年金・遺族年金等を受給している場合には、その受給額相当は支給されません。

③ 受付実績

令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(4) 遺族基礎年金

① 受給要件

遺族基礎年金は次のいずれかに該当する方が亡くなったときに、その遺族（子のある配偶者または子）に支給されます。

ア 国民年金に加入している方

イ 以前国民年金に加入していた 60 歳以上 65 歳未満で日本国内に住所を有する方

ウ 老齢基礎年金の受給権者である方

エ 老齢基礎年金の受給資格を満たしている方

※ アとイの方については、次の納付要件を満たしていることが必要です。

死亡日の前日において、死亡日のある月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて、被保険者期間の 3 分の 2 以上あること。または、死亡日が令和 18 年 3 月 31 日までにある場合、直近の 1 年間に滞納がないこと。

※ ウとエの方については、保険料を納めた期間と免除された期間及び合算対象期間を合わせて 25 年以上ある方に限ります。

[遺族の範囲]

被保険者の死亡当時、亡くなった方によって生計を維持されていた配偶者または子

(ア) 死亡した夫（または妻）の子（18 歳到達年度の末日までにある子、障害のある場合は 20 歳未満）と生計を同じくしている妻（または夫）

(イ) 死亡した方の子（18 歳到達年度の末日までにある子、障害のある場合は 20 歳未満）

② 年金額（令和 8 年度）

ア 配偶者が受け取る年金額……基本額に子の加算額を加算した額になります。

	基本額（年額）	加算額（年額）	合計
子が 1 人の配偶者	847,300 円 【844,900 円】	243,800 円	1,091,100 円 【1,088,700 円】
子が 2 人の配偶者	847,300 円 【844,900 円】	487,600 円	1,334,900 円 【1,332,500 円】
子が 3 人の配偶者	847,300 円 【844,900 円】	568,900 円	1,416,200 円 【1,413,800 円】

※ 【 】内は、昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの方の基本額

※ 3 人目以降は 1 人につき 81,300 円（年額）が加算されます。

イ 子が受け取る年金額……1 人当たりの年金額は基本額に子の加算額を加え、年金を受け取る子の数で割った額になります。

	基本額（年額）	加算額（年額）	合計	1 人当たりの支給額
子が 1 人のとき	847,300 円	———	847,300 円	847,300 円
子が 2 人のとき	847,300 円	243,800 円	1,091,100 円	545,550 円
子が 3 人のとき	847,300 円	325,100 円	1,172,400 円	390,800 円

※ 3 人目以降は 1 人につき 81,300 円（年額）が加算されます。

(5) 寡婦年金

第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）として保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて10年以上ある夫が老齢基礎年金・障害基礎年金を受けずに亡くなったとき、死亡当時夫によって生計を維持され、かつ、婚姻期間が10年以上継続していた妻に対して60歳から65歳になるまで支給されます。年金額は夫の老齢基礎年金額の4分の3です。

(6) 老齢福祉年金

国民年金発足（昭和36年4月1日）当時、すでに高齢であったため、保険料を納めても拠出制年金の受給要件を満たすことができなかった方に支給される無拠出の年金です。

[対象者]

- ① 明治44年4月1日以前に生まれた方
- ② 明治44年4月2日から大正5年4月1日までに生まれた方で、保険料を納めた期間が1年未満であり、その保険料を納めた期間と免除期間を合わせた期間が、年齢に応じた一定の期間がある方

(7) 未支給年金

年金を受けている方が亡くなった時にまだ受け取っていない年金や、亡くなった日より後に振り込まれた年金のうち、亡くなった月分までの年金は、未支給年金として亡くなった方と生計を同一にしていた遺族が受け取ることができます。

(8) 死亡一時金

死亡日の前日において、第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）として保険料を3年（36月）以上納めた方が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けずに亡くなったとき、保険料を納付した月数と一部免除期間の4分の1・2分の1・4分の3に相当する月数を合わせた期間に応じて次表のとおり支給されます。

[遺族の範囲]

被保険者の死亡当時、亡くなった方と生計を同一にしていた配偶者・子・父母・孫・祖父母または兄弟姉妹

※ 死亡一時金と寡婦年金の両方を受けられるときは、どちらか一方を選択します。

※ 遺族基礎年金の支給を受けられる場合は支給されません。

保険料納付済月数等	支給金額	保険料納付済月数等	支給金額
3年以上15年未満	120,000円	25年以上30年未満	220,000円
15年以上20年未満	145,000円	30年以上35年未満	270,000円
20年以上25年未満	170,000円	35年以上40年未満	320,000円

※ 付加保険料を3年（36月）以上納付の場合8,500円を加算

(9) 給付状況

国民年金の給付状況は、下表のとおりです。

国民年金給付状況（拠出年金）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
老齢基礎年金	34,725人	34,573人	34,421人	34,290人	40,225人
老 齢 年 金	898人	830人	758人	710人	676人
通算老齢年金	389人	313人	268人	221人	186人
障害基礎年金	554人	563人	586人	596人	606人
障 害 年 金	40人	36人	32人	31人	29人
遺族基礎年金	47人	43人	43人	31人	36人
寡 婦 年 金	15人	16人	17人	18人	19人
計	36,668人	36,374人	36,125人	35,897人	41,777人

国民年金給付状況（福祉年金）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
老齢福祉年金	0人	0人	0人	0人	0人
障害基礎年金	1,054人	1,080人	1,101人	1,110人	1,138人
計	1,054人	1,080人	1,101人	1,110人	1,138人

※ 障害基礎年金の旧法（障害福祉年金）対象者には、制度の発足前に初診日のある方を含みます。

※ 障害基礎年金（無拠出・20歳前に初診日）については、拠出年金と区別するため、福祉年金に記載しています。

(10) 裁定請求

年金を受けるには、各受給要件を満たしていなければなりません。ただし、要件を満たすようになれば自動的に年金を受け取ることができるのではなく、本人が請求の手続きをすることが必要になります。この請求を裁定請求といい、受け取る年金や加入状況によって請求先が異なります。老齢年金の請求先は下表のとおりです。

加入していた年金制度		請求する年金	提出先
厚生年金保険等の加入期間のある人	最終の加入制度が厚生年金保険の人	老齢厚生年金 老齢基礎年金	最終の事業所を管轄する年金事務所
	最終の加入制度が国民年金または共済組合の人	老齢厚生年金 老齢基礎年金	住所地を管轄する年金事務所
	※共済組合の加入期間がある人は上記のほかに共済年金の請求手続きを別途行います。	退職共済年金	最後に加入していた共済組合
国民年金の加入期間のみの人	第1号被保険者期間のみの人	老齢基礎年金	住所地の区市町村役場
	第3号被保険者期間がある人		住所地を管轄する年金事務所
共済組合の加入期間のみの人		退職共済年金 老齢基礎年金	最後に加入していた共済組合

(11) 年金の支給

年金の支給は、支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から開始され、権利が消滅した日の属する月まで続きます。引き続き年金を受けるためには現況届の提出が必要です。

なお、平成18年10月から、住民基本台帳ネットワークシステムにより年金受給者の現況確認を行うことになりました。これにより、住民基本台帳ネットワークにより現況確認ができる方は、基本的に現況届の提出は不要となりました。

年金の種類	支払月	現況届の提出時期	提出先
老齢基礎年金 老齢年金 通算老齢年金 障害基礎年金 遺族基礎年金 寡婦年金 障害年金 等	2、4、6、8、10、12月 の年6回 それぞれ前2か月分が 支払われます	誕 生 月	日本年金機構

※ 住所変更については、日本年金機構にマイナンバーが登録されている方の届出が不要になりました。

※ 受取口座を変更するときは、受取機関変更届の提出が必要です。

4 年金の相談

日本年金機構では、各種手続きのほか、窓口での予約制による年金相談も実施しています。

○ 予約受付専用電話番号 0570-05-4890（ナビダイヤル）

国民年金保険料の納付や免除、年金請求等に関する相談は、下記にお問合せください。

○ ねんきんダイヤル 0570-05-1165（ナビダイヤル）

○ 日本年金機構文京年金事務所 03-3945-1141（自動音声案内）

〒112-8617 文京区千石1-6-15

老齢年金、障害年金、遺族年金、未支給年金の請求に関する手続きは、インターネットからも予約の申し込みができます。詳しくは日本年金機構のホームページをご確認ください。

○ 日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

（国保年金課国民年金係）

その他の福祉

1	公衆浴場補助（生活衛生課）	249
2	災害弔慰金等の支給等	
（1）	災害弔慰金の支給（福祉政策課）	249
（2）	災害障害見舞金の支給（福祉政策課）	249
（3）	災害援護資金の貸し付け（福祉政策課）	250
3	小災害の援助（福祉政策課）	250
4	旧軍人・戦没者遺族等の援護（生活福祉課）	251
5	原爆被爆者に対する見舞金（生活福祉課）	251
6	区民葬儀（福祉政策課）	251
7	成年後見申立支援等	
（1）	成年後見申立支援（福祉政策課・高齢福祉課・障害福祉課・予防対策課）	252
（2）	成年後見中核機関事業（福祉政策課）	253
8	福祉サービス第三者評価事業補助（福祉政策課）	253
9	社会福祉法人の許認可等及び指導監査（福祉政策課）	253
10	行旅病人、葬祭を行う者がいない死亡人（生活福祉課）	254
11	中国残留邦人等自立支援法による支援給付（生活福祉課）	254
12	ごみの訪問収集（文京清掃事務所）	254
13	受験生チャレンジ支援貸付事業（生活福祉課）	255
14	住居確保給付金事業（生活福祉課）	255
15	生活保護受給者就労支援・就労準備支援事業（生活福祉課）	255
16	生活保護受給高齢者支援事業（生活福祉課）	256
17	生活困窮者自立支援事業（生活福祉課）	256
18	金銭管理支援・生活自立支援事業（生活福祉課）	258
19	避難行動要支援者名簿（防災危機管理課）	258
20	福祉避難所の設置（福祉政策課）	259
21	文京区社会を明るくする運動（福祉政策課）	259
22	かかりつけ医・在宅療養相談窓口（在宅療養支援連携相談窓口）（高齢福祉課）	260
23	文京区配偶者暴力相談支援センター（生活福祉課）	261
24	文京区版ひきこもり総合対策（生活福祉課）	261
25	ヤングケアラー支援推進事業（こども家庭支援センター）	261
26	重層的支援体制整備事業（ぶんきょうチームでまるごと支援）（福祉政策課）	262

その他の福祉

1 公衆浴場補助

区民が公衆浴場を利用する機会の確保と公衆浴場経営の安定と確保を図るため、「公衆浴場確保のための特別措置法」に基づき浴場需要対策の補助を実施しています。

○ 湯遊入浴デー（平成 18 年度より）

区内実施浴場では、毎月第 2・第 4 土曜日を湯遊入浴デーとして、また、9 月の第 4 土曜日を敬老の湯、1 月の第 2 土曜日を初春の湯として、午後 4 時～11 時まで、区民を対象に入浴料 1 回 100 円（小学生以下は無料）で開放しており、それに対して補助を実施しています。

入浴者数 (延)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	0 人	18,840 人	20,059 人	20,427 人	18,694 人

※令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため事業を中止し、令和 4 年度に再開しました。

（生活衛生課管理計画係）

2 災害弔慰金等の支給等

（事業開始 昭和 49 年度）

（1）災害弔慰金の支給

1 つの区市町村の区域内において 5 世帯以上の住居が滅失した災害等により、主たる生計維持者が死亡した場合 500 万円、その他の者が死亡したときは 250 万円を支給します。

なお、令和 7 年度から、「配偶者」の解釈において、「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」（同旨の表現を含む。）として「同性パートナー」が含まれることになりました。

（2）災害障害見舞金の支給

① 支給の対象となる障害

災害弔慰金の支給等に関する法律第 8 条別表に掲げる程度の障害

② 見舞金の額

主たる生計維持者の場合に 250 万円、その他の者 125 万円

(3) 災害援護資金の貸し付け

区内又は都内において災害救助法が適用される災害で被害を受け、所得の合計額が下記の額以下の世帯に、被害の種類、程度に応じて以下の限度額の範囲で貸し付けします。

<災害援護資金の限度額等>

1 療養に要する期間が、おおむね 1 月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合	貸付限度額	貸付限度額 (特別資金)
ア 家財についての被害金額が、その家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合	150 万円	150 万円
イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	250 万円	
ウ 住居が半壊した場合	270 万円	
エ 住居が全壊した場合	350 万円	
2 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合		
ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	150 万円	
イ 住居が半壊した場合	170 万円	
ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。）	250 万円	
エ 住居の全体が滅失した場合	350 万円	

※ 1 のウ又は 2 のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとします。

<所得限度額>

世 帯 数	世帯全員の所得の合算額
1 人	2,200,000 円以下
2 人	4,300,000 円以下
3 人	6,200,000 円以下
4 人	7,300,000 円以下
以降 1 人当り	300,000 円を加算
住居が滅失した場合	12,700,000 円以下

(福祉政策課地域福祉係)

3 小災害の援助

(事業開始 昭和 38 年度)

「東京都小災害り災者応急援助要綱」によって、り災世帯が 15 世帯以上にわたる災害(全焼・流出等)で、災害救助法の適用を受けるに至らない場合、り災世帯への応急の援助として 1 人について毛布 1 枚を支給します。

(福祉政策課地域福祉係)

4 旧軍人・戦没者遺族等の援護

① 旧軍人の援護（恩給法 大正 12 年施行）

旧軍人（準軍属・軍属の一部を含む）に対する、普通恩給・増加恩給・一時恩給及び傷病年金等に関する相談を受けます。

② 戦没者遺族等の援護（戦傷病者戦没者遺族等援護法 昭和 27 年施行）

戦没者の遺族に対する、遺族年金・特別給付金・特別弔慰金等の支給申請の受付を行います。

（生活福祉課管理係）

5 原爆被爆者に対する見舞金

（事業開始 昭和 58 年度）

被爆者健康手帳の交付を受けている方に対し、毎年 1 回見舞金を支給します。支給額は 1 人 5,000 円です。

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
支給者数	41 人	34 人	31 人	25 人	23 人

（生活福祉課管理係）

6 区民葬儀

（事業開始 昭和 40 年度都から移管）

区民葬儀取扱指定店（6 店）の協力により、標準的葬儀および料金を協定しています。区民葬儀を希望する方は、戸籍住民課に死亡届を提出する際に「区民葬儀利用券」の発行を申し出、指定店に連絡のうえ利用ができます。

① 利用実績

区民葬儀券 発行枚数	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	231 枚	266 枚	269 枚	280 枚	305 枚

② 区民葬儀料金

ア 祭壇料金（寝棺含む）（税込）

区 分	料 金	区 分（長尺棺）	料 金
A1 券（金欄 5 段飾）桐張棺	312,180 円	A1 券（金欄 5 段飾）桐張棺	325,380 円
A2 券（金欄 4 段飾）桐張棺	259,600 円	A2 券（金欄 4 段飾）桐張棺	272,800 円
B 券（白布 3 段飾）プリント棺	136,400 円	B 券（白布 3 段飾）桐張棺	171,600 円
C 券（白布 2 段飾）プリント棺	100,100 円	C 券（白布 2 段飾）桐張棺	135,300 円

※ 満 6 歳以下の小人は、A1 券、A2 券、B 券、C 券ともに 1,100 円(税込)引きになります。

※ 祭壇を利用せず、寝棺のみ利用の場合は、次の金額となります。

なお、その場合は別途人件費が必要となります。

区 分	料 金	区 分 (長尺)	料 金
桐張棺	66,000 円	桐張棺	79,200 円
プリント棺	44,000 円		

イ 霊柩車運送料金 (税込)

種別	料 金		
	10 k m まで	20 k m まで	30 k m まで
宮型指定車	37,400 円	44,000 円	50,600 円
普通霊柩車	19,220 円	23,840 円	28,460 円

ウ 火葬料金 (非課税)

大 人	59,600 円
小 人 (満 6 歳以下)	34,500 円

※ この火葬料金については民営火葬場 (戸田葬祭場・多磨葬祭場・谷塚斎場) の料金です。

エ 遺骨収納容器代 (税込)

区 分	料 金
大人用	2 号一式 11,990 円
	3 号一式 10,780 円
小人用	6 号一式 2,530 円

③ 区民葬儀相談 (事業開始 昭和 59 年 4 月)

区民が葬儀を行うにあたり、場所の確保が困難な方に対して、区民葬儀取扱店が無料で相談を受け付けています。

葬祭場所あっせん件数

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
寺	53 件	40 件	66 件	72 件	74 件
斎場	151 件	150 件	139 件	122 件	151 件
計	204 件	190 件	205 件	194 件	225 件

④ 区民葬儀利用助成 (事業開始 平成 28 年 4 月)

区民葬儀を利用した方に対して助成事業を実施しています。

令和 8 年度より、文京区独自の助成事業を廃止し、23 区共通の助成事業を開始します。

助成件数	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	116 件	119 件	117 件	128 件	154 件

(福祉政策課地域福祉係)

7 成年後見申立支援等

一部は介護保険制度の地域支援事業として実施

(1) 成年後見申立支援

(事業開始 後見人等報酬 平成 27 年度)

判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者、精神障害者で身寄りがいないなどの理由で成年後見制度の申立が期待できない場合、区長が審判の申立を行います。また、後見人等に対し、申

請に基づき後見人等報酬費用を助成します。

区長申立 件数	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	27件	33件	31件	32件	27件
後見人等 報酬	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	18件	24件	18件	10件	20件

(福祉政策課・高齢福祉課・障害福祉課・予防対策課)

(2) 成年後見中核機関連事業

(事業開始 令和3年度)

成年後見制度利用促進法を受け、制度を利用するご本人にメリットのある制度活用ができるよう、本人、本人を支える後見人等や支援関係者へのサポートとして、法律・福祉の専門職による助言を受ける場や、専門職団体等の連携強化を図る協議会の運営等を通して、認知症や障害があっても、自分らしく安心して暮らせるように、地域で支える仕組みづくりに取り組んでいます。なお、事業は文京区社会福祉協議会に委託して実施しています。(279ページ参照)

8 福祉サービス第三者評価事業補助

(事業開始 平成15年度)

福祉サービスを利用する区民及びその家族へのサービス選択のための情報提供を進めるとともに、事業者サービスの質の向上へ向けた取り組みを推進するため、事業者が第三者評価を受ける際に経費の一部を区が補助する事業です。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
補助件数	11件	14件	10件	13件	14件
補助金額	3,372,500円	3,810,660円	2,953,500円	3,951,500円	4,161,000円

(福祉政策課地域福祉係)

9 社会福祉法人の許認可等及び指導監査

(事業開始 平成25年度都から移管)

主たる事務所が文京区にあり、その行う事業が文京区の区域内のみである社会福祉法人の法人設立・定款変更等の許認可事務、現況報告書等徴収事務、指導監査事務、理事・税額控除証明事務などを行っています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
所轄法人	7法人	7法人	7法人	7法人	7法人
指導監査法人数	2法人	3法人	2法人	3法人	3法人

(福祉政策課福祉企画係)

10 行旅病人、葬祭を行う者がいない死亡人

① 行旅病人（救護の再開 平成4年6月）

自己の生活圏を離れて旅行中に病気等で歩行困難となり、入院治療を要する状態に陥りながら療養の途を有しない人を行旅病人と言い、「行旅病人及死亡人取扱法」に基づいて必要な援護を行います。なお、日本国民及び永住者等の在留資格を持つ外国人は、生活保護を適用（準用）して保護を行うため、行旅病人として取り扱うのは、一定の条件を満たした旅行中の外国人になります。

② 葬祭を行う者がいない死亡人

ア 身元不明者（行旅死亡人）

住所・居所及び氏名の両方又はいずれかが不明の御遺体で、引取者がいないときは、「行旅病人及行旅死亡人取扱法」に基づいて、死亡地の区市町村が火葬等を行います。

また、区役所の掲示板に告示をするとともに官報等に公告します。

イ 身元判明者

身元が判明した御遺体であっても、親族等が存在しないか存在しても引取りを拒否したときは、「墓地、埋葬等に関する法律」に基づいて、死亡地の区市町村が火葬等を行います。

取扱人数		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
行旅病人		0人	0人	0人	0人	0人
死亡人	身元不明者	0人	0人	0人	1人	1人
	身元判明者	15人	24人	19人	30人	20人

（生活福祉課管理係・相談係）

11 中国残留邦人等自立支援法による支援給付

（事業開始 平成20年度）

永住帰国した中国残留邦人等の老後の生活の安定、地域の中で生き生きとした暮らしをするための支援策で、支援給付は、原則として生活保護法の規定の例によります。

<令和8年3月現在> 2世帯（2人）

（生活福祉課管理係）

12 ごみの訪問収集

（事業開始 平成13年度）

ご家庭の可燃ごみ・不燃ごみを、清掃事務所職員が戸別に玄関先またはドアの前から収集します。

対象者

- ・満65歳以上のみの世帯
- ・障害者のみの世帯

- ・日常的に介助又は介護を必要とする方のみの世帯
- ・母子健康手帳の交付を受けてから産後3か月程度までの妊産婦のみの世帯
- ・その他区長が特に必要であると認めた世帯

上記いずれかに該当する方のみで構成される世帯であって、自らごみ等を集積所に持ち出すことが困難で、身近な人の協力が得られない世帯

利用件数	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	414件	454件	469件	499件	414件

(文京清掃事務所)

13 受験生チャレンジ支援貸付事業

(事業開始 平成23年度)

生活に困窮する低所得者・離職者への対策の強化を図り、安定・自立した生活を促すことを目的に、一定所得以下の世帯(生活保護世帯を除く。)のこどもの学習塾などの費用や受験費用の貸付などの相談受付業務を文京区社会福祉協議会へ委託し実施しました。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談件数	586件	840件	978件	1,101件	937件
貸付件数	76件	116件	131件	114件	110件

※令和4年度より受験生チャレンジ支援貸付事業の対象者の収入要件が緩和されました。

(生活福祉課自立支援担当)

14 住居確保給付金事業

(事業開始 平成21年度／平成25年度に名称変更)

生活困窮者が自立した生活が送れるよう、離職等によって住居を失っている又はその恐れのある者の就労を支援するため、住宅手当を支給し、当面の生活基盤を築いた上で、ハローワークと連携し就労活動を支援しました。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
単身世帯	92件	50件	18件	18件	16件
単身以外の世帯	41件	14件	3件	1件	2件

(生活福祉課自立支援担当)

15 生活保護受給者就労支援・就労準備支援事業

(事業開始 平成26年度／平成27年度に名称変更)

就労相談・就労支援等の業務経験を有する支援員が、就労に関する基本的事項の習得、体験就労等及び就職後の定着支援など、就労意欲を喚起させ、自立に必要な支援を原則として6か月間実施します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
対象者総数	244人	241人	234人	258人	247人
就労件数	40件	43件	36件	41件	35件
自立人数	10人	14人	6人	6人	3人
面談回数	1,781件	1,891件	1,771件	1,497件	1,370件

(生活福祉課自立支援担当)

16 生活保護受給高齢者支援事業

(事業開始 平成26年度)

支援員を配置し、生活保護受給者のうち介護サービス利用者宅を訪問し、介護サービスの利用状況等について確認します。併せて、高齢者宅を訪問し、生活状況を確認するとともに、必要に応じて、地域資源の活用など個々の実状や受給者のニーズを踏まえた支援を行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
訪問	486件	760件	93件	388件	310件
同行支援	150件	111件	16件	39件	40件
介護認定調査立会	—	—	23件	23件	21件

※介護扶助費の適正化を図るため、令和5年度より40歳から64歳までの生活保護受給者（介護保険みなし2号）の他法他施策の検討、居宅介護支援計画の点検、介護サービスの利用にかかる指導・援助及び指定介護機関との連絡調整、必要に応じた高齢者宅への訪問等を開始しました。

(生活福祉課管理係)

17 生活困窮者自立支援事業

(事業開始 平成27年度)

① 自立相談支援事業

生活困窮者の自立に向けた総合的な相談支援を実施します。生活困窮者の抱えている課題を整理・分析し、支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を作成し、この自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連絡調整を行います。

② 学習支援事業

小中学生を対象に、基礎的な学力の定着と学習意欲の向上を目的とした学習支援事業を行います。中学生については、令和2年度からオンライン授業を導入しました。また、高校生世代を対象に、学習面の支援に加え、就職や再就学など適切に進路を選択することができるような支援事業を行っています。

自立相談支援事業

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
新規相談受付		408 件	393 件	295 件	278 件	294 件
プラン作成		215 件	149 件	115 件	91 件	116 件
就労支援対象者		190 件	101 件	56 件	45 件	56 件
各種支援	居住支援事業	26 件	42 件	51 件	20 件	29 件
	家計相談支援事業	25 件	38 件	29 件	18 件	29 件
	就労準備支援事業	6 件	6 件	8 件	1 件	1 件
	自立相談支援事業による就労支援	177 件	83 件	39 件	17 件	16 件

※1 1人の支援対象者に対し、複数の支援を適用する場合があります。

※2 家計相談支援事業、就労準備支援事業は平成28年度からの事業です。

学習・生活支援事業（小中学生）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
登録者	62 人	73 人	86 人	74 人	78 人
延べ参加者数	3,938 人	3,429 人	4,022 人	4,020 人	3,864 人

開催場所・日数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
A	39 日	20 日	41 日	39 日	73 日
B	299 日	196 日	186 日	121 日	73 日
C	258 日	121 日	114 日	84 日	73 日
D	253 日	138 日	101 日	97 日	73 日
訪問	—	—	—	—	30 日

※開催場所は非公開。

※令和7年度は、学習・生活支援事業へ事業の変更を行ったため、小中学生の事業開始は5月下旬となりました。また、訪問型支援を開始しました。

学習・生活支援事業（高校生世代等）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
登録者	24 人	23 人	22 人	18 人	21 人
延べ参加者数	1,309 人	1,009 人	1,056 人	1,035 人	1,038 人

（生活福祉課自立支援担当）

18 金銭管理支援・生活自立支援事業

(事業開始 令和5年度)

心身の理由等により適切な金銭管理、生活管理等に支援が必要な生活保護受給者を対象に、安定的かつ自立した日常生活を確保することを目的として事業を実施します。

① 金銭管理支援事業

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
支援件数	23 件	34 件	27 件

② 生活自立支援事業

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
支援件数	29 件	64 件	59 件

(生活福祉課自立支援担当)

19 避難行動要支援者名簿

(事業開始 平成28年度)

災害対策基本法に基づき、災害時または災害が発生するおそれがある場合の避難行動において特に支援が必要な方（避難行動要支援者）を対象に名簿を作成します。

名簿の種類	掲載対象	管理・運用	
関係機関 共有方式名簿	・ 区が指定する避難行動要支援者の方すべて ・ 上記以外で名簿登録を希望される方 ※対象者の詳細は以下のとおり	平常時	区
		災害時	上記のほか、避難支援等関係者（区民防災組織（町会・自治会）、民生委員・児童委員、消防署、警察署、文京区社会福祉協議会及び福祉サービス事業者）
同意方式名簿	関係機関共有方式名簿のうち、平常時から避難支援等関係者に情報提供することに同意した方のみ	平常時 災害時	区、避難支援等関係者（区民防災組織（町会・自治会）、民生委員・児童委員、消防署、警察署、文京区社会福祉協議会及び福祉サービス事業者）

※対象者の詳細

<区が指定する避難行動要支援者>

以下の条件に当てはまる方は、自動的に関係機関共有方式名簿に登録されます。同意方式名簿への登録を希望される方は「同意書」の提出が必要です。

- ① 要介護3～5の認定を受けている方
- ② 身体障害者手帳の以下の等級の方
 - ・ 上肢1～2級 ・ 下肢1～2級 ・ 体幹1～3級 ・ 視覚1～2級 ・ 聴覚2級
- ③ 愛の手帳の1～3度の方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳の1級の方
- ⑤ 難病医療費を受給しており、日常生活全介助の方

<上記以外で名簿登録を希望される方>

以下のいずれかに該当し、登録を希望される方は、関係機関共有方式名簿及び同意方式名簿

に登録されます。関係機関共有方式名簿のみの登録はできません。

- ① 65 歳以上の単身世帯、または 65 歳以上の高齢者のみの世帯
- ② 要介護、または要支援の認定を受けている方
- ③ 身体障害者手帳をお持ちの方
- ④ 愛の手帳をお持ちの方
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ⑥ 難病医療費を受給されている方

(防災危機管理課)

20 福祉避難所の設置

(事業開始 平成 25 年度)

地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた方又は現に被害の恐れのある方のうち、対象者を一時的に受け入れ、避難生活の支援・応急的な食料・救援物資等の配給、支援情報等の提供、医療・健康相談などを行います。福祉避難所は、災害対策本部が必要と認めた場合に、開設します。現在、区では、福祉避難所の拡充を図っています。

対 象 者 避難所における生活が困難と認められる高齢者や障害者等

協 定 施 設 令和 8 年 4 月 1 日現在

福祉作業所(大塚、小石川)、障害者支援施設リアン文京

本郷福祉センター若駒の里、ふる里学舎本郷

東京都立文京盲学校

特別養護老人ホーム(7か所)、ショートステイ(1か所)

高齢者在宅サービスセンター(4か所)、介護老人保健施設(2か所)

認知症高齢者グループホーム(2か所)、有料老人ホーム(4か所)

(福祉政策課福祉企画係)

21 文京区社会を明るくする運動

(事業開始 昭和 26 年度)

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

また、次代を担う青少年の健全育成・非行防止は重要な課題です。これらの課題に対しては、行政、関係機関・団体はもとより、住民一人ひとりが力を合わせ、積極的に取り組むことが必要です。

毎年、7月は法務省主唱“社会を明るくする運動”強調月間であるとともに、こども家庭庁主唱「青少年の被害・非行防止全国強調月間」にあたり、文京区においても、より多くの区民の関心を喚起し、理解を深めていくための運動を実施しています。

① 主催

文京区社会を明るくする運動推進委員会

【構成団体】

文京区	文京区保護司会
文京区更生保護女性会	文京区青少年健全育成会（9地区）
文京区立小学校校長会	文京区立中学校校長会
文京区立小学校PTA連合会	文京区立中学校PTA連合会
文京区町会連合会	文京区民生委員・児童委員協議会
文京区社会福祉協議会	少年補導員連絡会（4地区）
防犯協会（4地区）	文京区青少年委員会
文京区商店街連合会	東京青年会議所文京区委員会

② 主要行事

ア 文京区社会を明るくする大会

区立中学生の意見発表、区内学生の演奏やパフォーマンス等の活動発表、青少年の非行問題に関する講演等を通し、強調月間の啓発を実施しています。

イ 東京ドーム周辺広報啓発活動

東京ドームの周辺において、啓発用ティッシュを配布し、運動の趣旨を呼びかけています。

ウ 文京矯正展

刑務所に関するパネル展示や刑務所作業製品の展示・販売を行っています。また、文京区更生保護女性会による古代米の販売、社会福祉法人佑啓会によるパンや加工品等の販売も行っています。府中刑務所及び公益財団法人矯正協会刑務作業協力事業部との共催事業です。

（福祉政策課地域福祉係）

22 かかりつけ医・在宅療養相談窓口（在宅療養支援連携相談窓口）

（事業開始 平成28年度）

区内外の医療・介護関係者、高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）等及び区民からの在宅療養を含む医療に関する専門相談を受け付けています。また、医療・介護関係者等との連携調整や情報提供等を行うことで、地域で医療を必要とする区民を支援しています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談件数	159件	171件	103件	64件	71件

（高齢福祉課地域包括ケア推進係）

23 文京区配偶者暴力相談支援センター

(事業開始 平成 31 年度)

配偶者・内縁関係・生活の根拠を共にする交際相手などから受けた暴力を DV (ドメスティック・バイオレンス) といいます。文京区配偶者暴力相談支援センターでは、相談員が DV に関する相談を受け付けています。お話をうかがった上で、緊急時の安全確保のための関係機関との連携やその後の生活のための相談支援などを行っています。

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
相談件数	70 件	81 件	37 件	44 件	61 件

(生活福祉課)

24 文京区版ひきこもり総合対策

(事業開始 令和 2 年度)

ひきこもり状態にある方の自立を支援するため、義務教育終了後の全年齢の方を対象に「ひきこもり等自立支援事業 (STEP 事業)」(Support 支援/Talk 相談/Experience 経験/Place 居場所)を行っています。また、「文京区ひきこもり支援センター」を設置し、ひきこもり支援の総合窓口として、ご本人やご家族等からの相談を受けるとともに、支援関係機関と連携しながらサポートを行っています。

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
STEP 事業利用件数	1,217 件	1,326 件	1,564 件	1,587 件	1,591 件
ひきこもり支援センター相談件数	124 件	164 件	271 件	253 件	342 件

(生活福祉課自立支援担当)

25 ヤングケアラー支援推進事業

(事業開始 令和 4 年度)

ヤングケアラーに対する理解促進を図るため、リーフレット・動画・区報等による広報啓発に取り組むとともに、関係機関への巡回訪問を実施しています。令和 7 年度からは、要保護児童対策地域協議会において構成員向けの研修を実施し、課題を共有しながら支援のあり方等を協議し、連携体制の強化を図っています。

ヤングケアラーの負担を軽減する事業として、家事・送迎支援の利用料助成や、通訳支援を行うタブレット端末の貸出を実施しています。また、ヤングケアラー・コーディネーターを配置し、ヤングケアラーの意向と家族の状況に合わせたサービスや社会資源等へのつながを図り、ヤングケアラー本人及び家族全体に対する支援を行っています。令和 7 年度には、こどもからの相談に対応する窓口として、こども応援サポート室にこども向けの相談フォームを新設し、相談支援につなぐための環境整備も進めています。

(こども家庭支援センター児童相談係/児童支援・予防係)

26 重層的支援体制整備事業（ぶんきょうチームでまると支援）

（事業開始 令和7年度）

高齢・介護、障害、こども、生活困窮等の分野別に行われてきた既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、重層的なセーフティネットの強化を図り、分野別の支援体制では対応しきれない複雑化・複合化した課題や制度の狭間にあるニーズに対応する包括的な支援体制を構築します。

「どこに相談すればいいかわからない」という悩みに対応し、適切な支援機関につなぐチーム体制「BUNKYO つながる相談窓口」を構築し、人材育成、普及啓発にも取り組みました。

事業概要		
I 包括的相談支援事業「BUNKYOつながる相談窓口」 （各分野の既存の相談窓口を活用し、属性を問わない相談の受け止めを行う。）	高齢者あんしん相談センター （地域包括支援センター）	73ページ参照
	障害者基幹相談支援センター	127ページ参照
	利用者支援事業 （こども家庭支援センター、ネウボラ相談等）	57・64ページ参照
	自立相談支援事業 （生活困窮者自立支援事業）	256ページ参照
II 多機関協働事業	複数機関で対応が必要な場合、福祉政策課が多機関協働のコーディネート役となり、支援会議、重層的支援会議を開催。会議において複数の支援機関が連携し、支援方針の決定、支援プランの作成を行い、プランに基づく支援を行う。	
III アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	複合化した課題を抱えていながらも、必要な支援が届いていない人に支援を届けられるよう関係性を築いていく。	
IV 参加支援事業	社会とのつながり作りに向けた支援で、就労支援、ボランティアや住民活動への参加など社会資源とのマッチングを図る。	
V 地域づくり事業 （既存の拠点等の利活用や新たな居場所の整備、個別の人や活動のコーディネート等、地域において住民同士が支え合い、緩やかなつながりによるセーフティネットの充実を図る。）	住民主体の通いの場「かよい～の」	282ページ参照
	生活支援コーディネーターの配置	
	地域活動支援センター	135ページ参照
	地域子育て支援拠点事業 （子育てひろば等）	52ページ参照
	地域福祉コーディネーターの配置	281ページ参照

上表は社会福祉法に個別に示された事業を例示として記載しており、これ以外にも相談窓口があります。

（福祉政策課地域共生社会推進係）

民間の協力

1	民生委員・児童委員	
(1)	民生委員・児童委員（福祉政策課）	263
(2)	民生委員の推薦・委嘱（福祉政策課）	265
2	共同募金（福祉政策課）	265
3	（社会福祉法人）文京区社会福祉協議会	
(1)	社会福祉協議会の生い立ち（社会福祉協議会）	265
(2)	社会福祉協議会の目的（社会福祉協議会）	266
(3)	所在地（社会福祉協議会）	266
(4)	事業概要（社会福祉協議会）	266
(5)	生活福祉資金貸付制度（社会福祉協議会）	268
(6)	総合支援資金貸付制度（社会福祉協議会）	269
(7)	緊急小口資金および総合支援資金の特例貸付（社会福祉協議会）	271
(8)	不動産担保型生活資金（社会福祉協議会）	272
(9)	要保護世帯向け不動産担保型生活資金（社会福祉協議会）	273
(10)	ふれあいいきいきサロン活動支援（社会福祉協議会）	273
(11)	ファミリー・サポート・センター事業（社会福祉協議会）	274
(12)	文京区子育てサポーター認定制度（社会福祉協議会）	275
(13)	地域の子育てサポート連絡会（社会福祉協議会）	276
(14)	子ども食堂運営支援金助成事業（社会福祉協議会）	276
(15)	いきいきサポート事業（在宅福祉サービス事業＝会員制）（社会福祉協議会）	276
(16)	権利擁護センター（あんしんサポート文京）（社会福祉協議会）	277
(17)	地域連携ステーション（ボランティア担当）（社会福祉協議会）	280
(18)	地域連携ステーション（フミコム）（社会福祉協議会）	280
(19)	みまもり訪問事業（社会福祉協議会）	281
(20)	地域福祉コーディネーターの配置（社会福祉協議会）	281
(21)	地域の支え合い体制づくり事業（社会福祉協議会）	281
(22)	介護予防・日常生活支援総合事業（社会福祉協議会）	282
(23)	地域共生社会を目指した総合的・包括的な相談支援体制の整備 （社会福祉協議会）	282
4	（公益社団法人）文京区シルバー人材センター	
(1)	シルバー人材センターの生い立ち（シルバー人材センター）	283
(2)	シルバー人材センターの目的（シルバー人材センター）	283
(3)	所在地（シルバー人材センター）	283
(4)	事業概要（シルバー人材センター）	284
5	保護司（福祉政策課）	286
6	文京区更生保護女性会（福祉政策課）	286

民 間 の 協 力

1 民生委員・児童委員

(民生委員法 昭和 23 年施行)

(1) 民生委員・児童委員

「民生委員」は「民生委員法」に基づいて、都道府県知事の推薦により厚生労働大臣から委嘱された地域の方々に最も身近な相談・支援者です。児童福祉法第 16 条により「児童委員」を兼ねています。地域社会の中で生活上の様々な問題を抱えている方の調査、相談及び援助活動を行なっています。

また、福祉関係の行政機関と協働し問題が起こったときは、速やかに連絡を取り合う等のパイプ役として活動しています。

また、平成 6 年 1 月 1 日から、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員の制度ができ、平成 13 年 11 月に児童福祉法に規定が盛り込まれました。

① 任期 3 年

② 定数・地区構成（令和元年 12 月に 5 人増）

	富 坂 地 区	大 塚 地 区	本 富 士 地 区	駒 込 地 区	計
区域担当委員数	42 人	34 人	32 人	34 人	142 人
主任児童委員数	3 人	2 人	2 人	2 人	9 人
計	45 人	36 人	34 人	36 人	151 人

③ 民生委員の職務

- ・住民生活状況を必要に応じ適切に把握すること
- ・生活に関する相談、助言その他の援助を行うこと
- ・福祉サービス利用のための情報提供、その他の援助を行うこと
- ・社会福祉関係者と連携し、支援を行うこと
- ・福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること

④ 児童委員の職務

- ・援助を必要とする児童などを発見した時の調査、関係機関（学校・児童相談所・こども家庭支援センター等）への連絡・通報などを行うこと
- ・担当区域内の児童や保護者からの相談を受け、これに対する助言を行うこと
- ・児童の健全育成のための地域活動に関する事業などに参加すること

⑤ 主任児童委員の職務

担当区域を持たずに区域を担当する民生委員・児童委員と協力して、地域全体の児童問題に当たる

⑥ 活動状況

後記「民生委員・児童委員活動記録」表参照

⑦ 区から依頼を受けた主な協力事業（令和7年度）

高齢福祉課 ・ 敬老金等の配付（9月民生委員配付）

・ 緊急連絡カードの設置調査に係る訪問（12月民生委員配付）

生活福祉課 ・ 生活保護世帯の調査・相談

子育て支援課 ・ 児童扶養手当対象者調査

⑧ 民生委員・児童委員協議会

民生委員・児童委員は、協議会を組織して、合同及び地区協議会を開催し共通する議題や職務に関する連絡調整及び研究を行っています。

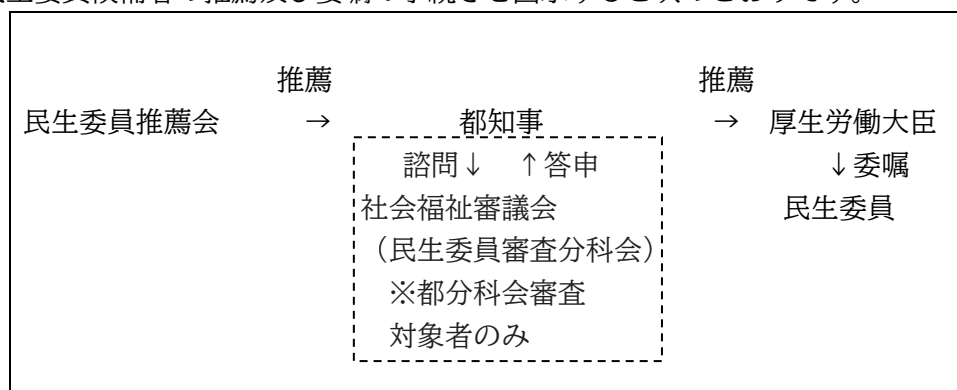
<民生委員・児童委員活動記録>

	活動内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
内容別相談指導件数	在宅福祉	122	83	80	80	75
	介護保険	88	85	43	27	33
	健康・保健医療	321	162	151	104	72
	子育て・母子保健	143	73	123	64	23
	子どもの地域生活	105	39	65	84	49
	子どもの教育・学校生活	120	122	147	99	85
	生活費	64	46	14	39	22
	年金・保険	6	5	10	8	4
	仕事	7	6	22	23	5
	家庭関係	55	73	78	60	26
	住居	101	94	98	63	24
	生活環境	97	110	86	95	132
	日常的な支援	318	350	222	260	243
	その他	592	466	336	263	238
	計	2,139	1,714	1,475	1,269	1,031
分野別相談指導件数	高齢者に関する	1,305	993	721	745	614
	障害者に関する	196	236	142	75	60
	子どもに関する	399	287	363	266	165
	その他	239	198	249	183	192
	計	2,139	1,714	1,475	1,269	1,031
その他活動	調査・実態把握	187	388	358	210	229
	行事への参加	2,164	3,650	4,607	3,940	3,174
	地域福祉・自主活	1,844	2,247	2,754	2,605	1,984
	民児協運営研修	6,610	9,570	8,828	7,674	8,333
	証明事務	44	47	71	81	50
	要保護児童発見	7	7	23	22	17
訪問連絡	訪問連絡活動	6,251	5,777	4,843	3,720	3,553
	その他	10,625	14,995	18,810	13,110	9,513
	委員相互	32,168	31,973	27,127	23,473	27,954
	その他	10,245	10,096	10,901	9,419	9,276
活動日数		22,240	24,256	24,003	20,264	20,301

(2) 民生委員の推薦・委嘱

① 推薦・委嘱の手続き

民生委員候補者の推薦及び委嘱の手続きを図示すると次のとおりです。



② 民生委員推薦会

民生委員法第8条に基づき設置された区の付属機関で民生委員の任期満了による委員の改選や欠員の補充について、委員としての適格者を選定し、都知事に候補者の推薦を行います。

(福祉政策課地域福祉係)

2 共同募金

(事業開始 昭和22年度)

「赤い羽根」で親しまれている共同募金は、全国的に展開される国民総たすけあいの精神を基調とした国民の善意に基づいて行われるものです。

社会福祉法人東京都共同募金会の地域組織として、本区に「共同募金文京地区協力会」が設置され、町会、民生委員および社会福祉協議会の代表が、この運営にあたっています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
募金額	4,286,212 円	4,263,760 円	4,203,213 円	3,831,754 円	3,830,770 円

(福祉政策課地域福祉係)

3 (社会福祉法人) 文京区社会福祉協議会

(1) 社会福祉協議会の生い立ち

文京区社会福祉協議会は、「明るい住みよい地域社会」づくりを目標に、昭和27年12月に設立され、昭和38年7月には社会福祉事業法(現・社会福祉法)による社会福祉法人となり、平成13年4月には財団法人文京区福祉公社と統合し現在に至っています。

◆ (2) 社会福祉協議会の目的 ◆

文京区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の増進を図ることを目的としています。民生委員・児童委員、町会・自治会や話し合い員、福祉団体、ボランティア団体、区民の方々の参加と協力のもとに、地域福祉の推進・向上に努めています。

◆ (3) 所在地 ◆

事業所所在地 ： 本郷四丁目 15 番 14 号 区民センター 4 階

◆ (4) 事業概要 ◆

事業種別	事業の概要
1. 地域での支え合い活動	地域福祉コーディネーターを配置し、地域における新たな支えあいの仕組みづくりに取り組み、地域福祉の向上を図る小地域福祉活動を推進する ア. ふれあいいきいきサロン（小地域グループ活動） イ. 地域の支え合い体制づくり事業 ウ. 単身高齢者等終活支援事業（文京ユアストーリー） エ. 地域力強化推進事業
2. 子育て支え合い活動	子育て支え合い活動の推進を図る ア. ファミリー・サポート・センター事業（受託事業） イ. 文京区子育てサポーター認定制度 ウ. 地域の子育てサポート連絡会 エ. 子ども食堂運営支援金助成事業
3. いきいきシニア活動	地域におけるシニア世代の社会参加活動を推進する ア. 高齢者クラブ友愛訪問活動事業への助成 イ. 高齢者クラブ緑に親しむ集い活動事業への助成 ウ. 高齢者クラブ地区芸能大会への助成 エ. 高齢者クラブ寿作品展への助成
4. 障害者の社会参加支援	地域における障害者の社会参加を支援する ア. 障害者通所施設合同運動会への支援（区に協賛） イ. 文肢協音楽の集いへの助成 ウ. 心身障害者施設行事への助成 エ. 通所施設指導員研修への助成 オ. 精神障害者家族会への助成 カ. 文京区心のふれあいをすすめる会事業への助成 キ. 宿泊訓練事業への支援
5. 地域福祉活動への支援	地域福祉活動を推進するため関係団体等への支援を行う ア. 民生委員・児童委員協議会への助成 イ. 話し合い員連絡協議会への助成 ウ. 高齢者クラブ連合会事業への助成 エ. 更生保護女性会研修会への助成 オ. 文京区社会を明るくする運動への助成 カ. 青少年健全育成会事業への助成

6. ボランティア・市民活動の推進	ボランティア・市民活動の推進を図る ア. ボランティア活動基盤づくり (機材・活動室の貸出、ボランティア保険の加入受付) イ. ボランティア・市民活動への助成 ウ. ボランティア・市民活動の情報収集および発信 エ. ボランティア・市民活動の相談及び紹介等 オ. 各種ボランティア・NPO・市民活動のネットワーク化 カ. ボランティア養成講座の開催(手話、傾聴ボランティア等) キ. 福祉教育の推進、夏のボランティア体験教室 ク. 災害時ボランティアへの取組み
7. 地域課題解決の支援	課題解決のための協働の推進を図る ア. 地域連携ステーション(フミコム)の運営 イ. どっとフミコム(地域情報サイト)の運営 ウ. 提案公募型協働事業 エ. 課題解決のための活動相談 オ. NPO等の活動団体の運営相談 カ. 活動団体の資金獲得・広報等の各種講座の実施 キ. 活動のきっかけづくり(フミコム cafe 等)の講座の実施
8. いきいきサポート事業	いきいきサポート事業(有償)の推進を図る ア. 家事、大掃除・草取り等のコーディネート
9. みまもり訪問事業	ひとり暮らし等の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、みまもりサポーターによる訪問、声かけを行う
10. 権利擁護センター事業 (あんしんサポート文京)	判断能力が不十分な高齢者や障害者が地域で安心して生活を持続できるよう支援を行う ア. 福祉サービス利用援助事業 イ. 財産保全管理サービス事業 ウ. 福祉サービスの苦情解決等に関する事業 エ. 福祉サービス苦情等解決委員会の運営 オ. 成年後見制度の利用支援、個別相談会、学習会の実施、申立経費助成 カ. 弁護士・司法書士による専門相談 キ. 法人後見業務、法人後見監督人業務 ク. 緊急事務管理事業(受託事業) ケ. 文京区障害者地域自立支援協議会権利擁護専門部会事務局(受託事業) コ. 成年後見中核機関事業の実施(受託事業)
11. 歳末・地域福祉 たすけあい運動	町会・自治会、民生委員・児童委員、文京区等の協力を得て募金活動を行い、地域福祉活動の推進を図る
12. 生活福祉資金等 貸付事業	低所得世帯等への生活福祉資金、教育支援資金、失業により生活維持が困難な世帯の自立支援を図るための総合支援資金、不動産を担保とした不動産担保型生活資金・要保護世帯向け不動産担保型生活資金の貸付を行う ア. 生活福祉資金の貸付(受託事業) (福祉資金、緊急小口資金) イ. 教育支援資金(受託事業) ウ. 総合支援資金(受託事業) エ. 不動産担保型生活資金(受託事業) オ. 生活福祉資金特例貸付(受託事業)

13. 臨時特例つなぎ資金	住居のない離職者が公的給付・貸付を受けるまでの生活費の貸付を行う ア. 臨時特例つなぎ資金（受託事業）
14. 受験生チャレンジ支援貸付事業	学習塾、各種受験対策講座、通信講座、補習教室の受講料及び高校・大学受験等の受験料の捻出が困難な低所得者に対して、貸付を行うことにより、低所得世帯の子供を支援する。（受託事業）
15. その他の地域福祉事業	ア. 屋外生活者緊急援護 イ. 福祉車両、車椅子の貸出し
16. 小地域福祉活動	地域における新たな支えあいの仕組みづくりを推進し、地域福祉の向上を図る小地域福祉活動を推進するため、地域福祉コーディネーターを配置する ア. 「地域の居場所（つどい～の）等」補助金
17. 高齢者の生活支援体制整備事業	地域の多様な主体によるさまざまな生活支援サービス（助け合い活動等）の体制整備を進めるために生活支援コーディネーターを配置する ア. 「住民主体のかよいの場（かよい～の）」（受託事業）
18. 組織運営	地域福祉の向上を目的に社会福祉協議会の組織運営を行う ア. 理事会、評議員会の開催 イ. 会員の研修・研究活動等
19. 連絡調整	他の機関・団体等との情報交換、連絡調整を行う ア. 都内社協役員会、事務局長会等を通じての情報収集 イ. 城北ブロック社協との情報交換 ウ. 区内社会福祉関係団体等との連絡調整等
20. 広報活動	多様な媒体を利用して社会福祉協議会の活動を周知する ア. 広報紙「文社協だより」の発行 イ. 「文社協ガイドブック」の発行 ウ. 区報及びCATV等によるPR エ. ホームページやフェイスブックの活用 オ. 区内イベントでのPR カ. 文京区観光写真コンクール事業への支援（協賛事業）
21. 財源確保	区民参加を目標に会員の拡充を図り、会費の増収に努める ア. 個人、団体（企業）の加入促進 イ. 広報紙「文社協だより」の全戸配布による会員加入の促進 ウ. 広報紙「文社協だより」の広告、封筒広告による広告費収入 エ. 寄付金の受付、募金箱の設置

(5) 生活福祉資金貸付制度

（事業開始 昭和30年度／平成2年度に世帯更生資金から名称変更）

- 事業実施主体は、東京都社会福祉協議会
- 生活福祉資金貸付制度は、所得の少ない世帯や障害者、療養または介護を要する高齢者のいる世帯（所得制限あり）に資金を貸付け、その経済的自立と生活の安定を図ることを目的としています。
- ① 資金の概要
 - ・ 下記の②に定める具体的な利用目的がある場合、必要な資金を貸付けます。
 - ・ 金融機関や公的機関の貸付・助成制度が受けられる場合はそちらが優先となります。

- ・すでに支払いを終えた経費については、貸付けを行いません。
- ・連帯保証人が必要です。また、民生委員による面接が必要です。

② 資金の種類

- ・福祉資金
- ・教育支援資金
- ・緊急小口資金

③ 利子及び返済方法

ア 利子

- ・福祉資金（保証人有なら無利子、無なら年 1.5%）
- ・教育支援資金（無利子）
- ・緊急小口資金（無利子）

イ 返済

- ・元利均等の月賦返済（据置期間あり）

④ 貸付状況（決定額）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
新規 貸付	教育支援資金 7 件 8,647,000 円	教育支援資金 10 件 11,777,000 円	教育支援資金 8 件 10,435,000 円	教育支援資金 7 件 11,640,000 円	教育支援資金 3 件 4,670,000 円
	福祉資金 0 件 0 円	福祉資金 0 件 0 円	福祉資金 2 件 795,000 円	福祉資金 2 件 2,476,000 円	福祉資金 0 件 0 円
	緊急小口 0 件 0 円	緊急小口 6 件 518,000 円	緊急小口 11 件 974,000 円	緊急小口 4 件 400,000 円	緊急小口 1 件 98,000 円
合計 件数	7 件	16 件	21 件	13 件	4 件
合計 金額	8,647,000 円	12,295,000 円	12,204,000 円	14,516,000 円	4,768,000 円

（6）総合支援資金貸付制度

（事業開始 平成 21 年度）

- 事業の実施主体は、東京都社会福祉協議会
- 日常生活全般に困難を抱えた世帯の生活の建て直しのために、継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金の貸付を行います。
- 総合支援資金貸付対象等
 - ① 対 象：失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯であって、次のアからオのいずれの条件にも該当する世帯。
 - ア 低所得者であって、収入の減少や失業などにより生活に困窮し、日常生活の維持が困難

になっていること。

イ 借入申込者の本人確認が可能であること。

ウ 現に住居を有していること。または、住居確保給付金の申請を行い住宅の確保が確実に見込まれること。

エ 実施主体が貸付及び関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、返済（償還）を見込めること。

オ 失業等給付、年金等の他の公的給付または公的な貸付を現に受けることができず、生活費を賄うことができないこと。

② 連帯保証人：原則として、連帯保証人が必要。立てられない場合は有利子での貸付になります。

③ 利率及び返済方法：連帯保証人を立てた場合は無利子、立てられない場合は年 1.5%の有利子。返済は貸付期間終了後 6 か月の据置期間を経て、10 年以内で償還（最終償還期限到来時の年齢は 70 歳以下）します。

1) 生活支援費

生活再建に向けて就職活動を行う間の生活費

貸付上限額：〔複数世帯〕月額 20 万円以内の必要額

〔単身世帯〕月額 15 万円以内の必要額

貸付期間：原則 6 か月以内（初回申請は 3 か月以内とし、状況により延長可）

貸付状況

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
貸付件数	1 件	0 件	0 件	2 件	0 件
決 定 額	204,000 円	0 円	0 円	750,000 円	0 円

2) 住宅入居費（住所確保給付金申請者のみ対象）

敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶ為に必要な費用

対象経費：ア 敷金・礼金等

イ 入居に際して当初の支払を要する賃料、共益費、管理費等

貸付上限額：40 万円（見積額どおり）

貸付状況

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
貸付件数	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
決 定 額	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円

3) 一時生活再建費（生活支援費又は住居確保給付金の申請者のみ対象）

生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用

対象経費：ア 生活を立て直すために低家賃の住居へ転居が必要な場合の転居費用、家具
什器費等

イ 公共料金等滞納の場合の支払い費用等

貸付上限額：60 万円以内

貸付状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
貸付件数	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
決 定 額	0 円	0 件	0 件	0 件	0 件

◆ (7) 緊急小口資金および総合支援資金の特例貸付 ◆

（事業開始 令和元年度）

- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金にお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施する。
- 事業の実施主体は、東京都社会福祉協議会
- 令和4年9月30日をもって新規申請受付を終了

① 緊急小口資金の特例貸付

貸付限度額：20 万円

貸付利子・連帯保証人：無利息・不要

据置期間：1 年以内

償還期間：2 年（24 回）以内

貸付状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
申込件数	2,147 件	619 件	172 件

② 総合支援資金の特例貸付

貸付限度額：月額 20 万円（3 カ月以内/延長3 カ月以内）

※延長貸付は令和3年6月末で申請終了

貸付利子・連帯保証人：無利息・不要

据置期間：1 年以内

償還期間：10 年（120 回）以内

貸付状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
初回申込件数	1,464 件	602 件	138 件
延長申込件数	747 件	266 件	

③ 総合支援資金の特例貸付 再貸付（令和3年12月末で申請終了）

貸付限度額：月額 20 万円（3 カ月以内）

貸付利子・連帯保証人：無利息・不要

据置期間：1 年以内（免除の規定が決定次第 3 年以内に変更の予定）

償還期間：10 年（120 回）以内

貸付状況

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
申込件数	627 件	721 件	

（8）不動産担保型生活資金

（事業開始 平成 15 年度／平成 21 年 10 月に長期生活支援金から名称変更）

- 事業実施主体は、東京都社会福祉協議会
- 現在居住している自己所有の不動産に将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に、その不動産を担保として生活福祉資金を貸付けすることで、その世帯の自立を支援することを目的とします。
 - ① 対 象
 - 次の全てに該当する方です。
 - ア 借入申込者が単独で所有、もしくは同居の配偶者との共有名義である不動産に居住している世帯
 - イ 居住している不動産に賃借権等の利用権及び抵当権等の担保が設定されていないこと
 - ウ 配偶者または借入申込者、もしくは配偶者の親以外の同居人がいない
 - エ 世帯構成員が原則として 65 歳以上であること
 - オ 区市町村民税非課税及び均等割課税程度の低所得世帯
 - ② 貸付限度額
 - 担保となる土地の評価額の 70%までで、原則として月額 30 万円以内です。
 - ③ 貸付期間
 - 貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間又は契約終了までです。
 - ④ 連帯保証人
 - 原則 1 名（推定相続人であること）
 - ⑤ 利 率
 - 年 3 %又は当該年度における 4 月 1 日時点の銀行の長期プライムレートのいずれか低い方を基準として定めます。
 - ⑥ 契約の終了
 - 借受人が死亡したとき（ただし、同居の配偶者が貸付契約を継承した時を除く）、東京都社会福祉協議会会長が貸付契約を解約したとき、借受人が貸付契約を解約したときです。
 - ⑦ 返済
 - 契約の終了時に、借受人（借受人死亡の場合はその相続人）及び連帯保証人は、貸付元利金を一括して返済します。

◆ (9) 要保護世帯向け不動産担保型生活資金 ◆

(事業開始 平成 19 年度／平成 21 年 10 月に要保護世帯向け長期生活支援資金から名称変更)

- 事業実施主体は、東京都社会福祉協議会
- 自宅を所有する要保護状態（※）の高齢者世帯に対し、自宅を担保に生活資金の貸付を行うことにより、世帯の自立を支援し、生活保護の適正化を図ることを目的とします。

※要保護状態とは、この制度を利用しなければ生活保護の受給を要すると、保護の実施機関（以下、区生活福祉課）が認めた状態にあることをいいます。

① 対 象

次の全てに該当する方です。

- ア 借入申込者が概ね 500 万円以上の資産価値の居住用不動産（集合住宅を含む）を所有していること。
- イ 借入申込者が単独所有していること（同居の配偶者と共有している場合、配偶者が連帯借受人となること）
- ウ 住宅ローン等の担保になっていないこと。
- エ 借入申込者及び配偶者が原則として 65 歳以上であること。
- オ 要保護状態にあること。

② 貸付限度額

不動産評価額の 7 割（集合住宅の場合は 5 割）で、区生活福祉課が定めた貸付基本額以内です。

③ 貸付期間

貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間または契約終了までです。

④ 連帯保証人

必要ありません。

⑤ 利 率

年 3 % 又は当該年度における 4 月 1 日時点での銀行の長期プライムレートのいずれか低い方。

⑥ 契約の終了

借受人が死亡したとき（連帯借受人がいる場合は借受人と連帯借受人が死亡したとき）又は東京都社会福祉協議会または借受人が貸付契約を解約したときです。

⑦ 返済方法

契約の終了時に借受人、借受人死亡の場合は借受人の相続人が貸付元利金を返済します。

◆ (10) ふれあいいきいきサロン活動支援 ◆

(事業開始 平成 13 年度)

高齢者や障害者、子育て中の親子等のひきこもりを防止し、地域の中で安心して住み続けられるよう、地域の方々による「楽しく、気軽に、無理なく」行う仲間づくり、生きがいくりの場としてのサロン活動を支援します。

① 運 営

サロン運営は、それぞれのサロンの参加者とスタッフボランティアの共同企画によって行います。

② 参加者

主に高齢者、障害者、子育て中の方等と地域住民です。

③ 活動内容

お茶飲み会、おしゃべり、会食、健康体操など関心事の学習会など、参加者全員が楽しめる内容です。

④ 運営支援

サロン開設経費や運営費用の一部を助成します。また、開設までの準備やその後の運営方法など支援します。

⑤ サロン活動保険

安心して活動できるよう、事故等を補償する総合保険に加入します。保険料は社会福祉協議会が負担します。

(各年度末現在)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
サロン数	128 か所	146 か所	147 か所	131 か所	130 か所

◆ (11) ファミリー・サポート・センター事業 ◆

(事業開始 平成12年度) 区の委託事業

子育ての援助を受けたい方(依頼会員)と、子育ての援助ができる方(提供会員)が、地域の中で子育ての相互援助活動を行います。援助をお願いしたい方、育児の援助を行いたい方はファミリー・サポート・センターの会員になることが必要です。

① 依頼会員

文京区在住で、生後4か月からおおむね12歳までのお子さんをもつ保護者。

② 提供会員

原則として文京区在住の20歳以上で、育児の援助ができる方。活動前にセンターが実施する講習会を受けていただきます。

③ 援助活動の内容

ア 保育施設の開始前、または保育終了後にこどもを預かること。

イ 保育施設等までのこどもの送迎を行うこと。

ウ 学校の放課後、または学童クラブ終了後にこどもを預かること。

エ その他、主に仕事と育児の両立に必要な援助。

※ 援助活動は原則として提供会員宅で行います。依頼会員宅での援助活動は、文京区子育てサポーター認定制度スタンダードサポーター認定研修等を修了した提供会員に限ります。

※ 宿泊を伴う援助は行いません。

④ 活動の時間帯

おおむね午前6時から午後10時までの間で提供会員が活動できる時間帯です。

⑤ 料金（利用料・報酬）

	依頼会員宅での預かり 謝礼金（1時間当たり）	その他援助活動 謝礼金（1時間当たり）
平 日	900 円	800 円
土曜・休日	1,100 円	1,000 円

※ 報酬のほかに、食事、おやつ、交通費等の実費がかかる場合があります。

※ 取り消しの際にはキャンセル料がかかる場合があります。

⑥ 万が一の事故に備え、ファミリー・サポート・センター補償保険に加入します。

⑦ 会員数 (各年度末現在)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
依頼会員数	2,256 人	2,187 人	2,281 人	2,126 人	2,015 人
提供会員数	265 人	302 人	344 人	289 人	292 人
両方会員数	12 人	13 人	13 人	10 人	10 人

⑧ 活動実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
総活動件数	3,881 件	4,375 件	5,175 件	5,473 件	5,403 件
総活動時間	5,124 時間	5,642 時間	6,140 時間	6,579 時間	6,223 時間

◆ (12) 文京区子育てサポーター認定制度 ◆

(事業開始 平成27年度)

受講した研修に応じ、修了者の等級や活動等がステップアップする認定制度と研修を実施します。また、ファミリー・サポート・センター事業に加え、地域子育て支援拠点事業、国の制度である子育て支援員制度や区内で活動する NPO 団体が実施する事業等、様々な活動分野と連携します。

・スタンダードサポーター、アドバンスサポーター認定研修実施回数及び修了者数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ベーシック	1回 11人	2回開催 33名修了	2回開催 19名修了	2回開催 23名修了	2回開催 26名修了
スタンダード	1回 21人	2回開催 48名修了	2回開催 45名修了	2回開催 20名修了	2回開催 18名修了
居場所	中止	1回開催 26名修了	1回開催 13名修了	1回開催 12名修了	1回開催 20名修了

(13) 地域の子育てサポート連絡会

(事業開始 平成 27 年度)

区内の子育てに関係する地域団体、専門職、行政職員が集まる円卓会議、講演会等の開催を中心にネットワーク形成を図ります。

事業実績

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
全体会	開催回数	1 回	2 回(全体会・講演会)	・全体会 1 回開催 ・育児困難家庭支援 研修 1 回開催	・円卓会議 2 回開催	・円卓会議 1 回開催
	参加者数	30 人	51 人・11 人	34 人、48 人	47 人、50 人	43 人
分科会	開催回数	1 回(1 グループ)	2 回(分科会・研修)	分科会 1 回開催	中止	中止
	参加者数	4 人	4 人・11 人	3 人		

(14) 子ども食堂運営支援金助成事業

(事業開始 平成 29 年度)

文京区内で住民主体により運営される、食事提供の支援を含めた居場所である「子ども食堂」の設置や運営に係る経費の一部として、運営支援金の助成を行います。

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
立ち上げ助成 件数	0 件	0 件	0 件	0 件	2 件
事業実施経費 助成件数	11 件	12 件	13 件	13 件	14 件
調理器具等物 品購入費	-	-	-	-	7 件
助成総額	1,477,000 円	1,625,000 円	1,717,000 円	2,470,000 円	3,212,426 円

(15) いきいきサポート事業（在宅福祉サービス事業＝会員制）

(事業開始 平成 13 年度／令和 4 年度にいきいきサービスから名称変更)

登録した地域住民（協力会員）が利用会員宅での家事等のサポートを行う会員制の事業です。

① 会員登録状況

(各年度末現在)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
利用会員	83 人	67 人	72 人	65 人	76 人
協力会員	123 人	129 人	88 人	89 人	95 人

ア 利用会員

区内にお住まいで次のいずれかにあてはまる日常生活で手助けが必要な方です。

・概ね 60 歳以上の方 ・何らかの障害のある方 ・ひとり親家庭の児童 ・妊産婦

イ 協力会員

福祉に理解と熱意のある方で、利用会員に対して家事などのお手伝いをしてくださる方。

謝礼：一人あたり1時間につき1,000円。

ウ 内容

協力会員が家事や草取りなどを行います。

調理、洗濯、掃除、買物、話し相手、大掃除、草取り等	謝礼金・・・1時間 一人あたり 1,000円
---------------------------	---------------------------

(延べ利用時間)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
家事援助	3,628時間	3,069時間	2,735時間	2,304時間	2,414時間
介護援助	140時間	143時間	65時間	154時間	44時間
大掃除等	306時間	297時間	281時間	231時間	231時間

(16) 権利擁護センター（あんしんサポート文京）

(事業開始 平成13年度)

権利擁護センター（あんしんサポート文京）では、高齢者、障害者等が安心して地域社会での生活を続けられるように、各種の支援を行ない、地域福祉の向上に努めます。

① 福祉サービスに対する苦情申立への対応

福祉サービスに対する苦情等に対し、サービス提供事業者等と共に解決に向けて対応します。

② 福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）および財産保全管理サービスの実施

ア 利用対象者

(ア) 福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）

在宅で生活をしている認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等で判断能力が不十分な方

(利用者数は各年度末現在)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用者数	60人	67人	78人	76人	72人
(新規件数)	21件	21件	29件	15件	13件
(解約件数)	12件	14件	18件	17件	17件

(イ) 財産保全管理サービス

在宅で生活をしていて、判断能力はあるが高齢（おおむね60歳以上）及び身体障害等で財産の保全・管理が困難な方

(利用者数は各年度末現在)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用者数	12人	14人	16人	12人	10人
(新規件数)	0件	4件	2件	1件	0件
(解約件数)	2件	2件	0件	5件	2件

イ サービス内容

(ア) 福祉サービスの利用援助

福祉サービス利用手続きの援助、福祉サービスについての情報提供、福祉サービス利用料の支払手続などを行います。

(イ) 日常的金銭管理サービス

年金・福祉手当の受領手続、税金・社会保険料・公共料金・医療費・家賃等の支払手続、日常生活に必要な預金の払戻し・預け入れ・解約等の手続の援助を行います。

(ウ) 書類等の預かりサービス

年金証書、預貯金通帳、権利証、保険証書、実印、銀行印等を銀行の貸し金庫にてお預かりします。

ウ 利用料金

(ア) 福祉サービス利用援助事業・財産保全管理サービス共通

1 回 1 時間まで 1,000 円

以降 30 分まで毎に 500 円

(援助にかかる交通費等は別途実費)

(イ) 書類等の預かりサービス

1 か月 1,000 円

③ 成年後見制度の利用支援

成年後見制度および任意後見制度の利用に関する相談に応じ、支援をしています。

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
相談件数	1,114 件	1,495 件	1,501 件	1,446 件	1,517 件

④ 専門相談の実施

弁護士による法律相談（個別相談、要予約）を実施しています。

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
相談件数	19 件	30 件	30 件	24 件	13 件

弁護士・司法書士による成年後見相談（個別相談、要予約）を実施しています。

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
相談件数	31 件	35 件	34 件	30 件	30 件

⑤ 法人後見の受任

成年後見制度を必要としながらも適切な後見人が得られない方について、文京区社会福祉協議会が法人として成年後見人になり、財産の管理や生活に必要な契約行為を行います。

(各年度末現在)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
受任件数	5 件	7 件	5 件	5 件	5 件

⑥ 成年後見制度費用助成事業

後見制度の利用に要する費用を負担することが困難である方に、審判申立費用の助成を行います。

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
申立助成件数	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件

⑦ 成年後見学習会

成年後見制度、権利擁護に対する知識、関心を深めることを目的に区民を対象とした学習会を開催し、知識習得の機会を提供しています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
開催回数	6回	6回	7回	7回	8回
参加者数	139人	175人	251人	299人	313人

⑧ 成年後見人サポート事業

既に後見人になっている方や、これから後見人になる方に対して、成年後見人講座等を開催しています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
開催回数	2回	2回	2回	2回	2回
参加者数	15人	33人	22人	21人	24人

⑨ 成年後見中核機関事業の実施（事業開始 令和3年度） 区の委託事業

成年後見制度利用促進法を受け、制度を必要とされるご本人にメリットのある制度の活用ができるよう、ご本人、ご本人を支える後見人等や支援関係者へのサポートとして、法律・福祉の専門職による助言を受ける場や、専門職団体等の連携強化を図る協議会の運営等を通して、認知症や障害があっても、自分らしく安心して暮らせるように、地域で支える仕組みづくりに取り組んでいます。

ア 権利擁護支援連携協議会

中核機関事業の運営、地域連携ネットワークに係る事項及び成年後見制度の利用上の課題について協議します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
開催回数	1回	2回	2回	2回	2回

イ 権利擁護支援連携協議会実務者会議

支援チームでの相談事例の支援方針及び支援経過について、専門職等から助言を行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
開催回数	6回	8回	8回	6回	8回
検討事例数	6事例	7事例	7事例	4事例	8事例

ウ 専門職向け周知・啓発の実施

権利擁護支援や成年後見制度の実施・相談機関に対し、講座等の実施により、成年後見制度の利用促進が図られるよう実施します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
開催回数	1回	2回	1回	1回	1回
参加数	39人	81人	45人	41人	35人

エ 権利擁護の担い手養成

広く権利擁護の視点をもった区民の方を増やし、地域における権利擁護意識の醸成や推進を図るため各種講座を開催しています。

(ア) 権利擁護入門講座

広く権利擁護の視点を持った区民や活動者を増やすため、権利擁護入門講座を開催しています。

	令和 6 年度	令和 7 年度
権利擁護入門講座	1 回 18 人	2 回 31 人

(イ) 市民後見人養成講座（区の委託事業）

区民等が地域で後見人として活動することができるよう、市民後見人養成講座を開催しています。

	令和 7 年度
市民後見人養成講座	28 人

(17) 地域連携ステーション(ボランティア担当)

(事業開始 昭和 61 年度)

「ボランティア活動をしてみたい」「ボランティア活動についての情報がほしい」などボランティア市民活動に関する相談を行っています。

○各種相談実績延べ件数

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
活動相談		620 件	679 件	625 件	423 件	906 件
募集相談	個人	68 件	21 件	31 件	1 件	
	施設等	2 件	81 件	63 件	56 件	

(18) 地域連携ステーション（フミコム）

(事業開始 平成 28 年度)

フミコムは、文京区社会福祉協議会が区や地域住民、ボランティア・NPO・企業・大学等と連携して、新たなつながりを創出し、地域の活性化や地域課題の解決を図っていくための協働の拠点です。

① コミュニティマイスターの配置

コミュニティマイスターを配置し、地域コミュニティとの橋渡しや地域特性を活かした地域主体の活動を支援します。

② イベント・交流会の開催

活動へのきっかけづくりとして、さまざまな人たちが集まるイベント・交流会としての「フミコム cafe」や、多様な主体が地域活動を発表し交流する「ふみこむフェスタ」を開催する。また、団体の活動を PR するための「どっとフミコム」の運用や SNS 等を活用し情報収集・発信をします。さらに、大学や企業のネットワーク構築を目指します。

③ 各種講座の開催

これから地域活動をしたい人が得たいスキルを学ぶ場としての「活動入門講座」や活動の

継続性や発展性を目指すために必要なスキルを学ぶファンドレイジング講座や広報講座等の「団体運営支援講座」を開催し、団体の設立や活動継続の支援を行います。

④ 文京区提案公募型協働事業「B チャレ」の募集

「新たなつながりを創出し、地域の活性化や地域課題の解決を図るための協働の拠点」の体现化を目指し、区民や団体による地域課題の解決や地域活性化に向けたチャレンジを、協働で実施することを応援する事業です。その事業を实践する活動に助成をします。

(19) みまもり訪問事業

(事業開始 平成 23 年度)

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、月 2 回程度、「みまもりサポーター」による訪問を行います。

- ① 対象：ア 65 歳以上の一人暮らしの方、高齢者のみの世帯の方、または日中独居の方
イ 介護保険のサービスやその他安否確認を目的とする制度を利用していない方
(上記のアとイ両方の該当する方)

- ② 内容：地域の方で社会福祉協議会に登録している「みまもりサポーター」が月 2 回程度、玄関先での声かけを行います。様子がいつもと異なる場合は関係機関と連携して対応します。

○費用：無料

(各年度末現在)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
利用者	33 人	25 人	24 人	24 人	18 人
サポーター	49 人	43 人	43 人	22 人	20 人

(20) 地域福祉コーディネーターの配置

(事業開始 平成 24 年度)

地域で日頃感じている生活上の困りごとなどを、地域住民と一緒に考え解決していくため、地域に根差し活動する地域福祉コーディネーターを、平成 24 年度 1 圏域、平成 26 年度 2 圏域、平成 27 年度より区内全 4 圏域に配置しました。

(各年度延べ件数)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
直接支援	818 件	783 件	635 件	594 件	488 件
間接支援	1,288 件	1,118 件	1,064 件	1,243 件	1,031 件
地域支援	5,617 件	5,595 件	4,935 件	6,152 件	5,457 件
啓発活動	74 件	84 件	96 件	78 件	66 件

(21) 地域の支え合い体制づくり事業

(事業開始 平成 29 年度)

① サロンぶらす

地域の課題解決を目的とし、参加者同士の交流を深める活動を行いながら、地域の皆さんが誰でも自由に集うことができる居場所づくりを行うため、運営する団体に補助金を交付します。

(令和元年度から一部ふれあいいきいきサロンと内容を整理)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
助成件数	7件	5件	9件	9件	15件
助成総額	331,000円	282,000円	474,000円	430,000円	3,422,000円

② 「住民主体の通いの場」立ち上げ経費補助

「住民主体の通いの場」を運営する団体で、立ち上げ時に必要な物品等を補助します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
助成件数	1件	0件	1件	0件	0件
助成総額	100,000円	0円	100,000円	0円	0円

(22) 介護予防・日常生活支援総合事業

(事業開始 平成28年度)

① 生活支援コーディネーターの配置(事業開始 平成28年度)

地域の多様な主体によるさまざまな生活支援サービス(助け合い活動等)の体制整備を進めるため、生活支援コーディネーターを区内全4圏域に配置し、地域支援事業の包括的支援事業に位置付けられた生活支援体制整備事業を行います。

② 住民主体の通いの場(かよい~の)(事業開始 平成29年度)

介護予防のための体操等とともに、住民同士の助け合い・支え合う活動を推進するため、実施する団体に補助金を交付します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
助成件数	26件	28件	32件	38件	38件
助成総額	5,633,500円	5,965,000円	7,404,000円	8,464,000円	9,334,286円

※助成総額について、令和6年度までは補助事業として実施していたため補助金額を記載、令和7年度からは委託事業となったため契約金額を記載しています。

(23) 地域共生社会を目指した総合的・包括的な相談支援体制の整備

(事業開始 令和元年度)

① 地域力強化推進事業(事業開始 令和元年度)

地域の自主的な助け合い、支え合い活動の中心となり、多世代の人々が自由に交流できる「多機能な居場所(つどい~の)」の構築に対して、その開設・運営費等を補助します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
運営費助成件数	7件	8件	8件	8件	8件
立上費助成件数	1件	1件	0件	0件	0件
事業継承助成件数				1件	0件
助成総額	14,914,240円	16,326,000円	16,715,000円	18,687,030円	16,371,000円

② 文京ユアストーリー(事業開始 令和元年度)

身寄りのない高齢者等が、人生の最期まで安心して住み慣れた地域で自分らしく暮らすため、社会参加支援・定期連絡・訪問を行うとともに、判断能力等の衰えが見られる場合には後見制度や介護サービスの案内、葬儀や家財処分の準備等を、本人の意向に沿って支援します。

(各年度末現在)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
問合人数	35人	43人	46人	75人	81人
申込人数	7人	10人	6人	8人	5人
新規契約人数	4人	8人	9人	3人	5人

4 (公益社団法人) 文京区シルバー人材センター

(設立 昭和52年度)

(1) シルバー人材センターの生い立ち

シルバー人材センターは、今後の高齢社会の進展に対し、高齢者の就業による「生きがい」と「健康の増進」等をめざして昭和52年に設立されました。昭和55年には社団法人に、昭和61年には「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」により法制化され、さらに平成23年4月1日に公益社団法人に移行した団体です。

(2) シルバー人材センターの目的

長年の豊富な人生経験を活かして働くことによって、生きがいを求め、社会に役立ち、さらに収入を得たいという、健康な60歳以上の方が集まった団体で、高齢者の生きがいと就業を結びつけた事業を行っています。官公庁や民間企業、一般家庭等から、高齢者にふさわしい仕事を引き受け、会員がお互いに力を合わせて自分達の手で運営し、地域社会の理解と協力を得ながら、会員の働く機会を広げていく活動を続けています。

(3) 所在地

事務所所在地：春日一丁目16番21号 文京シビックセンター4階

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
会 員 数	1,210人	1,275人	1,390人	1,462人	1,493人
請負契約 件数	6,967件	7,415件	7,430件	7,331件	7,208件
請負契約 金額(①)	380,297,971円	432,555,424円	462,536,850円	479,105,986円	479,391,775円
派遣登録 会員数	269人	288人	323人	386人	396人
派遣契約 件数	48件	55件	62件	60件	62件
派遣契約 金額(②)	52,469,582円	55,300,903円	59,510,719円	77,738,184円	85,414,786円
金額の合計 (①+②)	432,767,553円	487,856,327円	522,047,569円	556,844,170円	564,806,561円

(4) 事業概要

① 特色

ア 高齢者の希望する臨時的・短期的又は軽易な仕事を提供して、健康づくりや生きがいづくりを目的とする法律に基づいて設立された団体で、区、都及び国から助成を受けています。

イ シルバー人材センターが、会員にふさわしい仕事を受託し、各会員はそれぞれの希望に沿って請負や派遣の仕事に従事します。

ウ 「請負の場合」

会員は、センターと発注者が結ぶ「請負契約」に基づいて働きます。仕事の完成を約束してその仕事の完成に対して報酬を支払うという契約です。発注者との雇用関係が生じる就業ではないため、会員は発注者からの指揮命令は受けません。

「派遣の場合」

会員と東京しごと財団（東京都シルバー人材センター連合本部）が雇用契約を結び、センターが仕事上の調整を行って、会員を発注者の就業場所へ派遣します。会員は発注者からの指揮命令で働き、発注者の従業員とともに就業します。

このような特色を活かし、文京区シルバー人材センターは、現在1,493人（令和8年3月末）の会員を擁し、会員の能力に応じた就業機会を提供しています。

② 請負の仕事の種類

ア 実務経験を活かせる仕事

受付窓口、書類整理等

イ 専門技能を活かせる仕事

植木剪定、襖・障子張り、網戸張り

ウ その他、高齢者に適した仕事

スポーツ施設・学校等の管理、家事援助、会館管理、ポスターの掲示、学童交通指導
毛筆宛名書き、除草、ビル清掃、封入、区報配布等

③ 派遣の仕事の種類

ア 実務経験を活かせる仕事

一般事務、経理事務、児童館受付・印刷・使送、介護施設・保育施設補助、期日前選挙受付事務

イ その他、高齢者に適した仕事

スーパー・コンビニの品出し、マンションの管理業務、飲食店・フードコートにおける調理補助、接客等

④ 「シルバーお助け隊」（区補助事業）

平成20年9月より高齢者・障害者世帯のちょっとした困りごとをサポートする「シルバーお助け隊」をスタートさせました。

ア 対象

（ア）70歳以上のみ高齢者世帯 （イ）障害者のみ世帯

イ 内容

専門的技術を必要としない軽易で短時間（概ね 30 分以内）で終了する継続性のないもの

（ア）電球・蛍光管の交換 （イ）軽易な家具の移動 （ウ）浴槽の掃除

（エ）代筆（毛筆以外） （オ）庭掃除（雑草除去など）

（カ）体調不良時の生活必需品の買物等 （キ）その他上記に準ずる内容

ウ 利用者負担額：1 回 300 円（1 回 1 名 30 分で終わる一つの作業）

（注 1）2 名での就業は 2 回分となります。

（注 2）蛍光灯や買い物の購入料金等は利用者の実費負担になります。

エ 利用回数：年間 4 回まで

⑤ 買い物支援おたがいさまサービス事業（区補助事業）

平成 28 年 10 月より高齢者の介護予防及び日常生活の自立を支援することを目的とした「買い物支援おたがいさまサービス事業」をスタートさせました。

ア 対象

（ア）事業対象者（基本チェックリストで生活機能の低下が見られた方）

（イ）要支援 1 または要支援 2 の方

（ウ）継続利用要介護者（（ア）または（イ）の時から当該事業を利用していた方のうち、要介護となった後も継続的に利用を続ける方）

※ 事業の提供は、地域包括支援センターからの依頼に基づき実施します。

イ 内容

自立生活を維持するために必要な買い物支援・見守り支援を行います。

ウ 利用者負担額：1 回 250 円（1 回 60 分程度）

エ 利用回数：月 4 回まで

⑥ 「介護施設お助け隊」（区補助事業）

平成 29 年 10 月より高齢者の社会参加を促進し介護施設における業務の負担軽減を図ることを目的とした「介護施設お助け隊」をスタートさせました。

ア 対象

区内特別養護老人ホーム、高齢者在宅サービスセンター

イ 内容

（ア）話し相手・傾聴 （イ）配膳・下膳・お茶入れ （ウ）食事見守り （エ）食器洗い

（オ）シーツ交換 （カ）洗濯・たたみ・仕分け （キ）廊下・トイレ・洗面所清掃

（ク）部屋清掃 （ケ）その他

⑦ 「チームオレンジお助け隊」（区補助事業）

令和 7 年度から、区内事業所のご協力のもと、もの忘れや軽度認知症となっても地域に貢献したいという思いを持った方向けの事業（通称：エルジョリコ※）を開始しました。

※エルジョリコとは・・・エルダー（elder 年長者・先輩）、ジョブ（job 仕事）、リコレクション（recollection 回想・記憶）を合わせた造語で、高齢者が就業を通じて、社会貢献や働く喜びを思い起こしていただく事業。

ア 対象

区内事業所

イ 内容

ものの忘れや軽度認知症のある会員及びそのサポートを行う会員がペアとなって事業所に伺い、就業します。事業所からは、サポートを行う会員分のみ費用負担を頂きます。

5 保護司

(保護司法 昭和 25 年施行)

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアで、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員です。

保護司は、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性をいかし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っています。

保護司は、それぞれに配属された保護区において保護司会に加入し、研修、犯罪予防活動、関係機関との連絡調整、広報活動などの組織的な活動を行っています。文京区保護司会は昭和 28 年に発足し、令和 7 年度末で、61 人の保護司が所属しております。

「文京区社会を明るくする運動」の取組においては、文京区保護司会が中心となり展開しています。

(福祉政策課地域福祉係)

6 文京区更生保護女性会

(設立 昭和 32 年)

更生保護女性会は、地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体です。

文京区更生保護女性会は、社会を明るくする運動の推進、青少年健全育成活動の推進、更生支援活動の推進等、様々な活動に携わっております。

(福祉政策課地域福祉係)

令和8年版
ぶんきょう（文の京）の社会福祉
印刷物番号 E0126018
令和8年10月発行
頒布価格 1,230円
編集発行 文京区福祉部福祉政策課
文京区春日一丁目16番21号
電話 代表 03（3812）7111
内線 2702・2703
ダイヤルイン 03（5803）1201
印刷 山浦印刷株式会社
文京区関口1-39-10
電話 03（3203）4721
FAX 03（3203）4910